# 情報公開・個人情報保護制度運用状況

## 平成１９年度版

さいたま市総務局総務部市政情報課

# 目　　次


## ◇　情報公開制度　◇

Ⅰ　情報公開制度のあらまし・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅱ　情報公開制度の運用状況・・・・・・・・・・・・・・　4
　1　行政情報公開の実施状況概要・・・・・・・・・・　4
　2　行政情報公開決定に係る不服申立ての状況・・・・　6
　3　行政情報公開の実施状況一覧・・・・・・・・・・　8
Ⅲ　情報提供の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

## ◇　個人情報保護制度　◇

Ⅰ　個人情報保護制度のあらまし・・・・・・・・・・・・　５１
Ⅱ　個人情報保護制度の運用状況・・・・・・・・・・・・　５５
　1　個人情報開示等の実施状況概要・・・・・・・・・・　５５
　2　個人情報開示等決定に係る不服申立ての状況・・・　５６
　3　個人情報開示等の実施状況一覧・・・・・・・・・・　５７

## ◇ 情報公開・個人情報保護審査会　◇
## ◇ 情報公開・個人情報保護審議会　◇

Ⅰ　情報公開・個人情報保護審査会の運営状況・・・・・　７３
Ⅱ　情報公開・個人情報保護審議会の運営状況・・・・・　７８

## ◇　会議公開制度　◇

Ⅰ　会議公開制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
Ⅱ　会議公開制度の運用状況・・・・・・・・・・・・・・　８１
　1　会議公開制度運用状況・・・・・・・・・・・・・・　８１
　2　審議会等の会議別開催状況・・・・・・・・・・・・　８１

## ◇　資料　◇

Ⅰ　情報公開・個人情報保護審査会答申・・・・・・・・　８７
答申第 33 号(87～)、答申第 34 号(91～)、答申第 35 号(95～)、答申第 36 号(99～)
答申第 37 号(104～)、答申第 38 号(108～)、答申第 39 号(116～)、答申第 40 号(121～)
答申第 41 号(126～)、答申第 42 号(133～)、答申第 43 号(137～)、答申第 44 号(142～)
答申第 45 号(146～)、答申第 46 号(150～)、答申第 47 号(157～)、答申第 48 号(162～)
Ⅱ　情報公開・個人情報保護審議会答申・・・・・・・　１７０

# ◇ 情 報 公 開 制 度 ◇

# Ⅰ　情報公開制度のあらまし

## 1　情報公開制度の意義と必要性

近年、社会構造の複雑化と日常生活の多様化に伴い、市町村の行政活動の領域も専門化、高度化し、市民の生活に直接影響するような行政情報が多く蓄積されていく傾向にあります。

他方、地方自治の本旨に基づいた公正で開かれた市政の発展に寄与するためには、市民が市政を理解し、また市政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには、市が何を行っているのか、どういう状況にあるのかといった市政情報を市民は得る必要があります。そのため、行政の説明する責務と市民の情報公開を求める権利を明らかにする情報公開制度の確立が求められてきました。

## 2　総合的な情報公開制度の確立

本市では、様々な公表施策などを展開してきており、特に、情報提供によりその時々の市民ニーズに合わせた情報を広く、分かりやすく発信していくことは、大きな意義を有するものです。しかし、市が任意に行うものであるため、個々の市民にとって必ずしも要望するすべての情報が得られるものとはなりません。そこで、さいたま市情報公開条例により市民の行政情報の公開を求める権利を実定法上の権利として創設したものです。情報公開制度は、情報提供も含めた広いものととらえ、そのすべてを総合的に推進していくこととしています。

## 3　情報公開制度の概要

### ⑴　制度の目的

行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

### ⑵　実施機関

行政情報の公開を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

### ⑶　対象となる行政情報

対象となる行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクなどで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、平成１３年５月１日以後に作成し、又は取得したものです。

ただし、次のものは除きます。

ア　一般に容易に入手できるもの（パンフレットなど）、図書館等の一般に利用できる施設で閲覧できるもの（一般に販売されている新聞、図書など）

イ　歴史的資料、文化的資料又は学術研究用資料（古文書など）として特別に保有しているもの

⑷　行政情報の公開を請求できる者

ア　市内に住所を有する者

イ　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ　市内に存する学校に在学する者

オ　その他市の行政情報の公開を必要とする理由を明示する個人及び法人その他の団体

⑸　公開請求の受付

公開請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（公開請求書）を提出することにより行います。

⑹　行政情報の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に公開しなければなりません。

〔非公開情報〕

ア　法令秘情報

イ　個人情報

ウ　法人等情報

エ　審議、検討等情報

オ　事務事業執行情報

カ　国等協力関係情報

キ　公共安全情報

〔非公開情報の例外的取扱い〕

ア　公益上の理由による裁量的公開

行政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開することができます。

イ　行政情報の存否に関する情報

公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができます。

ウ　部分公開

行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合は、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を公開します。

⑺　公開請求に対する措置

実施機関は、公開請求に対し、次の決定をし、公開請求者へ通知します。

ア　決定

(ｱ)　公開決定（全部公開決定・一部公開決定）

(ｲ)　非公開決定

イ　決定の期限

公開請求があった日から１５日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は公開請求に係る行政情報が著しく大量であるときには、例外として延長することができます。

ウ　第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、公開請求に係る行政情報に市及び公開請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、公開決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

エ　行政情報の公開の実施

情報公開コーナーにおいて、担当課の立会いの下に、行政情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

⑻　不服申立て

実施機関は、決定について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、不服申立てについての決定をします。

⑼　行政情報の任意的公開

請求権者以外の者からの行政情報の公開の申出、合併前の浦和市、大宮市、与野市及び解散前の埼玉県南水道企業団から承継された行政情報並びに編入前の岩槻市から承継された行政情報のうち、平成１３年５月１日前の編入前の岩槻市条例に規定する実施機関が作成し、又は取得した行政情報の公開の申出があったときは、実施機関はこれに応ずるよう努めるものとします。

⑽　費用負担

行政情報の公開に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、公開請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

⑾　情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、情報公開制度とともに、積極的な情報提供に努めるものとします。

⑿　出資法人等への要請

市長は、規則で定める出資法人等に対し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとします。

## Ⅱ　情報公開制度の運用状況

### １　行政情報公開の実施状況概要

平成１９年度の請求（申出）件数は、表１－１のとおり 400 件であり、内容は、表１－２のとおり事務引継書関係についてのものが最も多くなっています。

また、実施機関別の請求（申出）件数は表１－３のとおりです。

処理状況は、公開が 227 件、一部公開が 222 件、非公開が 154 件となっています。

表１－１　行政情報公開請求（申出）件数・処理件数

| | 請求(申出)件数 | 処理件数 | 処理区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 公　開 | 一部公開 | 非公開 | （非公開区分） |
| 請　求 | ３８９ | ５９２ | ２２４ | ２１４ | １５４ | 文書不存在　１５３ |
| | | | | | | その他　1 |
| 申　出 | １１ | １１ | 3 | 8 | 0 | 文書不存在　0 |
| | | | | | | その他　0 |
| 合　計 | ４００ | ６０３ | ２２７ | ２２２ | １５４ | 文書不存在　１５３ |
| | | | | | | その他　1 |

表１－２　行政情報公開請求（申出）内容別処理件数

| 内容別分類 | 主な内容 | 請求 | 申出 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 総合政策 | | 0 | 0 | 0 |
| 総務・秘書 | 事務引継書、市長交際費、文書管理、記者発表資料　等 | ２４９ | 1 | ２５０ |
| 財政 | 公有財産関係、本庁舎平面図、業務委託入札関係　等 | 7 | 0 | 7 |
| 市民文化 | 建築物の新築届、自治会長名簿、行政相談委員名簿、住民基本台帳ネットワークシステム関係　等 | ８３ | 1 | ８４ |
| 福祉・保健 | 放課後児童クラブ関係、社会福祉施設設置関係、国民健康保険税の減免関係、民生委員・児童委員関係　等 | ３６ | 0 | ３６ |
| 環境・経済 | 土壌・地下水汚染関係、大気汚染、公害苦情、産業廃棄物関係、地球温暖化対策、大規模小売店舗立地法　等 | ７３ | 0 | ７３ |
| 都市計画・開発 | 開発許可関係、道路位置指定図、業務委託関係、建築確認関係、近隣説明等報告書　等 | １１６ | 7 | １２３ |
| 消防 | 防火対策情報、消防訓練関係、消防支援情報システム等 | 4 | 0 | 4 |
| 学校教育 | 学校選択制関係、通学路整備要望一覧、市内小・中学校の耐震化状況関係、公共施設業務委託入札関係　等 | １０ | 2 | １２ |
| 議会・選挙・監査 | 政務調査費収支報告書、委員会会議録、監査書類　等 | １４ | 0 | １４ |
| 合　　計 | | ５９２ | １１ | ６０３ |

表１－３　実施機関別処理件数

| 実施機関 | | 請　求 | 申　出 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| 市　長 | 市長公室 | １２ | 1 | １３ |
| | 政策局 | １６ | 0 | １６ |
| | 総務局 | ４８ | 0 | ４８ |
| | 財政局 | ２０ | 0 | ２０ |
| | 市民局 | ３１ | 0 | ３１ |
| | 保健福祉局 | ６１ | 0 | ６１ |
| | 環境経済局 | ７８ | 0 | ７８ |
| | 都市局 | ６２ | 3 | ６５ |
| | 建設局 | ９５ | 4 | ９９ |
| | 市立病院 | 1 | 0 | 1 |
| | 西区 | 5 | 0 | 5 |
| | 北区 | 1 | 0 | 1 |
| | 大宮区 | 6 | 0 | 6 |
| | 見沼区 | 6 | 0 | 6 |
| | 中央区 | 6 | 1 | 7 |
| | 桜区 | ２５ | 0 | ２５ |
| | 浦和区 | 8 | 0 | 8 |
| | 南区 | 7 | 0 | 7 |
| | 緑区 | 6 | 0 | 6 |
| | 岩槻区 | １８ | 0 | １８ |
| | 消防局 | 5 | 0 | 5 |
| | 出納室 | 2 | 0 | 2 |
| 水道事業管理者 | | 3 | 0 | 3 |
| 教育委員会 | | ３１ | 2 | ３３ |
| 議会 | | 9 | 0 | 9 |
| 選挙管理委員会 | | １６ | 0 | １６ |
| 人事委員会 | | 1 | 0 | 1 |
| 監査委員 | | 6 | 0 | 6 |
| 農業委員会 | | 7 | 0 | 7 |
| 固定資産評価審査委員会 | | 0 | 0 | 0 |
| 合　　計 | | ５９２ | １１ | ６０３ |

2　行政情報公開決定に係る不服申立ての状況

平成１９年度の不服申立ての件数は、市長等に対する異議申立てが１１件、市長に対する審査請求が 1 件、教育委員会に対する審査請求が１件でした。不服申立ての内容については、表１－４のとおりです。

表１－４　行政情報公開決定に係る不服申立ての内容

| | 公開請求に係る行政情報の名称 | 実施機関 | 不服申立日 | 答申日 | 裁決(決定)日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 原処分 | 諮問日 | 内　容 | 内　容 |
| 1 | 国民健康保険税条例の起案書の非公開決定に対する異議申立て | 市長 | 19.9.11 | 19.12.27 異議申立て取下げ | |
| | | 一部公開 | 19.9.18 | | |
| 2 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する異議申立て | 選挙管理委員会 | 19.10.16 | 20.7.11 | 20.7.28 |
| | | 非公開 | 19.10.22 | 原処分妥当 | 棄却 |
| 3 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する異議申立て | 監査委員 | 19.10.16 | 20.7.11 | 20.7.23 |
| | | 非公開 | 19.10.22 | 原処分妥当 | 棄却 |
| 4 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する異議申立て | 農業委員会 | 19.10.16 | 20.7.11 | 20.7.25 |
| | | 非公開 | 19.10.22 | 原処分妥当 | 棄却 |
| 5 | 個別フォルダ「市長職務執行者から市長への事務引継書」の非公開決定に対する異議申立て | 市長 | 19.10.17 | 20.7.11 | 20.8.4 |
| | | 非公開 | 19.10.23 | 原処分妥当 | 棄却 |
| 6 | 市長事務引継書原本及び写しの非公開決定に対する異議申立て | 市長 | 19.10.22 | 20.7.11 | 20.8.4 |
| | | 非公開 | 19.10.23 | 原処分妥当 | 棄却 |
| 7 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する異議申立て | 議会 | 19.10.16 | 20.7.11 | 20.7.25 |
| | | 非公開 | 19.10.23 | 原処分妥当 | 棄却 |
| 8 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する審査請求 | 教育委員会 | 19.10.16 | 20.7.11 | 20.8.21 |
| | | 非公開 | 19.10.25 | 原処分妥当 | 棄却 |
| 9 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する異議申立て | 人事委員会 | 19.10.16 | 20.7.11 | 20.7.29 |
| | | 非公開 | 19.10.29 | 原処分妥当 | 棄却 |

| | 公開請求に係る行政情報の名称 | 実施機関<br>原処分 | 不服申立日<br>諮問日 | 答申日<br>内　容 | 裁決(決定)日<br>内　容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する異議申立て | 市長<br>非公開 | 19.10.16<br>19.11.14 | 20.7.11<br>原処分妥当 | 20.7.22<br>棄却 |
| 11 | ６～８級職員の事務引継書原本(2005年度人事異動分)の非公開決定に対する審査請求 | 水道事業管理者<br>一部公開 | 19.10.16<br>19.11.14 | 20.7.11<br>原処分妥当 | 20.7.22<br>棄却 |
| 12 | 特定地番の共同住宅建築計画について指定確認検査機関から受けた文書一式 | 市長<br>一部公開 | 19.12.17<br>― | ―<br>― | 19.12.28<br>認容 |
| 13 | 特定地番の共同住宅建築計画について、埼玉県生活環境保全条例第８０条第１項の規定による報告書の一部公開決定に対する異議申立て | 市長<br>一部公開 | 20.1.7<br>20.2.19 | 20.8.19<br>原処分一部取消し | 20.10.22<br>一部認容 |

# 3　行政情報公開の実施状況一覧

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 浦1 | H19.4.3 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 学事課 | 市内中学校における指定校変更の申請件数、および許可理由別の許可件数について | 平成18年度9月5日付け教学学647<br>学校選択制等の実施状況について | H19.4.13 | 公開 | | | |
| 2 | 浦2 | H19.4.3 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 学事課 | 市内における小学校、中学校における学校選択制度の導入に関する検討についての書類（議事録等） | | H19.4.13 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 3 | 中1 | H19.4.3 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定マンション建設に際しての近隣説明等報告書の中の説明会における議事録 | 平成17年8月12日付け近隣説明等報告書(受付番号05-029) | H19.5.7 | 一部公開 | 説明会議事録等の氏名等 | 第7条<br>第2号<br>第3号 | |
| 4 | 中2 | H19.4.3 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定マンション建設に際しての近隣説明等報告書の中の説明会における議事録 | 平成19年1月23日付け近隣説明等報告書（受付番号06-059） | H19.5.7 | 一部公開 | 説明会議事録等の氏名等 | 第7条<br>第2号<br>第3号 | |
| 5 | 浦3 | H19.4.4 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 「青年の家・青少年会館」跡地の有効利用についての要望書（H19年2月）を含む自治会あるいは自治会町名で出した文書及び資料 | 平成19年2月22日付け要望書<br>「青年の家・青少年会館」跡地の有効利用について | H19.4.6 | 公開 | | | |
| 6 | 浦4 | H19.4.6 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 特定工場跡地の土壌汚染に関する事項 | 土壌汚染状況調査結果報告書/平成18年12月26日収受第3843号<br>汚染拡散防止計画作成報告書/平成19年2月7日収受第4303号 | H19.4.20 | 一部公開 | 法人の担当者の氏名 | 第7条<br>第2号 | |
| 7 | 浦6 | H19.4.10 | 請求 | 消防局予防部 | 査察指導課 | さいたま市に現存する<別紙>の建築物の名称・所在地、建築面積（床面積、戸数でも可）、高さ（階数でも可）、建築年月日（S56年以前か以降か）の一覧（平成19年4月1日現在）。名称・所在地については電磁的記録、地図についてはデジタル地図又は緯度・軽度情報を希望 | 防火対策情報のうち、消防法施行令別表第1第4項、第5項イ、第5項ロ、第6項イ、第6項ロ、第6項ハ、第13項イ、第16項イ、第16項ロ及び第18項に係る部分 | H19.4.24 | 一部公開 | 1　上記実施機関が特定した行政情報のうち、「氏名」に該当する部分<br>2　デジタル地図及び経緯・経度情報 | 第7条<br>第2号<br>文書不存在 | |
| 8 | 浦7 | H19.4.11 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年2月1日から平成19年3月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む | 平成19年2月1日から平成19年3月31日まで開発行為に関する工事の検査済み証を交付した、都市計画法に基づく開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域位置図 | H19.4.24 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影。 | 第7条<br>第2号 | |
| 9 | 浦8 | H19.4.11 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年2月1日から平成19年3月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む | 平成19年2月1日から平成19年3月31日までに開発行為に関する工事の検査済み証を交付した、都市計画法に基づく開発行為のうち非自己居住用の開発行為に於ける開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域図。 | H19.4.24 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影。 | 第7条<br>第2号 | |
| 10 | 浦9 | H19.4.11 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年2月1日から平成19年3月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申請書（カガミ部分）、位置図。変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図、平成19年2月7日第北06--061号～平成19年3月30日第北06-069号、平成19年2月20日第北廃06-010号及び平成19年3月12日第北廃06-011号 | H19.4.23 | 一部公開 | 道路位置指定申請図のうち、案内図中の個人名、個人の氏名及び印影のあるもの | 第7条<br>第2号 | |
| 11 | 浦10 | H19.4.11 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年2月1日から平成19年3月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申請書（カガミ部分）、位置図。変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年2月7日第南06-41号～平成19年3月26日第南06-050号<br>平成19年3月26日第南廃06-006号 | H19.4.24 | 一部公開 | 「申請者、承諾者、代理者及び図面作成者の住所、氏名、印影」のうち個人のもの<br>地積図中の土地建物所有者名<br>付近見取り図中個人宅氏名 | 第7条<br>第2号 | |
| 12 | 浦11 | H19.4.11 | 請求 | 保健福祉局保健所 | 環境衛生課 | 保保所環第13387号、2007年3月19日付け「理由説明書」の起案書 | 平成19年3月19日付け保保所環13387号、理由説明書の提出及び口頭意見陳述書について（回答） | H19.6.6 | 公開 | | | |
| 13 | 岩1 | H19.4.11 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 子育て支援課 | 太田放課後児童クラブの19年度定員決定に関わる会議等の記録一式 | 平成19年度放課後児童クラブ入室申込状況<br>平成19年度放課後児童クラブ入室決定(不承諾)状況 | H19.5.8 | 公開 | | | |
| 14 | 岩2 | H19.4.11 | 請求 | 岩槻区健康福祉部 | 支援課 | 2/13付けの異議申し立ての審査記録一式 | ①H19年2月13日　放課後児童クラブ入室否決定処分についての異議申立て書<br>②H19年3月23日　放課後児童クラブ入室否決定処分についての異議申立て書<br>③H19年4月13日　放課後児童クラブ入室否決定処分についての2月13日付け異議申立て | H19.4.23 | 一部公開 | 個人の氏名・住所・年齢 | 第7条<br>第2号 | |
| 15 | 浦14 | H19.4.16 | 請求 | 農業委員会事務局 | 農地調整課 | 平成19年3月1日から平成19年3月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿（又は議案書） | 平成19年度第1回さいたま市農業委員会農地部会における3月分報告事項のうち農地法第4条及び第5条の届出 | H19.4.19 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 浦15 | H19.4.16 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 住居表示付定受付簿(浦和区分)<br>(平成19年1月1日から平成19年3月31日まで) | H19.4.24 | 一部公開 | 居住者　世帯主　申請人の担当者名 | 第7条第2号 | |
| 17 | 浦16 | H19.4.16 | 請求 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 建物その他の工作物新築届出書受付簿(南区分<br>平成19年1月1日～平成19年3月31日) | H19.4.23 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人及び居住者名 | 第7条第2号 | |
| 18 | 浦17 | H19.4.16 | 請求 | 緑区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 建物その他の工作物新築届出書受付簿（緑区分<br>平成19年1月1日から平成19年3月31日） | H19.4.24 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人・居住者名 | 第7条第2号 | |
| 19 | 浦18 | H19.4.16 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあった「住居表示受付台帳」 | H19.4.26 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主及び申請人 | 第7条第2号 | |
| 20 | 浦19 | H19.4.16 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 1 居住表示付定受付帳(平成19年1月1日から平成19年3月31日分) | H19.4.25 | 一部公開 | 居住表示付定受付帳のうち、申請人及び居住者欄のうち個人名の記載がある部分 | 第7条第2号 | |
| 21 | 浦20 | H19.4.16 | 請求 | 中央区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあった「建物その他の工作物新築届出書」の受付簿（中央区分） | H19.5.15 | 一部公開 | 申請人の住所、氏名 | 第7条第2号 | |
| 22 | 浦21 | H19.4.16 | 請求 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | | H19.4.19 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 23 | 浦22 | H19.4.16 | 請求 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | | H19.4.18 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 24 | 浦23 | H19.4.16 | 請求 | 西区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 西区プラザ地区<br>住居表示台帳 | H19.4.19 | 公開 | | | |
| 25 | 中3 | H19.4.16 | 申出 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成12年11月20日、第120048号で許可を受けた許可申請書に添付されている南側排水管付替えに関する合意書 | 平成12年11月20日、第120048号で許可を受けた許可申請書に添付されている、平成12年8月17日付けの南側排水管付替えに関する合意書。 | H19.4.27 | 一部公開 | 個人の印影 | 第7条第2号 | |
| 26 | 大1 | H19.4.17 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 特定地番の宅地造成の開発行為許可申請（現況平面図・造成計画平面図・道路横断図・道路縦断図） | 平成19年1月24日受付　第N180269号　特定地番　開発行為許可申請書の添付図書（現況平面図・造成計画平面図・道路横断図・道路縦断図） | H19.4.25 | 一部公開 | 個人の氏名 | 第7条第2号 | |
| 27 | 桜1 | H19.4.19 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 特定工場跡地の土壌汚染に関する文書全て（物質名・数量（値）・除去作業について） | 土壌汚染状況調査結果報告書/平成18年12月26日収受第3843号<br>汚染拡散防止計画作成報告書/平成19年2月7日収受第4303号 | H19.4.26 | 一部公開 | 法人の担当者の名前 | 第7条第2号 | |
| 28 | 南1 | H19.4.19 | 請求 | 南区区民生活部 | 総務課 | 4月8日選挙の投票所（浦和別所小学校）における県議選・市議選の各投票者等（当該データを含む一件文書） | (1)4月8日執行　埼玉県議会議員一般選挙投票録　南区第1投票所　指定関係投票区<br>(2)4月8日執行　さいたま市議会議員一般選挙投票録　南区第1投票所　指定関係投票区 | H19.5.17 | 公開 | | | |
| 29 | 南2 | H19.4.19 | 請求 | 教育委員会事務局管理部 | 学校施設課 | 市内さいたま市立小中学校の校舎及び屋内体育館の耐震化状況 | 平成18年度施設台帳（408枚）<br>鉄骨造屋内運動場耐震化優先度調査(2枚)<br>耐震診断結果報告書(1次診断)（4枚）<br>大宮東中学校外5校鉄骨造校舎耐震化優先度調査業務委託(2枚) | H19.5.1 | 公開 | | | |
| 30 | 大2 | H19.4.23 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 市道番号索引の島町区域 | 大宮地区路線網図（平成18年度版） | H19.5.4 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 31 | 大3 | H19.4.23 | 請求 | 環境経済局<br>環境部 | 環境管理事務所 | VOC排出施設届出事業所一覧の送付についての依頼<br>必要事項　1企業名、工場名　2住所　3電話番号　4設備台数 | VOC排出施設届出事業所一覧表 | H19.5.2 | 公開 | | | |
| 32 | 緑1 | H19.4.23 | 請求 | 保健福祉局<br>福祉部 | 監査指導課 | 平成18年2月24日保福監84号通知に関して、平成18年6月1日分の以後に収受した文書、及び特定事業所に対して通知した文書の全て。 | | H19.4.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 33 | 緑2 | H19.4.23 | 請求 | 保健福祉局<br>福祉部 | 監査指導課 | 特定法人に対する平成18年度指導監査（介護保険法、老人福祉法とも）における結果通知表紙、口頭指導調書、指導事項及び回答書、添付資料の全て。 | ・H18年11月30日社会福祉施設指導監査の結果について、H19年2月16日指定介護老人福祉施設に係る指導結果について(通知)、H19年2月16日指定居宅サービス事業者に係る指導結果について(通知)、H19年2月16日指定居宅介護支援事業に係る指導結果について(通知)<br>・特定法人からの添書及び指摘事項、回答書 | H19.5.2 | 一部公開 | 施設職員の個人名 | 第7条第2号 | |
| 34 | 大4 | H19.4.27 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 建築指導課 | 受付番号平成19年1月12日第06-062特定マンション新築工事の近隣説明書の内容の写しがほしい。（電波障害と事前協議報告書は除く） | 平成19年1月12日（受付第06-062号）に提出された、特定地番に建築予定の建築物に関する近隣説明等報告書 | H19.5.23 | 一部公開 | 近隣説明等報告書のうち、代理者の担当者氏名、説明者の氏名等<br>紛争の防止に関する方針のうち、建築主の所見欄等<br>設計図書の間取りの分かる部分 | 第7条第2号<br>第3号<br>第7号 | |
| 35 | 浦25 | H19.4.27 | 申出 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 体育課 | ・大宮体育館<br>上記に係わるボーリング調査結果のうち、「柱状図」及び「調査位置図」 | 大宮体育館に係わるボーリング調査結果（柱状図、調査位置図） | H19.5.10 | 公開 | | | |
| 36 | 浦26 | H19.4.27 | 申出 | 教育委員会事務局管理部 | 学校施設課 | ・八幡中学校<br>上記に係わるボーリング調査結果のうち、「柱状図」及び「調査位置図」 | 八幡中学校「土質柱状図」「調査位置図」 | H19.5.11 | 一部公開 | 土質柱状図中の建築士の登録番号、建築士名、及び個人の印影 | 第7条第2号 | |
| 37 | 浦27 | H19.5.7 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 学事課 | 18年度通学路整備要望一覧（さいたま市内10区各区全小学校） | 平成18年度教学学1571<br>平成18年度通学路整備要望一覧 | H19.5.17 | 公開 | | | |
| 38 | 北1 | H19.5.8 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 用地課 | 「都市計画道路加茂宮広路線」の建設計画、用地取得の経緯、用地取得にかかる経費などに関するいっさいの文書 | 平成16年2月10日付「建北用発第136号」事前協議書　土地売買契約書　不動産鑑定評価書(平成15・16・17・18年度)<br>不動産調査報告書(平成16・17・18年度)<br>土地評価調書　補償積算調書　丈量図　支出負担行為伺書　交渉記録 | H19.5.22 | 一部公開 | ・住所、氏名、印影、電話番号、買収価格等の総額、未買収土地の面積及び面積算定のための測定値、補償の種類と金額、<br>・支出負担行為の、負担行為額、執行可能額、支払予定日、支払予定金額<br>・不動産鑑定評価書・不動産調査報告書・土地評価調査書・補償積算調書・交渉記録 | 第7条第2号<br>第5号 | |
| 39 | | H19.5.8 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 道路建設課 | 「都市計画道路加茂宮広路線」の建設計画、用地取得の経緯、用地取得にかかる経費などに関するいっさいの文書 | 都市計画事業認可申請書3・3・110号　加茂宮広路線 | H19.5.22 | 一部公開 | 個人氏名、住所 | 第7条第2号 | |
| 40 | 北2 | H19.5.8 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 道路建設課 | 「都市計画道路加茂宮広路線」の建設予定地の一部について、特定法人がマンション建設工事のために使用許可を申請し、さいたま市が許可を与えた経緯に関するいっさいの文書（開発行為に関する標識設置等を含む） | 平成18年11月9日付「建北建第1087号」道路使用許可申請書【加茂宮広路線】 | H19.5.22 | 一部公開 | 個人氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 41 | 大5 | H19.5.9 | 請求 | 環境経済局<br>環境部 | 環境管理事務所 | 特定事業所の悪臭に関する資料 | 到底事業所に関する公害苦情受付日報、改善計画書、及び改善措置完了報告書 | H19.5.25 | 一部公開 | 個人の氏名、住所、性別及び電話番号、印影 | 第7条第2号 | |
| 42 | 岩3 | H19.5.10 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 土木管理課 | 市道イワ213号線<br>特殊車両の通行許可書（3軸車トレーラ）発行実績 | 特殊車両通行許可の回答について | H19.5.22 | 一部公開 | 特殊車両通行許可申請書の担当者名、申請代理人名及び電話番号 | 第7条第2号 | |
| 43 | 見2 | H19.5.14 | 請求 | 保健福祉局<br>福祉部 | 介護保険課 | 特定事業所に委託した平成16年4月から平成17年3月の期間における要介護更新認定調査の各月の調査の実施件数が明らかとなる文章（報告書等） | 認定調査業務委託業務完了報告書(西区4，5，6，7，8，9，10、11、12、1、2、3月分)<br>(北区5、2月分)（大宮区11、1、2月分）（見沼区5，11月分）（浦和5月分）（緑区4月分） | H19.5.22 | 公開 | | | |
| 44 | 北3 | H19.5.15 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 道路建設課 | 「都市計画道路加茂宮広路線」の建設用地の行政財産としての管理状況を示す一切の文書 | 舗装修繕等申込書・指示書　中央4月のうち、加茂宮広路線に関する部分<br>舗装修繕等申込書・指示書　中央6月のうち、加茂宮広路線に関する部分 | H19.5.29 | 一部公開 | 個人の氏名、住所、電話番号、写真のうち顔が判別できる部分 | 第7条第2号 | |
| 45 | | H19.5.21 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 用地課 | 平成13年5月から平成19年5月までの「道路」及び「道路建設予定地」の使用許可や行政財産の目的外使用許可の状況を記載した一切の文書 | 起案文書<br>行政財産目的外使用許可申請書<br>行政財産目的外使用料減免申請書<br>行政財産使用許可書（案） | H19.6.4 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、電話番号、印影 | 第7条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 46 | 北5 | H19.5.21 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 道路建設課 | 平成13年5月から平成19年5月までの「道路」及び「道路建設予定地」の使用許可や行政財産の目的外使用許可の状況を記載した一切の文書 | 道路使用許可申請書（22件）<br>行政財産目的外使用許可申請書・許可書（12件） | H19.6.4 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、電話番号、印影 | 第7条第2号 | |
| 47 | | H19.5.21 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 用地課 | 平成13年5月から平成19年5月までの「道路」及び「道路建設予定地」の使用許可や行政財産の目的外使用許可の状況を記載した一切の文書 | ・行政財産の目的外使用許可について<br>・一時使用許可申請について<br>・使用料減免申請について | H19.6.4 | 一部公開 | 個人に関する情報 | 第7条第2号 | |
| 48 | | H19.5.21 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 道路建設課 | 平成13年5月から平成19年5月までの「道路」及び「道路建設予定地」の使用許可や行政財産の目的外使用許可の状況を記載した一切の文書 | ・道路用地一時使用等起案書（46件）<br>・行政財産目的外使用申請許可起案書（46件） | H19.7.2 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、電話番号、印影 | 第7条第2号 | |
| 49 | 北6 | H19.5.21 | 請求 | 財政局財政部 | 用地管財課 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 平成15年度公有財産の貸付け等状況報告書<br>平成16年度公有財産の貸付け等状況報告書<br>平成17年度公有財産の貸付け等状況報告書 | H19.6.4 | 公開 | | | |
| 50 | | H19.5.21 | 請求 | 市民局市民部 | 大宮北部地域複合施設建設準備室 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 平成17年度行政財産使用許可簿　3件 | H19.6.4 | 公開 | | | |
| 51 | | H19.5.21 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境施設課 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 行政財産使用許可簿 | H19.6.4 | 公開 | | | |
| 52 | | H19.5.21 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 行政財産使用許可簿（平成15年度3件、平成16年度4件、平成17年度1件、平成18年度6件、平成19年度2件） | H19.5.31 | 公開 | | | |
| 53 | | H19.5.21 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | 指扇まちづくり事務所 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 平成15年度・平成16年度行政財産使用許可簿1件、平成17年度・平成18年度行政財産使用許可簿1件、平成19年度行政財産使用許可簿1件 | H19.6.1 | 公開 | | | |
| 54 | | H19.5.21 | 請求 | 都市局都心整備部 | 大宮駅東口まちづくり事務所 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 行政財産使用許可簿 | H19.6.1 | 一部公開 | 個人の住所 | 第7条第2号 | |
| 55 | | H19.5.21 | 請求 | 都市局都心整備部 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の行政財産使用許可簿 | H19.6.4 | 一部公開 | 個人の氏名、住所 | 第7条第2号 | |
| 56 | | H19.5.21 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 道路建設課 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 平成15年度行政財産目的外使用許可台帳<br>平成16年度行政財産目的外使用許可台帳<br>平成17年度行政財産目的外使用許可台帳 | H19.6.4 | 公開 | | | |
| 57 | | H19.5.21 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 道路建設課 | 平成13年5月から平成19年5月までの市が行政財産として保有している土地の「行政財産使用許可簿」ならびに「公有財産の貸付け等状況報告書」 | 平成15年度行政財産目的外使用許可台帳<br>平成16年度行政財産目的外使用許可台帳<br>平成17年度行政財産目的外使用許可台帳 | H19.7.2 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 58 | 北7 | H19.5.21 | 申出 | 建設局南部建設事務所 | 道路建設課 | 平成元年4月から平成13年4月までの「道路」及び「道路建設予定地」の使用許可や行政財産の目的外使用許可の状況を記載した一切の文書 | 道路用地一時使用起案書（6件） | H19.7.2 | 一部公開 | | 第7条第2号 | |
| 59 | 浦28 | H19.5.22 | 請求 | 農業委員会事務局 | 農地調整課 | 平成19年4月1日から平成19年4月30日までの農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿（又は議案書） | 平成19年度第2回さいたま市農業委員会農地部会における4月分報告事項のうち農地法第4条及び第5条の届出 | H19.5.28 | 公開 | | | |
| 60 | 浦29 | H19.5.23 | 請求 | 議会事務局 | 総務課 | 平成18年度さいたま市議会各会派に対し市民負担をもっと交付した政務調査費に係る収支報告書、及びこれを証する証拠書類のすべて。 | 平成18年度の政務調査費収支報告書 | H19.6.6 | 一部公開 | 個人の印影、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス<br>会派及び法人の口座情報等 | 第7条第2号<br>第3号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 61 | 浦30 | H19.5.23 | 請求 | 議会事務局 | 議事課 | 平成18年度にさいたま市議会各常任委員会ならびに特別委員会が実施した県外視察に係わる復命書ならびに予算差引簿のうち、費用に関する部分 | 視察行程表（平成18年度　委員会視察分）<br>精算書（平成18年度　委員会視察分）<br>視察報告書（平成18年度　委員会視察分）<br>積算の基礎（平成18年度　市政調査研究事業旅費部分） | H19.6.6 | 公開 | | | |
| 62 | 浦31 | H19.5.29 | 請求 | 消防局総務部 | 消防総務課 | 1:さいたま市消防訓練及び礼式に関する規則<br>2:消防団員が訓練をする際、周辺住民への環境配慮に関する事項がある場合はその規則、通達、告示、それに類する文書　ただし、浦和区役所内で行われる訓練に関しその事項を選別できる場合はその文書 | さいたま市消防訓練及び礼式に関する規則 | H19.5.31 | 一部公開 | 消防団員が訓練をする際、周辺住民への環境配慮に関する事項がある場合はその規則、通達、告示、それに類する文書　ただし、浦和区役所内で行われる訓練に関しその事項を選別できる場合はその文書 | 文書不存在 | |
| 63 | 浦32 | H19.5.29 | 請求 | 消防局浦和消防署 | 消防2課 | 平成19年2月25日付けで申請した「消防署の訓練についての願い届け」につき、消防局総務部消防総務課から周辺住宅への環境配慮事項を通達、告示している場合はその文書　ただし、当該文書がない場合は、その旨 | | H19.6.1 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 64 | 北9 | H19.5.30 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 道路建設課 | ①都市計画道路「加茂宮広路線」建設にかかみ、特定法人とさいたま市が締結した「土地使用承認申請書」に関する一切の文書<br>②上記土地使用承認が所有権移転後に特定事業所に承継される事を確認した一切の文書<br>③上記のような承継を可能とする法令上の根拠、市役所内ルールを記した一切の文書 | 平成18年6月23日付け「建北建第357号」土地使用承認申請書（加茂宮広路線） | H19.6.12 | 一部公開 | 個人の印影、②、③ | 第7条第2号<br>第3号<br>文書不存在 | |
| 65 | 北10 | H19.5.30 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 道路建設課 | 以下の①～④を含む都市計画道路「加茂宮広路線」の使用許可に関する一切の文書<br>①H19年2月の既有塀解体工事に伴う使用許可申請書・許可書　②H19年5月15日の特定事業所からの道路使用許可申請　③H19年5月18日の特定事業所からの行政財産目的外使用申請書　④H19年5月23日の行政財産目的外使用許可書 | ・建北建第951、130、1087、1353、1519号　道路使用許可申請書【加茂宮広路線】 | H19.6.4 | 一部公開 | 個人氏名、電話番号、印影 | 第7条第2号 | |
| 66 | 浦33 | H19.5.31 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 特定地番、特定地区開発事業の「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌汚染対策工事に関する土壌汚染状況調査結果報告書：汚染処理計画作成報告書の写し（概要）1部 | ・建北建第166号　行政財産目的外使用許可申請書【加茂宮広路線】 | H19.6.14 | 一部公開 | 法人の担当者の氏名 | 第7条第2号 | |
| 67 | 大7 | H19.6.6 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 特定地番付近のH19.5.11道路相談について（位置指定№135、S40.7.19） | ・指令建北建第166号　行政財産目的外使用許可書 | H19.6.12 | 一部公開 | 道路調査申請書の申請者欄の「担当者名」<br>位置指定図の申請者、承諾者及び図面作成者の「住所・氏名及び印影」<br>道路位置指定申請書中の申請者、図面作製者及び所有者「住所、氏名、電話番号及び印影」 | 第7条第2号 | |
| 68 | 中5 | H19.6.7 | 申出 | 都市局都市計画部 | 都市計画課 | 平成11年に結ばれた県・三市（旧浦和市・旧与野市・戸田市）・JR東日本との間で結ばれた「環境空間（都市施設帯）の取扱いに関する確認書」「環境空間の有効利用（指定）活用に関する合意書」について | 環境空間（都市施設帯）の取扱いに関する確認書<br>環境空間（都市施設帯）の有効（暫定）活用に関する合意書（平成11年11月5日締結） | H19.6.19 | 公開 | | | |
| 69 | 浦34 | H19.6.7 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | さいたま市内の公園名、開設年月日、面積、住所 | さいたま市内の公園名、開設年月日、面積、住所（平成19年4月1日現在） | H19.6.19 | 公開 | | | |
| 70 | 浦35 | H19.6.8 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む | 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに開発行為に関する工事の検査済証を交付した、都市計画法に基づく開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域位置図 | H19.6.19 | 一部公開 | 個人の氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 71 | 浦36 | H19.6.8 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む | 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに開発行為に関する工事の検査済み証を交付した、都市計画法に基づく開発行為のうち非自己居住用の開発行為における開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域図。 | H19.6.19 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 72 | 浦37 | H19.6.8 | 請求 | 建設局建築部 | 建築行政課 | 平成19年2月1日から平成19年3月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申請書（カガミ部分）、位置図。変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年4月1日第北07－001号～平成19年5月25日第北07－012号<br>平成19年4月12日第北廃07-001号～平成19年5月2日第北廃07-002号 | H19.6.15 | 一部公開 | 道路位置指定申請図の承諾欄「申請者、承諾者、代理者及び図面作成者の住所、氏名及び印影」、地籍図中の所有者の個人名 | 第7条第2号 | |
| 73 | 浦38 | H19.6.12 | 請求 | 環境経済局経済部 | 労政経済課 | 平成18年6月1日～平成19年5月31日収受の一部事務組合、広域連合の掲示文書及び掲示依頼文（予算書、決算書は不要。公布文（告示文）と条例等が別頁の文書は、条例等を両面コピー） | ①埼玉県都市競艇組合議会の召集告示及び告示文書の掲出依頼<br>②埼玉県都市競艇組合議会において議決された内容についての告示及び告示文書の掲出依頼（いずれも平成18年第3回臨時会、第4回定例会、平成19年第1回定例回分） | H19.6.25 | 一部公開 | 埼玉県都市競艇組合議会において議決された内容についての告示（平成18年第3回臨時会分）のうち、個人の生年月日・年齢・住所。 | 第7条第2号 | |
| 74 | 浦39 | H19.6.12 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 住居表示付定受付簿(浦和区分)<br>(平成19年4月1日から平成19年5月31日まで) | H19.6.13 | 一部公開 | 居住者　世帯主の個人名　申請人の担当者名 | 第7条第2号 | |
| 75 | 浦40 | H19.6.12 | 請求 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 建物その他の工作物新築届出書受付簿（南区分<br>平成19年4月1日～平成19年5月31日） | H19.6.19 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人及び居住者の個人名 | 第7条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 76 | 浦41 | H19.6.12 | 請求 | 西区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | | H19.6.18 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 77 | 浦42 | H19.6.12 | 請求 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 建物その他の工作物新築届出書　第1号　平成19年5月21日 | H19.6.13 | 一部公開 | 居住者の世帯主名 | 第7条第2号 | |
| 78 | 浦43 | H19.6.12 | 請求 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | | H19.6.18 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 79 | 浦44 | H19.6.12 | 請求 | 中央区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに届出のあった「建物その他の工作物新築届出書」の受付簿（中央区分） | H19.7.11 | 一部公開 | 申請人の住所、氏名 | 第7条第2号 | |
| 80 | 浦45 | H19.6.12 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 住居表示付定受付帳（平成19年4月1日～平成19年5月31日分） | H19.6.15 | 一部公開 | 住居表示付定受付帳の申請人欄のうち個人名の部分 | 第7条第2号 | |
| 81 | 浦46 | H19.6.12 | 請求 | 緑区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 建物その他の工作物新築届出書受付簿（緑区分平成19年4月1日から平成19年5月31日） | H19.6.19 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人・居住者名 | 第7条第2号 | |
| 82 | 浦47 | H19.6.12 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日から平成19年3月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく「建築物の新築届」（位置配置図共） | 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに届出のあった「住居表示受付台帳」 | H19.6.20 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名及び申請人 | 第7条第2号 | |
| 83 | 浦48 | H19.6.12 | 請求 | 総務局人事部 | 人材育成課 | 平成18年6月1日～平成19年5月31日収受の一部事務組合、広域連合の掲示文書及び掲示依頼文（予算書、決算書は不要。公布文（告示文）と条例等が別頁の文書は、条例等を両面コピー） | | H19.6.19 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 84 | 浦49 | H19.6.8 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年4月1日から平成19年5月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申請書（カガミ部分）、位置図。変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年4月9日第南07-001号～平成19年5月30日第南07-010号<br>平成19年4月11日第南廃07-001号 | H19.6.21 | 一部公開 | 「申請者、承諾者、代理者及び図面作成者の住所、氏名、印影」のうち個人のもの<br>地積図中の土地建物所有者名<br>付近見取り図中個人宅氏名 | 第7条第2号 | |
| 85 | 浦50 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | 企業誘致とまちづくりに関する検討会議について、H19年4月13日付起案・H19年4月19日付供覧<br>企業立地とまちづくり検討ワーキングについて、H19年5月10日付起案・H19年5月16日付供覧 | H19.6.26 | 一部公開 | ・都市経営戦略会議結果通知書の指示事項等<br>・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | 第7条第4号<br>文書不存在 | |
| 86 | 浦51 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 産業展開推進課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | 企業誘致とまちづくりに関する検討会議について、H19年4月13日付起案・H19年4月19日付供覧<br>企業立地とまちづくり検討ワーキングについて、H19年5月1日付起案・H19年5月15日付供覧 | H19.6.26 | 一部公開 | ・都市経営戦略会議結果通知書の指示事項等<br>・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | 第7条第4号<br>文書不存在 | |
| 87 | 浦52 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 労政経済課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | 企業誘致とまちづくりに関する検討会議について、H19年4月12日付起案・H19年4月20日付供覧<br>企業立地とまちづくり検討ワーキングについて、H19年5月9日付起案・H19年5月14日付供覧 | H19.6.26 | 一部公開 | ・都市経営戦略会議結果通知書の指示事項等<br>・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | 第7条第4号<br>文書不存在 | |
| 88 | 浦53 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 農政課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | 企業誘致とまちづくりに関する検討会議について、H19年4月17日付決裁・H19年4月19日付決裁<br>企業立地とまちづくり検討ワーキングについて、H19年5月10日付決裁・H19年5月21日付決裁 | H19.6.27 | 一部公開 | ・都市経営戦略会議結果通知書の指示事項等<br>・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部<br>他 | 第7条第4号<br>文書不存在 | |
| 89 | 浦54 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 農業者トレーニングセンター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.26 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 90 | 浦55 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 見沼グリーンセンター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.26 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 91 | 浦56 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 大宮花の丘農林公苑 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.26 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 92 | 浦57 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局経済部 | 食肉中央卸売市場・と畜場 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.26 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 93 | 浦59 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境総務課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 94 | 浦60 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 95 | 浦61 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 廃棄物政策課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 96 | 浦62 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境施設課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 97 | 浦63 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 産業廃棄物指導課 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 98 | 浦64 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境管理事務所 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.26 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 99 | 浦65 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 西清掃事務所 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.13 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 100 | 浦66 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 東清掃事務所 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 101 | 浦67 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 与野清掃事務所 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 102 | 浦68 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 大崎清掃事務所 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 103 | 浦69 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 西部環境センター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 104 | 浦70 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 東部環境センター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.26 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 105 | 浦71 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | クリーンセンター大崎 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 106 | 浦72 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 岩槻環境センター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.26 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 107 | 浦73 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 大宮南部浄化センター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 108 | 浦74 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | クリーンセンター西掘 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 109 | 浦75 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境整備センター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.25 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 110 | 浦76 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 東部リサイクルセンター | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について検討した記録の全部<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を地球温暖化対策の推進に関するの観点から検討した記録の全部 | | H19.6.22 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 111 | 浦77 | H19.6.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 特定法人工場跡地の土壌汚染調査報告書及び浄化対策計画書 | 土壌汚染状況調査結果報告書／平成18年12月26日収受第3843号<br>汚染拡散防止計画作成報告書／平成19年2月7日収受第4303号<br>汚染拡散防止計画作成報告書／平成19年5月16日収受第712号 | H19.6.29 | 一部公開 | 法人の担当者氏名 | 第7条第2号 | |
| 112 | 浦78 | H19.6.20 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 用地課 | 平成16,17,18年度（3ヵ年分）北部建設事務所・用地課発注の全てについて（随意契約、見積り合せ、指名競争入札等）の業務委託名、設計金額、落札金額（契約金額）、落札業者名（契約業者名）が分かる資料 | 業務委託契約書<br>請書<br>登記委託契約書<br>委託設計書 | H19.7.3 | 公開 | | | |
| 113 | 浦79 | H19.6.20 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 用地課 | 平成16,17,18年度（3ヵ年分）南部建設事務所・用地課発注の全てについて（随意契約、見積り合せ、指名競争入札等）の業務委託名、設計金額、落札金額（契約金額）、落札業者名（契約業者名）が分かる資料 | ・業務委託契約書<br>・請書<br>・業務委託設計書<br>・契約事務審査依頼書 | H19.7.2 | 一部公開 | 個人に関する情報 | 第7条第2号 | |
| 114 | 浦80 | H19.6.25 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | H19　4/1～6/22までに提出された以下の物<br>・土壌汚染状況調査報告書の、調査の概要・方法・結果、有害物質の使用履歴、排出の状況・位置図・調査機関等の企業名・今後の土地利用<br>・汚染拡散防止計画書の、計画書概要、調査結果、汚染状況・範囲・土壌量の確定・処理方法・土壌搬出先、対策工事期間などの企業名・今後の土地利用 | ・土壌汚染状況調査結果報告書<br>H19年4月12日収受第426号・H19年5月1日収受第471号・H19年6月4日収受第1001号・H19年6月21日収受第1275号<br>・汚染拡散防止計画作成報告書<br>H19年5月1日収受第472号・H19年5月16日収受第712号・H19年6月4日収受第1002号 | H19.7.2 | 一部公開 | 法人の担当者名 | 第7条第2号 | |
| 115 | 大9 | H19.6.26 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 道路建設課 | 「都市計画道路加茂宮広路線」建設用地について特定事業所が平成19年6月5日付で提出した「行政財産目的外使用許可の変更について」、それに対する市道路建設課の「行政財産目的外使用許可の変更についての回答」等、搬入路設置箇所の変更に関する一切の文書 | 行政財産目的外使用許可の変更について（回答）【加茂宮広路線】 | H19.6.27 | 一部公開 | 個人の印影 | 第7条第2号 | |
| 116 | 浦82 | H19.6.26 | 請求 | 農業委員会事務局 | 農地調整課 | 平成19年5月1日から平成19年5月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿（又は議案書） | 平成19年度第3回さいたま市農業委員会農地部会における5月分報告事項のうち農地法第4条及び第5条届出 | H19.7.2 | 公開 | | | |
| 117 | 浦83 | H19.6.26 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 2005年度ファイル基準表（情報公開コーナー窓口用）第1ガイド「国民健康保険係」第2ガイド「庁外照会・回答」個別フォルダ「県内照会・回答」「県外照会・回答」「国民健康保険業務について（照会）」「堺市照会・回答」 | 平成17年度　個別フォルダ<br>「県内・回答」、「県外照会・回答」、「国民健康保険業務について(照会)」、「堺市照会・回答」 | H19.7.6 | 公開 | | | |
| 118 | 浦84 | H19.6.28 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | さいたま市国保税（特別）減免制度の詳細（市長決裁文書、審査基準、減額の額の算出根拠など）国民健康保険課 | さいたま市国民健康保険税条例の制定に際しての付帯決議にもとづく国民健康保険税の減免について | H19.7.3 | 一部公開 | 平成14年度分及び平成15年度分 | 文書不存在 | |
| 119 | 浦85 | H19.6.28 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 住居表示　新旧　対照表<br>旧新 | H19.7.11 | 公開 | | | |
| 120 | 浦86 | H19.6.28 | 請求 | 南区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 住居表示旧⇒新対照表<br>鹿手袋1丁目～7丁目（施行年月1990年8月）<br>関1丁目～2丁目（施行年月1990年8月）<br>別所5丁目～7丁目（施行年月1990年8月） | H19.7.9 | 一部公開 | 個人の氏名または名称<br>大字太田窪、戸田市内谷、戸田市重瀬、戸田市曲本地区の住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 第7条第2号<br>文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 121 | 浦87 | H19.6.28 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 住居表示システム対照表（データベース） | H19.7.9 | 公開 | | | |
| 122 | 浦88 | H19.6.28 | 請求 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 住居表示新⇒旧対照表<br>E,昭和57年8月1日実施（住居表示）<br>544ページ～554ページのうち大原6・7丁目分 | H19.7.3 | 一部公開 | 氏名 | 第7条第2号 | |
| 123 | 浦89 | H19.6.28 | 請求 | 緑区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 住居表示旧新対照表（緑区分昭和57年8月1日から平成14年12月7日）特定地番 | H19.7.5 | 一部公開 | 住居表示旧新対照表のうち、居住者世帯主名 | 第7条第2号 | |
| 124 | 浦90 | H19.6.28 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 区画整理による新旧地番対照表（岩槻区）<br>住居表示による新旧地番対照表（岩槻区） | H19.7.20 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主及び申請人 | 第7条第2号 | |
| 125 | 浦91 | H19.6.28 | 請求 | 中央区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 旧新住居表示地番対照表 | H19.7.27 | 一部公開 | 居住者名 | 第7条第2号 | |
| 126 | 浦92 | H19.6.28 | 請求 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 住居表示及び区画整理による町名番地整理（旧新住居表示・地番対照表） | 町名地番変更対照表 | H19.7.6 | 一部公開 | 町名地番変更対照表の個人の氏名又は名称 | 第7条第2号 | |
| 127 | 大10 | H19.7.5 | 申出 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 特定地番の扱い道路の願書について | 特定地番の道路調書のうち、許可申請書等 | H19.7.13 | 一部公開 | 「扱い道路の願い書、許可申請者、使用許可書、建築確認に伴う水路使用申請書」のうち、個人の住所、氏名、印影、建築士氏名。 | 第7条第2号 | |
| 128 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 総務課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | 平成19年4月1日、区長の事務引継書<br>平成18年4月1日、副区長の事務引継書<br>平成18年4月1日、区民生活部長の事務引継書<br>平成19年4月1日、総務課長の事務引継書 | H19.7.17 | 一部公開 | 総務課副参事が引き受けた事務引継書 | 文書不存在 | |
| 129 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | コミュニティ課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 130 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 生活課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | 平成19年4月1日付　桜区役所区民生活部　生活課長　事務引継書 | H19.7.18 | 公開 | | | |
| 131 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.19 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 132 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 課税課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.19 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 133 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 収納課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.19 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 134 | 桜2 | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 土合支所 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.18 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 135 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 大久保支所 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.10 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 136 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区健康福祉部 | 福祉課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | 平成19年3月31日に健康福祉部長が引き受けた事務引継書 | H19.7.17 | 一部公開 | H17.4健康福祉部長が引き受けた事務引継書<br>H17.4福祉課長が引き受けた事務引継書 | 文書不存在 | |
| 137 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区健康福祉部 | 支援課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.18 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 138 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区健康福祉部 | 高齢介護課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | | H19.7.18 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 139 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区健康福祉部 | 保険年金課 | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | 平成18年4月1日に保健年金課長が引き受けた事務引継書 | H19.7.19 | 公開 | | | |
| 140 | | H19.7.5 | 請求 | 桜区健康福祉部 | 保健センター | 桜区役所における現在の役職者（課長及び課長相当職以上）が引き受けた事務引継書 | 平成19年4月1日付け桜区役所健康福祉部保健センター所長事務引継書 | H19.7.18 | 公開 | | | |
| 141 | 桜3 | H19.7.5 | 請求 | 桜区健康福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険税に係る不服申立一件記録すべて　桜区保険年金課 | 平成18年度国民保健税の課税に対する意義申立て決定書謄本送付書について（桜健保年第407号） | H19.7.18 | 一部公開 | 行政不服申立に対する決定書のうち個人の氏名及び住所 | 第7条第2号 | |
| 142 | 浦93 | H19.7.5 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 現行の国民健康保険税条例第11条（国民健康保険税の減免）中アを含む同条例案の起案書及び同「ア」の減額の額の算出根拠が分かるもの | 条例改正の提案<br>地方税法第703条の5<br>地方税法施行令第56条の89第2項第2号ロ(3) | H19.7.12 | 一部公開 | 条例改正の提案 | 文書不存在 | |
| 143 | 浦94 | H19.7.5 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 国民健康保険税に係る不服申立一件記録すべて（概要、統計を含む） | | H19.7.17 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 144 | 浦95 | H19.7.6 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 特定事業所用地月報報告書H18-5から　附近の井戸水調査結果 | 月報報告書(H18年6月26日収受第1418号、H18年7月26日収受第2016号、H18年8月28日収受第2435号、H18年9月27日収受第2807号、H18年12月28日収受第3881号、平成19年1月30日収受第4152号、H19年2月26日収受第4471号、H19年3月27日収受第4835号、H19年4月25日収受第391号、H19年5月28日収受第888号、H19年6月25日収受第1363号) | H19.7.17 | 一部公開 | 個人の印影、附近の井戸水調査結果 | 第7条第2号<br>文書不存在 | |
| 145 | 浦96 | H19.7.11 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | 市街地整備課 | 平成18年8月1日から平成19年6月30日までに確定した、土地区画整理法に基づく換地図（その2）及び位置区域図 | さいたま市特定地区土地区画整理事業換地図<br>さいたま市道特定地区土地区画整理事業位置図 | H19.7.20 | 公開 | | | |
| 146 | 浦97 | H19.7.11 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | 大宮北部まちづくり事務所 | 平成18年8月1日から平成19年6月30日までに確定した、土地区画整理法に基づく換地図（その2）及び位置区域図 | 北部拠点宮原土地区画整理事業の換地図(その2）及び位置区域図 | H19.7.13 | 公開 | | | |
| 147 | 大11 | H19.7.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境管理事務所 | 特定地番における公害駆除の件 | 公害苦情日報（受付番号01-00130） | H19.7.27 | 一部公開 | 個人の氏名、住所及び電話番号 | 第7条第2号 | |
| 148 | 大12 | H19.7.13 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 特定事業所に対する行政指導状況の内容確認をするもの<br>請求行政情報　①是正経過報告書　②是正勧告に対する報告　③特定事業所からの報告書とその添付書類　④違反苦情等現場報告書　⑤前記①～④に該当しない是正指導等に関する一切の関係書類 | 特定法人に関する違反・苦情等現場調査報告書、是正経過報告書、及び添付資料 | H19.8.23 | 一部公開 | 添付資料の写真のうち、個人の識別できるもの<br>是正経過報告書のうち、個人の氏名、宅地建物取引主任者の登録番号、氏名、押印の部分 | 第7条第2号<br>第3号 | |
| 149 | 浦99 | H19.7.17 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定マンションに対する近隣説明報告書（計画概要説明議事録） | 平成19年6月15日付け近隣説明報告書（受付番号07-022） | H19.8.24 | 一部公開 | 説明会議事録等の氏名、発言内容の一部 | 第7条第2号<br>第3号 | |
| 150 | 浦100 | H19.7.18 | 請求 | 都市局都心整備部 | 計画管理課新都心まちづくり室 | 1.さいたま新都心第8-1A街区整備事業（サッカーミュージアム）に係る選定経過の状況が分かる文書、資料等について<br>2.さいたま新都心第8-1A街区整備事業（サッカーミュージアム）に係る予算（県と市との分担）及び配置職員の状況が分かる文書、資料等について | ・さいたま新都心第8-1A街区土地利用、事業実施方針　・さいたま新都心第8-1A街区整備事業　開発事業者募集要領等について・H18年度決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の最終確認について　・H19年度一般会計積算の基礎のうちさいたま新都心第8-1A街区三者事業推進協議会負担金に係る部分　・さいたま市職員録　新都心まちづくり室に係る部分 | H19.7.31 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 151 | 大13 | H19.7.19 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築審査課 | 平成17年に申請された特定地番の土地に係る建築確認書のヨウ壁（工作物）のい設計図（構造が分かるもの） | 確認申請書(工作物計画変更)<br>平成16年11月19日　確変さいたま00003号<br>現況図、造成平面図、側面図、杭伏図、基礎伏図、配筋詳細図。 | H19.7.26 | 一部公開 | 特定の個人氏名、印影、資格番号 | 第7条第2号 | |
| 152 | 浦101 | H19.7.23 | 請求 | 議会事務局 | 総務課 | H18度下半期　議会の政務調査費に関する報告書と領収書全て | 平成18年度政務調査費収支報告書（平成18年度下半期分） | H19.8.6 | 一部公開 | 個人の印影、氏名、住所、電話番号、Ｅメールアドレス<br>会派及び法人の口座情報等 | 第7条第2号<br>第3号 | |
| 153 | 浦102 | H19.7.23 | 請求 | 財政局財政部 | 庁舎管理課 | 市役所内の売店及び喫茶室の行政財産目的外使用申請書及び許可証 | 行政財産目的外使用許可申請書（平成19年度売店、喫茶室）<br>行政財産目的外使用料減免申請書（平成19年度　売店、喫茶室） | H19.7.26 | 一部公開 | 申請書のうち、個人の印影 | 第7条第2号 | |
| 154 | 桜4 | H19.7.26 | 請求 | 桜区区民生活部 | 総務課 | 桜区役所2007年度区長とアリング関係資料すべて（ただし本日付け請求①とダブルものを除く） | 組織・人員要望など調査に係るヒアリングの日程について<br>平成20年度組織・人員等要望調書（区役所課別表）－個別事項ー | H19.8.7 | 公開 | | | |
| 155 | 桜5 | H19.7.26 | 請求 | 桜区区民生活部 | 総務課 | 2007年度ファイル基準表<br>桜区役所区民生活部総務課<br>第1ガイド総務課共通　第2ガイド区長　個別フォルダ区長とアリング | 桜区事務事業とアリングについて（決裁）<br>平成19年度主要事務事業調書（総務課～保健センター） | H19.8.7 | 公開 | | | |
| 156 | 浦104 | H19.7.30 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 公園における自動販売機の設置を許可したさいの起案書（2006年4月1日から本日まで。申請書を含む） | 公園施設設置許可申請書44件（期間平成18年4月1日から平成19年7月30日） | H19.8.13 | 一部公開 | 申請場所案内図のうち氏名 | 第7条第2号 | |
| 157 | 浦105 | H19.7.30 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 公園における自動販売機の設置を許可したさいの起案書（2006年4月1日から本日まで。申請書を含む） | 公園施設設置許可申請書56件<br>（期間　平成18年4月1日から平成19年7月30日まで） | H19.8.13 | 一部公開 | 申請場所案内図・自販機業者一覧の氏名、担当者名 | 第7条第2号 | |
| 158 | 浦106 | H19.7.30 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 別所沼公園に係る次のもの①平面図（市有地部分の境界が正確に記されているもの）②求積図③市有地の地価総額④動産目録 | 別所沼公園平面図、別所沼公園敷地求積図、平成13年度公園等施設管理委託(都市公園台帳)<br>別所沼公園/さいたま市別所地内施設調書（公園台帳調書・園路広場施設調書・修景施設調書・植栽調書・休養施設調書・遊戯施設調書・教養施設調書・管理施設調書） | H19.8.13 | 一部公開 | 市有地の地価総額<br>個人氏名・住所 | 第7条第2号<br>文書不存在 | |
| 159 | 浦107 | H19.7.30 | 請求 | 市民局市民部 | コミュニティ課 | 19年度町内自治会長名簿 | 平成19年度自治会長名簿 | H19.8.6 | 一部公開 | 自治会長名簿のうち住所及び電話番号 | 第7条第2号 | |
| 160 | 浦108 | H19.7.30 | 請求 | 農業委員会事務局 | 農地調整課 | 平成19年6月1日から平成19年6月30日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿（又は議案書） | 平成19年度第4回さいたま市農業委員会農地部会における6月分報告事項のうち農地法第4条及び第5条の届出 | H19.8.7 | 公開 | | | |
| 161 | 南3 | H19.7.31 | 請求 | 財政局財政部 | 用地管財課 | 南区内の公有地の①所在地②面積③平面図④価格 | 公有財産台帳（土地）及び附属図面（別所2丁目貸付地、別所7丁目市有地、浦和別所児童センター、武蔵浦和駅東公共駐車場、別所2丁目公園、別所沼公園、別所大里公園、別所公民館、消防団別所分団車庫、別所2丁目防火水槽敷地） | H19.8.14 | 一部公開 | | | |
| 162 | 浦109 | H19.7.31 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 総務課 | 特定事業者住宅地図<br>さいたま市南区　11（左） | | H19.8.8 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 163 | 浦110 | H19.8.1 | 請求 | 市民局市民部 | コミュニティ課 | さいたま市長への提案の要綱と処理要領についての公文書の全部（合併以前の物含む） | ・平成14年度市長への提案制度「わたしの提案」に関する要綱、処理要領の施行について<br>・平成14年度市長への提案制度「わたしの提案」に関する処理要領の改正について | H19.8.10 | 公開 | | | |
| 164 | 浦111 | H19.8.3 | 請求 | 環境経済局環境部 | 産業廃棄物指導課 | 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（平成17年度） | 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（平成17年度）1489件 | H19.8.10 | 公開 | | | |
| 165 | 浦112 | H19.8.3 | 請求 | 環境経済局環境部 | 産業廃棄物指導課 | 特定事業所（4件分）の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬・処分実績報告書－中間処分業・最終処分業 | 特定事業所（4件分）の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬・処分実績報告書－中間処分業・最終処分業－（平成17年度） | H19.8.10 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 166 | 浦113 | H19.8.6 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | さいたま市と埼玉県住宅供給公社との管理代行契約書 | さいたま市市営住宅等の管理代行に関する基本協定書<br>平成18年度さいたま市市営住宅等の管理代行に関する基本協定書<br>平成19年度さいたま市市営住宅等の管理代行に関する基本協定書 | H19.8.15 | 公開 | | | |
| 167 | 浦114 | H19.8.6 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | さいたま市と特定弁護士との契約書 | 平成19年5月15日締結したさいたま市と特定弁護士との訴訟委任契約書 | H19.8.15 | 一部公開 | 個人の氏名 | 第7条第2号 | |
| 168 | 浦115 | H19.8.7 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 平成18年決算特別委員会資料のうち委託料に関するもの全て（契約金額100万円以上のもの） | ・H17年度業務委託一覧表 ・民間委託等へ移行した事業一覧と人件費、職員数、事業の見直し等行政効果調べ ・各市民プールの指定管理者の事業計画書および契約書（民間委託時も含む） ・ゴミ収集委託（3社）の随意契約見積りと契約書 ・さいたま市し尿搬入量 ・過去3年間の施設等保守管理業務委託の委託先と額 ・過去3年間の道路維持委託の委託先と額 | H19.8.16 | 一部公開 | 随意契約見積りの代理人氏名及び印影部分 | 第7条第2号 | |
| 169 | 浦116 | H19.8.7 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに工事が完了した物件の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図、変更がある場合は、変更分も含む。 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに開発行為に関する工事の検査済証を交付した、都市計画法に基づく開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域位置図 | H19.8.20 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 170 | 浦117 | H19.8.7 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに工事が完了した物件の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図、変更がある場合は、変更分も含む。 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに開発行為に関する工事の検査済証を交付した、都市計画法に基づく開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域位置図 | H19.8.20 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影、一級建築士登録番号 | 第7条第2号 | |
| 171 | 浦118 | H19.8.7 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定申請書、変更・廃止分も含む。｛個人情報除く（個人名・印影など）。可能であれば電磁記録の交付を希望。｝ | 道路位置指定図<br>平成19年6月1日第北07-013号～平成19年7月27日第北07-027号<br>平成19年6月21日第北廃07-003号～平成19年6月27日第北廃07-004号 | H19.8.20 | 一部公開 | 道路位置指定申請図の承諾欄「申請者、承諾者、代理者及び図面作成者の住所、氏名及び印影」、地籍図、付近見取図中の所有者の個人名 | 第7条第2号 | |
| 172 | 浦119 | H19.8.7 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定申請書、変更・廃止分も含む。｛個人情報除く（個人名・印影など）。可能であれば電磁記録の交付を希望。｝ | 道路位置指定図<br>平成19年6月1日第南07-11号～平成19年7月20日第南07-015号<br>平成19年7月18日第南変07-001号～平成19年7月20日第南変07-002号<br>平成19年7月3日第南廃07-002号 | H19.8.21 | 一部公開 | 「申請者、承諾者、代理者及び図面作成者の住所、氏名、印影」のうち個人のもの<br>地積図中の土地建物所有者名<br>付近見取り図中個人宅氏名 | 第7条第2号 | |
| 173 | 岩5 | H19.8.8 | 請求 | 岩槻区健康福祉部 | 福祉課 | 任命権者たる厚生労働大臣の委嘱の前提となる「岩槻区民生委員・児童委員候補者推せん要領」 | 岩槻区民生委員・児童委員候補者推せん要領 | H19.8.16 | 公開 | | | |
| 174 | 岩6 | H19.8.8 | 請求 | 総務局総務部 | 人権政策推進課 | 法務大臣の委嘱に係る人権擁護委員のうち、さいたま市総務局人権政策推進課において把握するところの人権擁護委員名簿（平成19年8月1日） | 行政区別人権擁護委員名簿(平成19年7月1日現在) | H19.8.15 | 一部公開 | 委員の住所、生年月日、職業 | 第7条第2号 | |
| 175 | 岩7 | H19.8.8 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 任命権者たる厚生労働大臣の委嘱に係る平成19年8月1日現在における「さいたま市民生委員・児童委員協議会」構成員たる民生委員・児童委員及び主位児童委員の名簿 | さいたま市民生委員児童委員名簿（平成19年8月1日現在） | H19.8.21 | 公開 | | | |
| 176 | 岩8 | H19.8.8 | 請求 | 市民局市民部 | 市民総務課 | 任命権者たる総務大臣による委嘱に係る行政相談委員のうち、さいたま市市民局市民部市民総務課において把握する、平成19年8月1日現在の行政相談委員名簿 | 平成19年度行政相談委員名簿 | H19.8.20 | 公開 | | | |
| 177 | 浦120 | H19.8.9 | 請求 | 都市局都心整備部 | 計画管理課新都心まちづくり室 | 1　さいたま新都心第8街区整備事業の審査委員会の構成、各委員の役職名及び委員会（実施日10月13・14日）の答申手続について、委員会の公開の有無が分かる文書、資料<br>2　市は委員会に対し、諮問に係る審査経過が分かる決裁文書、資料（さいたま市が民間事業者からの提案に対して、公益施設と認めた公共公益機能等） | さいたま新都心第8-1A街区庁内調整会議設置要綱 | H19.8.23 | 一部公開 | 審査経過が分かる決裁文書、資料 | 文書不存在 | |
| 178 | 浦121 | H19.8.10 | 請求 | 監査委員事務局 | 監査課 | （財）さいたま市公園緑地協会に係る監査資料 | 平成16年度文書<br>・出資団体等監査の実施について（起案文書写し）<br>・出資団体等監査の概況説明日程の変更について（起案文書写し）<br>・出資団体監査概況説明・講評進行表<br>他 | H19.8.21 | 一部公開 | 団体の職員名、担当者名<br>団体の口座情報 | 第7条第2号第3号 | |
| 179 | 浦122 | H19.8.10 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | （財）さいたま市公園緑地協会に係る次のもの<br>出資額・出資率・派遣職員・寄付行為・役員名簿（最新のもの） | ①平成19年度　財団法人さいたま市公園緑地協会概要<br>②出資法人の経営状況を説明する書類の照合確認について | H19.8.23 | 公開 | | | |
| 180 | 北14 | H19.8.13 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地番が道路に変わった経緯状況を確認できる書類 | 昭和52年7月31日付け都市計画課長から道路管理課長あて行政財産の引継ぎ依頼文書<br>平成3年7月26日が立会年月日の道路測量図 | H19.8.27 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 181 | 北15 | H19.8.13 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地番が駐車場に変えられようとして、桜並木を貫通する出入口の工事を認可された経緯など | 特定地番の道路工事施行承認申請書 | H19.8.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 182 | 浦123 | H19.8.16 | 請求 | 環境経済局環境部 | 産業廃棄物指導課 | 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（H17）排出量1t／年以上の事業者、感染性に限る | 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（H17）53件 | H19.8.28 | 一部公開 | 法人等の印影 | 第7条第3号 | |
| 183 | 浦124 | H19.8.16 | 請求 | 環境経済局環境部 | 産業廃棄物指導課 | 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬・処分実績報告書（平成17年度版）　特定法人の管処分分） | ・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬・処分実績報告書－中間処分業－（平成17年度）<br>特定法人の特別管理産業廃棄物処分業 | H19.8.28 | 一部公開 | 法人等の印影 | 第7条第3号 | |
| 184 | 大14 | H19.8.20 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 19年7月分<br>・解体工事の届出書<br>・新築・増築工事の届出書 | 平成19年7月2日から7月31日までに北部建設事務所管内に届出のあった建築リサイクル法第10条の解体工事の届出件数74件及び、新築・増築工事届出件数9件 | H19.8.24 | 一部公開 | 届出書のうち、個人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号 | 第7条第2号 | |
| 185 | 桜6 | H19.8.20 | 請求 | 桜区区民生活部 | 総務課 | 自動販売機の設置許可に係る起案書（2006年度・2007年度分、申請書を含む）<桜区役所> | 社会福祉協議会への行政財産見目的外使用許可（平成17年度桜区総001095）<br>行政財産目的外使用許可（自動販売機）（平成18年度桜区総002085） | H19.9.3 | 公開 | | | |
| 186 | 浦125 | H19.8.20 | 請求 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 平成19年4月8日執行のさいたま市議会議員選挙において立候補者が請求した公営選挙交付金交付請求資料全て | 平成19年4月8日執行さいたま市議会議員一般選挙における立候補者の選挙公営公費負担対象者の以下書類<br>・請求書（選挙運動用自動車、選挙用運動ポスター）<br>・請求内訳書<br>・選挙運動用自動車使用証明書 | H19.9.6 | 一部公開 | 個人の氏名、住所、電話番号、印影、自動車登録番号・運送事業者等の欄の部分<br>振込先<br>燃料代に関する燃料の種類 | 第7条第2号<br>第3号<br>文書不存在 | |
| 187 | 中6 | H19.8.22 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 19年7月分<br>・解体工事の届出書<br>・新築・増築工事の届出書 | 平成19年7月2日から7月31日までに南部建設事務所管内に届出のあった建築リサイクル法第10条の解体工事の届出件数84件及び、新築・増築工事届出件数8件 | H19.8.30 | 一部公開 | 個人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、印影 | 第7条第2号 | |
| 188 | 浦126 | H19.8.24 | 請求 | 市民局市民部 | 市民総務課 | 特定行政書士が平成18年5月から平成19年2月までの間に職務上請求書を使って区民課に請求した同請求書 | 職務上請求用紙番号1537968<br>職務上請求用紙番号405567<br>職務上請求用紙番号407474 | H19.9.4 | 一部公開 | 本籍、住所、筆頭者の氏名、世帯主の氏名、請求に係る者の氏名・範囲、依頼者名<br>請求者欄の職印にかかる部分 | 第7条第2号<br>第3号 | |
| 189 | 大15 | H19.8.27 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 特定事業所の是正指導に関する書類 | 特定法人に関する違反・苦情等調査報告書、是正経過報告書及び添付書類 | H19.10.3 | 一部公開 | 是正経過報告書のうち、個人の氏名、携帯電話番号、宅地建物取引主任者の登録番号、氏名、押印の部分<br>不動産売買契約書等のうち、売買代金等に関する部分<br>建築行政課にて行った協議内容、是正計画書の一部 | 第7条第2号<br>第3号<br>第5号 | |
| 190 | 大16 | H19.8.27 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境管理事務所 | ばい煙発生施設届出データ（ボイラーのみ）<br>・事業所、住所、電話番号、特定施設名、設置年月、ボイラ種類、型式名 | 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（ボイラー）一覧表 | H19.9.14 | 公開 | | | |
| 191 | 浦127 | H19.8.27 | 請求 | 都市局都心整備部 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業の施設建築物及び公共施設の整備費の総事業費と事業別に係る事業費が分かる文書・資料等について | さいたま都市計画　浦和駅東口駅前地区第二種市街地再開発事業　事業計画変更図書（平成17年7月29日告示） | H19.9.7 | 公開 | | | |
| 192 | 浦128 | H19.8.27 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 今後の盆栽会館等事業計画等に係る（会館建設費、盆栽費等）の分かる計画及び資料について | さいたま市盆栽関連施設等基本計画 | H19.9.4 | 公開 | | | |
| 193 | 浦129 | H19.8.28 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 住居表示付定受付簿及び住居表示台帳図（浦和区分）<br>（平成19年6月1日から平成19年7月31日まで） | H19.9.4 | 一部公開 | 居住者　世帯主の個人名　申請人の担当者名 | 第7条第2号 | |
| 194 | 浦130 | H19.8.28 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 住居表示付定受付帳（平成19年6月1日から平成19年7月31日分）<br>住居表示台帳図（平成19年6月1日から平成19年7月31日分　受付分） | H19.9.7 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名<br>住居表示付定受付帳の申請人欄のうち申請人及び個人名の記載がある部分 | 第7条第2号 | |
| 195 | 浦131 | H19.8.28 | 請求 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | ・建物その他の工作物新築届出書受付簿（南区分平成19年6月1日～平成19年7月31日）<br>・住居表示台帳図 | H19.9.10 | 一部公開 | ・建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人及び居住者の個人名<br>・住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名 | 第7条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 196 | 浦132 | H19.8.28 | 請求 | 緑区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | ・建物その他の工作物新築届出書受付簿（緑区分平成19年6月1日から平成19年7月31日）<br>及び住居表示台帳図 | H19.9.5 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人・居住者名 | 第7条第2号 | |
| 197 | 浦133 | H19.8.28 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあった「住居表示受付台帳」 | H19.9.4 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名及び申請人 | 第7条第2号 | |
| 198 | 浦134 | H19.8.28 | 請求 | 西区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 西区地区<br>住居表示台帳 | H19.8.31 | 公開 | | | |
| 199 | 浦135 | H19.8.28 | 請求 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 建物その他の工作物新築届出書　第2号（平成19年6月7日受付）<br>住居表示台帳（大宮区） | H19.9.5 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書のうち届出人住所、届出人氏名、電話番号、印影、居住者の世帯主名 | 第7条第2号 | |
| 200 | 浦136 | H19.8.28 | 請求 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | | H19.8.31 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 201 | 浦137 | H19.8.28 | 請求 | 中央区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあった「建築その他の工作物新築届出書」の受付簿（中央区分） | H19.9.21 | 一部公開 | 申請人及び居住者の氏名 | 第7条第2号 | |
| 202 | 浦138 | H19.8.29 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道維持管理課 | 特定事業所等の立ち入り検査結果（8月～9月） | 特定事業所の立入検査報告書及び特定事業場等排出水水質調査 | H19.8.31 | 非公開 | | 第7条第3号 | |
| 203 | 浦139 | H19.8.31 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 特定事業所における、土壌汚染についての、情報公開法に基づく資料の写しを開示お願いします。 | ・土壌汚染状況調査結果報告<br>平成18年8月3日・平成18年12月26日<br>・汚染拡散防止計画作成報告書<br>平成19年2月9日・平成19年5月16日 | H19.9.12 | 一部公開 | 法人の担当者の氏名及び印影 | 第7条第2号 | |
| 204 | 浦140 | H19.9.5 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌汚染対策資料<br>・工事名、特定地区開発事業土壌汚染対策工事<br>・請求資料・調査報告書一式・地下水流向図<br>・周辺下水調査結果・地質柱状図・土壌汚染対策計画書一式 | ・土壌汚染状況調査結果報告書<br>・地下水汚染に係る周辺井戸水調査の結果報告及び通知について<br>・井戸水の水質検査結果報告書<br>・特定法人に係る周辺井戸水調査結果の公表について<br>・汚染拡散防止計画作成報告書 | H19.9.19 | 一部公開 | 法人の担当者の氏名、印影及び顔つき<br>井戸所有者の氏名、住所及び電話番号 | 第7条第2号 | |
| 205 | 大17 | H19.9.6 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 開発行為許可申請書（N170159）の32条協議書及び土木管理課との協議書 | 平成17年12月8日許可　第N170159号<br>特定地番10筆<br>開発行為許可申請書の添付図書（都市計画法第32条協議書及び土木管理課との協議書） | H19.9.12 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影、建築士番号 | 第7条第2号 | |
| 206 | 浦141 | H19.9.6 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 総務課で所管するコピー機リース契約書（2007年度分） | さいたま市本庁舎電子複写機使用賃貸借契約書2件<br>さいたま市労政経済課電子複写機使用賃貸借契約書　1件<br>さいたま市印刷センター電子複写機賃貸借契約書1件 | H19.9.11 | 公開 | | | |
| 207 | 桜7 | H19.9.7 | 請求 | 市民局生活文化部 | プラザウエスト | プラザウエスト内のソーラー式発電機の設置場所及び仕様・構造の詳細が分かるもの | (仮称)プラザウエスト建設基本設計図書<br>(仮称)プラザウエスト建設(電気設備)工事図面・変更指示書<br>(仮称)プラザウエスト建設(電気設備)工事　納入仕様書4・機器完成図・取扱説明書1・竣工図 | H19.9.25 | 一部公開 | 個人の氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 208 | 浦142 | H19.9.7 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 平成18,19年度のさいたま市文化事業補助金における囲碁将棋の補助金内容についてわかる書類 | 特定法人の<br>平成18・19年度さいたま市分文化事業補助金交付申請書<br>平成18・19年度さいたま市文化事業補助金実績報告書 | H19.9.13 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、電話番号、印影、団体の口座情報 | 第7条第2号第3号 | |
| 209 | 浦143 | H19.9.12 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境総務課 | 平成14年3月1日起案「さいたま市地球温暖化対策実行計画の策定及び実施について」<br>平成19年7月11日起案環環総第687号<br>「地球温暖化対策実行計画に係る平成18年度調査及び平成19年度の取り組み依頼について」 | 平成14年3月1日起案、「さいたま市地球温暖化対策実行計画の策定及び実施について」<br>平成19年7月11日起案環環総第687号、「地球温暖化対策実行計画に係る平成18年度調査及び平成19年度の取り組み依頼について」 | H19.9.21 | 公開 | | | |
| 210 | 浦144 | H19.9.14 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 別所2丁目公園内に設置されている別所第2自治会の掲示板を許可したときの起案書（申請書を含む） | | H19.9.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 211 | 浦145 | H19.9.14 | 請求 | 環境経済局<br>環境部 | 廃棄物政策課 | 廃棄物政策課で現に保有している「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」案に係る策定関係文書のうち①環境部長②環境経済局長③市長が当該案の内容を了知（又は決裁）したことが明らかに示されているもの | ・平成18年9月14日付環環廃第1433号<br>都市経営戦略会議への発議について<br>・平成18年9月28日付環環廃第1525号<br>第11回都市経営戦略会議結果通知 | H19.9.25 | 公開 | | | |
| 212 | 岩9 | H19.9.14 | 請求 | 岩槻区健康福祉部 | 支援課 | 太田放課後児童クラブ入所決定に関わる行政書類一式。（入所選考に関しての調査資料、選考判断基準等全てを含む） | （1）平成19年9月10日付け文書番号岩健支第860号　放課後児童クラブの入室決定について<br>（2）平成18年12月4日付け文書番号岩健支第1093号　放課後児童クラブ事務取り扱い要領と点数表について | H19.9.20 | 一部公開 | 児童名・性別・生年月日・学年・住所・保護者氏名 | 第7条第2号 | |
| 213 | 岩10 | H19.9.14 | 請求 | 保健福祉局<br>子ども未来部 | 子育て支援課 | 太田放課後児童クラブ最大受入61名と入所58名の差異に関する根拠資料一式。 | 平成19年度放課後児童クラブ入室申込状況<br>平成19年度放課後児童クラブ入室決定(不承諾)状況 | H19.11.5 | 公開 | | | |
| 214 | 北16 | H19.9.20 | 請求 | 北区区民生活部 | 区民課 | 特定地番の方書統一申請書（平成19年8月7日付） | 方書統一申請書 | H19.10.5 | 一部公開 | 方書統一申請書中、申請者等の担当者名、印影 | 第7条第2号 | |
| 215 | 岩11 | H19.9.20 | 請求 | 市民局<br>市民部 | コミュニティ課<br>市民活動支援室 | さいたま市財政局税務部税制課の編集・発行に係る「平成19年度税のしおり」9ページの記事中「「新しい公共」講演会」なる新規事業につき当記の「新しい公共」というコンセプトに関する、さいたま市の定義づけに関する資料 | 「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針の該当部分(24ﾍﾟｰｼﾞ、42ﾍﾟｰｼﾞ) | H19.10.1 | 公開 | | | |
| 216 | 浦146 | H19.9.21 | 請求 | 建設局<br>建築部 | 建築総務課 | さいたま市内の、バリアフリー法の認定建築物（過去から現在まで）の名称と所在地 | ハートビル法認定建築物一覧(平成19年度前期まで) | H19.10.4 | 公開 | | 第7条第2号 | |
| 217 | 浦147 | H19.9.21 | 請求 | 財政局<br>財政部 | 庁舎管理課 | 本庁舎内に置かれている自動販売機に係る設置許可書の起案書（申請書を含む） | 平成19年度行政財産目的外使用許可について（自動販売機分）<br>平成18年度行政財産目的外使用許可について（自動販売機分） | H19.10.2 | 一部公開 | 個人の住所、電話番号、印影 | 第7条第2号 | |
| 218 | 浦148 | H19.9.21 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 秘書課2001年度ファイル基準表個別フォルダ「市長職務執行者から市長への事務引継書」 | 秘書課2001年度ファイル基準表個別フォルダ「市長職務執行者から市長への事務引継書」 | H19.10.5 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 219 | 浦149 | H19.9.21 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | さいたま市長が岩槻市長から引き受けた事務引継書 | 平成17年4月1日付市長事務引継書 | H19.10.5 | 公開 | | | |
| 220 | 浦150 | H19.9.21 | 申出 | 市長公室 | 秘書課 | 元浦和市長中川健吉が作成した事務引継書 | 平成3年5月8日付市長事務引継書 | H19.10.5 | 一部公開 | ①県庁舎移転対策事業の個人名・住所②北浦和バスターミナル事業の反対意見所に係る代表者名③大崎清掃工場施設増設（更新）用地買収についての買収交渉経過の一部及び個人名④（仮称）見沼氷川公園用地買収についての個人名⑤土地開発公社懸案事項のうち、内谷中学校用地の取得にかかる訴訟についての利害関係人に関する事項　他 | 第7条第2号<br>第3号<br>第5号<br>第6号 | |
| 221 | 浦151 | H19.9.21 | 請求 | 総務局<br>総務部 | 総務課 | 文書管理の適正化の推進にかかる文書等<br>2006.4.1～作成分。起案書含む | ・電子決裁における代決権者の設定等について<br>・地方自治体における文書管理の基礎講座について<br>・文書研修の実施について<br>・文書管理基礎講座について　　他 | H19.10.3 | 公開 | | | |
| 222 | 浦152 | H19.9.25 | 請求 | 消防局<br>総務部 | 消防総務課 | 現在の消防局長・消防局総務部長・消防局総務課長が引き受けた事務引継書 | 平成18年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書（消防局長、消防局総務部長）<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書（消防局総務部消防総務課長） | H19.5.31 | 公開 | | | |
| 223 | 浦153 | H19.9.25 | 請求 | 建設局<br>北部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年8月1日から平成19年8月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定図面、変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年8月2日第北07-028号～平成19年8月30日第北07-031号<br>平成19年8月15日第北廃07-006号～平成19年8月30日第北廃07-007号 | H19.10.5 | 一部公開 | 道路位置指定申請図の承諾欄、地籍図、付近見取図中の「申請者、承諾書、代理者及び図面作成者の住所、氏名及び印影」 | 第7条第2号 | |
| 224 | 浦154 | H19.9.25 | 請求 | 建設局<br>南部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年8月1日から平成19年8月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定図面、変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年8月27日第南07-016号～平成19年8月31日第南07-017号 | H19.10.5 | 一部公開 | 道路位置指定図の承諾欄「申請者、承諾書、代理者及び図面作成者の地籍図中「土地建物所有者名」<br>附近見取り図中個人宅氏名 | 第7条第2号 | |
| 225 | 浦155 | H19.9.25 | 請求 | 都市局<br>北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年8月1日から平成19年8月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為に基づく開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。 | 平成19年8月1日から平成19年8月31日までに開発行為に関する工事の検査済証を交付した、都市計画法に基づく開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域位置図 | H19.10.9 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影 | 第7条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 226 | 浦156 | H19.9.25 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年8月1日から平成19年8月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為に基づく開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。 | 平成19年8月1日から平成19年8月31日までに開発行為に関する工事の検査済み証を交付した、都市計画法に基づく開発行為のうち非自己居住用の開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域図 | H19.10.9 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 227 | 浦157 | H19.9.26 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課 | 特定法人が平成18年10月16日に届け出をした特定事業所に関する大規模小売業店舗立地法に基づく新設の届出書類と添付資料一式 | 特定法人の大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による大規模小売店舗届出書一式 | H19.10.5 | 一部公開 | 法人の担当者等の氏名 | 第7条第2号 | |
| 228 | 緑3 | H19.9.26 | 請求 | 消防局緑消防署 | 管理指導課 | 特定地番マンションの不動産登記事項証明書の不動産（建物）に関する（建物全体に関する）消防法に基づく定期検査の事実の有無 | 消防支援情報システムのメニュー「査察指導関連」→「防火対象物台帳関連」中の特定マンションの敷地情報及び「申請・届出関連」→「防火対象物関連」中の特定マンションの防火対象物受付情報（届出種別、消防用設備等点検結果報告書） | H19.10.5 | 一部公開 | 平成13年5月1日から平成16年3月31日までの消防用設備点検結果報告書 | 文書不存在 | |
| 229 | | H19.9.27 | 請求 | 政策局政策企画部 | 地下鉄7号線延伸対策課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う地下鉄7号線延伸対策室長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 230 | | H19.9.27 | 請求 | 政策局 | 都市経営戦略室 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う副参事の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 231 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 事務引継書（引受者　総務局総務部総務課長） | H19.10.9 | 公開 | | | |
| 232 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局総務部 | 人権政策推進課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う人権政策課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 233 | | H19.9.27 | 請求 | 財政局財政部 | 用地管財課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う用地管財課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 234 | | H19.9.27 | 請求 | 財政局財政部 | 庁舎管理課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う庁舎管理課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 235 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う健康増進課長の事務引継書 | H19.10.5 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 236 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 障害福祉課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う障害福祉課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 237 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う保険業務課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 238 | 浦158 | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 青少年課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う青少年課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 239 | | H19.9.27 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う環境総務課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 240 | | H19.9.27 | 請求 | 環境経済局環境部 | 経済政策課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う経済政策課観光政策室長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 241 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う整備企画課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 242 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市施設課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う都市局都市計画部都市施設課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 243 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局都市計画部 | 開発調整課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う開発調整課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 244 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | まちづくり総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う都市整備課長の事務引継書 | H19.10.10 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 245 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う住宅課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 246 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局建築部 | 営繕課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う営繕課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 247 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道維持管理課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付事務引継書（建設局下水道部下水道維持管理課長分） | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 248 | | H19.9.27 | 請求 | 政策局政策企画部 | 企画調整課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う企画監（交通政策・コミュニティバス担当）事務引継書<br>平成18年1月1日付け人事異動に伴う企画監（調整・交通政策担当）事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 249 | | H19.9.27 | 請求 | 政策局 | 都市経営戦略室 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う参事の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 250 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 事務引継書（引受者　総務局総務部企画監） | H19.10.9 | 公開 | | | |
| 251 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局人事部 | 人事課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年度作成文書<br>以下の職員が前任者から引き受けた平成17年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書<br>平成17年度職名：総務局人事部企画監<br>平成17年度職名：総務局人事部参事兼人事課長 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 252 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局人事部 | 厚生課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う厚生課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 253 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局人事部 | 人材育成課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う人材育成課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 254 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局改革推進室 | | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | ・事務引継書　改革推進室企画監（行政改革担当）H17.4.1付人事異動<br>・事務引継書　改革推進室企画監（指定管理者制度推進担当）H17.7.1付人事異動 | H19.10.9 | 公開 | | | |
| 255 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局危機管理部 | 安心安全課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う危機管理室企画監の事務引継書 | H19.10.9 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 256 | | H19.9.27 | 請求 | 財政局 | 工事検査課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う企画監の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 257 | | H19.9.27 | 請求 | 財政局税務部 | 税制課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う財政局税務部企画監事務引継書 | H19.10.5 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 258 | | H19.9.27 | 請求 | 市民局市民部 | 市民総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う、市民局市民部参事市民総務課長事務取扱い事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 259 | | H19.9.27 | 請求 | 市民局市民部 | 交通防犯課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う交通安全課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 260 | | H19.9.27 | 請求 | 市民局市民部 | 区政推進課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う区政推進課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 261 | | H19.9.27 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日　企画監（調整担当）（引受者）の事務引継書<br>平成17年4月1日　企画監（文化施設担当）（引受者）の事務引継書<br>平成17年4月1日　文化振興課長（引受者）の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 262 | | H19.9.27 | 請求 | 市民局生活文化部 | 国際課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う国際交流課長事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 263 | 浦159 | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う保健部企画監の事務引継書 | H19.10.5 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 264 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う福祉部企画監（調整担当）の事務引継書<br>平成17年4月1日付け人事異動に伴う福祉部参事福祉総務課長事務取扱いの事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 265 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 高齢福祉課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う高齢福祉課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 266 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 介護保険課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う介護保険課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 267 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 子育て支援課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う子育て支援課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 268 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 保育課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う保育課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 269 | | H19.9.27 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | ・平成17年4月1日付　環境部企画監事務引継書<br>・平成17年4月1日付　環境総務課長事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 270 | | H19.9.27 | 請求 | 環境経済局環境部 | 経済政策課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う環境経済局経済部企画監（調整担当）及び経済部参事経済政策課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 271 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う都市計画部企画監（調整担当）の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 272 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市計画課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う都市計画課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 273 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | まちづくり総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う都市計画部企画監の事務引継書 | H19.10.10 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 274 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | 市街地整備課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う都市整備部参事兼市街地整備課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 275 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局土木部 | 土木総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年度4月1日付け人事異動に伴う建設局土木部企画監（道路・河川担当）及び建設局土木部企画監の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 276 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局建築部 | 建築総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う建築総務課長の事務引継書<br>平成17年4月1日付け人事異動に伴う建築部企画監の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 277 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け事務引継書（建設局下水道部企画監及び建設局下水道部参事兼下水道総務課長分） | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 278 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道計画課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う下水道計画課長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 279 | | H19.9.27 | 請求 | 政策局政策企画部 | 企画調整課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う人事異動に伴う総括参事（コミュニティ担当）事務引継書<br>平成18年1月1日付け人事異動に伴う総括参事（交通政策担当）事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 280 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 事務引継書（引受者　総務局長）<br>事務引継書（引受者　総務局総括監総務部長事務取扱い） | H19.10.9 | 公開 | | | |
| 281 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局人事部 | 人事課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年度作成文書<br>以下の職員が前任者から引き受けた平成17年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書<br>・平成17年度職名：総務局総括監兼人事部長<br>・平成17年度職名：総務局総括参事 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 282 | | H19.9.27 | 請求 | 総務局改革推進室 | | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | ・事務引継書　総務局総括参事（行政改革担当）H17.4.1付人事異動<br>・事務引継書　総務局総括参事（指定管理者制度推進担当）H17.7.1人事異動 | H19.10.9 | 公開 | | | |
| 283 | | H19.9.27 | 請求 | 財政局財政部 | 財政課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う財政局総括監（契約担当）の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 284 | | H19.9.27 | 請求 | 市民局市民部 | 市民総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う、市民局総括参事事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 285 | 浦160 | H19.9.27 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日　生活文化部長（引受者）の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 286 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う保健福祉局総括監、保健部長事務取扱いの事務引継書 | H19.10.5 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 287 | | H19.9.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う福祉部長の事務引継書<br>平成17年4月1日付け人事異動に伴う総括参事（子育て支援担当）の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 288 | | H19.9.27 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う環境経済局総括参事（商工経済担当）の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 289 | | H19.9.27 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う都市局総括参事の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 290 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局土木部 | 土木総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年度4月1日付け人事異動に伴う建設局長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 291 | | H19.9.27 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道総務課 | 本庁の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け事務引継書（建設局下水道部総括監下水道部長事務取扱い分） | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 292 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局管理部 | 教育総務課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う管理部長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 293 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局管理部 | 教育財務課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う教育財務課長の事務引継書 | H19.10.3 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 294 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 学事課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年6月28日付け人事異動に伴う学校教育部長の事務引継書<br>平成17年7月1日付け人事異動に伴う学校教育部長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 295 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 教職員課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う教職員課長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 296 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 指導2課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う指導2課長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 297 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 健康教育課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う健康教育課長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 298 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 与野本町学校給食センター | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う与野本町学校給食センター所長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 299 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 浦和南高等学校 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う浦和南高等学校事務長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 300 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 生涯学習振興課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う生涯学習部総括参事の事務引継書<br>平成17年4月1日付け人事異動に伴う生涯学習振興課長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 301 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 文化財保護課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う文化財保護課長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 302 | 浦161 | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 体育課 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う浦和駒場体育館長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 303 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 北浦和図書館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う北浦和図書館長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 304 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 東浦和図書館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う東浦和図書館長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 305 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 大宮図書館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う大宮図書館長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 306 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 大宮西部図書館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う大宮西部図書館長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 307 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 桜木図書館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う桜木図書館長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 308 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 岩槻図書館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う岩槻図書館長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 309 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 博物館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う博物館長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 310 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 浦和くらしの博物館民家園 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う浦和くらしの博物館民家園長の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 311 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | うらわ美術館 | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴うらわ美術館長の事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 312 | | H19.9.27 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習総合センター | | 事務局の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う生涯学習総合センター館長の事務引継書 | H19.10.11 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 313 | 浦162 | H19.9.27 | 請求 | 人事委員会事務局 | 任用調査課 | 「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う事務局長の事務引継書<br>平成17年4月1日付け人事異動に伴う総括参事の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 314 | 浦163 | H19.9.27 | 請求 | 監査委員事務局 | 監査課 | 「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う監査事務局長の事務引継書<br>平成17年4月1日付け人事異動に伴う監査事務局総括参事の事務引継書<br>平成17年4月1日付け人事異動に伴う監査事務局企画監の事務引継書 | H19.10.4 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 315 | 浦164 | H19.9.27 | 請求 | 農業委員会事務局 | 農業振興課 | 「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 事務引継書（事務局長） | H19.10.2 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 316 | 浦165 | H19.9.27 | 請求 | 財政局<br>税務部 | 税制課 | 「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | | H19.10.1 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 317 | 浦166 | H19.9.27 | 請求 | 水道事業管理者<br>水道局<br>業務部 | 水道総務課 | 「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う<br>・水道総務課長事務引継書<br>・管財課長事務引継書<br>・営業管理課長事務引継書<br>・営業管理課長給水対策室長事務引継書 | H19.10.5 | 一部公開 | 事務引継書<br>・業務部企画監（総務担当）（営業担当）、職員課長、財務企画課長、水道工事検査監、給水部企画監（調整担当）、施設課長、維持管理課長、工務課長、水質検査課長、浦和営業所長 | 文書不存在 | |
| 318 | 浦167 | H19.9.27 | 請求 | 議会事務局 | 総務課 | 「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付、人事異動に伴う総括参事・総務課長事務引継書 | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 319 | 浦168 | H19.9.27 | 請求 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）。 | 平成17年4月1日付け人事異動に伴う選挙管理委員会事務局長の事務引継書 | H19.10.3 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 320 | 浦170 | H19.10.3 | 請求 | 監査委員事務局 | 監査課 | 現在の監査委員が引き受けた事務引継書 | 平成19年6月20日付け監査委員の事務引継書 | H19.10.10 | 公開 | | | |
| 321 | 浦171 | H19.10.3 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 市長事務引継書（2001年5月・さいたま市）<br>①原本　②写し | ①市長職務執行者から市長への事務引継書②<br>市長職務執行者から市長への事務引継書の写し | H19.10.15 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 322 | 浦172 | H19.10.3 | 請求 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 現在の市選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | ・平成13年5月1日付、前浦和市、大宮市、与野市選挙管理委員会委員長事務引継書<br>・平成13年7月11日付、さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書<br>・平成17年3月31日付、岩槻市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.10.17 | 一部公開 | 平成13年5月1日付前与野市選挙管理委員会委員長事務引継書にあるファイル基準表中のフォルダ名として記載のある個人名 | 第7条第2号 | |
| 323 | 浦173 | H19.10.3 | 請求 | 議会事務局 | 議事課 | 現在市議会において審議中の議案第148号「指定管理者の指定について」の中の指定する団体（財団法人さいたま市公園緑地協会）の所在地（「さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号」）が虚偽記載である件（事務所移転登記義務懈怠の瑕疵）について、市長から議長に対して、どのような訂正の依頼が行われたのかが分かるもの | | H19.10.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 324 | 浦174 | H19.10.4 | 請求 | 環境経済局<br>環境部 | 産業廃棄物指導課 | 特定地番での最終処分業許可申請書 | （見沼区）／産廃最終処分業許可申請書 | H19.10.12 | 一部公開 | 個人事業者の印影、土地所有者の氏名 | 第7条第2号第3号 | |
| 325 | 浦175 | H19.10.4 | 請求 | 都市局<br>都心整備部 | 鉄道高架整備課 | 浦和駅周辺鉄道高架化事業が平成24年度完成時に係る事業費総額および当市と特定法人との分担額状況が分かる決算、事業計画等について | ・浦和駅周辺鉄道高架化事業に伴う工事の施工に関する施行協定の締結について(供覧)<br>・浦和駅周辺鉄道高架化事業に伴う工事の施工に関する変更協定書<br>・東北客貨線乗降場設置事業に伴う工事の施行に関する協定書 | H19.10.11 | 公開 | | | |
| 326 | 浦176 | H19.10.5 | 請求 | 総務局<br>総務部 | 市政情報課 | 文書管理規則第44条により、歴史資料担当課課長が文書主管課長から取得した廃棄を予定している文書の目録（秘書課の2007年4月1日廃棄予定分） | 平成19年3月31日で、保存期間が満了となる秘書課の文書フォルダ件名目録 | H19.10.19 | 公開 | | | |
| 327 | 浦177 | H19.10.5 | 請求 | 総務局<br>総務部 | 総務課 | 文書管理について<br>①「継続文書」の定義について分かるもの（ただしファイリングシステムマニュアルを除く）<br>②「継続文書」と指定することのできる権限はどこで定まっているのかが分かるもの<br>③「継続文書」の指定とその文書の保存期間の取り扱いについて分かるもの | さいたま市文書管理規則<br>第36条第3項及び第4項、第37条、第39条、第40条第1項 | H19.10.15 | 公開 | | | |
| 328 | 浦178 | H19.10.5 | 請求 | 総務局<br>総務部 | 総務課 | 文書廃棄の手続きの詳細が分かるものすべて（文書管理規則を除く） | 平成18年11月24日起案　総総総第1500号<br>平成19年3月31日で保存期間が満了する文書の取扱いについて　外5件 | H19.10.17 | 一部公開 | 「平成19年3月31日で保存期間が満了する文書の取扱いについて」のうち、延長協議のあったフォルダ一覧におけるフォルダ名の一部 | 第7条第2号第3号 | |
| 329 | 浦179 | H19.10.10 | 請求 | 環境経済局<br>環境部 | 環境対策課 | ・有害物質使用特定施設設置事業所一覧表<br>・有害物質取扱廃止事業場一覧表 | 有害物質使用特定施設設置事業場一覧表（平成19年10月）<br>有害物質取扱廃止事業場一覧表（有害排出のおそれ、不明含む） | H19.10.16 | 公開 | | | |
| 330 | 浦180 | H19.10.10 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 北浦和図書館 | 中央図書館清掃作業入札結果 | 平成19年度さいたま市立中央図書館外公共施設清掃業務委託入札(見積り）結果表 | H19.10.15 | 一部公開 | 予定価格、比較価格、予定比較額、執行予定額、最低制限比較価格 | 第7条第5号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 331 | 大18 | H19.10.11 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | リサイクル法解体工事の届出書（H19.9月分）北部建設分 | 平成19年9月3日から9月28日までの期間に北部建設事務所管内に届出のあった建設リサイクル法第10条の解体工事の届出件数64件 | H19.10.18 | 一部公開 | 個人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号 | 第7条第2号 | |
| 332 | 浦181 | H19.10.11 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 総務部長・総務部次長・総務課長が引き受けた事務引継書 | 事務引継書（引受者　総務局総務部長）<br>事務引継書（引受者　総務局総務部次長）<br>事務引継書（引受者　総務局総務部総務課長） | H19.10.23 | 公開 | | | |
| 333 | 浦182 | H19.10.11 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 10月5日付け記者発表資料（総務課）のもとになった詳細データ（起案書を含む） | 文書の保存年限調査について（依頼）（H19.10.2起案）<br>文書の保存年限の確認について（依頼）（H19.10.4起案）<br>不服申立てに係る文書の保存期間の見直しについて（H19.10.17） | H19.10.24 | 一部公開 | ファイル基準表個別フォルダ欄に含まれる個人氏名 | 第7条第2号 | |
| 334 | 浦183 | H19.10.11 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 秘書課ファイル基準表（2001年度・2005年度）を確定した手続きを確認できるもの | ①平成13年度ファイル基準表（旧様式）総括表<br>②平成17年度ファイル基準表を確定した起案文書 | H19.10.23 | 一部公開 | ①平成13年度ファイル基準表（旧様式）総括表<br>②平成17年度ファイル基準表を確定した起案文書に添付された平成17年度ファイル基準表のうち個人名 | 第7条第2号<br>文書不存在 | |
| 335 | 浦184 | H19.10.11 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 市長事務引継書（2001年5月）が保存されていた具体的な場所を確認できるもの | 平成13年度ファイル基準表該当ページ及びファイリングシステムマニュアル | H19.10.23 | 公開 | | | |
| 336 | 浦185 | H19.10.11 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 2007年4月1日廃棄予定文書の協議に対する回答（秘書課、起案書を含む） | | H19.10.23 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 337 | 浦186 | H19.10.11 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 市長事務引継書（2001年5月）の保存期間を「5年」と定めた理由と根拠の分かるもの | | H19.10.23 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 338 | 浦187 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 別紙中の「廃棄」の事実を客観的に立証し得るもの（浦93） | ファイル基準表14年度中該当部分<br>ファイル基準表15年度中該当部分<br>廃棄に係る伝票（写） | H19.10.22 | 公開 | | | |
| 339 | 浦188 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 別紙中の「廃棄」の事実を客観的に立証し得るもの（浦84） | ファイル基準表14年度中該当部分<br>廃棄に係る伝票（写） | H19.10.22 | 公開 | | | |
| 340 | 浦189 | H19.10.12 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 総務課長が市長事務引継書（2001年5月。5年保存（2007年4月1日廃棄。）を具体的にどのようにして廃棄したか、その詳細が分かるもの | | H19.10.23 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 341 | 岩12 | H19.10.12 | 請求 | 市立病院事務局 | 財務課 | さいたま市立病院において、現時点において採用が　している、いわゆる「医療施設用家具のメーカー及び品名及び品番のすべてと各購入価格,又はリース価格 | 消耗備品マスター、医療消耗備品マスター、固定資産マスター | H19.10.24 | 公開 | | | |
| 342 | 岩13 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 貴庁下の岩槻区役所内2階に所属する同区保健福祉部福祉課使用中のコンピュータ用ソフトウェアのメーカー及び品名及び品番すべてと各購入価格又はリース価格 | 平成19年度賃貸借契約書(生活保護システム対応機器一式) | H19.10.24 | 公開 | | | |
| 343 | 岩14 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 年金医療課 | 貴庁下の岩槻区役所内2階に所属する同区保健福祉部福祉課使用中のコンピュータ用ソフトウェアのメーカー及び品名及び品番すべてと各購入価格又はリース価格 | 特定事業者1<br>H18年4月1日契約・賃貸借契約書(福祉医療用ソフトウェア)　H19年4月1日契約・賃貸借契約書(福祉医療用システム用機器)<br>特定事業者2<br>H18年4月1日契約・賃貸借契約書(老人共同電算用機器) | H19.10.24 | 公開 | | | |
| 344 | 岩15 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 子育て支援課 | 貴庁下の岩槻区役所内2階に所属する同区保健福祉部支援課使用中のコンピュータ用ソフトウェアのメーカー及び品名及び品番すべてと各購入価格又はリース価格 | ・平成19年度児童系業務（児童手当・保育料・児童扶養手当・放課後児童クラブ）システム機器賃貸借契約書<br>・平成19年度母子寡婦福祉資金システム賃貸借契約書 | H19.10.23 | 公開 | | | |
| 345 | 岩16 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 障害福祉課 | 貴庁下の岩槻区役所内2階に所属する同区保健福祉部支援課使用中のコンピュータ用ソフトウェアのメーカー及び品名及び品番すべてと各購入価格又はリース価格 | 平成19年度障害福祉システム賃貸借契約書<br>平成19年度障害者自立支援法（第一次判定）用パソコン賃貸借契約書 | H19.10.24 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 346 | 岩17 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 高齢福祉課 | 費庁下の岩槻区役所内2階に所属する同区保健福祉部高齢介護課使用中のコンピュータ用ソフトウェアのメーカー及び品名及び品番すべてと各購入価格又はリース価格 | 平成19年度契約書(高齢者福祉システム岩槻区対応機器一式) | H19.10.24 | 公開 | | | |
| 347 | 岩18 | H19.10.12 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 介護保険課 | 費庁下の岩槻区役所内2階に所属する同区保健福祉部高齢介護課使用中のコンピュータ用ソフトウェアのメーカー及び品名及び品番すべてと各購入価格又はリース価格 | 平成19年度契約書（さいたま市介護保険システム賃貸借）<br>平成19年度契約書（さいたま市介護保険システム政令市対応機器一式）<br>平成19年度契約書（さいたま市介護保険システム岩槻区対応機器一式） | H19.10.19 | 公開 | | | |
| 348 | 浦191 | H19.10.16 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 特定事業所を指定管理者としたさいの協定書 | 下落合プール・与野中央公園・八王子公園の管理に関する基本協定書 | H19.10.30 | 公開 | | | |
| 349 | 浦192 | H19.10.16 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 特定事業所を指定管理者としたさいの協定書 | 以下の基本協定書<br>大和田公園・天沼緑地・西遊馬公園・三橋総合公園・三橋プール・宝来運動公園・岩槻諏訪公園・岩槻文化公園・川通公園・岩槻温水プール・駒場運動公園・秋葉の森総合公園・岩槻城址公園・道美木公園その他無料公園・大宮サッカー場の管理 | H19.10.30 | 公開 | | | |
| 350 | 浦193 | H19.10.16 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 別所沼公園内の事務所の使用を特定事業所に対して許可したさいの起案書 | 行政財産目的外使用許可申請書(都南管収目第3号) | H19.10.30 | 公開 | | | |
| 351 | 浦194 | H19.10.17 | 請求 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 平成19年4月8日さいたま市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の燃料代に係る公営関係書類 | 平成19年4月8日執行さいたま市議会議員一般選挙における立候補者の選挙公営公費負担対象者の以下書類<br>・請求書（選挙運動用自動車）<br>・請求内訳書 | H19.10.24 | 一部公開 | 請求書・請求内訳書の印影<br>請求書の振込先欄の部分 | 第7条第2号第3号 | |
| 352 | 中7 | H19.10.23 | 申出 | 建設局南部建設事務所 | 建築審査課 | 特定事業所が旧浦和市に平成10年4月14日提出し受理された特定地番に建設した建築物の建設計画概要書 | 特定事業所が旧浦和市に平成10年4月14日提出し受理された特定地番に建設した建築物の建築計画概要書 | H19.10.29 | 一部公開 | 個人の印影、設計者氏名、代理者氏名 | 第7条第2号 | |
| 353 | 浦195 | H19.10.23 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 指導2課 | 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、その調査方法、調査結果、調査結果を踏まえた対応策等のわかる一切の文書（2001年5月～） | ・文部科学省平成13年～18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（結果）<br>・平成14～18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について（依頼） | H19.11.2 | 一部公開 | ・平成13年～15年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（結果）<br>・平成14～16年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について（依頼） | 文書不存在 | |
| 354 | 浦196 | H19.10.23 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 下記の事務引継書<br>①相川宗一市長　②2005年4月1日　③「地方自治法施行令」第123条（改正後は第124条）の規定により定められている<処分未了もしくは未着手の事項又は将来企画すべき事項にかかる処理の順序及びほうほう並びに意見>の記載部分 | 平成17年4月1日付市長事務引継書　2懸案事項（処分未了事項、未着手事項、将来企画すべき事項） | H19.11.6 | 公開 | | | |
| 355 | 浦199 | H19.10.23 | 請求 | 西区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月2日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.1 | 公開 | | | |
| 356 | | H19.10.23 | 請求 | 北区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月2日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 357 | | H19.10.23 | 請求 | 大宮区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月1日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 358 | | H19.10.23 | 請求 | 見沼区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月2日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 359 | | H19.10.23 | 請求 | 中央区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月1日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 360 | | H19.10.23 | 請求 | 桜区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月2日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.2 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 361 | | H19.10.23 | 請求 | 浦和区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月1日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.1 | 公開 | | | |
| 362 | | H19.10.23 | 請求 | 南区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月2日付さいたま市南区選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 363 | | H19.10.23 | 請求 | 緑区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成15年7月2日付さいたま市南区選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.5 | 公開 | | | |
| 364 | | H19.10.23 | 請求 | 岩槻区選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 各区の発足時に各区選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書 | 平成17年6月27日付さいたま市選挙管理委員会委員長事務引継書 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 365 | 浦200 | H19.10.24 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 有害物質取扱廃止事業場一覧表<br>有害物質使用特定施設設置事業場一覧表 | 有害物質取扱廃止事業場一覧表（有害排出のおそれ、不明を含む）<br>有害物質使用特定施設設置事業場一覧表（平成19年10月） | H19.11.5 | 公開 | | | |
| 366 | 浦201 | H19.10.25 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | ①07年10月19日に行われた市長記者会見の後にした発言訂正にかかる記者発表資料<br>②同資料にかかる起案書<br>広報課及び秘書課保有分 | | H19.11.7 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 367 | | H19.10.25 | 請求 | 市長公室 | 広報課 | ①07年10月19日に行われた市長記者会見の後にした発言訂正にかかる記者発表資料<br>②同資料にかかる起案書<br>広報課及び秘書課保有分 | ①報道機関あて通知：記者会見中の発言に対する訂正について<br>②①の通知に係る起案書 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 368 | 浦203 | H19.10.26 | 請求 | 農業委員会事務局 | 農地調整課 | 平成19年7月1日から平成19年9月30日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿（又は議案書） | 平成19年度第5回・第6回・第7回さいたま市農業委員会農地部会における7月分・8月分・9月分報告事項のうち農地法第4条及び第5条の届出 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 369 | 浦204 | H19.10.26 | 請求 | 水道事業管理者水道局業務部 | 水道総務課 | 水道事業管理者事務引継書（2001年5月）なお、調製・供覧に係るものがあればそれらを含む | 平成13年5月1日　元埼玉県南水道企業団企業長とさいたま市職務執行者の事務引継書<br>平成13年5月30日　さいたま市職務執行者とさいたま市水道事業管理者の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 370 | 浦205 | H19.10.26 | 請求 | 水道事業管理者水道局業務部 | 水道総務課 | 自動販売機の設置許可に係る起案書（2007年度分。申請書を含む） | 平成19年度自動販売機設置に伴う行政財産使用許可について<br>平成19年度行政財産目的外使用許可申請書 | H19.11.7 | 一部公開 | 個人の氏名 | 第7条第2号 | |
| 371 | 浦206 | H19.10.26 | 請求 | 監査委員事務局 | 監査課 | 監査委員事務引継書（2001年5月の合併の直後に就任した委員4名のもの） | 平成13年6月28日付け就任に伴う、代表監査委員1名、監査委員3名の事務引継書 | H19.11.5 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 372 | 浦207 | H19.10.26 | 請求 | 監査委員事務局 | 監査課 | 別紙の住民監査請求（10件。2001年度中に提起）に関する文書（①請求書②監査結果③監査委員協議会記録書④そのほか） | 次の請求書、監査結果、監査委員協議会記録書<br>・旧大宮市議の報酬等に係る住民監査請求<br>・さいたま市議の費用弁償に係る住民監査請求<br>・さいたま市議の期末手当の加算措置に係る住民監査請求<br>・旧大宮市議の報酬の返還等を求める住民監査請求他 | H19.11.5 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 373 | 浦208 | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 各課ファイル基準表（2001～2006年度分）のうち不服申立（情報公開・個人情報保護以外）に関する文書が入っている個別フォルダを含む頁。ただし「廃棄年月日」が記入されているものに限る | 平成14年度ファイル基準表のうち、異議申立ての個別フォルダが記載されている頁(18頁) | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 374 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 年金医療課 | 各課ファイル基準表（2001～2006年度分）のうち不服申立（情報公開・個人情報保護以外）に関する文書が入っている個別フォルダを含む頁。ただし「廃棄年月日」が記入されているものに限る | 平成13～平成15年度ファイル基準表のうち該当する部分 | H19.11.2 | 公開 | | | |
| 375 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築審査課 | 各課ファイル基準表（2001～2006年度分）のうち不服申立（情報公開・個人情報保護以外）に関する文書が入っている個別フォルダを含む頁。ただし「廃棄年月日」が記入されているものに限る | 与野総合行政センター建築審査課<br>平成13年度ファイル基準表の8頁 | H19.11.9 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 376 | | H19.10.26 | 請求 | 桜区健康福祉部 | 保険年金課 | 各課ファイル基準表（2001～2006年度分）のうち不服申立（情報公開・個人情報保護以外）に関する文書が入っている個別フォルダを含む頁。ただし「廃棄年月日」が記入されているものに限る | 平成16年度ファイル基準表(34頁)<br>平成17年度ファイル基準表(37頁)<br>平成18年度ファイル基準表(38頁) | H19.11.9 | 公開 | | | |
| 377 | 浦209 | H19.10.26 | 請求 | 政策局政策企画部 | 企画調整課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う政策企画部次長、参事の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 378 | | H19.10.26 | 請求 | 政策局 | 都市経営戦略室 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う参事の事務引継書 | H19.11.5 | 公開 | | | |
| 379 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書（引受者　総務局総務部次長） | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 380 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局総務部 | 人権政策推進課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う人権政策推進課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 381 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局人事部 | 人事課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う以下の職員の事務引継書<br>・人事部次長兼都市経営戦略室参事<br>・人事部次長 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 382 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局改革推進室 | | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 事務引継書　改革推進室参事（外郭団体担当）<br>H19.4.1付人事異動 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 383 | | H19.10.26 | 請求 | 財政局財政部 | 財政課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う財政部次長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 384 | | H19.10.26 | 請求 | 財政局税務部 | 税制課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う税務部次長兼都市経営戦略室参事の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う税務部次長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 385 | | H19.10.26 | 請求 | 財政局税務部 | 収納対策課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う収納対策課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 386 | | H19.10.26 | 請求 | 市民局市民部 | 市民総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う市民局市民部次長事務引継書及び市民局市民部参事市民総務課長事務取扱い事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 387 | | H19.10.26 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う生活文化部次長（引受者）の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 388 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保健部次長及び保健部参事の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 389 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保健福祉局福祉部次長の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う保健福祉局福祉部参事兼福祉総務課長事務取扱いの事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 390 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う国民健康保険課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 391 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 子育て企画課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保健福祉局子ども未来部次長兼都市経営戦略室参事、保健福祉局子ども未来部参事子ども未来部子育て企画課長事務取扱いの事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 392 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 保育課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保育課長の事務引継書 | H19.11.5 | 公開 | | | |
| 393 | | H19.10.26 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う環境部次長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 394 | | H19.10.26 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う環境経済局経済部次長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 395 | | H19.10.26 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う都市計画部次長の事務引継書 | H19.11.9 | 公開 | | | |
| 396 | | H19.10.26 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | まちづくり総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴うまちづくり推進部次長兼都市経営戦略室参事事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 397 | | H19.10.26 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | 市街地整備課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う市街地整備課長の事務引継書 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 398 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局土木部 | 土木総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う土木部次長の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う土木部次長の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う土木部参事の事務引継書 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 399 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局土木部 | 道路計画課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う道路計画課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 400 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局土木部 | 河川課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う河川課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 401 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局建築部 | 建築総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う建設局建築部次長兼都市経営戦略室参事の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う建設局建築部次長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 402 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務6級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う住宅課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 403 | | H19.10.26 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付で市長公室長が引継を受けた事務引継書<br>平成19年4月1日付で報道監が引継を受けた事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 404 | | H19.10.26 | 請求 | 政策局政策企画部 | 企画調整課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う政策企画部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 405 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書（引受者　総務局総務部長） | H19.11.8 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 406 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局人事部 | 人事課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う人事部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 407 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局危機管理部 | 安心安全課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う総務局危機管理部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 408 | | H19.10.26 | 請求 | 総務局改革推進室 | | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 事務引継書　改革推進室副理事（行政改革担当）H19.4.1付人事異動 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 409 | | H19.10.26 | 請求 | 財政局財政部 | 財政課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う財政部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 410 | | H19.10.26 | 請求 | 財政局財政部 | 契約課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う財政局財政部副理事の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 411 | | H19.10.26 | 請求 | 市民局市民部 | 市民総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う市民局市民部長事務引継書、市民局市民部副理事（さいたま市警察部担当）事務引継書及び市民局市民部副理事（コミュニティ担当）事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 412 | | H19.10.26 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う生活文化部長（引受者）の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う副理事（引受者）の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 413 | 浦210 | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保健部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 414 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保健福祉局福祉部副理事（調整担当）の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 415 | | H19.10.26 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 子育て企画課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保健福祉局子ども未来部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 416 | | H19.10.26 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う環境部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 417 | | H19.10.26 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う環境経済局経済部長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 418 | | H19.10.26 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う副理事の事務引継書 | H19.11.9 | 公開 | | | |
| 419 | | H19.10.26 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | まちづくり総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け、人事異動に伴うまちづくり推進部長事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 420 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局 | 技術管理課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う建設局副理事（技術管理担当）の事務引継書 | H19.11.1 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 421 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局土木部 | 土木総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う建設局副理事の事務引継書 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 422 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局建築部 | 建築総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う建設局建築部長の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う建設局建築部副理事（建築担当）の事務引継書 | H19.11.7 | 一部公開 | 法人等名、法人の所在に関する部分 | 第7条第3号 | |
| 423 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務7級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う下水道部副理事の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 424 | 浦211 | H19.10.26 | 請求 | 政策局政策企画部 | 企画調整課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務8級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う政策局長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 425 | | H19.10.26 | 請求 | 財政局財政部 | 財政課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務8級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う財政局長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 426 | | H19.10.26 | 請求 | 市民局市民部 | 市民総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務8級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う市民局長事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 427 | | H19.10.26 | 請求 | 建設局土木部 | 土木総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務8級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う建設局長の事務引継書 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 428 | | H19.10.26 | 請求 | 出納室 | 出納課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務8級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う会計管理者の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 429 | | H19.10.30 | 請求 | 政策局 | IT統括課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴うIT統括課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 430 | | H19.10.30 | 請求 | 政策局政策企画部 | 企画調整課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う企画調整課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 431 | | H19.10.30 | 請求 | 政策局政策企画部 | 情報政策課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う情報政策課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 432 | | H19.10.30 | 請求 | 政策局政策企画部 | スポーツ企画課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う情報政策課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 433 | | H19.10.30 | 請求 | 政策局 | 都市経営戦略室 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う副参事の事務引継書 | H19.11.5 | 公開 | | | |
| 434 | | H19.10.30 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書（引継者　総務局総務部総務課長）<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う事務引継書（引継者　総務局総務部総務課法制室長） | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 435 | | H19.10.30 | 請求 | 総務局人事部 | 人事課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う人事課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 436 | 浦212 | H19.10.30 | 請求 | 総務局人事部 | 給与課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う給与課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 437 | | H19.10.30 | 請求 | 総務局人事部 | 厚生課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う厚生課長の事務引継書 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 438 | | H19.10.30 | 請求 | 総務局人事部 | 人材育成課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う人材育成課長の事務引継書 | H19.11.9 | 公開 | | | |
| 439 | | H19.10.30 | 請求 | 総務局危機管理部 | 安心安全課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う総務局危機管理部安心安全課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 440 | | H19.10.30 | 請求 | 総務局危機管理部 | 防災課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う防災課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 441 | | H19.10.30 | 請求 | 総務局改革推進室 | | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 事務引継書　改革推進室副参事　H19.4.1付人事異動 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 442 | | H19.10.30 | 請求 | 財政局財政部 | 契約課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う契約課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 443 | | H19.10.30 | 請求 | 財政局税務部 | 税制課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う税制課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 444 | | H19.10.30 | 請求 | 市民局市民部 | 交通防犯課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う交通防犯課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 445 | | H19.10.30 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う文化振興課長（引受者）の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 446 | | H19.10.30 | 請求 | 市民局生活文化部 | 男女共生推進課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う男女共生推進課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 447 | | H19.10.30 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う健康増進課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 448 | | H19.10.30 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 病院建設準備室 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う病院建設準備室長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 449 | | H19.10.30 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 介護保険課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う介護保険課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 450 | | H19.10.30 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う国民健康保険課レセプト室長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 451 | | H19.10.30 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 年金医療課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う年金医療課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 452 | | H19.10.30 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 子育て支援課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う子育て支援課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 453 | | H19.10.30 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 青少年課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う青少年課長の事務引継書 | H19.11.9 | 公開 | | | |
| 454 | | H19.10.30 | 請求 | 環境経済局環境部 | 廃棄物政策課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う廃棄物政策課長の事務引継書 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 455 | | H19.10.30 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う経済政策課長の事務引継書<br>平成19年4月1日付け人事異動に伴う経済政策課観光政策室長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 456 | | H19.10.30 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う都市総務長の事務引継書 | H19.11.9 | 公開 | | | |
| 457 | | H19.10.30 | 請求 | 都市局都市計画部 | 交通企画課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う交通企画課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 458 | | H19.10.30 | 請求 | 都市局都市計画部 | 開発調整課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う開発調整課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 459 | | H19.10.30 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う都市公園課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 460 | | H19.10.30 | 請求 | 都市局都市計画部 | みどり推進課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴うみどり推進課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 461 | | H19.10.30 | 請求 | 都市局まちづくり推進部 | まちづくり総務課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴うまちづくり総務課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 462 | | H19.10.30 | 請求 | 建設局 | 技術管理課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う技術管理課長の事務引継書 | H19.11.1 | 公開 | | | |
| 463 | | H19.10.30 | 請求 | 建設局土木部 | 道路環境課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う道路環境課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 464 | | H19.10.30 | 請求 | 建設局建築部 | 保全管理課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う保全管理課長の事務引継書 | H19.11.5 | 公開 | | | |
| 465 | | H19.10.30 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道維持管理課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う下水道維持管理課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 466 | | H19.10.30 | 請求 | 出納室 | 出納課 | 本庁（出納室を含む）の「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で職務5級の職員が引き受けた「事務引継書」（2007年度人事異動に係るもの） | 平成19年4月1日付け人事異動に伴う出納課長の事務引継書 | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 467 | 浦214 | H19.10.31 | 請求 | 議会事務局 | 総務課 | さいたま市議会政務調査費の使途に関する調査業務の仕様書 | さいたま市政務調査費の使途に関する調査業務の仕様書 | H19.11.12 | 公開 | | | |
| 468 | 大19 | H19.11.1 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 建築指導課　特定地番の道路調査報告書 | 特定地番の道路調書 | H19.11.7 | 一部公開 | 「私道についての念書」の承諾者の住所、氏名及び印影<br>念書別紙の関係権利者の氏名及び印影 | 第7条第2号 | |
| 469 | 中8 | H19.11.1 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 「盆栽公苑構想」の再構築を図り「さいたま市盆栽文化振興・活用基本構想」に基づいて、平成13年から現在までの事業継続に係る年度別の事業（調査）費の支出経過が分かる累計支出額、予算書、資料等について | 平成13年から現在までの盆栽事業に係る年度別支出命令書 | H19.11.15 | 一部公開 | | 第7条第2号<br>第3号<br>文書不存在 | |
| 470 | 浦215 | H19.11.1 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | ①記者発表資料「市民自治情報室会見に係る文書廃棄件数等について」（10/5付）の起案書<br>②①の「廃棄件数」について、総務課として把握している具体的情報 | 平成19年10月5日付起案　総総総第1323号「記者発表資料の提出について」<br>情報公開・個人情報保護制度に係る不服申立て関係文書の保存期間について（平成13年5月1日～平成19年9月末日） | H19.11.7 | 公開 | | | |
| 471 | 浦216 | H19.11.1 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | ③総務課として把握している文書保存期間の設定にかかる不適正（不適切）な文書管理（文書処理）の事例（2006年4月1日以降把握分）ただし情報公開・個人情報保護関係の不服申立て文書の廃棄問題にかかるものをのぞく | | H19.11.7 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 472 | 浦217 | H19.11.1 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 「文書管理規則」（2001年5月1日・規則第14号）の制定にかかる起案書及びそれを含む個別フォルダー | ・平成13年5月1日起案『さいたま市議会定例会条例施行規則ほか250件の規則の制定及び公布』のうち「規則第1号から第14号」の部分<br>・上記起案書を含む個別フォルダ『13年規則原簿1号～14号』 | H19.11.8 | 公開 | | | |
| 473 | 浦218 | H19.11.1 | 請求 | 総務局総務部 | 市政情報課 | 市政情報課2007年度（仮）ファイル基準表のうち個別フォルダー「情報公開全般（新聞記事）」又はそれに相当するもの | | H19.11.13 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 474 | 浦219 | H19.11.1 | 請求 | 財政局財政部 | 庁舎管理課 | 本庁舎4階の①平面図②現在の配置図③各スペースが具体的にどのように使われているのかが分かるもの | 4階平面図　平成17年8月現在<br>本庁舎事務室配置図　平成19年4月2日現在<br>4階レイアウト図　平成19年4月2日現在 | H19.11.21 | 一部公開 | 平面図の一部<br>各スペースが具体的に使われているものの一部 | 第7条第7号 | |
| 475 | 浦220 | H19.11.1 | 請求 | 監査委員事務局 | 監査課 | 監査委員の下記の事務引継書<br>①2007年6月20日<br>②「地方自治法施行令」第123条（改正後は第124条）の規定により定められている＜処分未了もしくは未着手の事項又は将来企画すべき事項にかかる処理の順序及びほうほう並びに意見＞の記載部分 | | H19.11.12 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 476 | 浦221 | H19.11.2 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年9月1日から平成19年10月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為に基づく開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図、変更がある場合は、変更分も含む。変更が複数回ある場合は当初のものと最後のものの交付 | 平成19年9月1日から平成19年10月31日までに開発行為に関する工事の検査済証を交付した、都市計画法に基づく開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域位置図 | H19.11.12 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影、一級建築士登録番号 | 第7条第2号 | |
| 477 | 浦222 | H19.11.2 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年9月1日から平成19年10月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為に基づく開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図、変更がある場合は、変更分も含む。変更が複数回ある場合は当初のものと最後のものの交付 | 平成19年9月1日から平成19年10月31日までに開発行為に関する工事の検査済み証を交付した、都市計画法に基づく開発行為のうち非自己居住用の開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域図 | H19.11.12 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影、一級建築士登録番号 | 第7条第2号 | |
| 478 | 浦223 | H19.11.2 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年9月1日から平成19年10月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定図面、変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年9月3日第北07-032号～平成19年10月30日第北07-043号<br>平成19年10月18日第北廃07-008～平成19年10月26日第北廃07-010号 | H19.11.9 | 一部公開 | 道路位置指定申請図の承諾欄、地籍図、付近見取図中の「申請者、承諾書、代理者及び図面作成者の住所、氏名及び印影」 | 第7条第2号 | |
| 479 | 浦224 | H19.11.2 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年9月1日から平成19年10月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定図面、変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年9月3日第南07-018号～平成19年10月16日第南07-022号<br>平成19年9月3日第南廃07-003～平成19年10月19日第南廃07-006号 | H19.11.15 | 一部公開 | 道路位置指定図の承諾欄「申請者、承諾書、代理者及び図面作成者の地籍図中「土地建物所有者名」<br>附近見取り図中個人宅氏名 | 第7条第2号 | |
| 480 | 浦225 | H19.11.5 | 請求 | 建設局土木部 | 道路計画課 | 都市計画道路（田島・大牧線の特定事業所から産業道路まで）に係る調査内容（調査費を含む）・設計費・事業許可の予定が分かる決裁文書・資料等について | 平成17年度　田島大牧線測量業務委託契約書、仕様書、案内図 | H19.11.16 | 一部公開 | 設計費、事業認可の予定が分かる決裁文書、資料等 | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 481 | 浦226 | H19.11.5 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 住居表示付定受付簿及び住居表示台帳図（浦和区分）<br>(平成19年8月1日から平成19年10月31日まで) | H19.11.20 | 一部公開 | 居住者　世帯主の個人名　申請人の氏名並びに担当者名 | 第7条第2号 | |
| 482 | 浦227 | H19.11.5 | 請求 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | ・建物その他の工作物新築届出書受付簿（南区分平成19年8月1日～平成19年10月31日）<br>・住居表示台帳図（南区分平成19年8月1日～平成19年10月31日の届出に該当する箇所） | H19.11.8 | 一部公開 | ・建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人及び居住者の個人名<br>・住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名 | 第7条第2号 | |
| 483 | 浦228 | H19.11.5 | 請求 | 西区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 西区住居表示台帳 | H19.11.9 | 公開 | | | |
| 484 | 浦229 | H19.11.5 | 請求 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 建物その他の工作物新築届出書　第3号　平成19年10月29日<br>住居表示公図台帳図　大原6丁目 | H19.11.14 | 一部公開 | 居住者名 | 第7条第2号 | |
| 485 | 浦230 | H19.11.5 | 請求 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | | H19.11.8 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 486 | 浦231 | H19.11.5 | 請求 | 中央区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあった「建築その他の工作物新築届出書」の受付簿及び該当の住居表示台帳（中央区分） | H19.12.4 | 一部公開 | 申請人及び居住者の氏名 | 第7条第2号 | |
| 487 | 浦232 | H19.11.5 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 住居表示付定受付帳（平成19年8月1日から平成19年10月31日分）<br>住居表示台帳図（平成19年8月1日から平成19年10月31日分　受付分） | H19.11.16 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名<br>住居表示付定受付帳の申請人欄のうち申請人及び個人名の記載がある部分 | 第7条第2号 | |
| 488 | 浦233 | H19.11.5 | 請求 | 緑区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | ・建物その他の工作物新築届出書受付簿（緑区分平成19年8月1日から平成19年10月31日）<br>及び住居表示台帳図 | H19.9.5 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人・居住者名 | 第7条第2号 | |
| 489 | 浦234 | H19.11.5 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料（※1）と該当の住居表示台帳又は位置図 | 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあった「住居表示受付台帳」 | H19.11.12 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名及び申請人 | 第7条第2号 | |
| 490 | 浦235 | H19.11.6 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | H19　6/23～11/6に提出のあった下記のもの<br>・土壌汚染状況調査報告書の、調査概要・方法・結果、有害物質の使用履歴及び排出の状況・位置図・調査機関等の企業名、今後の土地利用<br>・汚染拡散防止計画書の、計画書概要、調査結果、汚染状況・範囲・土壌量の確定・処理方法・土壌搬出先、対策工事期間などの企業名 | ・染拡散防止計画作成報告書<br>・土壌汚染状況調査結果報告書<br>・土地の形質の変更届出書<br>・壌汚染状況調査結果報告書 | H19.11.14 | 一部公開 | 個人名及び担当者の氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 491 | 中10 | H19.11.7 | 請求 | 政策局政策企画部 | 情報政策課 | 1　さいたま市の住基ネット導入年度から平成18年度までの各年度別の導入維持に係る事業費など決算状況<br>2　住基ネットの耐用年数に関する資料 | 住民基本台帳ﾈｯﾄﾜｰｸ開発業務委託（H14,15年）、電子計算組織賃貸借（H14,15）、住記系電子計算組織賃貸借（H16～18）、住民基本台帳ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑ端末搬入据付調整業務委託（H15）、住民記録ｼｽﾃﾑ等維持管理支援業務委託（H15～18）、合併に伴う住記系電子計算機器等一式（H16）、住民基本台帳ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑ機器一式（H17,18） | H19.11.27 | 一部公開 | 住基ネットの耐用年数に関する資料 | 文書不存在 | |
| 492 | 浦236 | H19.11.7 | 請求 | 総務局総務部 | 市政情報課 | 3市合併後（2001年5月以降）に、文書館の設立構想がどのように検討されたのか、その詳細が分かるもの | ①平成18年2月16日起案　総総市1256　愛知県公文書館の視察について<br>平成18年3月27日起案　総総市1530　愛知県公文書館の視察について（出張復命書）<br>②平成16年度に作成した平成17年度当初歳出予算要求書(仮称) 公文書館建設調査事業 | H19.11.16 | 公開 | | | |
| 493 | 岩19 | H19.11.7 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | 特定団体がふれあいセンターいわつきにて平成19年11月4日日曜日の使用に係る「会議室5」について利用者が提出済の使用許可申請書 | 平成19年11月4日、会議室5+6利用に係る「利用許可申請書」 | H19.11.9 | 一部公開 | 個人名、住所、電話番号 | 第7条第2号 | |
| 494 | 岩20 | H19.11.7 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | 「ふれあいプラザいわつき」が、特定団体の代表者又は、当該団体の申請者に対して交付した使用許可書　平成19年11月4日 | | H19.11.9 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 495 | 大20 | H19.11.8 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 特定地番の第43条1項による空地の協定書・同意書 | 特定地番の道路調書 | H19.11.16 | 一部公開 | 「同意書」「公図写」「現況図」「案内図」及び「配置図」の土地所有者及び代理人の住所、氏名、印影及び一級建築士登録番号 | 第7条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 496 | 浦237 | H19.11.8 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 下水道建設2課 | 荒川第9-2処理分区下水道工事北建-19-1016<br>荒川第3-3処理分区下水道工事北建-19-15<br>上記2件の金入設計書（表紙、内訳書、明細書、代価表）、土留矢板の供用日数計算書、交通整理員の人数算出計算書 | 芝川第9-2処理分区下水道工事、設計書かがみ、内訳書、代価表、山留資料計算書、工期数量計算書、間接費数量計算書<br>芝川第3-3処理分区下水道工事、設計書かがみ、内訳書、代価表、日数計算書、（一般開削・全体）、軽量鋼矢板資料計算書、軽量金属支保財資料数量計算書、日数計算書（付帯工分）、安全費計算書 | H19.11.20 | 公開 | | | |
| 497 | 浦238 | H19.11.8 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 下水道建設2課 | 荒川第11-5処理分区下水道工事南建-19-120<br>荒川第14処理分区下水道工事南建-19-115<br>上記2件の金入設計書（表紙、内訳書、明細書、代価表）、土留矢板の供用日数計算書、交通整理員の人数算出計算書 | 荒川第11-5処理分区下水道工事（南建-19-120）<br>荒川第14処理分区下水道工事（南建-19-115）<br>金入設計書（内訳書、代価表）、土留鋼矢板の供用日数計算書、交通整理員の人数算出計算書 | H19.11.19 | 公開 | | | |
| 498 | 浦239 | H19.11.9 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課観光政策室 | さいたま市浦和うなぎまつり実行委員会の補助金に係る平成19年度の補助金額が分かる予算書、資料等について | 平成19年度予算書138頁　観光費<br>平成19年度予算歳出積算の基礎（当初）　観光団体運営補助事業 | H19.11.14 | 公開 | | | |
| 499 | 浦240 | H19.11.9 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 総務課地域商工室 | さいたま市浦和うなぎまつり実行委員会の補助金に係る導入年度の背景が分かる予算書、資料等について | （仮称）「うなぎまつり」の開催について（伺い）平成14年度さいたま市地域づくり推進事業補助金交付申請について | H19.11.14 | 公開 | | | |
| 500 | 浦241 | H19.11.12 | 請求 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 市議会・平成19年6月定例会で都市局長が「当市は、旧浦和青年の家あと地北側の旧岸町庁舎あと地と土地利用について、埼玉県と協議を行っているところです。」答弁に係る以降の協議内容の詳細及び協議から協定締結予定が分かる決裁文書、資料等について | | H19.11.21 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 501 | 浦242 | H19.11.12 | 請求 | 環境経済局経済部 | 経済政策課 | 市議会・平成19年6月定例会で都市局長が「浦和駅東口開発について」答弁から「大型店出店時の交通について」建物の設置者である特定法人が計画周辺地の自動車交通量調査を行った現地交通量の調査状況が分かる自動車交通量調査書について | 特定大型店の大規模小売店舗立地法届出に係る交通計画概要書 | H19.11.22 | 一部公開 | 建物配置図中の個人名 | 第7条第2号 | |
| 502 | 緑4 | H19.11.12 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境管理事務所 | 特定事業所の騒音測定結果 | ・特定事業所、騒音測定結果（1回目）<br>・特定事業所、騒音測定結果（2回目） | H19.11.26 | 一部公開 | 個人の氏名 | 第7条第2号 | |
| 503 | 岩21 | H19.11.12 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | 日本時間の平成19年11月11日日曜日午前9時から正午まで特定団体がふれあいプラザいわつきを利用する際に提出した許可申請書 | 平成19年11月11日、会議室5+6利用に係る「利用許可申請書」 | H19.11.13 | 一部公開 | 個人名、住所、電話番号 | 第7条第2号 | |
| 504 | 岩22 | H19.11.12 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | 当該団体に対して交付したはずの日本時間平成19円11月11日日曜日午前9時から正午までの使用に係る「ふれあいプラザいわつき」会議室5・6の使用許可書 | | H19.11.13 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 505 | 浦243 | H19.11.13 | 請求 | 議会事務局 | 総務課 | さいたま市議会政務調査費の収支報告書にかかる書類すべて（添付領収書含む）平成16,18年度下半期,19年度分 | 平成16・18年度下半期（10月～3月）、19年度上半期（4月～9月）の政務調査費収支報告書 | H19.11.27 | 一部公開 | 収支報告書の領収書の個人印影、個人名、個人住所、電話番号、E-メールアドレス<br>会派及び法人の銀行名、口座名、口座番号、預金残高、クレジット番号 | 第7条第2号第3号 | |
| 506 | 浦244 | H19.11.13 | 請求 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 平成19年4月　さいたま市議会議員選挙の選挙公営にかかる関係書類（選挙ポスター代、選挙運動用車両のレンタル代） | 平成19年4月8日執行さいたま市議会議員一般選挙における立候補者の選挙公営公費負担対象者の以下書類<br>・請求書（選挙運動用自動車　選挙運動用ポスター）<br>・請求内訳書 | H19.11.21 | 一部公開 | 請求者個人の住所・氏名・電話番号、個人の印影<br>請求書の振込先欄の部分 | 第7条第2号第3号 | |
| 507 | 岩23 | H19.11.13 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | 総務課 | さいたま市（代表者市長）が保有している岩槻区役所地下1階食堂に係るオーナーとの「テナント賃貸契約書」の原本 | | H19.11.27 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 508 | 岩24 | H19.11.13 | 請求 | 保健福祉局保健所 | 環境衛生課 | 岩槻区役所内地下1階食堂の対さいたま市保健所長あて営業許可申請書 | 平成15年5月16日付け埼玉県春日部保健所収受の文書番号春保第2－122号「食料営業許可申請書」について | H19.11.22 | 一部公開 | 「食料営業許可申請書」のうち「申請者の生年月日」「食品衛生責任者の生年月日」及び「食品衛生責任者資格番号」の欄の部分 | 第7条第2号 | |
| 509 | 岩25 | H19.11.13 | 請求 | 保健福祉局保健所 | 環境衛生課 | さいたま市保健所長が岩槻区役所内地下1階食堂の経営者に発出したはずの営業許可書 | | H19.11.22 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 510 | 浦245 | H19.11.14 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 道路安全対策課 | 工事番号19-4356-51　道路整備工事（市道10789号線）の金入設計書（内訳書、明細書、代価表、平面図、標準構造図） | 工事番号19-4356-51<br>道路整備工事（市道10789号線）<br>金入設計書<br>（設計書鏡、案内図、内訳書、代価表、平面図） | H19.11.21 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 511 | 浦246 | H19.11.14 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 道路維持課 | 工事番号19-4365-19　道路修繕工事（市道106号線）の金入設計書（内訳書、明細書、代価表、平面図、標準構造図） | 道路修繕工事（市道106号線）<br>設計書鏡、内訳書、代価表、標準構造図、設計図面（平面図、構造図） | H19.11.22 | 公開 | | | |
| 512 | 浦247 | H19.11.14 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 道路建設課 | 工事番号19-4459-10　道路改良工事（赤山東線工区）の金入設計書（内訳書、明細書、代価表、平面図、標準構造図） | 道路改良工事（赤山東線1工区）本工事内訳書、代価表、図面 | H19.11.22 | 公開 | | | |
| 513 | 南4 | H19.11.15 | 請求 | 都市局都心整備部 | 計画管理課新都心まちづくり室 | さいたま新都心第8-1A街区開発事業者審査委員会委員（以下「委員」という）の「審査事項に係る評価」及び「総合的な評価」に係る委員A，委員B，委員C，委員D，委員E，委員F，委員G，委員H，委員I」の各委員名が分かる決裁文書、資料等について | さいたま新都心第8-1A街区開発事業における事業適格者について | H19.11.29 | 一部公開 | 各委員が分かる部分 | 第7条第2号 | |
| 514 | 浦248 | H19.11.16 | 請求 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 平成17年5月15日さいたま市長選の選挙公営にかかる公文書（選挙ポスター代、選挙用運動用車両の燃料代・レンタル代について） | 平成17年5月15日執行さいたま市長選挙における立候補者の選挙公営公費負担対象者の以下の書類<br>・請求書（選挙運動用自動車　選挙運動用ポスター）<br>・請求内訳書 | H19.11.21 | 一部公開 | 請求者個人の住所・氏名・電話番号、個人の印影<br>請求書の振込先欄の部分 | 第7条第2号<br>第3号 | |
| 515 | 北17 | H19.11.20 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 下水道建設2課 | 特定事業所6件の鴨川第14処理分区（北建-16-17）に伴う舗装復旧工事（北建-17-433）入札方式（特命） | ・鴨川第14文処理場分区（北建16-1）（北建16-17）に伴う舗装復旧工事、付帯工事<br>・芝川第7処理分区（北建16-1006）に伴う舗装復旧工事<br>・芝川第6処理分区（北建15-10）に伴う舗装復旧工事<br>・工事設計書、工事契約書、工事施工写真、工事完成検査書 | H19.11.30 | 一部公開 | 平面図中の個人名 | 第7条第2号 | |
| 516 | 浦249 | H19.11.21 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 「盆栽苑構想」の再構築を図り「さいたま市盆栽文化振興・活用基本構想」に基づいて、平成13年度から継続事業に伴う埼玉県有地を当市が盆栽関連施設地として、埼玉県と譲渡契約に係る譲渡契約書に記載ある土地譲渡金額について。埼玉県と譲渡契約していない場合は、譲渡契約する予定が分かる決裁文書、資料等 | | H19.12.3 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 517 | 浦250 | H19.11.21 | 請求 | 環境経済局環境部 | クリーンセンター大崎 | クリーンセンター大崎における焼却灰や不燃残土などの埋立処分に係る委託業務の入札結果（運搬及び処分）平成19年度分 | クリーンセンター大崎<br>・焼却灰運搬・処分業務・（運搬/処分）入札・見積結果票<br>・固化灰運搬・処分業務・(運搬/処分）入札・見積結果票<br>・不燃物運搬・処理・処分業務・(運搬/処理/処分）入札・見積結果票 | H19.11.28 | 一部公開 | 予定比較額、執行予定額 | 第7条第5号 | |
| 518 | 浦251 | H19.11.21 | 請求 | 環境経済局環境部 | 東部環境センター | 東部環境センターにおける焼却灰や不燃残土などの埋立処分に係る委託業務の入札結果（運搬及び処分）平成19年度分 | さいたま市東部環境センター焼却灰・固化灰運搬業務（環境広場）見積結果表<br>さいたま市東部環境センター焼却灰運搬業務（特定事業所）見積結果表<br>さいたま市東部環境センター不燃物運搬業務（埼玉県）見積結果表　（全て平成19年度分） | H19.11.28 | 一部公開 | 執行予定額・予定比較額・予定価格・比較価格 | 第7条第5号 | |
| 519 | 浦252 | H19.11.21 | 請求 | 環境経済局環境部 | 西部環境センター | 西部環境センターにおける焼却灰や不燃残土などの埋立処分に係る委託業務の入札結果（運搬及び処分）平成19年度分 | 平成19年度　さいたま市西部環境センタースラグ・固化灰運搬業務（環境広場）見積結果表 | H19.11.28 | 一部公開 | 見積結果表のうち予定比較額・執行予定額及び特記事項のうち予定価格額・比較価格額 | 第7条第5号 | |
| 520 | 浦253 | H19.11.21 | 請求 | 環境経済局環境部 | 岩槻環境センター | 岩槻環境センターにおける焼却灰や不燃残土などの埋立処分に係る委託業務の入札結果（運搬及び処分）平成19年度分 | ・償却灰運搬業務　入札・見積結果表<br>・固化灰運搬処分業務(その1)入札・見積結果表<br>・固化灰運搬処分業務(その2)運搬 入札・見積結果表　・固化灰運搬処分業務(その2)処分 入札・見積結果表　・不燃物運搬処分業務　入札、見積結果表 | H19.11.28 | 一部公開 | 執行予定額・予定比較額 | 第7条第5号 | |
| 521 | 浦254 | H19.11.22 | 請求 | 総務局総務部 | 総務課 | 平成19年度文書保管委託に関する契約書一式（料金表を含む） | 総務課引継文書類の保管業務契約書(平成19年度)<br>大宮区役所文書保存・集配業務契約書(平成19年度) | H19.12.3 | 公開 | | | |
| 522 | 浦255 | H19.11.26 | 請求 | 政策局政策企画部 | 入札企画室 | 拡第3263号配水支管布設工事の見積内訳書（特定事業所の添付資料）金額一致のわかるもの | 平成19年10月26日の拡第3263号配水支管布設工事の入札結果登録及び見積内訳書（金額一致）について | H19.11.29 | 一部公開 | 指名業者名 | 第7条第3号第5号 | |
| 523 | 浦256 | H19.11.27 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 特定地番（2件分）の共同住宅建築計画について、埼玉県生活環境保全条例第80条第1項の規定による報告書 | ・土壌汚染状況調査結果報告書／平成17年8月26日収受913号<br>・汚染拡散防止措置完了報告書／平成18年4月18日収受第478号<br>・特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書／平成18年4月28日収受第478号 | H19.12.7 | 一部公開 | 個人及び法人の担当者名、印影 | 第7条第2号 | |
| 524 | 浦257 | H19.11.27 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築審査課 | 特定地番(2件分）の共同住宅建築計画の確認検査について、指定確認検査機関から受けた文書一式 | 確認済証を交付した旨の報告書 | H19.12.5 | 一部公開 | 確認検査員の氏名 | 第7条第2号 | |
| 525 | 浦258 | H19.11.27 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築審査課 | 特定地番(2件分）の共同住宅建築計画の確認検査について、指定確認検査機関から受けた文書一式 | 平成18年9月28日付け　確認済証を交付した旨の報告書<br>平成18年11月29日付け　確認済証を交付した旨の報告書（工作物）<br>平成18年12月8日付け　確認済証を交付した旨の報告書（計画変更） | H19.12.5 | 一部公開 | 確認検査員の氏名 | 第7条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 526 | 中13 | H19.11.28 | 請求 | 環境経済局経済部 | 見沼グリーンセンター | さいたま市市民の森リス飼育施設管理運営業務履行場所：北区見沼2-94　履行予定期間：平成19年4月1日～20年3月31日　業者名及び契約金額 | さいたま市市民の森リス飼育施設管理運営業務履行場所：北区見沼2-94　履行予定期間：平成19年4月1日～20年3月31日　業者名及び契約金額 | H19.12.5 | 公開 | | | |
| 527 | 浦259 | H19.11.30 | 請求 | 都市局都心整備部 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | 浦和コミュニティセンター（コムナーレ10階）内の空内空気質測定結果等が分かるもの | 浦和駅東口公益施設（仮称）内装(建築)工事　室内空気中の化学物質の濃度測定結果報告書 | H19.12.5 | 公開 | | | |
| 528 | 浦260 | H19.12.3 | 請求 | 建設局 | 技術管理課 | 技術管理課で使用しているDで始まる独自施工単価コード | 土木積算システムに登録されている市独自施工単価表(平成19年11月1日単価) | H19.12.13 | 公開 | | | |
| 529 | 浦261 | H19.12.3 | 請求 | 建設局下水道部 | 下水道計画課 | 下水道計画課で使用しているDで始まる独自施工単価コード | 平成19年12月3日現在で使用している独自施工単価の施工単価表、施工条件表、施工歩掛表、下位条件表、選択単価表、施工計算式表　独自施工単価コード数31 | H19.12.13 | 公開 | | | |
| 530 | 浦262 | H19.12.3 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | さいたま市が保有する住居表示台帳の内、特定街区の台帳 | 住居表示台帳図（さいたま市桜区特定街区分） | H19.12.14 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者名、個人名の記載 | 第7条第2号 | |
| 531 | 浦263 | H19.12.5 | 請求 | 総務局人事部 | 人事課 | 平成18年度に本庁課長級以上で退職して再就職している者の再就職状況一覧表（退職者氏名・退職時役職名・再就職先名・再就職先役職名・自治体の紹介等の有無がわかるもの | 公益法人等への職員の派遣要請について（平成18年度決裁）<br>外郭団体役員等の変更に伴う事務引継等について（平成18年度決裁） | H19.12.18 | 一部公開 | 公益法人等への就職した職員を除く再就職状況 | 文書不存在 | |
| 532 | 浦264 | H19.12.5 | 請求 | 議会事務局 | 総務課 | 平成18年度政務調査費収支報告書及びその添付書類（領収書）実績報告 | 平成18年度の政務調査費収支報告書、政務調査費実績報告書、政務調査費決算書、事業成果書 | H19.12.12 | 一部公開 | 個人の印影、氏名、住所、電話番号、Ｅメールアドレス<br>会派及び法人の口座情報等 | 第7条第2号第3号 | |
| 533 | 浦265 | H19.12.5 | 請求 | 議会事務局 | 議事課 | 平成19年9月議会定例会中に行われた議会運営委員会会議録ならびに配布資料 | 議会運営委員会<br>（平成19年9月5日の記録、日程、請願文書表）（平成19年9月10日の記録）（平成19年9月11日の記録、次第、意見書案）（平成19年10月4日の記録、次第、議事日程、意見書、請願付託表、議員派遣の件）<br>（平成19年9月5日及び10日本会議会議録の写し）（平成19年10月5日の記録、次第、決議） | H19.12.20 | 一部公開 | 議会議事録、議会運営委員会配布資料の一部 | 第7条第1号 | |
| 534 | 浦266 | H19.12.5 | 請求 | 市長公室 | 秘書課 | 2007.8～10月に支出した市長交際費に関する支出金調書・現金出納簿またはこれに類する文書 | ・平成19年8月から10月までの交際費の清算書、支出証明書、戻入命令書、支出負担行為伺兼支出命令書及び請求書・平成19年8月から10月までの交際費前渡金支出証明書及び前渡金出納簿 | H19.12.19 | 一部公開 | 請求書中の担当者の印影及び個人名、病気見舞いの相手方肩書き及び氏名 | 第7条第2号 | |
| 535 | 中14 | H19.12.7 | 申出 | 建設局南部建設事務所 | 建築審査課 | 建築確認申請台帳のS62/NO1～1500/受付簿の受付番号796番～810番の記載があるページについて | 建築確認申請台帳の個別フォルダ名「S62／N01～1500受付簿」中の受付番号796番～810番の記載があるページ | H19.12.13 | 一部公開 | 申請者住所・氏名（建築主）、建築場所 | 第7条第2号 | |
| 536 | 岩26 | H19.12.10 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | 平成19年12月2日日曜日（日本時間）に特定団体が「ふれあいプラザいわつき」を利用した際の利用許可申請者 | 平成19年12月2日、会議室5+6利用に係る「利用許可申請書」 | H19.12.15 | 一部公開 | 個人名、住所、電話番号 | 第7条第2号 | |
| 537 | 浦267 | H19.12.11 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | さいたま市議会・12月定例会、議案第165号「盆栽関連施設等整備事業」補正予算「（案）は平成19年12月5日決議」」の5億円に係る①盆栽②盆栽器③卓④浮世絵の4点別の予算額及び4点別の予算額が裏打ちされた鑑定書等の資料について | 特定美術館主要盆栽評価表 | H19.12.19 | 一部公開 | 鑑定人の住所、氏名及び印影 | 第7条第2号 | |
| 538 | 浦268 | H19.12.11 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | 年度18年、17年、16年、15年に関する売上（使用料）、委託料の内訳（市営住宅） | さいたま市一般会計歳入歳出決算書（平成15年度から平成18年度）<br>市営住宅等管理業務委託料の収支精算書及び委託業務の実績について（平成15年度から平成18年度） | H19.12.19 | 公開 | | | |
| 539 | 浦269 | H19.12.14 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | 年度13年、14年度の市営住宅に関する件。<br>売上、委託料の内訳等の支出に関する件。 | 平成13年度さいたま市一般会計歳入歳出決算書<br>平成14年度さいたま市一般会計歳入歳出決算書 | H19.12.19 | 公開 | | | |
| 540 | 浦270 | H19.12.14 | 請求 | 建設局建築部 | 建築行政課 | 特定マンションについての建築基準法令の規定による認定の申請書を添付書類のうち位置図及び配置図 | | H19.12.25 | 非公開 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 541 | 浦271 | H19.12.20 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | 平成18年度工事請負費67,105,500円の内訳 | 平成18年度　工事請負費に係る支出負担行為伺書 | H20.1.4 | 公開 | | | |
| 542 | 浦272 | H19.12.20 | 請求 | 建設局建築部 | 住宅課 | ①平成13年、14年の市営住宅の売上の中から給料、職員手当等、共済費、報償費、需要費等の細かい内訳、独立した支払なのか。<br>②役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金等の細かい内訳 | 平成14年度　支出負担行為伺書（報償費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金） | H20.1.15 | 一部公開 | H13年度の部分、法人の口座情報、個人の住所、部屋番号、氏名、電話番号、口座情報 | 第7条第2号第3号文書不存在 | |
| 543 | 浦273 | H19.12.20 | 請求 | 総務局人事部 | 給与課 | ①平成13年、14年の市営住宅の売上の中から給料、職員手当等、共済費、報償費、需要費等の細かい内訳、独立した支払なのか。<br>②役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金等の細かい内訳 | 平成14年度（平成14年4月から平成15年3月まで）支給分給料支出内訳書及び職員手当等支出内訳書 | H19.12.28 | 一部公開 | 平成13年度支給分給料支出内訳書及び職員手当等支出内訳書 | 文書不存在 | |
| 544 | 大21 | H19.12.21 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築審査課 | 建築確認申請の立面図（平成18年7月28日交付第255号について） | 建築確認申請書に添付されている立面図（建築確認番号：平成18年7月28日H19確認建築さいたま00255号） | H20.1.4 | 一部公開 | 個人名、印影、資格番号、断面図による建築物内部情報 | 第7条第2号第7号 | |
| 545 | 中15 | H19.12.25 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 昭和62年2月28日第59号で浦和市開発行為に関する協議基準に基づく許可を受けた申請図書に添付された擁壁の構造計算書一式 | 昭和62年2月28日　第59号で浦和市開発行為等に関する協議基準に基づく許可を受けた申請図書に添付された擁壁の構造計算書及びその位置図 | H20.1.4 | 一部公開 | 建築士の登録番号、氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 546 | 岩27 | H19.12.25 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | 平成19年12月23日（日）（天皇誕生日）午前9時～正午に特定団体が「ふれあいプラザいわつき」会議室利用のため申請した利用許可申請書の原本のすべて | 平成19年12月23日、会議室5+6利用に係る「利用許可申請書」 | H19.12.27 | 一部公開 | 個人名、住所、電話番号 | 第7条第2号 | |
| 547 | 南5 | H20.1.8 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築審査課 | 特定マンションのさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のすべての文書 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部公開 | 個人の氏名、住所等、建築主の所見及び住居の間取り | 第7条第2号第3号第7号 | |
| 548 | 大22 | H20.1.10 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 特定地番の開発行為事前協議申請書一式 | 平成20年1月4日通知　第N190110号<br>特定地番開発行為事前協議申請書の添付図書 | H20.1.17 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、建築士番号、間取り | 第7条第2号第7号 | |
| 549 | 北19 | H20.1.15 | 請求 | 総務局総務部 | 市政情報課 | 情報公開・個人情報保護を担当している部署の平成20年度当初予算の編成日程（スケジュール表） | 総務局平成20年度予算編成スケジュール（市政情報課） | H20.1.24 | 公開 | | | |
| 550 | 浦275 | H20.1.15 | 請求 | 市民局生活文化部 | 文化振興課 | 市議会・12月定例会の補正予算で示されている盆栽関連施設事業に伴う委託料379万7000円に係る委託先が分かる入札結果および委託場所、委託品名（盆栽100点・鉢333点・卓58点・浮世絵32点、計523点）・委託期間等が分かる委託契約書 | 平成19年度、盆栽、盆器、卓、及び浮世絵一式の保管業務委託入札・見積結果表、同業務委託契約書 | H20.1.25 | 一部公開 | 入札・見積結果表の予定比較額、執行予定額、予定価格、比較価格 | 第7条第5号 | |
| 551 | 浦276 | H20.1.15 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | H19　11/7～1/15に提出のあった下記のもの<br>・土壌汚染状況調査報告書の、調査概要方法・結果、有害物質の使用履歴及び排出の状況・位置図・調査機関等の企業名・今後の土地利用<br>・汚染拡散防止計画書の、計画書概要、調査結果、汚染状況・範囲・土壌量の確定・処理方法・土壌搬出先・対策工事期間などの企業名 | ・土地の形質の変更届出書　・土壌詳細調査実施計画　・特定事業所N-4地区土壌詳細調査結果報告書　・N-4地区浄化対策工事<br>・土壌汚染状況調査結果報告書　・N-2（N）地区浄化対策工事　遮水工及び揚水工計画 | H20.1.28 | 一部公開 | 法人の担当者氏名 | 第7条第2号 | |
| 552 | 浦277 | H20.1.17 | 請求 | 都市局北部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年11月1日から平成19年12月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為に基づく開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。変更が複数回ある場合は当初のものと最後のもの） | 平成19年11月1日から平成19年12月31日までに開発行為に関する工事の検査済証を交付した、都市計画法に基づく開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域位置図 | H20.1.25 | 一部公開 | 個人の氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 553 | 浦278 | H20.1.17 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成19年11月1日から平成19年12月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為に基づく開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。変更が複数回ある場合は当初のものと最後のもの） | 平成19年11月1日から平成19年12月31日までに開発行為に関する工事の検査済み証を交付した、都市計画法に基づく開発行為のうち非自己居住用の開発行為における開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域図 | H20.1.25 | 一部公開 | 個人の住所、氏名、印影、建築士の登録番号。 | 第7条第2号 | |
| 554 | 浦279 | H20.1.17 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年11月1日から平成19年12月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定図面、変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年11月9日第北07-044号～平成19年12月25日第北07-053号<br>平成19年11月1日第北廃07-011号～平成19年12月4日第北廃07-012号　平成19年12月4日第北変07-001号 | H20.1.25 | 一部公開 | 道路位置指定申請図の承諾欄、地籍図、付近の見取図中の「個人名、申請者、承諾者、代理者及び図面作成者の住所、氏名及び印影」 | 第7条第2号 | |
| 555 | 浦280 | H20.1.17 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 平成19年11月1日から平成19年12月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、道路位置指定図面、変更・廃止分も含む。 | 道路位置指定図<br>平成19年11月14日第南07-023号～平成19年12月20日第南07-032号 | H20.1.29 | 一部公開 | 道路位置指定図の承諾欄「申請者、承諾書、代理者及び図面作成者の地籍図中「土地建物所有者名）<br>附近見取り図中個人宅氏名 | 第7条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 556 | 浦281 | H20.1.21 | 請求 | 建設局南部建設事務所 | 用地課 | 与野中央通り線2工区（物件調書） | 補償額のお知らせ（与野中央通り線2工区） | H20.1.25 | 一部公開 | 氏名、通知日、年度、面積、地目、一部土地代金及び合計額（計算により面積を算出できるもの） | 第7条第2号第3号 | |
| 557 | 浦282 | H20.1.21 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 平成14年度～16年度迄の特定法人の特別養護老人ホーム施設整備に係る相談記録 | 平成16年度分　民間社会福祉施設設置相談状況（特別養護老人ホーム：岩槻）のうち、特定事業所の部分 | H20.1.29 | 一部公開 | 個人名、施設整備に係る相談記録 | 第7条第2号文書不存在 | |
| 558 | 岩28 | H20.1.21 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | 平成20年1月20日午前中に「ふれあいプラザいわつき」会議室5・6の利用許可を受けた特定団体の当該許可申請者についての当初団体登録に係る貴庁あての登録許可申請書一式原本及びそれに対する貴庁側の決裁伺書と登録を許可した旨の公文書一式原本のすべて | ①公共施設予約システム利用者登録(変更）申請書/コミュニティ施設 | H20.1.27 | 一部公開 | 個人名、住所、電話番号、利用者番号、暗証番号 | 第7条第2号 | |
| 559 | 岩29 | H20.1.21 | 請求 | 市民局生活文化部 | 男女共生推進課 | 本請求書提出日現在における、地方公務員法第3条第3項第3号にもとづくさいたま市非常勤特別職職員たる「さいたま市婦人相談員」について、各人の応募資格と各勤務場所を明記した固有名詞と名簿 | 平成19年度さいたま市婦人相談員任用一覧 | H20.2.1 | 一部公開 | 婦人相談員の氏名 | 第7条第2号 | |
| 560 | 浦284 | H20.1.22 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 土壌汚染対策法に基づく指定区域に係る<br>指-1号（2005/10/11指定、2005/10/31解除）<br>指-3号（2007/7/11指定、2007/8/28解除）<br>上記に係る指定区域台帳一式 | 土壌汚染対策法に基づく指定区域に係る指定区域台帳<br>指-1号（平成17年10月11日指定、平成17年10月31日解除）<br>指-3号（平成19年7月11日指定、平成19年8月28日解除） | H20.2.5 | 公開 | | | |
| 561 | 南6 | H20.1.23 | 請求 | 建設局土木部 | 土木総務課 | 荒川自転車迂回路に関する国土交通省荒川上流河川事務所と協定書 | 一級河川荒川水系荒川におけるさいたま築堤事業の施行に係る県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線・さいたま市管理区間との調整に関する協定 | H20.2.1 | 公開 | | | |
| 562 | 中16 | H20.1.25 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成18年12月12日付S180091号の開発許可申請書に添付された別紙（斜線の部分）の宅地に使用したようへきの構造計算書及び構造図、基礎杭の構造計算書、製品カタログ | 平成18年12月12日付S180091号で許可した開発許可申請書に添付された別紙（斜線の部分）の宅地に築造した擁壁の構造計算書、構造図、基礎杭の構造計算書、製品カタログ | H20.2.1 | 一部公開 | 個人の氏名、印影、建築士の登録番号 | 第7条第2号 | |
| 563 | 緑5 | H20.1.25 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 監査指導課 | 特定事業所の平成19年度指導監査（老人福祉法・介護保険法とも）の指導事項及び回答書 | ・平成19年12月19日発保福監第000679号社会福祉施設指導監査の結果について（通知）<br>・平成20年2月4日発保福監第000863号指定介護老人福祉施設に係る指導結果について（通知）　・平成20年2月4日発保福第000863号指定居宅サービス事業者に係る指導結果について（通知） | H20.2.6 | 一部公開 | 平成19年度老人福祉法及び介護保険法による指導監査の指導事項における特定事業所からの回答書 | 文書不存在 | |
| 564 | 浦285 | H20.1.28 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境管理事務所 | 第6次水質総量規制の対象事業所リスト<br>事業所名、所在地、電話番号、担当部署、特定施設番号、平均水量、最大水量、浄化槽設置基数、終末処理施設の有無（脱窒脱リン機能の有無）上記の分かるものについて | ・第6次水質総量規制の対象事業所一覧表【平成20年1月現在】<br>・し尿処理施設（501人槽以上）及び指定地域特定施設（201人～500人槽し尿浄化槽）一覧表【平成20年1月現在】 | H20.2.6 | 一部公開 | 個人の氏名 | 第7条第2号 | |
| 565 | 浦287 | H20.2.1 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 日進地区まちづくり事業汚染処理完了報告書 | 汚染拡散防止措置完了報告書／平成18年4月28日収受第619号 | H20.2.14 | 一部公開 | 工事写真のうち作業員の容姿<br>ふるい分け試験報告書のうち、試験者の氏名及び印影 | 第7条第2号 | |
| 566 | 北22 | H20.2.4 | 請求 | 総務局総務部 | 市政情報課 | 情報公開・個人情報保護を担当する部署の当該業務に係わる平成19年度の当初予算（情報公開・個人情報保護業務、情報公開推進費、情報公開コーナー運営費）の請求書、関連資料、積算方法 | 平成19年度当初歳入予算要求書(財産収入、諸収入)<br>平成19年度当初歳入予算要求書(情報公開推進事業)平成19年度当初歳入予算要求書(電子計算組織管理運用事業のうち行政情報検索資料システム賃借料) | H20.2.8 | 公開 | | | |
| 567 | 浦289 | H20.2.4 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 平成16年度分民間福祉施設設置相談状況 | 平成16年度分　民間福祉施設設置相談状況（特別養護老人ホーム） | H20.2.14 | 一部公開 | 個人名 | 第7条第2号 | |
| 568 | 浦290 | H20.2.4 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 高齢福祉課 | 平成17年度、18年度、19年度<br>平成17年度特定法人の設立計画書<br>平成18年度平成19年度の施設設立の補助金について | 平成18年度老人福祉施設設立計画書（特定事業所分）<br>平成18年度さいたま市老人福祉施設整備費補助金協議書（特定事業所分）　ほか | H20.2.18 | 一部公開 | 個人の氏名、住所、生年月日、印影等<br>法人等の口座情報等 | 第7条第2号第3号 | |
| 569 | 中17 | H20.2.6 | 請求 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成16年3月16日付S150104で許可を受けた申請図書に添付されている、ゴミ置場の協議書一式 | 平成16年3月16日付S150104で許可した開発行為許可申請書に添付されているごみ収集所設置に関する協議書 | H20.2.18 | 一部公開 | 個人の氏名、印影、建築士の登録番号 | 第7条第2号 | |
| 570 | 浦291 | H20.2.7 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 有害物質使用特定施設設置事業場一覧表<br>有害物質取扱廃止事業場一覧表 | 有害物質取扱廃止事業場一覧表（有害排出のおそれ、不明含む）<br>有害物質使用特定施設設置事業場一覧表（平成19年10月） | H20.2.12 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 571 | 浦292 | H20.2.7 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境対策課 | 有害物質使用特定施設設置事業場の一覧表 | 有害物質使用特定施設設置事業場一覧表（平成19年10月） | H20.2.12 | 公開 | | | |
| 572 | 浦293 | H20.2.12 | 請求 | 市民局市民部 | 交通防犯課 | さいたま市において自主防犯パトロール団体がパトロールの際に違反行為を行わせないための教育研修資料 | | H20.2.19 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 573 | 浦294 | H20.2.12 | 請求 | 市民局市民部 | 交通防犯課 | さいたま市における右翼対策を記した書類を請求したい | | H20.2.19 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 574 | 浦295 | H20.2.12 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 健康教育課 | さいたま市においてパトロールの際に違反行為を行わせないための教育研修資料 | | H20.2.20 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 575 | 浦296 | H20.2.12 | 請求 | 教育委員会事務局学校教育部 | 健康教育課 | さいたま市が学校外及び通学路における児童・生徒を右翼から守るための資料を請求したい。 | | H20.2.20 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 576 | 岩30 | H20.2.12 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | ふれあいプラザいわつき | ①「ふれあいプラザいわつき」に対して提出済みのはずの特定団体による当初の利用者登録申請書の原本<br>②上記特定団体が「ふれあいプラザいわつき」に本件登録許可にいたった経緯を示す公文書のすべて | ①公共施設予約システム利用者登録(変更)申請書/コミュニティ施設<br>②貴市としての本件登録許可にいたった経緯を示す公文書 | H20.2.18 | 一部公開 | 個人名、住所、電話番号、利用者番号、暗証番号 | 第7条第2号 | |
| 577 | 南7 | H20.2.13 | 請求 | 環境経済局環境部 | 環境管理事務所 | 特定番地内建物のアスベストの情況について | 特定番地内建物のアスベスト測定結果 | H20.2.22 | 公開 | | | |
| 578 | 中18 | H20.2.18 | 申出 | 中央区区民生活部 | 総務課 | 旧与野市庁舎建設時の土質柱状図 | 与野市東庁舎新築敷地地盤調査報告書(仮称)東第2庁舎等建築工事基本設計業務委託報告書 | H20.2.19 | 公開 | | | |
| 579 | 浦297 | H20.2.18 | 請求 | 農業委員会事務局 | 農地調整課 | 平成19年10月1日から平成19年12月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿（又は議案書） | 平成19年度第8回・第9回・第10回さいたま市農業委員会農地部会における10月分・11月分・12月分報告事項のうち農地法第4条及び第5条の届出 | H19.8.7 | 公開 | | | |
| 580 | 大23 | H20.2.20 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 下水道建設2課 | 芝川第10-3処理分区大門・浅間6号幹線下水道築造工事設計書　金額入り | 芝川第10-3処理分区大門・浅間6号幹線下水道築造工事（北建-15-7）の金額入変更設計書(内訳書、明細書、代価表) | H20.3.4 | 公開 | | | |
| 581 | 中19 | H20.2.26 | 申出 | 都市局南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | 平成6年11月15日第3号で受理された浦和市開発行為等に関する協議基準による公共施設等の整備計画申請書に添付の排水に関する文書一式 | 平成6年11月15日第3号で受理した浦和市開発行為等に関する協議基準による公共施設等の整備計画申請書に添付の排水に関する文書一式 | H20.3.5 | 一部公開 | 建築士の登録番号、氏名、印影 | 第7条第2号 | |
| 582 | 南8 | H20.2.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | パンフレット「健康な歯でハッピーライフ」に係る次のもの①仕様書②見積書③入札文書④作成に係る起案書⑤支出証拠書⑥配布先一覧⑦そのほか（例、市歯科医師会とのやりとりの分かるもの） | パンフレットの選定起案書、パンフレット選定結果供覧書、支出負担行為伺書、契約書、見積書、パンフレット配布の起案書、支出命令書 | H20.3.7 | 一部公開 | | 文書不存在 | |
| 583 | 南9 | H20.2.27 | 請求 | 財政局財政部 | 契約課 | 競争入札参加資格審査申請書一式（07・089年度）株式会社東京法規出版にかかるもの①物品納入等②業務委託 | 競争入札参加資格審査申請書（物品納入等-1・2・3）、業務実績書（物品納入等）、業者登録電算入力票(1)本社情報・(3)営業内容、競争入札参加資格審査申請書（業者委託-1・2・3・4）、業者経歴書（業務委託）「業務名:製作等」「業務名：文書管理」、さいたま市業者登録電算入力票（業務委託）①③④⑤　①は本社情報（継続） | H20.3.18 | 一部公開 | 競争入札参加資格審査申請書(物品納入等-2)(業務委託-2)のうち担当者氏名<br>公開した情報内の法人の内部に関する情報の部分 | 第7条第2号第3号 | |
| 584 | 北23 | H20.3.11 | 請求 | 教育委員会事務局管理部 | 学校施設課 | 市立桜木中学校給食室建設（建築）工事2003年3月25日入札、落札の状況の確認できる一切の資料（特命付帯工事も含む） | ○さいたま市立桜木中学校給食室建設（建築）工事　・執行伺、契約伺、変更伺、支出命令書、契約書、工事完成検査調書　等<br>○桜木中学校給食室建設工事に伴う土壌改良工事　・執行伺、契約伺、変更伺、支出命令書、契約書、工事完成検査調書　等 | H20.3.21 | 一部公開 | 現場代理人、図面作成者、関係会社の担当者等の氏名、印影、電話番号、経歴等<br>法人等の口座番号 | 第7条第2号第3号 | |
| 585 | 北24 | H20.3.11 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 河川整備課 | 染谷排水路整備工事2005年工事の一切の資料見沼区染谷3丁目（2003年本工事、2004年付帯工事も含む）排水路整備工事に伴う付帯工事（その1）（その2） | ・排水路整備工事(染谷排水路)(染谷排水路その2)<br>・排水路整備工事(染谷排水路)（染谷排水路その2)に伴う付帯工事<br>・染谷排水路整備工事<br>・執行伺、契約伺、変更伺、支出命令書、契約書、変更契約書、工事成果品一式 | H20.3.17 | 一部公開 | ①現場代理人等の担当者氏名、印影、電話番号、経歴等、各関係会社の担当者名、印影、電話番号等、入札代理人氏名<br>②法人等の口座情報 | 第7条第2号第3号 | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 586 | 浦298 | H20.3.11 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 思い出の里市営霊園事務所 | 平成17年度思い出の里南側斜面整備工事の入札記録がわかるもの | 平成17年度　思い出の里南側斜面整備工事（東ブロック）、平成17年度思い出の里南側斜面整備工事（中央ブロック）、思い出の里南側斜面整備工事（西ブロック）の開札記録票 | H20.3.24 | 公開 | | | |
| 587 | 浦299 | H20.3.17 | 請求 | 保健福祉局保健所 | 保健総務課 | 平成17年1月1日から平成20年3月17日までに届出のあった<br>①病院開設許可申請書<br>②病院開設届 | ①平成18年4月18日及び平成20年2月29日付け収受　病院開設許可申請書<br>②平成18年5月1日付け収受病院開設開設届 | H20.3.27 | 一部公開 | 管理者の住所の部分 | 第7条第2号 | |
| 588 | 浦300 | H20.3.17 | 請求 | 保健福祉局保健所 | 保健総務課 | 平成17年1月1日から平成20年3月17日までに届け出のあった病院開設許可事項変更許可申請書。ただし、新築、増築、改築、移転のもの。 | ①平成19年12月27日付け収受病院開設許可事項変更許可申請書 | H20.3.27 | 公開 | | | |
| 589 | 南10 | H20.3.18 | 請求 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 歯科保健医療懇談会に係る個別フォルダー（2007年度分7冊）<健康増進課> | ①歯科保健事業に関する報告書/歯科保健医療懇談会②委員名簿/歯科保健医療懇談会③第1回/歯科保健医療懇談会④第2回/歯科保健医療懇談会⑤保健福祉部会/歯科保健医療懇談会　⑥学校歯科保健部会/歯科保健医療懇談会⑦さいたま市の歯科保健施策に関する報告書改訂第2版 | H20.3.25 | 一部公開 | 保健福祉部会/歯科保健医療懇談会のフォルダの「平成19年度第1回さいたま市歯科保健医療懇談会の議事録について」の担当欄 | 第7条第2号 | |
| 590 | 浦301 | H20.3.21 | 請求 | 西区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 西区プラザ地区<br>住居表示台帳 | H20.3.26 | 公開 | | | |
| 591 | 浦302 | H20.3.21 | 請求 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 建物その他の工作物新築届出書　第4号　平成19年11月30日　住居表示公図(大宮区分) | H20.3.26 | 一部公開 | 居住者名 | 第7条第2号 | |
| 592 | 浦303 | H20.3.21 | 請求 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | | H20.4.2 | 非公開 | | 文書不存在 | |
| 593 | 浦304 | H20.3.21 | 請求 | 中央区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 平成19年11月1日から平成19年12月31日までに届け出のあった「建築その他の工作物新築届出書」の受付簿 | H20.4.16 | 一部公開 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日までに届け出のあった「建築その他の工作物新築届出書」の受付簿に記載されている申請人及び居住者の氏名 | 第7条第2号 | |
| 594 | 浦305 | H20.3.21 | 請求 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 1　住居表示付定受付帳（平成19年11月1日から平成20年1月31日分）<br>2　住居表示台帳図（平成19年11月1日から平成20年1月31日分　受付分） | H20.3.28 | 一部公開 | 住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名<br>住居表示付定受付台帳の申請人欄のうち申請人及び個人名の記載がある部分 | 第7条第2号 | |
| 595 | 浦306 | H20.3.21 | 請求 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 住居表示付定受付簿及び住居表示台帳図（浦和区分）<br>(平成19年11月1日から平成20年1月31日まで) | H20.4.7 | 一部公開 | 居住者　世帯主の個人名　申請人の氏名並びに担当者名 | 第7条第2号 | |
| 596 | 浦307 | H20.3.21 | 請求 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 1、建物その他の工作物新築届出書受付簿（南区分平成19年11月1日～平成20年1月31日）<br>2、住居表示台帳図（南区分平成19年11月1日～平成20年1月31日の届出に該当する箇所） | H20.3.26 | 一部公開 | 1、建物その他の工作物新築届出書受付簿のうち、申請人及び居住者の個人名<br>2、住居表示台帳図のうち、居住者世帯主名 | 第7条第2号 | |
| 597 | 浦308 | H20.3.21 | 請求 | 緑区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿（緑区分平成19年11月1日から平成20年1月31日）及び住宅表示台帳図 | H20.4.12 | 一部公開 | 建物その他の工作物新築届出書受付簿及び住宅表示台帳図のうち、申請人・住居者名 | 第7条第2号 | |
| 598 | 浦309 | H20.3.21 | 請求 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月1日から平成20年1月31日まで届出のあったさいたま市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届・付番通知書等、新設物件の受付日（付定日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 | 平成19年11月11日から平成20年1月31日までに届出のあった「住居表示受付台帳」 | H20.4.4 | 一部公開 | 住居表示受付台帳のうち、居住者世帯主名及び申請人 | 第7条第2号 | |
| 599 | 浦310 | H20.3.25 | 請求 | 教育委員会事務局生涯学習部 | 体育課 | 与野体育館の指定管理者の指定管理者応募時提出書類（事業計画書、企画書） | 与野体育館指定管理者応募書類 | H20.5.8 | 一部公開 | 指定管理者のノウハウ | 第7条第3号 | |
| 600 | 浦311 | H20.3.27 | 請求 | 保健福祉局福祉部 | 高齢福祉課 | 平成17年度分　老人福祉施設設置相談状況 | 平成17年度　老人福祉施設設置（増床）計画書について | H20.4.2 | 公開 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 公開請求受付日 | 請求又は申出 | 担当局部 | 担当課 | 公開請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 非公開部分 | 非公開情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 601 | 北25 | H20.3.28 | 請求 | 都市局北部都市･公園管理事務所 | 開発指導課 | 特定地番の開発許可行為「(仮)さいたま市北区宮原町一丁目計画」 | 平成20年3月5日受付　開発行為等事前協議申請書(議案第168号)<br>平成20年3月21日発行　開発行為等時事前協議申請の審議結果について(N1906168) | H20.4.7 | 一部公開 | 個人の氏名 | 第7条第2号 | |
| 602 | 北26 | H20.3.28 | 請求 | 建設局北部建設事務所 | 建築指導課 | 特定地番の中高層指導要綱「住民への説明状況報告書」 | さいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例に基づき、平成20年2月25日(受付第07－059号)に提出された、特定地番建築予定の建築物に関する「近隣説明等報告書」のうち「近隣説明範囲図」及び「住民への説明状況報告書」 | H20.4.16 | 一部公開 | 特定の個人を「識別することができる「住所」「指名」「番号」「建物の用途」等。<br>「近隣説明等報告書」のうち代理者及び設計者の「担当者氏名、住民の住所氏名「近隣説明範囲図」の「番号」及び「住宅ごとの氏名」。 | 第7条第2号第3号 | |
| 603 | 北27 | H20.3.31 | 請求 | 保健福祉局子ども未来部 | 保育課 | 特定保育園財務諸表、決算書 | 平成18年度「資金収支決算内訳表」「事業活動収支内訳表」「賃借対照表」「財産目録」「未収金明細書」「未払金明細書」「預り金明細書」「借入金明細表」「補助金収入明細表」「国庫補助金等特別積立金明細表」「固定資産管理台帳」「固定資産増減明細表」「固定資産集計表」「積立金明細表」「保育所積立預金」「当期償却実施確認表(個別償却資産)」　他 | H20.4.7 | 一部公開 | 預り金及び賞与賞与引当金繰入額の個人名<br>口座番号、退職共済金掛金先、取引先業者名 | 第7条第2号第3号 | |

※【参考】非公開情報区分について

- ･第7条第1号　　法令秘情報
- ･ 同　第2号　　個人情報
- ･ 同　第3号　　法人等情報
- ･ 同　第4号　　審議、検討等情報
- ･ 同　第5号　　事務事業執行情報
- ･ 同　第6号　　国等協力情報
- ･ 同　第7号　　公共安全情報

## Ⅲ　情報提供の実施状況

### １　情報公開コーナーについて

情報公開コーナーでは、行政情報の公開請求、個人情報の開示請求等の受付を行うほか、市政に関する刊行物や資料を備えて、市民への情報提供に努めています。

### ２　情報公開コーナーの利用状況

平成１９年度の情報公開コーナーの利用状況は、表１－５のとおりです。

表１－５　情報公開コーナーの利用状況

| | 利　用　状　況 |
|---|---|
| 利用者数 | ９５，４５１人 |
| 情報公開コーナー稼動日数 | ２４５日 |
| 一日あたりの利用者数 | 約３９０人 |

### ３　行政情報の利用状況

平成１９年度の行政情報の配架数は、予算書、市議会会議録、さいたま市の財政など、２８２冊です。

なお、一部の行政資料については、貸出、有償頒布も行っています。

利用状況は、表１－６のとおりです。

表１－６　行政資料利用状況

| | 利　用　状　況 |
|---|---|
| 貸出冊数 | ３８８冊 |
| 有償頒布冊数 | １，２５１冊 |

### ４　複写機の利用状況

平成１９年度の複写機の利用枚数は、１６０，８２３枚です。

# ◇ 個 人 情 報 保 護 制 度 ◇

# Ⅰ　個人情報保護制度のあらまし

## 1　個人情報保護制度の意義と必要性

「情報」は、今日の高度情報化社会の到来によって、大量に、広範に、そして迅速に利用できるようになりましたが、その結果、利用価値を飛躍的に高め、社会全般に強い影響を及ぼすものとなっています。このような状況は行政においても同様であって、地方公共団体においては、実施する行政サービスが個人の生活全般に密接に関わるものであり、近年の行政需要の複雑多様化と電子計算機処理の浸透は、大量の個人情報の利用と蓄積をもたらしており、また、市民の側には、市はどのような個人に関する情報を保有し、利用しているのか知りたい、外部への漏えい防止やプライバシー保護のための適正な方策を講じてほしい、さらには自己のデータを開示請求し、誤りがあった場合には訂正や削除の請求をしたいといった要望が高まっています。

本市では、市が保有する個人に関する情報について、従前以上に適正な取扱いを確保するとともに、自己に関する情報の開示、訂正、削除及び中止を請求する権利を創設し、市は請求に応じる義務を負う、個人情報保護制度の確立を図ることとしました。

## 2　個人情報保護制度の概要

### ⑴　制度の目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とします。

### ⑵　実施機関

個人情報の開示等を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

### ⑶　個人情報の定義

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいいます。

### ⑷　個人情報の適正な取扱いの確保

ア　収集の制限

(ｱ)　個人情報を収集するときには、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。

(ｲ)　思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれの

ある個人情報は、原則として収集してはなりません。

(ｳ)　個人情報を収集するときには、原則として本人から直接収集しなければなりません。

イ　個人情報取扱事務の届出

(ｱ)　実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければなりません。

(ｲ)　市長は、届出があったときは、届出事項を審議会に報告しなければなりません。

(ｳ)　市長は、届出事項を公示しなければなりません。

(ｴ)　市長は、届出事項についての目録を作成し、閲覧に供さなければなりません。

ウ　利用及び提供の制限

(ｱ)　実施機関は、原則として個人情報を目的外利用したり、外部提供してはなりません。

(ｲ)　実施機関は、目的外利用又は外部提供したときは、一定の事項を市長に報告しなければなりません。

(ｳ)　実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報の外部提供先に対してその使用について必要な制限を付し、又は適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければなりません。

(ｴ)　電子計算機の結合の制限

実施機関は、個人情報の電子計算機処理において、原則として市以外の者との間で、通信回線による電子計算機の結合を行ってはなりません。

オ　適正な維持管理

実施機関は、個人情報保護管理者を定め、個人情報の正確性の確保、漏えい、損傷等の防止、速やかな消去などについて必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

⑸　自己情報の開示請求権等の保障

ア　開示請求

(ｱ)　個人情報の開示を請求できる者

何人も、実施機関に対し、行政情報に記録された自己の個人情報の開示を請求することができます。

(ｲ)　開示請求の受付

開示請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（開示請求書）を提出することにより行います。

(ｳ)　個人情報の開示義務

実施機関は、その個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示しなければなりません。

〔不開示情報〕

a　法令秘情報

b　第三者情報

c　個人評価情報
d　審議、検討等情報
e　事務事業執行情報
f　国等協力関係情報
g　公共安全情報

〔不開示情報の例外的取扱い〕

a　公益上の理由による裁量的公開

個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

b　個人情報の存否に関する情報

開示に係る個人情報行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第三者の権利利益を害するなど不開示情報を開示することとなるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができます。

c　部分開示

個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

イ　開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

(ｱ)　決定

a　開示決定（全部開示決定・一部開示決定）
b　不開示決定

(ｲ)　決定の期限

開示請求があった日から１５日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、例外として延長することができます。

(ｳ)　第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

(ｴ)　開示の実施

情報公開コーナーにおいて、担当課の立会いの下に、個人情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

ウ　訂正請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができます。

エ　削除請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて収集されたと認めるときは、その削除を請求することができます。

オ　中止請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて目的外利用又は外部提供されていると認めるときは、その中止を請求することができます。

カ　不服申立て

実施機関は、決定について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、不服申立てについての決定をします。

キ　苦情の申出

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとします。

⑹　事業者が保有する個人情報の保護

ア　事業者の責務

イ　事業者の自主的規制の促進

ウ　市の監視体制

エ　苦情の対応

オ　国又は他の地方公共団体との協力

⑺　費用負担

個人情報の開示、訂正、削除及び中止に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

⑻　出資法人等への要請

市長は、規則で定める出資法人等に対し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとします。

⑼　罰則

正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を提供する等の行為を行った場合には、処罰されます。

## Ⅱ　個人情報保護制度の運用状況

### １　個人情報開示等の実施状況概要

平成１９年度の請求件数は、表２－１のとおり開示請求が２１７件、訂正請求が１件、削除請求・中止請求はありませんでした。開示請求の内容は、表２－２のとおり介護認定調査票に対する開示請求などがあります。

表２－１　個人情報開示請求等件数

| | 件　　数 |
|---|---|
| 開　示　請　求 | ２１７ |
| 訂　正　請　求 | １ |
| 削　除　請　求 | ０ |
| 中　止　請　求 | ０ |
| 合　　計 | ２１８ |

表２－２　個人情報開示請求内容及び処理状況

| | 開　示　請　求 | | 訂　正　請　求 | |
|---|---|---|---|---|
| 請求件数 | ２１７ | | １ | |
| 処理状況 | 開示 | １５０ | 訂正 | ０ |
| | 一部開示 | ４４ | 一部訂正 | ０ |
| | 不開示 | ２３ | 不訂正 | １ |
| 請求内容 | ・介護保険認定調査票<br>・住民票交付申請書<br>・救急活動記録票　等 | | ・情報公開・個人情報保護審査会答申第 35 号の 3 枚目の下から 2 行目の「真摯に」の訂正 | |

２　個人情報開示等決定に係る不服申立ての状況

平成１９年度の不服申立ての件数は、市長に対する異議申立てが 2 件でした。不服申立ての内容については、表２－３のとおりです。

表２－３　個人情報開示等決定に係る不服申立ての内容

| | 開示請求に係る個人情報の名称 | 実施機関 | 不服申立日 | 答申日 | 裁決(決定)日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 原処分 | 諮問日 | 内　容 | 内　容 |
| 1 | 春日部保健所の精神保健課での相談内容と氏名を不開示とした一部開示決定に対する異議申立て | 市長 | 19.5.28 | 20.3.13 | 20.3.31 |
| | | 一部開示 | 19.7.18 | 原処分取消し | 認容 |
| 2 | 診療報酬明細書の傷病名を不開示とした一部開示決定に対する異議申立て | 市長 | 19.7.31 | 19.8.7　異議申立て取下げ | |
| | | 一部開示 | ― | | |

# 3 個人情報開示等の実施状況一覧

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 西1 | H19.4.4 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する「認定調査票」（平成18年8月29日に作成されたもの） | H19.4.10 | 開示 | | | |
| 2 | 北1 | H19.4.4 | 北区区民生活部 | 区民課 | 平成13年に印鑑登録したものを平成18年に廃止したいの除副本 | 平成18年6月20日付けで受け付けた印鑑登録廃止申請に伴う除印鑑登録票の副本写しの交付 | H19.4.16 | 開示 | | | |
| 3 | 大1 | H19.4.6 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 本人名義の平成17年5月9日発行大宮区役所謄本、住民票を誰が取ったか知りたい。（申請者の氏名、住所）申請書を知りたい | 戸籍等交付請求書(平成17年5月9日付け)<br>住民票交付請求書(平成17年5月9日付け) | H19.4.13 | 一部開示 | ③・窓口に来た方の署名欄中住所、氏名、印影及び電話番号<br>・たのんだ方欄中氏名、印影及び電話番号<br>・添付の追完指示書中個人名並びに家事審判事件受付カード中事件番号 | 第14条第2号ア | |
| 4 | 浦1 | H19.4.9 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険要介護（更新）認定にかかる主治医意見書（平成19年度認定） | 主治医意見書<br>（平成18年12月21日記入分） | H19.4.23 | 開示 | | | |
| 5 | 見1 | H19.4.11 | 見沼区区民生活部 | 総務課 | 主治医意見書 | 主治医意見書<br>(平成17年4月26日作成分) | H19.5.9 | 開示 | | | |
| 6 | 岩1 | H19.4.11 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 2月13日付けの異議申し立ての審査記録一式 | (1)平成19年2月13日付　放課後児童クラブ入室否決定処分についての異議申立て書<br>(2)平成19年3月23日付　放課後児童クラブ入室否決定処分についての異議申立て書<br>(3)平成19年4月13日付　放課後児童クラブ入室否決定書分についての2月13日付け異議申立て | H19.4.23 | 開示 | | | |
| 7 | 南1 | H19.4.11 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 「認定調査票」（平成18年12月7日申請分） | H19.4.17 | 開示 | | | |
| 8 | 桜1 | H19.4.16 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 戸籍謄本、住民票の申請書 | 住民票交付申請書(平成18年6月8日)<br>住民票交付申請書(平成18年10月3日) | H19.4.25 | 開示 | | | |
| 9 | 北2 | H19.4.17 | 北区区民生活部 | 区民課 | 私に係る住民票交付請求書、戸籍等交付請求書に基づき発行した日付、及び枚数、理由の開示<br>平成19年2月1日～平成19年4月16日（市内10区、支所、市民の窓口全て） | | H19.4.27 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 10 | 浦2 | H19.4.18 | 教育委員会事務局学校教育部 | 指導2課 | 平成18年7月18日の事故報告書 | | H19.4.19 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 11 | 南2 | H19.4.19 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定における認定調査票（概況、基本、特記）<br>主治医の意見書の資料提供申請 | 介護保険認定調査票（平成19年3月13日調査分）及び主治医意見書（平成19年3月14日作成分） | H19.4.25 | 開示 | | | |
| 12 | 北3 | H19.4.25 | 北区区民生活部 | 区民課 | 印鑑証明の登録申請書と平成18年4月18日までの市内全区役所、支所、市民の窓口での証明書の申請、交付状況 | 平成19年4月5日付けで受け付けた開示請求者を申請者等とした印鑑登録申請書及び登録手続きに付随する関係文章(委任状・照会/回答書・本人確認票）印鑑登録証明書交付申請書。 | H19.5.9 | 開示 | | | |
| 13 | 西2 | H19.4.26 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票の写し | 要介護認定に関する「認定調査票」<br>(平成18年9月15日に作成されたもの) | H19.5.7 | 開示 | | | |
| 14 | 北4 | H19.4.26 | 北区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険認定調査票 | 介護保険要介護認定調査票　平成17年12月1日実施分 | H19.4.26 | 開示 | | | |
| 15 | 浦3 | H19.4.26 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 印鑑登録の変更申請書及び印鑑登録証明書交付申請書 | 印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届出書(平成19年2月6日受付)<br>印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届出書・印鑑登録暗証番号登録届出書（平成19年4月20日受付）<br>印鑑登録証明書交付申請書（平成19年2月6日・平成19年3月14日受付） | H19.5.7 | 一部開示 | 代理人の住所、氏名、電話番号 | 第14条第2号 | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 岩2 | H19.5.1 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成16年7月～平成19年4月までの間、岩槻区役所に提出された印鑑登録証明書交付申請書 | 平成18年5月15日付け印鑑登録証明書交付申請書 | H19.5.14 | 開示 | | | |
| 17 | 南3 | H19.5.7 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票(平成18年11月15日調査分) | H19.5.15 | 開示 | | | |
| 18 | 岩3 | H19.5.9 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年岩槻区に提出された転入にともなう住民異動届 | 平成19年2月26日及び平成19年4月2日付け住民異動届 | H19.5.18 | 開示 | | | |
| 19 | 岩4 | H19.5.11 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成18年8月31日に提出されている転出届に添付されている委任状と転出届 | 平成18年8月31日付け住民異動届及び委任状 | H19.5.22 | 一部開示 | 住民異動届のうち、届出人の氏名、電話番号、届出人本人確認欄の委任状のうち代理人の住所、氏名、生年月日及び免許証番号 | 第14条第2号 | |
| 20 | 桜2 | H19.5.14 | 消防局桜消防署 | 消防1課 | 平成18年12月28日　火災調査書類一式 | 火災原因判定書 | H19.5.23 | 一部開示 | 通報者の氏名及び供述内容 | 第14条第2号 | |
| 21 | 浦4 | H19.5.14 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 印鑑登録鑑証明書交付申請書（平成19年3月14日） | 印鑑登録申請書交付申請書（平成19年3月14日） | H19.5.16 | 開示 | | | |
| 22 | 大2 | H19.5.15 | 大宮区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定の認定調査票 | 認定調査表<br>(2007年3月13日) | H19.5.21 | 開示 | | | |
| 23 | 北5 | H19.5.22 | 北区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定調査票 | 介護保険要介護認定調査票　平成18年9月19日実施分 | H19.5.29 | 開示 | | | |
| 24 | 中1 | H19.5.22 | 消防局中央消防署 | 消防課 | 平成19年4月2日22時31分中央消防署救急中央1が活動を行った救急活動記録票 | 平成19年4月2日22時31分覚知、救急出場した救急活動記録票 | H19.5.31 | 一部開示 | 第三者情報、傷病名、統括救急技術指導員所見、救急救命士の自己評価及び質疑等 | 第14条第2号7第3号第6号 | |
| 25 | 浦5 | H19.5.22 | 市立病院事務局 | 医事課 | 故人のカルテ（入院　通院すべて）平成17年、18年 | カルテ<br>①平成17･18年分　外来分<br>②平成18年1月5日～1月14日入院分<br>③平成18年3月9日～3月25日入院分<br>④平成18年3月31日～4月10日入院分<br>⑤平成18年5月1日～6月30日入院分 | H19.5.30 | 開示 | | | |
| 26 | 南4 | H19.5.24 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 認定調査票（平成18年7月4日申請分） | H19.5.31 | 開示 | | | |
| 27 | 岩5 | H19.5.24 | 岩槻区健康福祉課 | 高齢介護課 | 最新の認定調査票 | 介護認定調査票（平成19年3月23日作成分） | H19.5.29 | 開示 | | | |
| 28 | 岩6 | H19.5.24 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日～平成19年5月24日までの間に岩槻区に提出された印鑑登録証明書交付申請書 | 平成19年1月18日付け印鑑登録証明書交付申請書 | H19.6.6 | 開示 | | | |
| 29 | 北6 | H19.5.29 | 消防局北消防署 | 消防1課 | 平成18年12月31日火災、写真、他一式資料全部 | 火災調査書（市409号）一式 | H19.6.7 | 一部開示 | 火災調査書中、損害額および通報者の氏名等 | 第14条第2号第3号 | |
| 30 | 南5 | H19.5.29 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 「介護保険認定調査票」平成18年9月30日作成分 | H19.6.6 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 31 | 大3 | H19.5.30 | 大宮区健康福祉部 | 高齢介護課 | 今までの請求者本人の介護認定調査票と主治医意見書（審査会認定情報と会議録） | 認定審査会審査判定資料一式（平成19年5月8日分・平成18年12月4日分）と認定審査会会議録（平成19年5月8日分・平成18年12月8日分） | H19.6.6 | 開示 | | | |
| 32 | 浦6 | H19.5.30 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 住民票交付請求書 | | H19.6.11 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 33 | 南6 | H19.5.30 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険の個人情報で私の「かかりつけ医」の意見書 | 主治医意見書（平成19年3月7日申請分） | H19.6.13 | 開示 | | | |
| 34 | 浦7 | H19.5.31 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 印鑑登録の申請書 | 印鑑登録申請書（平成17年11月17日）<br>印鑑登録廃止届書<br>印鑑登録暗証番号登録届出書 | H19.6.7 | 開示 | | | |
| 35 | 南7 | H19.5.31 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票の写し | 認定調査票（平成19年4月17日調査分） | H19.6.8 | 開示 | | | |
| 36 | 浦8 | H19.6.1 | 農業委員会事務局 | 農地調整課 | 土地改良届出書類　平成17年7月22日届出 | 農地改良等に係る届出書 | H19.6.8 | 開示 | | | |
| 37 | 見2 | H19.6.7 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 主治医意見書<br>介護認定調査書 | 主治医意見書、介護認定調査書 | H19.6.21 | 一部開示 | 介護認定調査書の調査者の印影 | 第14条第2号 | |
| 38 | 緑1 | H19.6.7 | 市立病院事務局 | 医事課 | さいたま市立病院外来時のすべてのカルテとレントゲン写真 | 外来カルテ、レントゲンフィルム、CT | H19.6.22 | 開示 | | | |
| 39 | 浦9 | H19.6.8 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 印鑑証明書申請書（平成19年2月28日～5月2日） | 印鑑登録証明書交付申請書（平成19年3月1日受付） | H19.6.20 | 開示 | | | |
| 40 | 緑2 | H19.6.14 | 緑区区民生活部 | 区民課 | 故人の<br>平成18年3月22日申請に係る認定調査票<br>平成18年3月22日申請に係る介護保険要介護認定、要支援認定等結果通知書 | 故人の認定調査票、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（平成18年3月22日申請） | H19.6.22 | 開示 | | | |
| 41 | 浦10 | H19.6.15 | 浦和区健康福祉部 | 福祉課 | 過去5年の内各病院（精神科）の最終に受診した月のレセプト | 特定医療機関の平成15年4月分診療報酬明細書、特定医療機関の平成16年9月分診療報酬明細書、特定医療機関の平成16年11月分診療報酬明細書、特定医療機関の平成17年7月分診療報酬明細書、特定医療機関の平成18年11月分診療報酬明細書、特定医療機関の平成19年1月分診療報酬明細書 | H19.7.9 | 一部開示 | 特定医療機関の平成15年4月分診療報酬明細書のうち、傷病名の部分 | 第14条第3号 | |
| 42 | 浦11 | H19.6.15 | 保健福祉局福祉部 | 障害福祉課 | 過去5年の内各病院（精神科）の最終に受診した月のレセプト | | H19.6.22 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 43 | 北11 | H19.6.22 | 北区健康福祉部 | 高齢介護課 | 請求者の要介護認定調査票 | 介護保険要介護認定調査票<br>平成19年1月23日実施分 | H19.7.2 | 開示 | | | |
| 44 | 桜3 | H19.6.22 | 桜区健康福祉部 | 保険年金課 | 本人に対して課税された国民健康保険税額の具体的な算出過程の詳細が個別に分かるものすべて（2006年度及び2007年度課税分） | 平成18・19年度賦課基礎台帳 | H19.7.6 | 開示 | | | |
| 45 | 南8 | H19.6.25 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票（写） | 「認定調査票」平成19年3月8日申請分 | H19.7.2 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 46 | 桜4 | H19.7.2 | 桜区健康福祉部 | 福祉課 | 平成18年度診療報酬明細書（特定医療機関の8月・9月分及び特定医療機関の9月・10月分） | 診療報酬明細書平成18年8月・9月分（特定医療機関）<br>診療報酬明細書平成18年9月・10月分（特定医療機関） | H19.7.12 | 開示 | | | |
| 47 | 北7 | H19.7.4 | 消防局緑消防署 | 美園出張所 | 平成16年10月13日夜間頃、浦和美園消防署管内に於いて救急搬送に同乗した際に関する一切の文書 | 平成16年10月13日21時21分覚知、救急活動記録票等関係書類【救急活動記録票、検証票、病院外心肺停止患者記録票（救急隊控え、検証票）】 | H19.7.18 | 一部開示 | 傷病者の氏名、住所、職業及び傷病者観察結果等に関する情報 | 第14条第2号 | |
| 48 | 浦12 | H19.7.6 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 印鑑登録申請書、印鑑登録廃止届出書<br>印鑑登録暗証番号登録届出書、印鑑登録暗証番号廃止届出書 | ・印鑑登録申請書（平成19年7月2日）<br>・印鑑登録廃止届出書（平成19年4月2日）<br>・印鑑登録廃止届出書（平成19年7月4日） | H19.7.17 | 開示 | | | |
| 49 | 南10 | H19.7.6 | 南区区民生活部 | 区民課 | 印鑑登録申請書、印鑑登録廃止届出書<br>印鑑登録暗証番号登録届出書、印鑑登録暗証番号廃止届出書 | 印鑑登録申請書・印鑑登録暗証番号登録届出書（平成18年2月27日）1件<br>印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届出書・印鑑登録暗証番号廃止届出書（平成18年3月20日）1件 | H19.7.18 | 開示 | | | |
| 50 | 桜5 | H19.7.10 | 桜区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査書、主治医意見書、その他介護認定のために用いられた資料（新規認定から最新のものまで） | 認定調査票、主治医意見書及び認定審査会資料（平成14年9月3日、平成15年3月11日、平成15年9月24日、平成16年9月2日、平成18年8月16日申請分） | H19.8.17 | 開示 | | | |
| 51 | 浦13 | H19.7.13 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 住民票交付請求書及添付書類H18年 | 平成18年6月26日に受け付けた住民票交付請求書 | H19.8.1 | 一部開示 | 請求書中の担当者の氏名 | 第14条第2号 | |
| 52 | 中2 | H19.7.23 | 中央区区民生活部 | 区民課 | 住民票交付請求書閲覧申請書<br>平成19年5月1日～平成19年7月21日まで | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等　交付請求書及び本人確認添付書類を含む | H19.8.21 | 一部開示 | 第三者の指定金融機関、口座番号及び旅券番号、有効期限について | 第14条第2号 | |
| 53 | 浦14 | H19.7.26 | 浦和区区民生活部 | 区民課 | 亡夫の印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届出書・印鑑登録暗証番号登録届出書・印鑑登録暗証番号廃止届出書 | 印鑑登録申請書（平成18年12月25日）1件 | H19.8.8 | 開示 | | | |
| 54 | 浦15 | H20.7.26 | 南区区民生活部 | 区民課 | 亡夫の印鑑登録申請書、印鑑登録廃止届書<br>印鑑登録暗証番号登録届書、印鑑登録暗証番号廃止届書 | | H19.8.8 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 55 | 西3 | H19.7.31 | 消防局西消防署 | 消防2課 | 平成19年5月24日午前8時45分ごろ発生した事故に関して救急車搬送時の状況（ケガ等） | 救急活動記録票　西署　5月105号 | H19.8.2 | 一部開示 | 通報者、立会人名 | 第14条第2号第5号 | |
| 56 | 南11 | H19.8.2 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護度の認定調査票 | 「認定調査票」平成19年3月8日申請分 | H19.8.7 | 開示 | | | |
| 57 | 南12 | H19.8.3 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険要介護認定調査票 | 認定調査票（平成19年3月28日調査分） | H19.8.7 | 開示 | | | |
| 58 | 浦16 | H19.8.6 | 建設局建築部 | 住宅課 | 昭和49年8月13日における請書、契約書一式<br>市営住宅特定地番に関する書類 | 昭和49年8月13日付け特定地番請書 | H19.8.15 | 開示 | | | |
| 59 | 浦17 | H19.8.7 | 浦和区健康福祉部 | 福祉課 | 特定医療機関の平成15年の4月分診療報酬明細書 | 特定医療機関の平成15年4月分診療報酬明細書 | H19.8.30 | 開示 | | | |
| 60 | 南13 | H19.8.7 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年4月3日調査分） | H19.8.13 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 61 | 浦18 | H19.8.8 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 住民票交付請求書及添付書類　平成16年、平成17年 | | H19.8.17 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 62 | 南14 | H19.8.9 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成17年4月1日～平成19年8月8日の間の請求者本人の印鑑登録及び廃止届の種類の写し<br>請求者本人の印鑑登録の写し | 請求者本人の印鑑登録票（副本） | H19.8.20 | 一部開示 | 平成17年4月1日～平成19年8月8日の間の請求者本人の印鑑登録の申請及び廃止届の書類の写し | 文書不存在 | |
| 63 | 西4 | H19.8.13 | 西区区民生活部 | 区民課 | 平成19年5月18日に、請求者の意志によらず、別地番に住民票を異動されたため、その手続きに関する書類の写し | 平成19年5月18日　住民異動届 | H19.8.17 | 開示 | | | |
| 64 | 大4 | H19.8.14 | 大宮区健康福祉部 | 高齢介護課 | 亡母の介護保険適用の具体的内容の証明書 | 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（平成13年3月28日・平成13年9月20日・平成14年8月29日・平成15年10月15日・平成16年8月25日・平成17年3月15日） | H19.8.20 | 開示 | | | |
| 65 | 南15 | H19.8.16 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成18年12月18日調査分） | H19.9.23 | 開示 | | | |
| 66 | 見4 | H19.8.22 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成18年4月27日作成分） | H19.8.24 | 開示 | | | |
| 67 | 浦19 | H19.8.23 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 平成19年7月9日実施の、認定調査票 | H19.8.31 | 開示 | | | |
| 68 | 北8 | H19.8.23 | 北区区民生活部 | 区民課 | 私本人に関わる2006年8月1日より現在までに、住民票、戸籍謄本及び附票についての交付請求書と添付資料（市内10区支所・市民の窓口全て） | 平成18年9月27日・平成18年11月21日・平成19年1月22日発行の住民票交付請求書、平成19年8月6日・平成19年8月8日発行の戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書 | H19.8.27 | 一部開示 | 交付請求者の住所、電話番号、氏名、印影、弁護士登録番号、ＦＡＸ番号 | 第14条第2号 | |
| 69 | 桜6 | H19.8.24 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 住民票の請求書　平成17年12月6日から平成19年8月24日まで | 住民票交付請求書（平成18年9月7日・平成19年5月22日） | H19.9.7 | 一部開示 | 住民票交付請求書（平成18年3月24日） | 文書不存在 | |
| 70 | 見5 | H20.8.28 | 見沼区区民生活部 | 区民課 | 請求者の住民票を取得した弁護士の名前と取得した年月日使用目的が明らかとなる文書 | | H19.9.5 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 71 | 南16 | H19.8.31 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月27日（月）～8月30日（木）までの住民票請求書の写し | | H19.9.4 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 72 | 南17 | H19.9.3 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険の「認定調査票（写）」 | 認定調査票（平成19年6月8日調査分） | H19.9.10 | 開示 | | | |
| 73 | 中3 | H19.9.4 | 中央区健康福祉部 | 福祉課 | 生活保護台帳の保護開始から現在に至るまで全て | 生活保護台帳（平成18年8月30日～平成19年9月4日までのもの） | H19.9.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者からの面接相談記録、ケース記録中にある開示請求者以外の者の氏名、住所、電話番号、聴取内容、戸籍調査、扶養義務者調査の内容、生活保護法第29条に基づく調査における金融機関担当者名。 | 第14条第2号第3号第4号 | |
| 74 | 南18 | H19.9.4 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険の「認定調査票（写）」 | 認定調査票（平成18年12月5日申請分） | H19.9.7 | 開示 | | | |
| 75 | 南19 | H19.9.4 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険の「認定調査票（写）」 | 認定調査票（平成18年12月5日申請分） | H19.9.7 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 76 | 桜7 | H19.9.6 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 住民票平成19年8月28日～9月5日 | | H19.9.10 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 77 | 浦20 | H19.9.6 | 総務局総務部 | 市政情報課 | 答申第35号で「実施機関は…個人情報を真摯に探…したと考えられる」と判断した根拠となる具体的事実（当該案件を審議したさいの情報公開・個人情報保護審査会会議録の中の当該部分） | | H19.9.20 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 78 | 浦21 | H19.9.6 | 総務局総務部 | 市政情報課 | 情報公開・個人情報保護審査会答申第35号の3枚目の下から2行目の「真摯に」 | | H19.9.20 | 不訂正 | | | 訂正請求 |
| 79 | 桜8 | H19.9.7 | 桜区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 認定調査票（平成19年2月2日申請分） | H19.9.18 | 開示 | | | |
| 80 | 浦22 | H19.9.7 | 都市局都市計画部 | 開発調整課 | 私が都市局に対して行った要望・回答について平成19年8月30日付けで行われた回答に関する公文書の全部 | 「平成19年8月30日決裁　要望と質問について」 | H19.9.13 | 開示 | | | |
| 81 | 桜9 | H19.9.10 | 消防局中央消防署 | 管理指導課 | 平成17年11月8日、救急事案（救急の搬送、処置について） | 平成17年11月8日18時32分覚知、救急出場した救急活動記録票 | H19.9.19 | 一部開示 | 通報者氏名及び立会人氏名 | 第14条第2号7第6号 | |
| 82 | 南20 | H19.9.10 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険「認定調査票（写）」 | 認定調査票（平成19年8月6日調査分） | H19.9.18 | 開示 | | | |
| 83 | 南21 | H19.9.10 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票（介護保険、要介護状態区分のための） | 認定調査票（平成19年4月2日申請分） | H19.9.14 | 開示 | | | |
| 84 | 浦23 | H19.9.11 | 教育委員会事務局学校教育部 | 健康教育課 | 日本スポーツ振興センター給付金の支給額　特定医療機関（平成17年6月～）、特定医療機関（平成17年8月～） | 医療費支払通知書（平成18年1月13日付け・日ス振東給第18号、平成18年10月6日付け・日ス振東給第14号、平成19年5月11日付け・日ス振東給第2号、平成19年9月11日付け・日ス振東給第6号）のうち支払事項 | H19.9.19 | 開示 | | | |
| 85 | 浦24 | H19.9.13 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定調査票および特記事項（写し） | 認定調査票（平成19年4月13日調査実施分） | H19.9.19 | 開示 | | | |
| 86 | 浦25 | H19.9.14 | 消防局浦和消防署 | 木崎出張所 | 平成17年7月29日朝、交通事故による通報に関する内容と通報者の氏名、住所、電話番号、当日、救急隊が現場でどのような活動を行ったか分かる記録と状況 | 平成17年7月29日8時33分58秒覚知、救急活動記録票 | H19.9.27 | 一部開示 | 通報に関する内容、事故概要及び聴取者、通報者氏名、警察官氏名、目撃者、乗車車両について | 第14条第2号 | |
| 87 | 緑3 | H19.9.14 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 8月10日に介護保険の申請をした際の、認定調査票の複写 | 介護保険認定調査票（平成19年8月10日申請分） | H19.9.26 | 開示 | | | |
| 88 | 桜10 | H19.9.18 | 桜区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 認定調査票（平成19年4月11日申請分） | H19.9.25 | 開示 | | | |
| 89 | 見7 | H19.9.19 | 財政局税務部 | 市民税課 | 平成19年度の賦課資料（給与支払報告書） | 平成19年度給与支払報告書 | H19.9.27 | 開示 | | | |
| 90 | 桜11 | H19.9.19 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 住民票戸籍抄本の申請書（平成16年4月1日～平成19年9月19日） | 戸籍の公用請求書（平成16年11月10日）<br>住民票交付請求書（平成18年5月25日・平成18年10月6日・平成19年8月9日） | H19.10.9 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 91 | 南22 | H19.9.21 | 南区区民生活部 | 区民課 | 住民票の写しの発行記録　平成19年8月28日から | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書（平成19年9月19日請求分1件） | H19.9.26 | 一部開示 | 窓口に来た方欄中、住所・氏名・電話番号 | 第14条第2号 | |
| 92 | 浦26 | H19.9.25 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 主治医意見書 | 新座志木中央総合病院にて記入（平成19年7月18日）した主治医意見書 | H19.10.1 | 開示 | | | |
| 93 | 岩7 | H19.9.27 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 印鑑証明交付請求書　平成18年8月1日～平成19年9月26日までの間に市に提出されたもの | | H19.10.10 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 94 | 見8 | H19.10.1 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年6月19日作成分） | H19.10.5 | 開示 | | | |
| 95 | 南23 | H19.10.3 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険認定調査票（写） | 介護保険認定調査票（平成18年12月6日作成分） | H19.10.11 | 開示 | | | |
| 96 | 西5 | H19.10.5 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 主治医意見書（平成19年4月12日作成） | 要介護認定に関する「主治医意見書」（平成19年4月12日作成） | H19.10.11 | 開示 | | | |
| 97 | 浦27 | H19.10.5 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 10月1日認定の認定調査票及び主治医意見書 | 認定調査票及び主治医意見書<br>平成19年9月4日実施の認定調査票<br>平成19年9月3日記入の主治医意見書 | H19.10.1 | 開示 | | | |
| 98 | 見9 | H19.10.9 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 認定調査票（平成19年2月15日作成分） | H19.10.16 | 開示 | | | |
| 99 | 緑4 | H19.10.10 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 平成17年9月30日、平成18年2月6日、平成19年2月2日申請に係る介護認定調査票、主治医意見書 | 認定調査票、主治医意見書（平成17年9月30日・平成18年2月6日・平成19年2月2日申請分） | H19.10.12 | 開示 | | | |
| 100 | 浦28 | H19.10.12 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険要介護認定調査票（認定日平成19年9月25日） | 認定調査票（平成19年8月27日実施分） | H19.10.15 | 開示 | | | |
| 101 | 南24 | H19.10.12 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険による認定調査票と主治医意見書 | 認定調査票（平成19年8月2日調査分）及び主治医意見書（平成19年8月13日作成分） | H19.10.25 | 開示 | | | |
| 102 | 西6 | H19.10.18 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票の写し | 要介護認定に関する「認定調査票」（平成19年9月14日） | H19.10.19 | 開示 | | | |
| 103 | 南25 | H19.10.18 | 保健福祉局福祉部 | 介護保険課 | 同封文書（介護保険指定事業所の対応について）に関する全ての書類） | 居宅サービス計画書(1)(2)<br>居宅サービス計画同意書<br>サービス担当者に対する照会（依頼)内容<br>サービス担当者会議の要点 | H19.10.29 | 一部開示 | ・保福介第811号通知「1」に関する内容のうち、第三者情報に当たる箇所<br>・保福介第811号通知「2」に関する内容 | 第14条第2号ア文書不存在 | |
| 104 | 南26 | H19.10.18 | 保健福祉局福祉部 | 介護保険課 | 同封文書（介護保険指定事業所の対応について）に関する全ての書類） | 居宅サービス計画書(1)(2)<br>サービス担当者に対する照会（依頼)内容 | H19.10.29 | 一部開示 | ・保福介第811号通知「1」に関する内容のうち、第三者情報に当たる箇所<br>・保福介第811号通知「2」に関する内容 | 第14条第2号ア文書不存在 | |
| 105 | 南27 | H19.10.18 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 前回の主治医意見書 | 主治医意見書（平成18年10月13日申請分） | H19.10.31 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 106 | 浦29 | H19.10.22 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票（写）　平成19年1月22日認定 | 認定調査票（平成18年12月12日実施） | H19.10.25 | 開示 | | | |
| 107 | 北9 | H19.10.23 | 北区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定調査票 | 介護保険要介護認定調査票<br>平成18年12月11日実施分 | H19.10.23 | 開示 | | | |
| 108 | 桜12 | H19.10.24 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 世帯の住民票の請求（平成12年10月から本日まで） | 住民票交付請求書（平成18年7月26日） | H19.11.5 | 一部開示 | 平成18年3月31日以前に取得した申請書 | 文書不存在 | |
| 109 | 中4 | H19.10.25 | 市立病院事務局 | 医事課 | 2003年2月13日から2003年3月18日までの診療録等 | 外来カルテ、入院カルテ<br>レントゲンフィルム | H19.11.16 | 一部開示 | レセプト控え | 第14条第5号 | |
| 110 | 南28 | H19.10.25 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票の写し | 認定調査票（平成19年6月19日申請分） | H19.10.31 | 開示 | | | |
| 111 | 大5 | H19.10.29 | 大宮区健康福祉部 | 高齢介護課 | 直近の要介護認定調査票 | 認定調査票（2007年10月2日分） | H19.11.2 | 開示 | | | |
| 112 | 南29 | H19.10.29 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成17年1月4日以前の印鑑証明申請書の写し | | H19.10.30 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 113 | 南30 | H19.10.29 | 南区区民生活部 | 区民課 | 平成17年1月4日以前の印鑑登録証明書の写し | | H19.10.30 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 114 | 大6 | H19.10.30 | 大宮区区民生活部 | 区民課 | 平成19年5月31日から平成19年10月30日までの戸籍の請求書 | 戸籍・住民票謄（抄）本の交付について（依頼）　戸籍等交付請求書<br>住民票・印鑑・戸籍・身分証明　交付請求書（平成19年8月17日付、平成19年10月19日付、平成19年10月25日付） | H19.11.8 | 一部開示 | 「窓口に来た方」の住所、氏名、フリガナ、印影、電話番号、関係 | 第14条第2号ア | |
| 115 | 見10 | H19.10.30 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定の調査書 | 認定調査票（平成18年3月26日作成分） | H19.11.5 | 開示 | | | |
| 116 | 桜13 | H19.11.1 | 桜区健康福祉部 | 高齢介護課 | 何時から介護認定を受けたかを知りたい。平成12年6月14日～平成19年10月22日迄 | 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（平成12年6月14日、平成12年11月1日、平成13年5月2日、平成13年11月9日、平成14年5月8日、平成15年5月15日、平成16年5月17日、平成16年11月29日、平成17年11月22日、平成18年5月20日、平成18年11月2日申請分） | H19.11.14 | 開示 | | | |
| 117 | 見11 | H19.11.2 | 消防局見沼消防署 | 管理指導課 | 平成19年9月8日特定医療機関へ救急搬送された時の経緯 | 平成19年9月8日特定医療機関へ搬送した救急活動記録票 | H19.11.27 | 一部開示 | 出場・事故発生場所、場所区分、傷病名、通報者・同乗者名 | 第14条第2号 | |
| 118 | 南31 | H19.11.2 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年4月25日調査分） | H19.11.8 | 開示 | | | |
| 119 | 大7 | H19.11.5 | 大宮区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 認定調査票（2007年8月13日実施分） | H19.11.9 | 開示 | | | |
| 120 | 見12 | H19.11.5 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票　主治医意見書 | 介護認定調査書（平成18年9月12日作成）、主治医意見書（平成18年9月13日作成） | H19.11.15 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 121 | 浦30 | H19.10.7 | 市長公室 | 広報課 | 私が2007年2月20日付けで提起した異議申立に係る決定及び決定書謄本送付についての起案書 | 平成19年年2月20日付で提起された異議申立に対する決定及び決定書謄本送付についての起案書(平成19年10月30日起案市広768号) | H19.11.13 | 開示 | | | |
| 122 | 西7 | H19.11.12 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する「認定調査票」(認定調査票については平成19年8月28日作成されたもの) | H19.11.16 | 開示 | | | |
| 123 | 南32 | H19.11.12 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票(平成19年4月27日申請分) | H19.11.16 | 開示 | | | |
| 124 | 岩8 | H19.11.12 | 岩槻区健康福祉課 | 高齢介護課 | 最新の認定調査票 | 介護認定調査票(平成18年12月27日作成分) | H19.11.16 | 開示 | | | |
| 125 | 見13 | H19.11.13 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票(平成18年6月12日作成分) | H19.11.20 | 開示 | | | |
| 126 | 南33 | H19.11.13 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護利用分過去4年間 | 介護保険給付実績(平成14年10月～平成19年9月利用分) | H19.11.16 | 開示 | | | |
| 127 | 大8 | H19.11.14 | 大宮区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険認定調査書 | 認定調査票(2007年10月5日実施分) | H19.11.20 | 開示 | | | |
| 128 | 浦31 | H19.11.14 | 教育委員会事務局学校教育部 | 教職員課 | 平成20年度さいたま市公立小・中学校等教職員採用選考試験に係る<br>・第一次試験における素点・評定・面接時の所見・答案用紙の写しと合格者本人の総合評価<br>・第二次試験における素点・評定・面接時の所見・答案用紙の写し | ①第一次試験における素点・評定・面接時の所見・答案用紙の写し。<br>②第一次試験の合格者本人の総合評価(2段階)<br>③第二次試験における素点・評定・面接時の所見・答案用紙の写し。 | H19.11.26 | 一部開示 | [面接・実技試験採点票」の採点記入者氏名、採点項目。「さいたま市立小・中学校等教員採用選考試験(個人面接)評定票」の評定記載者氏名、評定項目、着眼点、観察メモ、観察記録等、注意事項。「さいたま市立小・中学校等教員採用選考試験(実技試験等)評定票」の評定記載者氏名・評定項目・着眼点・観察メモ・観察記録・意見。他 | 第14条第3号<br>第4号<br>第5号 | |
| 129 | 岩9 | H19.11.16 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年10月21日～平成19年11月15日までの間に市に提出された印鑑証明交付請求書 | 平成19年11月8日付け住民票、印鑑、戸籍、身分証明書等交付申請書 | H19.12.3 | 開示 | | | |
| 130 | 西8 | H19.11.19 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する「認定調査票」(平成19年2月15日作成) | H19.11.26 | 開示 | | | |
| 131 | 南34 | H19.11.22 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票(平成19年10月2日申請分) | H19.11.28 | 開示 | | | |
| 132 | 南35 | H19.11.26 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票(平成19年1月15日調査分) | H19.12.3 | 開示 | | | |
| 133 | 岩10 | H19.11.28 | 岩槻区健康福祉課 | 福祉課 | 特定医療機関の7月分のレセプト | 平成19年7月分の特定医療機関の診療報酬明細書 | H19.12.3 | 開示 | | | |
| 134 | 岩11 | H19.11.29 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月28日～平成19年11月29日までの間に市に提出された印鑑証明の交付請求書 | | H19.12.11 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 135 | 岩12 | H19.11.29 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年11月28日～平成19年11月29日までの間に市に提出された印鑑証明の交付請求書 | | H19.12.11 | 不開示 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 136 | 浦32 | H19.11.30 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 直近の認定調査票及び主治医意見書 | 認定調査票（平成18年4月19日実施分）主治医意見書（平成18年4月24日記入分） | H19.12.4 | 開示 | | | |
| 137 | 大9 | H19.12.3 | 大宮区健康福祉部 | 高齢介護課 | 直近の要介護認定調査票 | 認定調査票（2006年9月25日実施分） | H19.12.7 | 開示 | | | |
| 138 | 南36 | H19.12.6 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年9月26日申請分） | H19.12.10 | 開示 | | | |
| 139 | 南37 | H19.12.7 | 南区区民生活部 | 区民課 | 住民票、印鑑登録申請書、印鑑証明交付請求書2007年12月6日、7日 | | H19.12.20 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 140 | 南38 | H19.12.7 | 南区区民生活部 | 区民課 | 住民票、印鑑登録申請書、印鑑証明交付請求書2007年12月6日、7日 | | H19.12.20 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 141 | 西9 | H19.12.10 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 主治医意見書 | 要介護認定に関する主治医意見書（平成19年5月30日作成） | H19.12.12 | 開示 | | | |
| 142 | 浦33 | H19.12.11 | 北区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月8日の住民票請求申請書 | 平成19年6月7日付けの戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | H19.12.13 | 一部開示 | 請求書中の印影 | 第14条第2号ア | |
| 143 | 岩13 | H19.12.11 | 岩槻区健康福祉課 | 高齢介護課 | 最新の訪問調査票と主治医意見書 | 介護認定調査票（平成19年1月23日作成分）及び主治医意見書（平成19年1月12日作成分） | H19.12.28 | 開示 | | | |
| 144 | 西10 | H19.12.14 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する認定調査票（平成19年11月12日作成） | H19.12.20 | 開示 | | | |
| 145 | 南39 | H19.12.14 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 認定調査票（平成19年10月31日申請分） | H19.12.21 | 開示 | | | |
| 146 | 見14 | H19.12.17 | 見沼区健康福祉部 | 区民課 | 住民票請求書（個人、世帯全員）平成18年10月から平成19年10月まで | ・平成19年8月22日に大宮区役所区民課で受付した住民票請求書<br>・平成19年9月19日に見沼区役所区民課で受付した住民票請求書 | H19.12.26 | 開示 | | | |
| 147 | 岩14 | H19.12.17 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年8月1日～平成19年12月17日までの間に岩槻区に提出された住民票・印鑑・戸籍交付請求書 | 平成19年9月25日付け印鑑登録証明書交付申請書 | H19.12.28 | 開示 | | | |
| 148 | 岩15 | H19.12.17 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 建設局北部建設事務所土木管理課件名（特定地番内専用工事に関する苦情について） | 平成19年10月1日付け　建北土第1439号　特定地番内専用工事に関する苦情について | H19.12.27 | 開示 | | | |
| 149 | 浦34 | H19.12.18 | 教育委員会事務局学校教育部 | 指導2課 | 個別の指導計画の情報開示 | 個別の指導計画 | H19.12.18 | 開示 | | | |
| 150 | 岩16 | H19.12.18 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日～平成19年12月18日までの間に市に提出された印鑑登録証明書交付請求書 | | H19.12.27 | 不開示 | | 文書不存在 | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 151 | 西11 | H19.12.21 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する「認定調査票」（平成19年11月20日作成） | H19.12.26 | 開示 | | | |
| 152 | 見15 | H19.12.26 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年10月10日作成分） | H19.12.28 | 開示 | | | |
| 153 | 岩17 | H19.12.27 | 岩槻区健康福祉課 | 高齢介護課 | 最新の介護認定調査票 | 介護認定調査票（平成19年4月26日作成分） | H20.1.8 | 開示 | | | |
| 154 | 浦37 | H19.12.28 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 直近の介護保険要介護認定にかかる認定調査票 | 平成19年11月19日認定分認定調査票（平成19年10月10日実施分） | H20.1.7 | 開示 | | | |
| 155 | 浦38 | H19.12.28 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 直近の介護保険要介護認定にかかる認定調査票 | 平成19年12月6日認定分認定調査票（平成19年10月9日実施分） | H20.1.7 | 開示 | | | |
| 156 | 南40 | H20.1.8 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文書 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 157 | 南41 | H20.1.8 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のすべての文書のうち本人の名前の記載のある文書のすべて | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 158 | 浦39 | H20.1.9 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文書 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 159 | 浦40 | H20.1.9 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文書 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 160 | 浦41 | H20.1.9 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文書 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 161 | 浦42 | H20.1.9 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文書 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 162 | 南42 | H20.1.9 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文章 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 163 | 南43 | H20.1.10 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文書 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 164 | 南44 | H20.1.11 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定建築物のさいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止および調整に関する条例にもとづく近隣説明等報告書のうち本人の名称が記載されているすべての文章 | 平成19年12月12日付け近隣説明等報告書（受付番号07-056） | H20.2.13 | 一部開示 | 開示請求者以外の者に関する部分 | 第14条第2号 | |
| 165 | 緑5 | H20.1.10 | 消防局緑消防署 | 消防2課 | 平成19年10月7日15時に発生した火災の<br>1.実況見分調書　2.原因判定書　3.火災調査書<br>4.現場写真書 | 平成19年10月7日14時57分頃に発生した火災において作成した、実況検分調書、原因判定書、火災調査書及び現場写真書 | H20.1.19 | 一部開示 | 火災調査書の損害額<br>火災原因判定書の関係者の供述 | 第14条第2号<br>第3号 | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 166 | 緑6 | H20.1.15 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 直近の介護認定にかかる認定調査票 | 平成19年11月21日申請分の介護保険認定調査票 | H20.1.17 | 開示 | | | |
| 167 | 岩18 | H20.1.16 | 岩槻区健康福祉課 | 高齢介護課 | 最新の介護認定調査票と主治医意見書 | 介護認定調査票（平成18年6月21日実施分）及び主治医意見書（平成18年8月26日記入分） | H20.1.24 | 開示 | | | |
| 168 | 岩19 | H20.1.16 | 岩槻区健康福祉課 | 高齢介護課 | 要介護認定調査時の訪問調査票・医師の意見書 | 介護認定調査票（平成19年11月2日実施分）及び主治医意見書（平成19年11月9日記入分） | H20.1.29 | 開示 | | | |
| 169 | 浦43 | H20.1.21 | 保健福祉局子ども未来部 | 保育課 | 特定保育園に関する、平成18年度及び平成19年度の指定申請及び委託料請求書に記載又は添付された申請人本人に関するもの | 平成18年度家庭保育室運営事業職員割(夏期分)及び(年末分)対象職員名簿<br>平成19年度保健衛生事業①職員検便内訳表②職員健康診断内訳表、その他本人の履歴書・資格証明書 | H20.1.30 | 一部開示 | 各職員名簿のうち、本人以外の情報 | 第14条第2号 | |
| 170 | 浦44 | H20.1.21 | 保健福祉局子ども未来部 | 保育課 | 特定保育園に関する、平成18年度及び平成19年度の指定申請及び委託料請求書に記載又は添付された申請人本人に関するもの | 平成18年度家庭保育室運営事業職員割(夏期分)及び(年末分)対象職員名簿<br>平成19年度家庭保育室運営事業職員割(夏期分)<br>保健衛生事業①職員検便内訳表②職員健康診断内訳表、本人の履歴書平成18年1月25日現在分及び平成18年11月25日現在分本人の資格証明書 | H20.1.30 | 一部開示 | 各職員名簿のうち、本人以外の情報 | 第14条第2号 | |
| 171 | 岩20 | H20.1.21 | 岩槻区健康福祉課 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年5月16日） | H20.1.24 | 開示 | | | |
| 172 | 見16 | H20.1.24 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年4月10日作成分） | H20.1.30 | 開示 | | | |
| 173 | 南46 | H20.1.24 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年10月9日申請分） | H20.1.29 | 開示 | | | |
| 174 | 南47 | H20.1.25 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年6月18日調査分） | H20.2.4 | 開示 | | | |
| 175 | 南48 | H20.1.30 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査票 | 認定調査票（平成19年10月25日調査分） | H20.2.5 | 開示 | | | |
| 176 | 緑7 | H20.1.30 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 最新の認定調査票 | 平成19年7月9日申請分の介護保険認定調査票 | H20.2.4 | 開示 | | | |
| 177 | 緑8 | H20.1.30 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 平成18年9月5日申請に係る認定調査票 | 平成18年9月5日申請分の介護認定調査票 | H20.2.4 | 開示 | | | |
| 178 | 西12 | H20.2.1 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する認定調査票（平成19年7月12日作成） | H20.2.6 | 開示 | | | |
| 179 | 浦45 | H20.2.1 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 直近の介護認定調査票 | 介護認定調査票（平成19年3月15日実施分） | H20.2.6 | 開示 | | | |
| 180 | 南49 | H20.2.1 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 「認定調査票」（平成19年3月2日申請分） | H20.2.7 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 181 | 浦46 | H20.2.4 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 平成16年度分民間社会福祉施設設置状況（特別養護老人ホーム）のうち特定事業所の部分 | 平成16年度分　民間福祉施設設置相談状況（特別養護老人ホーム）のうち、特定法人の部分 | H20.2.14 | 開示 | | | |
| 182 | 浦47 | H20.2.4 | 保健福祉局福祉部 | 高齢福祉課 | 平成17年度、平成18年度、平成19年度<br>平成17年度特定法人の設立計画書<br>平成18年度平成19年度の施設設立の補助金について | | H20.2.18 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 183 | 緑9 | H20.2.5 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 平成19年2月8日の申請に係る介護認定調査票 | 平成19年2月8日申請分の介護保険認定調査票 | H20.2.7 | 開示 | | | |
| 184 | 南50 | H20.2.8 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険要介護・要支援認定調査票 | 「認定調査票」（平成19年5月2日申請分） | H20.2.13 | 開示 | | | |
| 185 | 南51 | H20.2.13 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定調査票 | 介護保険認定調査票（平成20年1月21日実施分） | H20.2.18 | 開示 | | | |
| 186 | 南53 | H20.2.14 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険認定調査票(平成19年5月21日/平成19年10月18日調査）<br>主治医の意見書（上記添付の意見書） | 「認定調査票及び主治医意見書」<br>認定調査票及び主治医の意見書（平成19年5月16日申請分）<br>認定調査票及び主治医の意見書（平成19年10月15日申請分） | H20.3.10 | 開示 | | | |
| 187 | 岩21 | H20.2.14 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成20年2月13日～平成20年2月14日の間に岩槻区に提出された住民票・印鑑・戸籍・身分証明書請求書 | | H20.2.28 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 188 | 大10 | H20.2.18 | 消防局大宮消防署 | 消防2課 | 大宮消防署の救急車出動記録・写真<br>平成20年1月9日　自治医大病院 | 平成20年1月9日22時08分覚知、救急活動記録票関係書類【救急活動記録票、心電図等測定記録、救急救命処置録、搬送確認書（救急隊控え）、検証票】 | H20.2.28 | 一部開示 | 聴取者氏名、通報者及び同乗者の氏名、病院名等 | 第14条第2号<br>文書不存在 | |
| 189 | 南54 | H20.2.19 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成18年4月17日調査分） | H20.2.25 | 開示 | | | |
| 190 | 岩22 | H20.2.20 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年1月1日～平成20年2月20日迄の間に市に提出された印鑑証明書交付請求書 | | H20.2.28 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 191 | 桜15 | H20.2.21 | 桜区区民生活部 | 区民課 | 印鑑登録に関する資料一式（変更届・添付書類・印鑑登録証明書申請用紙） | ・住民票・印鑑・戸籍・身分証明書交付請求書と委任状（平成20年1月10日）<br>・印鑑登録申請書（平成20年1月22日）<br>・住民票・印鑑・戸籍・身分証明書交付請求書（平成20年1月22日）（平成20年2月8日）（平成20年2月21日） | H20.2.22 | 開示 | | | |
| 192 | 北10 | H20.2.25 | 北区区民生活部 | 区民課 | 住民票請求記録　平成20年1月20日～2月22日） | | H20.2.26 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 193 | 西13 | H20.2.25 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定にと関する「認定調査票」（平成19年10月27日作成） | H20.2.27 | 開示 | | | |
| 194 | 西14 | H20.2.25 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定にと関する「認定調査票」（平成19年10月27日作成） | H20.2.27 | 開示 | | | |
| 195 | 南55 | H20.2.25 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年9月20日調査分） | H20.2.29 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 196 | 南56 | H20.2.25 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 認定調査票（平成19年7月3日調査分） | H20.2.29 | 開示 | | | |
| 197 | 南57 | H20.2.25 | 南区区民生活部 | 区民課 | 私の戸籍の附票を出すよう申請した人がいるかどうかを知りたい。平成15年4月1日から平成20年2月24日までの間 | 戸籍謄本　住民票の写し等職務上交付請求書（平成18年5月15日請求分）1件<br>戸籍謄本　住民票の写し等職務上交付請求書（平成18年5月19日請求分）1件<br>戸籍の附票交付請求書（平成18年7月2日請求分）1件 | H20.3.5 | 開示 | | | |
| 198 | 桜16 | H20.2.26 | 桜区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票（最新） | 認定調査票　平成19年11月21日実施分 | H20.3.3 | 開示 | | | |
| 199 | 岩23 | H20.2.26 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年6月1日～平成20年1月31日までの間に岩槻区に提出された住民票・戸籍交付請求書 | 平成19年7月10日付け住民票・戸籍交付申請書 | H20.3.10 | 一部開示 | 弁護士の職印、使者の住所、氏名、印影 | 第14条第2号 | |
| 200 | 岩24 | H20.2.26 | 市民局生活文化部 | 男女共同参画推進センター | 10月に浦和区役所で行われた女性の相談室の相談記録の全て | 浦和区役所において平成19年10月15日に受付をした相談票<br>1　相談票（浦和19-16）　2　面接相談申込票　3　経過一覧　4　記録（1,2ページ）　5　相談カード3枚（平成19年10月17日、10月26日、平成20年2月25日） | H20.3.13 | 一部開示 | 相談員・担当・所長名<br>相談員のアセスメント・助言・浦和警察の担当者名 | 第14条第3号 | |
| 201 | 浦48 | H20.2.27 | 教育委員会事務局学校教育部 | 指導2課 | 平成18年7月18日運動会の組体操事故の報告 | | H20.2.29 | 不開示 | | 文書不存在 | |
| 202 | 南58 | H20.2.28 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定調査 | 認定調査票（平成19年4月23日調査分） | H20.3.4 | 開示 | | | |
| 203 | 見17 | H20.2.29 | 見沼区健康福祉部 | 高齢介護課 | 登録原票記載事項証明書 | ①平成19年7月3日に東大宮支所で受付した登録原票記載事項証明書交付申請書<br>②平成20年1月23日に見沼区役所区民課で受付した登録原票記載事項証明書職務上請求書 | H20.3.10 | 一部開示 | 当該部分を開示することにより第三者のプライバシーを心外する恐れがあるため | 第14条第2号 | |
| 204 | 岩25 | H20.3.3 | 岩槻区区民生活部 | 区民課 | 平成19年3月3日～平成20年3月3日までの間にさいたま市に提出された印鑑証明書の交付請求書 | 平成20年3月3日付け印鑑登録証明書交付申請書 | H20.3.14 | 開示 | | | |
| 205 | 北12 | H20.3.5 | 北区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定調査票 | 介護保険要介護認定調査票　平成20年2月8日実施分 | H20.3.10 | 開示 | | | |
| 206 | 桜17 | H20.3.10 | 桜区区民生活部 | 課税課 | 「税務証明交付請求書」（「税務証明交付・名寄帳請求書」（平成19年12月1日～平成20年2月21日） | 税務証明交付請求書（所得・課税・非課税・納税証明等）（平成20年1月21日　浦和区課税課受付分）<br>税務証明交付請求書（所得・課税・非課税・納税証明等）（平成20年2月6日　桜区課税課受付分） | H20.3.13 | 開示 | | | |
| 207 | 西15 | H20.3.11 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する「認定調査票」（平成19年11月21日作成） | H20.3.14 | 開示 | | | |
| 208 | 浦49 | H20.3.13 | 浦和区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票（19年12月20日認定分） | 介護認定調査票（平成19年11月20日実施分）※平成19年12月20日認定分） | H20.3.18 | 開示 | | | |
| 209 | 南59 | H20.3.13 | 南区健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定の写し | 「認定調査票」（平成20年1月30日申請分） | H20.3.18 | 開示 | | | |
| 210 | 北13 | H20.3.14 | 北区健康福祉部 | 支援課 | 平成20年4月保育所入所申込（北福祉事務所長あて）に対し、実施機関が作成した自己の保育指数を示す文書 | 平成20年度保育所入所選考基準表 | H20.3.18 | 開示 | | | |

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した個人情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 211 | 南61 | H20.3.17 | 市立病院事務局 | 医事課 | 平成17年9月29日に写した胸部レントゲン写真 | 平成17年9月29日撮影分の胸部CTのコピー2枚<br>平成17年10月19日撮影分の胸椎MRのコピー6枚 | H20.3.25 | 開示 | | | |
| 212 | 緑10 | H20.3.17 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 平成19年1月9日申請に係る認定調査票 | 平成19年1月9日申請分の介護保険認定調査票 | H20.3.25 | 開示 | | | |
| 213 | 緑11 | H20.3.21 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 平成20年2月7日の申請に係る介護認定調査票 | 平成20年2月7日申請分の介護保険認定調査票。 | H20.3.26 | 開示 | | | |
| 214 | 西16 | H20.3.25 | 西区健康福祉部 | 高齢介護課 | 認定調査票 | 要介護認定に関する「認定調査票」（平成20年1月10日作成） | H20.3.31 | 開示 | | | |
| 215 | 大11 | H20.3.25 | 大宮区健康福祉部 | 支援課 | 平成18,19年度に行った家庭児童相談票 | 児童相談票（地区:大宮区） | H20.4.2 | 開示 | | | |
| 216 | 桜18 | H20.3.25 | 桜区健康福祉部 | 高齢介護課 | 要介護認定調査票 | 認定調査票<br>平成19年8月17日実施分 | H20.4.2 | 開示 | | | |
| 217 | 南62 | H20.3.25 | 消防局桜消防署 | 消防2課 | 2008年2月26日に自宅から特定医療機関に搬送された救急活動記録票 | 平成20年2月6日、13時20分46秒消防覚知で急病人が発生した事故における救急活動記録票。 | H20.3.28 | 一部開示 | 通報者である警察官の名字･医師の名字 | 第14条第2号 | |
| 218 | 緑12 | H20.3.25 | 緑区健康福祉部 | 高齢介護課 | 平成20年1月17日申請に係る認定調査票 | 平成20年1月17日申請分の介護保険認定調査票 | H20.3.31 | 開示 | | | |

※【参考】不開示情報区分

- ･第14条第2号　第三者情報
- ･ 同　第3号　個人評価情報
- ･ 同　第4号　審議、検討等情報
- ･ 同　第5号　事務事業執行情報
- ･ 同　第6号　国等協力関係情報

◇　情報公開・個人情報保護審査会　◇

◇　情報公開・個人情報保護審議会　◇

# Ⅰ　情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

## １　さいたま市情報公開・個人情報保護審査会の委員

表３－１　さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

任期　２年（平成１７年１０月２２日から平成19年１０月２１日まで）

| 役　　職 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 会長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 委員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 委員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

任期　２年（平成１９年１０月２２日から平成２１年１０月２１日まで）

| 役　　職 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 会長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 会長職務代理者 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 委員 | 伊　藤　一　枝 | 弁護士 |
| 委員 | 岡　本　弘　哉 | 弁護士 |
| 委員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

## ２　開催状況

平成１９年度の審査会の開催回数は、１２回でした。

表３－２　さいたま市情報公開・個人情報保護審査会開催状況

| | 開催年月日 | 主　な　内　容 |
|---|---|---|
| 1 | 平成１９年　４月１２日 | ・「指導要録及び指導要録を作成する為の資料の一部開示決定に対する審査請求」の実施機関口頭意見陳述<br>・「情報公開・個人情報保護審査会答申書（第９号）等の非公開決定及び同審査会答申書（第８号）等の一部公開決定に対する異議申立て」の審議<br>・「行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録が廃棄されたとされる事実を立証することができるものの公開決定に対する異議申立て」の審議 |
| 2 | 平成１９年　５月２４日 | ・「市保健所保健総務課が収受した行政情報公開請求書及びその決定通知書の起案書の非公開決定に対する異議 |

| | 開催年月日 | 主　な　内　容 |
|---|---|---|
| | | 申立て」「浦和西部開発事務所が収受した行政情報公開請求書等及びその決定通知書等の非公開決定に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述(併合審議)<br>・「指導要録及び指導要録を作成する為の資料の一部開示決定に対する審査請求対する審査請求」の審議 |
| 3 | 平成１９年　6月２１日 | ・「市行政手続条例で設定が義務付けられている審査基準等の一部公開決定に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述<br>・「身体障害者援護措置決定通知書の様式について定められた経緯及び手続きの詳細が分かるものの一部公開決定に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述<br>・「市保健所保健総務課が収受した行政情報公開請求書及びその決定通知書の起案書の非公開決定に対する異議申立て」「浦和西部開発事務所が収受した行政情報公開請求書等及びその決定通知書等の非公開決定に対する異議申立て」の審議(併合審議) |
| 4 | 平成１９年　7月１２日 | ・「行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録の非公開決定に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述<br>・「行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録が廃棄されたとされる事実を立証することができるものの公開決定に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述<br>・「市行政手続条例で設定が義務付けられている審査基準等の一部公開決定に対する異議申立て」の審議<br>・「身体障害者援護措置決定通知書の様式について定められた経緯及び手続きの詳細が分かるものの一部公開決定に対する異議申立て」の審議 |
| 5 | 平成１９年　8月　9日 | ・「南区役所の現在の役付き職員が引き受けた事務引継事項の詳細が分かるものの非公開決定に対する異議申立て」「本庁の課長が前任者から引き受けた事務引継事項の詳細が分かるものの非公開決定に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述(併合審議)<br>・「身体障害者援護措置決定通知書の様式について定められた経緯及び手続きの詳細が分かるものの一部公開決定に対する異議申立て」の審議 |

| | 開催年月日 | 主　な　内　容 |
|---|---|---|
| | | ・「行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録の非公開決定に対する異議申立て」の審議<br>・「行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録が廃棄されたとされる事実を立証することができるものの公開決定に対する異議申立て」の審議 |
| 6 | 平成１９年　９月２０日 | ・「情報公開・個人情報保護審査会答申書（第９号）等の非公開決定及び同審査会答申書（第８号）等の一部公開決定に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述<br>・「南区役所の現在の役付き職員が引き受けた事務引継事項の詳細が分かるものの非公開決定に対する異議申立て」「本庁の課長が前任者から引き受けた事務引継事項の詳細が分かるものの非公開決定に対する異議申立て」の異議申立人口頭意見陳述(併合審議)<br>・「水道事業管理者事務引継書のうち処分未了事項等についての処理手順・方法・意見の記載部分の非公開決定に対する審査請求」の審議<br>・「春日部保健所の精神保健での相談内容と相談員氏名の一部開示決定のうち、相談員氏名を開示しないとした部分に対する異議申立て」の審議 |
| 7 | 平成１９年１０月１１日 | ・「水道事業管理者事務引継書のうち処分未了事項等についての処理手順・方法・意見の記載部分の非公開決定に対する審査請求」の異議申立人口頭意見陳述及び実施機関口頭意見陳述<br>・「本庁の課長が前任者から引き受けた事務引継事項の詳細が分かるものの非公開決定に対する異議申立て」の審議<br>・「情報公開・個人情報保護審査会答申書（第９号）等の非公開決定及び同審査会答申書（第８号）等の一部公開決定に対する異議申立て」の審議 |
| 8 | 平成１９年１１月１５日 | ・会長の選任について<br>・職務代理者の指名について<br>・「水道事業管理者事務引継書のうち処分未了事項等についての処理手順・方法・意見の記載部分の非公開決定に対する審査請求」の審議<br>・「国民健康保険税条例案の起案書等の一部公開決定に対する異議申立て」の審議 |

| | 開催年月日 | 主　な　内　容 |
|---|---|---|
| 9 | 平成１９年１２月２０日 | ・「春日部保健所の精神保健での相談内容と相談員氏名の一部開示決定のうち、相談員氏名を開示しないとした部分に対する異議申立て」の異議申立人口頭意見陳述<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(選挙管理委員会）」の審議<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(監査委員)」の審議<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(農業委員会)」の審議<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(議会)」の審議<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する審査請求(教育委員会)」の審議<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(人事委員会)」の審議<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(市長)」の審議<br>・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(水道事業管理者)の一部公開決定に対する審査請求」の審議<br>・「個別フォルダ『市長職務執行者から市長への事務引継書』の非公開決定に対する異議申立て」の審議<br>・「市長事務引継書原本及び写しの非公開決定に対する異議申立て」の審議 |
| 10 | 平成２０年　1月１７日 | ・「春日部保健所の精神保健での相談内容と相談員氏名の一部開示決定のうち、相談員氏名を開示しないとした部分に対する異議申立て」の実施機関口頭意見陳述 |

| | 開催年月日 | 主　な　内　容 |
|---|---|---|
| 11 | 平成２０年　２月２１日 | ・「春日部保健所の精神保健での相談内容と相談員氏名の一部開示決定のうち、相談員氏名を開示しないとした部分に対する異議申立て」の審議 |
| 12 | 平成２０年　３月　６日 | ・「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(選挙管理委員会)」<br>「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(監査委員)」<br>「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(農業委員会)」<br>「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(議会)」<br>「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する審査請求(教育委員会)」<br>「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(人事委員会)」<br>「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(市長)」<br>「『課長以上の職にあるもの』で６～８級職の職員が引き受けた事務引継書の非公開決定に対する異議申立て(水道事業管理者)の一部公開決定に対する審査請求」の実施機関口頭意見陳述(併合審議) |

## Ⅱ　情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### １　さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の委員

表４－１　さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員

任期　２年（平成１７年１０月２２日から平成19年１０月２１日まで）

| 役　　職 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 会長 | 馬　橋　隆　紀 | 弁護士 |
| 職務代理者 | 沼　田　洋太郎 | 新聞社役員 |
| 委員 | 岡　田　　博 | 行政経験者 |
| 委員 | 加　村　啓　二 | 弁護士 |
| 委員 | 親　松　髙　穂 | 団体役員 |
| 委員 | 金　子　桂　子 | 団体役員 |
| 委員 | 河　野　昭　一 | 市民公募 |
| 委員 | 中　澤　紳　行 | 市民公募 |
| 委員 | 中　村　友　美 | 団体役員 |
| 委員 | 山　口　甫　江 | 団体役員 |

任期　２年（平成１９年１０月２２日から平成２１年１０月２１日まで）

| 役　　職 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 会長 | 馬　橋　隆　紀 | 弁護士 |
| 職務代理者 | 沼　田　洋太郎 | 新聞社役員 |
| 委員 | 岡　田　　博 | 行政経験者 |
| 委員 | 加　村　啓　二 | 弁護士 |
| 委員 | 清　水　朝　子 | 団体役員 |
| 委員 | 冨　野　泰　啓 | 市民公募 |
| 委員 | 中　村　友　美 | 団体役員 |
| 委員 | 新　沼　秀　男 | 市民公募 |
| 委員 | 西　山　鶴　生 | 団体役員 |
| 委員 | 早　坂　直　喜 | 団体役員 |

２　開催状況

平成１９年度の審議会の開催回数は、5回でした。

表４－２　さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催状況

| | 開催年月日 | 主　な　内　容 |
|---|---|---|
| 1 | 平成１９年　5月２３日 | ・個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について<br>・個人情報取扱事務の報告について |
| 2 | 平成１９年　7月２５日 | ・個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について<br>・電子計算機の結合について(情報政策課・高齢福祉課)<br>・個人情報取扱事務の報告について |
| 3 | 平成１９年　9月２６日 | ・電子計算機の結合について<br>・個人情報取扱事務の報告について |
| 4 | 平成１９年１１月　5日 | ・会長の選出について<br>・職務代理者の指名について<br>・個人情報取扱事務の報告について |
| 5 | 平成２０年　3月２６日 | ・個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について<br>・個人情報取扱事務の報告について |

# ◇ 会 議 公 開 制 度 ◇

## Ⅰ　会議公開制度の概要

### 1　会議公開制度の目的

会議公開制度は、市民等に対し審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに市民参加の推進と開かれた市政の実現に資するため実施された制度です。平成１３年７月１日以後にさいたま市審議会等の会議の公開に関する指針の規定により公表する審議会等の会議から適用しています。

### 2　対象とする会議

市民、学識経験者等を構成員として、法令、条例、規則、要綱等の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うため、市長その他の執行機関に設置された機関のうち、法令又は条例の規定により非公開とされていない審議会等を対象としています。

## Ⅱ　会議公開制度の運用状況

### 1　会議公開制度運用状況

平成１９年度における会議公開制度の運用状況は、表５－１のとおりです。

表５－１　平成１９年度　会議公開制度運用状況

| 開催件数 | 公開・非公開の区分 | | | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| | 公　開 | 一部公開 | 非公開 | |
| | ２８１ | １０ | ５３ | ３４４ |
| 傍聴者数 | １６４ | １６ | － | １８０ |

※　会議開催のお知らせ及び会議開催結果によるものです。

### 2　審議会等の会議別開催状況

平成１９年度における審議会等の会議別開催状況は表５－２のとおりです。

表5－2　平成19年度　審議会等の会議別開催状況

| 局 | 部 | 課 | 会　　議　　名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 市長公室 | 秘書課 | さいたま市文化賞選考会議 | | | 1 | 1 | 0 |
| 政策局 | 政策企画部 | 情報政策課 | さいたま市情報化計画評議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 総務局 | 総務部 | 市政情報課 | さいたま市情報公開･個人情報保護審査会 | | | 12 | 12 | 0 |
| 総務局 | 総務部 | 市政情報課 | さいたま市情報公開･個人情報保護審議会 | 5 | | | 5 | 0 |
| 総務局 | 総務部 | 市政情報課 | さいたま市議会資産等公開審査会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 総務局 | 人事部 | 給与課 | さいたま市特別職報酬等審議会 | 4 | | | 4 | 2 |
| 総務局 | 人事部 | 厚生課 | さいたま市公務災害　補償等認定委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 総務局 | 危機管理部 | 改革推進室 | 指定管理者審査選定委員会 | | | 6 | 6 | 0 |
| 総務局 | 危機管理部 | 改革推進室 | 行政改革推進懇談会2005 | 1 | | | 1 | 0 |
| 総務局 | 危機管理部 | 改革推進室 | 行政改革推進懇談会2005（外部評価会議）全体会議 | 2 | | | 2 | 1 |
| 総務局 | 危機管理部 | 改革推進室 | さいたま市PFI検討委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 総務局 | 危機管理部 | 改革推進室 | 行政改革推進懇談会2005（外部評価会議）担当部署ヒアリング | 1 | | | 1 | 0 |
| 財政局 | 財政部 | 契約課 | さいたま市入札監視･苦情検討委員会 | 2 | | | 2 | 1 |
| 財政局 | 税務部 | 税制課 | さいたま市固定資産税評価審査委員会 | 1 | | 2 | 3 | 0 |
| 市民局 | 市民部 | 市民総務課 | さいたま市交通災害共済精度検討懇話会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 市民局 | 市民部 | コミュニティ課<br>市民活動支援室 | (仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備検討委員会 | 3 | | | 3 | 5 |
| 市民局 | 市民部 | コミュニティ課<br>市民活動支援室 | さいたま市市民活動推進委員会 | 3 | 1 | 1 | 5 | 10 |
| 市民局 | 市民部 | 消費生活総合センター | さいたま市消費生活審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 市民局 | 生活文化部 | 文化振興課 | さいたま市文化財等選考審査会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 市民局 | 生活文化部 | 文化振興課 | （仮称）岩槻人形会館整備　基本構想･計画策定懇話会 | 3 | | | 3 | 7 |
| 市民局 | 生活文化部 | 男女共生推進課 | さいたま市男女共同参画推進協議会 | 4 | | | 4 | 0 |
| 市民局 | 生活文化部 | 国際課 | さいたま市外国人市民懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | さいたま市健康づくり推進協議会 | 4 | | | 4 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | さいたま市食育推進協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | こころの健康センター | さいたま市精神医療審査会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | こころの健康センター | さいたま市精神医療審査会（第1合議体） | | | 1 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | こころの健康センター | さいたま市精神医療審査会（第2合議体） | | | 1 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | こころの健康センター | こころの健康センター運営協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | さいたま市社会福祉審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | さいたま市福祉有償運送運営協議会 | 1 | | | 1 | 0 |

| 局 | 部 | 課 | 会　　議　　名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保健福祉局 | 福祉部 | 高齢福祉課 | さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 | 1 | | | 1 | 5 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 高齢福祉課･介護保険課 | 高齢者福祉計画等検討協議会 | 2 | | | 2 | 4 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 高齢福祉課･介護保険課 | さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 | 1 | | | 1 | 2 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 介護保険課 | さいたま市地域包括支援センター運営協議会 | 2 | | | 2 | 10 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害福祉課 | さいたま市地域自立支援協議会 | 4 | | | 4 | 30 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害福祉課 | さいたま市障害者施策推進協議会 | 2 | | | 2 | 24 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害福祉課 | さいたま市指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定審査会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害福祉課 | さいたま市社会福祉協議会障害者福祉専門分科会育成医療更正医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害福祉課 | さいたま市療育手帳判定審査委員会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害福祉課 | 発達障害者支援体制整備検討委員会 | 2 | | | 2 | 4 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 国民健康保険課 | さいたま市国民健康保険運営協議会 | 4 | | 1 | 5 | 1 |
| 保健福祉局 | 子ども未来部 | 子育て企画課 | さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 | 1 | | | 1 | 1 |
| 保健福祉局 | 子ども未来部 | 青少年課 | さいたま市青少年問題協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 保健総務課 | さいたま市衛生検査精度管理専門委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 地域保健課 | さいたま市エイズ対策推進協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 地域保健課 | さいたま市小児慢性特定疾患対策協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 地域保健課 | さいたま市特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定調査会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 地域保健課 | さいたま市先天性代謝異常等検査事業委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 環境経済局 | 環境部 | 環境総務課 | さいたま市環境審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 環境経済局 | 環境部 | 環境対策課 | さいたま市環境影響評価技術審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 環境経済局 | 環境部 | 廃棄物政策課 | さいたま市廃棄物減量等推進審議会 | 3 | | | 3 | 1 |
| 環境経済局 | 経済部 | 経済政策課 | さいたま市大規模小売店舗立地法に関する協議会 | 3 | | | 3 | 2 |
| 環境経済局 | 経済部 | 経済政策課 | さいたま市伝統産業活性化検討委員会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 環境経済局 | 経済部 | 経済政策課 | さいたま市中山道ルネッサンスプロジェクト推進委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 環境経済局 | 経済部 | 農政課 | さいたま市農業振興ビジョン検討委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 都市計画課 | さいたま市都市計画審議会 | 3 | | | 3 | 6 |
| 都市局 | 都市計画部 | 都市計画課 | さいたま市景観審議会 | 1 | | | 1 | 2 |
| 都市局 | 都市計画部 | みどり推進課 | さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 | 4 | | | 4 | 1 |
| 都市局 | 都市計画部 | みどり推進課 | 見沼たんぼ･さいたま市＆市民ネット設立総会及び運営協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | みどり推進課 | 見沼たんぼ･さいたま市＆市民ネットワーク　運営会議 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | みどり推進課 | 見沼たんぼグリーンプロジェクト懇話会 | 1 | | | 1 | 1 |
| 都市局 | 都市計画部 | 開発調整課 | さいたま市土地利用審査会 | 1 | | | 1 | 0 |

| 局 | 部 | 課 | 会　　議　　名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都市局 | 都市計画部 | 開発調整課 | さいたま市開発審査会 | | | 4 | 4 | 0 |
| 都市局 | まちづくり推進部 | 指扇まちづくり事務所 | 指扇土地区画整理審議会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 都市局 | まちづくり推進部 | 岩槻まちづくり事務所 | 岩槻駅西口土地区画整理審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都心整備部 | 計画管理課新都心まちづくり室 | さいたま新都心第8-1A街区市導入機能検討会議 | | | 3 | 3 | 0 |
| 都市局 | 都心整備部 | 計画管理課新都心まちづくり室 | (仮称)さいたま市サッカーミュージアム検討委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都心整備部 | 浦和駅周辺まちづくり事務所 | さいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発審査会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 建設局 | | 技術管理課 | さいたま市公共事業評価監視委員会 | 1 | | | 1 | 1 |
| 建設局 | 建築部 | 建築総務課 | さいたま市建築審査会 | | 9 | | 9 | 7 |
| 建設局 | 建築部 | 建築総務課 | さいたま市ホテル等建築審議会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 建設局 | 下水道部 | 下水道総務課 | 下水道事業審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 建設局 | 下水道部 | 下水道総務課 | さいたま市下水道長期計画策定懇談会 | 3 | | | 3 | 5 |
| 西区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 西区区民会議 | 6 | | | 6 | 0 |
| 北区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 北区区民会議 | 10 | | | 10 | 2 |
| 北区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 北区地域包括支援センター連絡会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 大宮区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 大宮区区民会議 | 10 | | | 10 | 3 |
| 見沼区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 見沼区区民会議 | 11 | | | 11 | 1 |
| 見沼区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 見沼区地域包括支援センター連絡会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 中央区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 中央区区民会議 | 8 | | | 8 | 7 |
| 桜区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 桜区区民会議 | 6 | | | 6 | 0 |
| 桜区 | 健康福祉部 | 支援課 | 要保護児童対策地域協議桜区会議 | | | 1 | 1 | 0 |
| 桜区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 桜区地域包括支援センター連絡会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 浦和区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 浦和区区民会議 | 8 | | | 8 | 1 |
| 浦和区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 浦和区区民会議　企画運営部会 | 5 | | | 5 | 4 |
| 浦和区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 浦和区区民会議　広報部会 | 5 | | | 5 | 0 |
| 浦和区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 浦和区区民会議　区民のつどい検討部会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 浦和区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 浦和区地域包括支援センター連絡会 | 3 | | | 3 | 1 |
| 南区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 南区区民会議 | 10 | | | 10 | 10 |
| 南区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 南区地域包括支援センター連絡会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 緑区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 緑区区民会議 | 5 | | | 5 | 1 |
| 緑区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 緑区地域包括支援センター連絡会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 岩槻区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 岩槻区区民会議 | 11 | | | 11 | 13 |
| 岩槻区 | 健康福祉部 | 支援課 | さいたま市要保護児童対策地域協議会岩槻区会議 | | | 1 | 1 | 0 |

| 局 | 部 | 課 | 会　　議　　名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 岩槻区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 岩槻区地域包括支援センター連絡会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 消防局 | 警防部 | 救急課 | さいたま市救急需要対策行動計画策定委員会 | 3 | | | 3 | 1 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 学事課 | さいたま市立小･中学校　通学区域審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 教職員課 | さいたま市教職員健康審査会 | 12 | | | 12 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 教職員課 | 学校の組織運営に関する研究協議会 | 3 | | | 3 | 2 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導1課 | 学校評価事業運営委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導1課 | さいたま市幼児教育振興協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導1課 | 学びの向上さいたまプラン推進会議 | 3 | | | 3 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導1課 | さいたま市道徳教育運営協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導1課 | さいたま市児童生徒体力向上推進委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | さいたま市就学指導委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | さいたま市特別支援教育推進計画策定委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | 中高一貫教育推進運営協議会 | 3 | | | 3 | 1 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | 人間関係プログラム推進委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | 子ども潤いプラン検討委員会 | 4 | | | 4 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | さいたま市中学生社会体験事業推進委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 教育研究所 | さいたま市立教育研究所運営委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 与野本町学校給食センター | さいたま市立学校給食センター運営委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 生涯学習振興課 | さいたま市民大学運営委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 文化財保護課 | さいたま市文化財保護審査会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 体育課 | さいたま市スポーツ振興審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 中央図書館 | さいたま市図書館協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 中央図書館<br>北浦和図書館 | さいたま市図書館協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 中央図書館<br>大宮図書館 | さいたま市視聴覚ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ運営委員会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 青少年宇宙科学館 | さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 市立博物館 | さいたま市博物館協議会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | うらわ美術館 | さいたま市美術品等選考評価委員会会議 | | | 1 | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | うらわ美術館 | さいたま市うらわ美術館協議会会議 | 1 | | | 1 | 0 |
| 合　　計 | | | | 281 | 10 | 53 | 344 | 180 |

※会議開催のお知らせ及び会議開催結果によるものです。

# ◇　資　　料　◇

さ情審査答申第３３号
平成１９年 4月 4日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年１０月２０日付けで貴職から受けた、行政事件訴訟法の改正にかかる次の総務局長通知の起案書①２００４年１１月９日付け②２００５年１月４日付け〈総務課〉（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの行政情報公開請求であって類似の事案であることから、平成１８年１０月２０日付けで受けた、「市政情報課が収受した総務局長通知（行政事件訴訟法改正関係）を含む個別フォルダーの一部公開決定に対する異議申立てに係る諮問」と併合して審議をしました。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年7月２５日付け総総総第６４８号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象行政情報は、平成１７年４月１日に施行した、行政事件訴訟法の一部を改正する法律について司法制度改革推進本部事務局長名で各都道府県知事あてに通知された同法の解釈運用指針にかかわるものであ

り、したがって、さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号。以下「文書管理規則」という。）別表の第２種（１０年保存する文書）に該当し、現在も保存されているはずのものである。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　本件対象行政情報は、平成１６年度に作成された、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に関する総務局長通知の起案書であり、文書管理規則別表の第５種（１年以内の期間保存する文書）第１号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」に該当するものとして、文書管理規則第３６条第４項に基づき総務課長が保存期間を定めたものである。なお、本件総務局長通知の根拠となる、内閣府司法制度改革推進本部事務局長名で各都道府県知事あてに送付された改正行政事件訴訟法に関する通知文については、文書管理規則第３７条第４号に規定されている「当該文書の事案の処理が終わった日」に至っていないため、継続文書として総務課で保管しており、平成１８年７月１２日付けの行政情報公開請求を受けて、本件異議申立人に対して公開されている。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報は文書管理規則別表の第５種（１年以内の期間保存する文書）第１号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」に該当するものとして、保存期間の満了により廃棄したと述べているところ、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存在しない。異議申立人は、本件対象行政情報は文書管理規則別表の第２種（１０年保存する文書）第１号「国又は県の行政機関の諸令達で重要なもの」に該当し、本件対象行政情報は存在するはずであると主張するが、実施機関の解釈は前記のとおりであり、異議申立人主張の保存期間を前提として文書の存在を推認することは不可能であるから、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

２　本件対象行政情報の保存期間について

異議申立人の主張の意図するところは、本件対象行政情報は文書管理規則別表第２種（１０年保存する文書）第１号の「国又は県の行政機関の諸令達で重要なもの」に該当するものと扱うべきであるという点にあると解される。この点に関しては、まず、一般論として国や県の行政機関の諸令達が庁内で通知がなされたときに通知する文書の保存期間を考える場合、

通知する文書は通知される文書と一体として保存期間が定められるべきかという問題がある。この点、通知する文書自体に常に意味があるわけではないことからすると、通知する文書と通知される文書を分離して通知する文書自体で保存期間を検討することも一応の合理性があり、「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」を１年以内の期間保存する文書としている文書管理規則もそのような立場と理解できる。

次に、通知する文書の保存期間を考える場合に、この文書管理規則上も「照会、回答、通知等の文書で」軽易かどうかの考慮は必要とされているのであり、本件の場合に軽易なものと認めるべきかどうかの問題は存する。この点、本件対象行政情報は、通知文の起案書であり、存在しないので、そのものとしては判断できないが、本件では事実上存在した通知文（異議申立人にも提供されている）から判定することは可能であり、通知文が形式的な内容にとどまっていることからするとその起案書も形式的な内容であり、重要な意味があったとも考えられない。

そうすると、総務課長が本件対象行政情報を文書管理規則別表の第５種（１年以内の期間保存する文書）第１号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」に該当するものとして、保存期間を定めたことは妥当であり、異議申立人の本件対象行政情報は文書管理規則別表第２種（１０年保存する文書）第１号の「国又は県の行政機関の諸令達で重要なもの」に該当するものとして扱うべきであるという主張は、勧告的意見としても採用できないと判断する。

３　以上の次第であるから、当審査会は、前記第１の結論のとおり答申するものである。

## 第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年１０月２０日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　１１月１３日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　１２月２１日 | 審議 |
| ④ | 平成１９年　２月１５日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　３月２３日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苫　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第３４号
平成１９年 4月 4日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年１０月２０日付けで貴職から受けた、市政情報課が収受した（１）改正行政事件訴訟法に係る平成１６年6月３０日付け総務局長通知（以下「通知文①」という。）を含む個別フォルダ、（２）平成１６年１１月9日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって（通知）」（以下「通知文②」という。）を含む個別フォルダ、（３）平成１７年1月４日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う規則等の改正について（通知）」（以下「通知文③」という。また、通知文①から③を以下「本件通知文」という。）を含む個別フォルダ（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの行政情報公開請求であって類似の事案であることから、平成１８年１０月２０日付けで受けた、「行政事件訴訟法の改正にかかる次の総務局長通知の起案書①２００４年１１月9日付け②２００５年1月４日付け〈総務課〉の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問」と併合して審議をしました。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報のうち、改正行政事件訴訟法に係る平成１６年6月３０日付け総務局長通知を含む個別フォルダ（平成１６年度個別フォルダ「6月庁内文書回答・通知」）、平成１６年１１月9日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって（通知）」（平成１６年度個別フォルダ「１１月庁内文書回答・通知」）及び平成１７年1月４日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う規則等の改正について（通知）」（平成１６年度個別フォルダ「1月庁内文書回答・通知」）を非公開としてなした一部公開決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年７月２６日付け総総市第１１１３号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

また、重要な内容の庁内通知文書（収受分）の保存期間を、さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号。以下「文書管理規則」という。）別表の第４種（３年保存する文書）とすること、及び文書管理規則別表に定める文書の保存期間の基準そのものの見直しを求めている。

２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 「１年」の保存期間は短く不当である。

(2) 行政事件訴訟法の一部改正は、行政訴訟をより利用しやすく分かりやすい仕組みにしようとするものであり、その解釈文書として司法制度改革推進本部事務局長通知は重要であり、その運用に当たり、総務局長通知の内容も重要なものである。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　本件対象行政情報のうち公開しない部分は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の公布に関する平成１６年６月３０日付け総務局長通知が含まれた「６月庁内文書回答・通知」フォルダ、同年１１月９日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって」が含まれた「１１月庁内文書回答・通知」フォルダ及び平成１７年１月４日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う規則等の改正について」が含まれた「１月庁内文書回答・通知」フォルダである。

２　当該個別フォルダは、庁内各課から送付された軽易な通知を月別に収納するものであり、文書管理規則第３６条第４項により、別表の区分に従い、課長が１年以内保存と定めている。別表の区分では第５種（１年以内の期間保存する文書）第１号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」又は第３号「主務課以外の課における共通文書」に該当するものであり、基準に照らし合わせても適切であった。なお、当該フォルダは、平成１６年度に作成したものであり、保存期間満了により廃棄済みであり不存在である。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報は文書管理規則別表の第５種（１年以内の期間保存する文書）第１号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」若しくは第３号「主務課以外の課における共通文書」に該当するものとして、保存期間の満了により廃棄したと述べているところ、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存在しない。よって、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

２　本件通知文自体の保存期間について

本件通知文のうち通知文②と通知文③については、事実上写しが存在していたので、それにより内容を確認した（異議申立人も確認済み）。それによれば、通知文②及び通知文③は、いずれも形式的な内容にとどまっており、通知文自体が重要ということはできない。通知文①は、その写しも存在せず、内容は知り得ないが通知文②及び通知文③と同様の程度と考えられる。

そうすると、市政情報課長が本件対象行政情報を文書管理規則別表の第５種（１年以内の期間保存する文書）第１号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」若しくは第３号「主務課以外の課における共通文書」に該当するものとして、保存期間を定めたことは妥当と考えられる。

３　文書管理規則の変更の主張について

異議申立人の主張の意図するところは、重要な内容の庁内通知文書は保存期間を「３年」（文書管理規則別表第４種）にすべきである、という点にあると解される。

この点に関しては、当審査会は、情報公開請求に対し実施機関の行った非公開決定に対し請求者が不服申立てを行った場合に、諮問に答えて実施機関が行った処分の適否を答申する立場であることからすると、抽象的に文書の保存期間について意見を述べる立場にはない。しかし他方、文書の管理が情報公開と密接に関連し、適切な文書の管理なくして条例の目的（１条）を全うできないことも事実であるから、実施機関の非公開決定の前提となっている事情の中に文書管理規則が関連しており、当該文書管理規則による文書の管理が条例の目的に照らして明らかに不当である場合には、当審査会は当該文書管理規則自体についても勧告的な意見を述べることも可能と考えられる。

そこで、検討するに、現在の文書管理規則でも第５種（１年以内の期間保存する文書）第１号は、「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」としており、重要な通知等は別異に保存期間を定める構造になっている。どの

程度を重要と考えるか、また重要な通知等を何年の保存期間の文書とするかについては、担当課長の合理的裁量に委ねる構造になっていると解される。したがって、現在の文書管理規則が直ちにさいたま市情報公開条例に照らして明らかに不当とは考えられない。

よって、異議申立人の「重要な内容の庁内通知文書（収受分）の保存期間を３年とする」とか「文書の保存期間の基準（文書管理規則別表）そのものを見直す」とかの主張は、勧告的意見としても採用できないと判断する。

４　以上の次第であるから、当審査会は、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年１０月２０日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　１１月１７日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　１２月２１日 | 審議 |
| ④ | 平成１９年　２月１５日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　３月２３日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苫　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第３５号
平成１９年4月１９日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年9月１５日付けで貴職から受けた、「都市局都市計画部公園みどり課において保有する次の私の個人情報①市政情報課職員とのやりとりのメモ②他の課の職員とのやりとりのメモ③そのほか（ただし、すでに提出されたものをのぞく）（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの個人情報開示請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成１８年１０月１６日付けで受けた、「高齢福祉課において保有する次の私の個人情報①市政情報課とのやりとりのメモ②公園みどり課とのやりとりのメモ③わたしとのやりとりのメモ。（私への FAX をのぞく。）④そのほか」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問、並びに、平成１８年１０月２０日付けで受けた、「異議申立決定（認容）後未処理案件（公園みどり課等）の発覚後にその処理へ向けて作成された次の文書等①関係課への事務連絡等文書②上司への説明資料③担当職員のメモ④そのほか（ただし①についてはすでに提供された文書を除く）」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

## 第１　審査会の結論

本件対象個人情報は不存在と認められる。よって、不開示とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１３条第１項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、平成１８年８月２５日付け都都計公第１５８１号により、さいたま市長が行った本件処分について取り消し、本件対象個人情報を全て開示することを求めるというものである。

なお、異議申立人は本件処理につき謝罪を求めている。

２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分には、理由付記義務懈怠の瑕疵がある。

(2) 本件対象個人情報は異議認容決定後未処理事件の処理にかかる重要なものであり、不存在は到底ありえずにわかに信じ難い。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　理由付記の義務とは、条例第１９条の解釈の中では、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要としている。本件処分においては、開示しない理由を、「取得作成しておらず不存在」として具体的に示していることから、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものである。

２　異議申立人の個人情報については、平成１８年８月３日付け都都計公第１３２４号で開示決定をした「都市局都市計画部公園みどり課において保有する次の私の個人情報①情報公開にかかる異議申立事件一件記録（起案書等を含む）。②①の事件処理に関連するその他のもの」に係る個人情報、また、当該事案に係る行政情報として、平成１８年８月２１日に異議申立人に情報提供をした「情報公開請求事案概要 Memo」及び「不服申立て案件に係る事後処理について（依頼）」以外には存在しない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件異議申立ては、異議申立人が「異議認容決定後未処理事件」について本件対象個人情報の開示を求めたところ（以下「本件開示請求」という。）、実施機関が当該情報は取得作成しておらず不存在であるという理由で不開示と決定したため、これを不服として本件処分の取消し等を求めるものである。

なお、異議申立人がいう「異議認容決定後未処理事件」とは、当審査会で平成１４年３月から平成１５年３月にかけて審議した「市総合振興計画『市民懇話会』の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料」の非公開決定に対する異議申立てに関するものであり、実施機関においては、高齢福祉課、広報広聴課（平成１５年４月から広報課）及びみどり課（平成１４年４月から公園みどり課）の３課が分掌した。

実施機関は、平成１５年５月１３日付けの当審査会の「非公開とした決定は失当であるから、これを取り消すべきである。」との答申を受け、異議申立てに対してそれぞれ認容決定をしたが、高齢福祉課及び公園みどり課の２課にかかるものについては、異議申立人に対してその後の公開の実施がなされていなかった案件のことである（以下「未処理事件」という。）。

２　実施機関の口頭意見陳述等によると、以下の事情が認められる。

(1) 平成１８年７月２４日付で、異議申立人から「都市局都市計画部公園みどり課において保有する次の私の個人情報①情報公開にかかる異議申立事件一件記録（起案書等を含む）。②①の事件処理に関連するその他のもの。」について開示請求が提出され（以下「先行開示請求」という。）、実施機関は、同年８月３日付けで未処理事件の資料として、①情報公開請求書について（H14.2.12 決裁）、②行政情報公開審査諮問書について（H14.4.22 決裁）、③非公開理由説明書について（H14.5.2 決裁）、④口頭意見陳述の希望の有無について（H14.5.15 決裁）、⑤意見陳述通知書（H15.1.8 決裁）、⑥異議申立てに係る決定書について（H15.5.21 決裁）、⑦異議申立てに係る口頭意見陳述申立書に対する回答（H15.5.30 決裁）の開示決定をした。

(2) また、上記(1)の平成１８年８月３日付け開示決定の際の異議申立人と公園みどり課とのやり取りの中で、未処理事件に関連するその他のものと特定できた資料として、同年８月２１日に、①情報公開請求事案概要Memo、②不服申立て案件に係る事後処理について（依頼）（H18.3.30 供覧完了）を情報提供した。

(3) 上記(1)の平成１８年８月３日付け開示決定の際、公園みどり課から異議申立人に対して、上記(1)(2)の資料以外には異議申立人に係る個人情報は存在しないことを伝えた。

(4) しかし、平成１８年８月１６日付けで、異議申立人から「ただし、すでに提供されたものをのぞく」として本件開示請求が提出され、同年８月２５日付けで、実施機関が本件対象個人情報を取得作成していないとして本件処分をしたところ、同年８月３０日付けで、異議申立人から本件異議申立てがなされた。

(5) 平成１８年１２月８日、未処理事件について、個人情報を除いた形で一部公開決定がなされた。

３　以上の経過に鑑みると、実施機関は、先行開示請求を受けて、異議申立人の求める個人情報を特定する過程で、実施機関の保有する異議申立人の個人情報を真摯に探し、できるかぎりの情報提供をしたと考えられる。したがって、既に開示した情報以外に本件対象個人情報はないとする本件処

分は不合理ではないし、他に本件対象個人情報が存在することをうかがわせるような具体的な事情もない。本件対象個人情報は存在しないと認めるのが相当である。

4　また、異議申立人は、本件には理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張する。およそ文書等が不存在である理由としては、①文書等取得せず、②文書等不作成、③保存年限切れ廃棄済み、④誤り廃棄、⑤所在不明ないし紛失、といったところが考えられるが、本件において実施機関は不存在の理由を「取得作成していない」と明確に述べているから、本件処分に理由付記義務の懈怠はないというべきである。

5　なお、異議申立人は、本件異議申立ての趣旨として、実施機関に謝罪を求めているが、個人情報の不開示決定等に対する異議申立ては行政不服審査法の規定による不服申立てであり（条例第３０条）、当該不開示決定等についてその違法又は不当を審査させ、その是正排除を請求する手続きである。したがって、謝罪を求めるという異議申立ては申立て自体失当であるから当審査会は審査しない。

6　以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年　９月１５日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　１０月１９日 | 審議 |
| ③ | 同　年　１０月２０日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ④ | 平成１９年　１月１７日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　２月１５日 | 審議 |
| ⑥ | 同　年　３月２３日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　名 | 氏　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 委　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第３６号
平成１９年4月１９日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年１０月１６日付けで貴職から受けた、「高齢福祉課において保有する次の私の個人情報①市政情報課とのやりとりのメモ②公園みどり課とのやりとりのメモ③わたしとのやりとりのメモ。（私への FAX をのぞく。）④そのほか（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの個人情報開示請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成１８年9月１５日付けで受けた、「都市局都市計画部公園みどり課において保有する次の私の個人情報①市政情報課職員とのやりとりのメモ②他の課の職員とのやりとりのメモ③そのほか（ただし、すでに提出されたものをのぞく）」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問、並びに、平成１８年１０月２０日付けで受けた、「異議申立決定（認容）後未処理案件（公園みどり課等）の発覚後にその処理へ向けて作成された次の文書等①関係課への事務連絡等文書②上司への説明資料③担当職員のメモ④そのほか（ただし①についてはすでに提供された文書を除く）」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

## 第１　審査会の結論

本件対象個人情報は不存在と認められる。よって、不開示とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１３条第１項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、平成１８年9月１５日付け保福高第１４５０号により、さいたま市長が行った本件処分について取り消し、本件対象個人情報を全て開示することを求めるというものである。

なお、異議申立人は本件処理につき謝罪を求めている。

２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分には、理由付記義務懈怠の瑕疵がある。

(2) 本件対象個人情報は異議申立認容決定後未処理（放置・不作為）事案にかかる重要なものであり、職務上不存在は到底ありえずにわかに信じ難い。

(3) 今からでも可能な範囲で、担当職員の頭の中に存在している記憶をメモ化して本件対象個人情報とすべきである。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　理由付記の義務とは、条例第１９条の解釈の中で、「開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要で、不開示情報が明らかにならない程度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すこと。」と解釈している。本件処分においては、開示しない理由を、「開示請求に係る個人情報は取得しておらず、メモ等は作成していないため、当該文書は不存在」としており、不開示理由を具体的に示しているため、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものである。

２　本件対象個人情報のうち、市政情報課及び公園みどり課とのやりとりのメモは、作成していない。行政としての対応について口頭で法令等の解釈について協議し調整を図ったが、メモ等は作成していない。また、異議申立人とのやりとりはＦＡＸのみで行ったため、それ以外に文書は作成していない。そのほかについても、同様に取得していない。

３　条例第１２条では、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる。」としており、条例第１４条で定める実施機関の個人情報の開示義務の中には、記憶の内容を行政情報化して開示することまで義務化していない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件異議申立ては、異議申立人が「異議申立認容決定後未処理事案」について本件対象個人情報の開示を求めたところ(以下「本件開示請求」とい

う。)、実施機関が当該情報は取得作成しておらず不存在であるという理由で不開示と決定したため、これを不服として本件処分の取消し等を求めるものである。

なお、異議申立人がいう「異議申立認容決定後未処理事案」とは、当審査会で平成１４年３月から平成１５年３月にかけて審議した「市総合振興計画『市民懇話会』の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料」の非公開決定に対する異議申立てに関するものであり、実施機関においては、高齢福祉課、広報広聴課(平成１５年４月から広報課)及びみどり課（平成１４年４月から公園みどり課)の３課が分掌した。実施機関は、平成１５年５月１３日付けの当審査会の「非公開とした決定は失当であるから、これを取り消すべきである。」との答申を受け、異議申立てに対してそれぞれ認容決定をしたが、高齢福祉課及び公園みどり課の２課にかかるものについては、異議申立人に対してその後の公開の実施がなされていなかった案件のことである(以下「未処理事案」という。)。

２　実施機関の口頭意見陳述等によると、以下の事情が認められる。

(1) 平成１７年１２月、異議申立人から市政情報課に対して、未処理事案について公開の実施がなされていないことが指摘され、市政情報課の担当職員から高齢福祉課の担当職員に対して、早急に公開の手続きを進めるようにとの指導が口頭でなされた。

(2) 高齢福祉課の担当職員は、状況の調査を行ない、上司に口頭で報告するとともに、状況を同じくする公園みどり課職員と対応について口頭で協議を行なった。

(3) 異議申立人との協議は、ＦＡＸをやりとりして行なった。

(4) 平成１８年９月１日付けで、異議申立人から本件開示請求が提出され、同年９月１５日付けで、実施機関が本件対象個人情報を取得作成していないとして本件処分をしたところ、同年１０月６日付けで、異議申立人から本件異議申立てがなされた。

(5) 平成１８年１２月、実施機関は、未処理事案について一部公開決定をした。

３　以上の経過に鑑みれば、高齢福祉課では、市政情報課及び公園みどり課と行政としての対応について法解釈及び条例解釈の協議を行ない調整を図ったことが認められるが、これらはもっぱら口頭で行なわれたものであり、担当職員は、組織共用文書のみならず、協議や調整に際して日常の意味でのいわゆる「メモ」の類が作成されなかったかについても確認したが、「メモ」も存在しなかった。そして高齢福祉課と異議申立人との協議は、ＦＡＸのやりとりのみで行なわれた。

これらの事情を考えれば、本件対象個人情報は存在しないとする本件処分は不合理ではないし、他に本件対象個人情報が存在することをうかがわせるような具体的な事情はない。本件対象個人情報は存在しないと認めるのが相当である。

4　また、異議申立人は、本件には理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張する。およそ文書等が不存在である理由としては、①文書等取得せず、②文書等不作成、③保存年限切れ廃棄済み、④誤り廃棄、⑤所在不明ないし紛失、といったところが考えられるが、本件において実施機関は不存在の理由を「開示請求に係る個人情報は取得しておらず、メモ等は作成していない」と明確に述べているから、本件処分に理由付記義務の懈怠はないというべきである。

5　さらに、異議申立人は、今からでも可能な範囲で担当職員の頭の中に存在している記憶をメモ化して本件対象個人情報とすべきであると主張する。しかし、条例は、個人の権利利益の保護を図るため、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等の請求をする権利を創設したものであり(条例第１条)、個人情報は実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものに行政情報として記録されていなければならない(条例第２条・第１２条)。実施機関の担当職員の頭の中にある記憶自体は行政情報ではなく、また、条例が定める個人情報の開示請求権及び開示義務の規定は、記憶を文書等の行政情報にすべきことまで定めたものではない(条例第１２条・第１４条)。以上より、実施機関は、異議申立人の個人情報をメモ化する義務を負わない。

6　なお、異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、実施機関に謝罪を求めているが、個人情報の不開示決定等に対する異議申立ては行政不服審査法の規定による不服申立てであり(条例第３０条)、当該不開示決定等についてその違法又は不当を審査させ、その是正排除を請求する手続きである。したがって、謝罪を求めるという異議申立ては申立て自体失当であるから当審査会は審査しない。

7　以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年１０月１６日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　１１月　９日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　１２月２１日 | 審議 |
| ④ | 平成１９年　１月１７日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　２月１５日 | 審議 |
| ⑥ | 同　年　　３月２３日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第３７号
平成１９年4月１９日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年１０月２０日付けで貴職から受けた、「異議申立決定（認容）後未処理案件（公園みどり課等）の発覚後にその処理へ向けて作成された次の文書等①関係課への事務連絡等文書②上司への説明資料③担当職員のメモ④そのほか（ただし①についてはすでに提供された文書を除く）（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの個人情報開示請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成１８年9月１５日付けで受けた、「都市局都市計画部公園みどり課において保有する次の私の個人情報①市政情報課職員とのやりとりのメモ②他の課の職員とのやりとりのメモ③そのほか（ただし、すでに提出されたものをのぞく）」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問、並びに、平成１８年１０月１６日付けで受けた、「高齢福祉課において保有する次の私の個人情報①市政情報課とのやりとりのメモ②公園みどり課とのやりとりのメモ③わたしとのやりとりのメモ。（私への FAX をのぞく。）④そのほか」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

## 第１　審査会の結論

本件対象個人情報は不存在と認められる。よって、不開示とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１３条第１項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、平成１８年８月３１日付け総総市第１４１８号により、さいたま市長が行った本件処分について取り消し、本件対象個人情報を全て開示することを求めるというものである。

なお、異議申立人は本件処理につき謝罪を求めている。

2　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分には、理由付記義務懈怠の瑕疵がある。

(2) 本件対象個人情報は異議申立認容決定後未処理事件（公園みどり課・高齢福祉課関係）にかかる重要なものであり、市政情報課の権限と分掌と責任から不存在は到底ありえずにわかに信じ難い。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　理由付記の義務とは、条例第１９条の解釈の中で、「単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要」としている。本件処分においては、開示しない理由を、「当該個人情報は実施機関では作成しておらず存在しない」としており、不存在の理由を「作成していないため」と具体的に示しているため、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものである。

２　情報公開制度・個人情報保護制度の実際の運用については、請求を受けた各担当課が行うものである。市政情報課は、各担当課から個別の事案について相談を受けることがあるが、条例の解釈について記載された「情報公開制度・個人情報保護制度の手引」や具体的な運用について記載された「ハンドブック－情報公開・個人情報保護－」などにより、制度について一般的な助言をする立場にとどまるものであり、実際の判断については、各担当課において行うものである。本事案については口頭で指導を行い、既に異議申立人に提供されているものを除き、異議申立人が主張するような、関係課への連絡等文書、上司の説明資料、担当職員のメモ及びそのほかといった行政情報は存在せず、よって開示請求に係る個人情報も存在しない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件異議申立ては、異議申立人が「異議申立認容決定後未処理事件」について本件対象個人情報の開示を求めたところ(以下「本件開示請求」という。)、実施機関が当該情報は作成しておらず不存在であるという理由で不開示と決定したため、これを不服として本件処分の取消し等を求めるもの

である。

なお、異議申立人がいう「異議申立認容決定後未処理事件」とは、当審査会で平成１４年３月から平成１５年３月にかけて審議した「市総合振興計画『市民懇話会』の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料」の非公開決定に対する異議申立てに関するものであり、実施機関においては、高齢福祉課、広報広聴課(平成１５年４月から広報課)及びみどり課（平成１４年４月から公園みどり課)の３課が分掌した。実施機関は、平成１５年５月１３日付けの当審査会の「非公開とした決定は失当であるから、これを取り消すべきである。」との答申を受け、異議申立てに対してそれぞれ認容決定をしたが、高齢福祉課及び公園みどり課の２課にかかるものについては、異議申立人に対してその後の公開の実施がなされていなかった案件のことである(以下「未処理事件」という。)。

２　実施機関の口頭意見陳述等によると、以下の事情が認められる。

(1) 平成１７年１２月、異議申立人から総務部市政情報課に対して、未処理事件について公開の実施がなされていないことが指摘された。

(2) 上記(1)の指摘を受けて、市政情報課の担当職員は、状況の調査を行ない、上司に口頭で報告するとともに、高齢福祉課及び公園みどり課の担当職員に早急に未処理事件について公開の手続きをすすめるよう口頭で指導した。

(3) 総務部長は、最終的に平成１８年３月付文書「不服申立て案件にかかる事後処理について(依頼)」を福祉部長及び都市計画部長宛て発信し、速やかに未処理事件について公開を実施するよう依頼した（同文書は、公園みどり課から異議申立人に対して情報提供されている。)。

(4) 平成１８年８月１７日付けで、異議申立人から「すでに提供された文書を除く」として本件開示請求が提出され、同年８月３１日付けで、実施機関が本件対象個人情報は作成していないとして本件処分をしたところ、同年９月５日付けで、異議申立人から本件異議申立てがなされた。

(5) 平成１８年１２月、高齢福祉課及び公園みどり課は、未処理事件について一部公開決定をした。

３　以上の経過によれば、市政情報課では、高齢福祉課及び公園みどり課に対し情報公開の制度について条例の解釈等に基づき助言、指導をしたことが認められるが、これらは、既に異議申立人に提供されている文書を除いては、もっぱら口頭で行なわれたということである。未処理事件について具体的に公開対象情報を判断するのは各担当課であって、市政情報課の助言、指導は一般的なものであったことを考えれば、本件対象個人情報は他に存在しないというのも不自然不合理ではないし、他に本件対象個人情報

が存在することをうかがわせるような具体的な事情はない。本件対象個人情報は存在しないと認めるのが相当である。

4　異議申立人は、本件には理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張する。

およそ文書等が不存在である理由としては、①文書等取得せず、②文書等不作成③保存年限切れ廃棄済み、④誤り廃棄、⑤所在不明ないし紛失、といったところが考えられるが、本件において実施機関は不存在の理由を、本件対象個人情報を「作成しておらず」存在しない、と明確に述べているから、本件処分に理由付記義務の懈怠はないというべきである。

5　なお、異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、実施機関に謝罪を求めているが、個人情報の不開示決定等に対する異議申立ては行政不服審査法の規定による不服申立てであり(条例第３０条)、当該不開示決定等についてその違法又は不当を審査させ、その是正排除を請求する手続きである。したがって、謝罪を求めるという異議申立ては申立て自体失当であるから当審査会は審査しない。

6　以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年１０月２０日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　１１月１７日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　１２月２１日 | 審議 |
| ④ | 平成１９年　１月１７日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　２月１５日 | 審議 |
| ⑥ | 同　年　　３月２３日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第３８号
平成１９年6月１３日

さいたま市教育委員会
委員長　緒方　恭子　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年１０月３１日付けで貴職から受けた、指導要録（学籍に関する記録及び指導に関する記録）及び指導要録作成する為の資料（平成１４年度（１年生）～１７年度（４年生）（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

さいたま市教育委員会教育長が本件対象個人情報のうち、「指導要録作成する為の資料（平成１４年度（１年生）～１７年度（４年生））」につき、これを開示しないこととしてなした一部開示決定は妥当である。

## 第２　審査請求人の主張の要旨

### １　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１３条第１項の規定に基づき審査請求人が行った本件対象個人情報に対する開示請求につき、平成１８年８月２４日付け教学指１第３４６２号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消すとの裁決を求めるというものである。

また、小学校における個人情報の管理に関し、「書類の種類」、「簿冊の存在の有無」、「書類及び簿冊ごとの保存期間」、「個人情報の文書廃棄の例規」、「文書廃棄に当たっての事務手続き」及び「文書廃棄に当たっての起案者及び決裁者」について、実施機関に対して、書類をもって説明することを求めている。

### ２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象個人情報のうち指導要録は形式的な書類であり、むしろ指導要録を作成するための資料の方が重要な文書である。その理由は、指導要録は日々の記録の積み重ねによって作成できるものと考えられるためである。請求にあたっては、一般的にこうした文書として補助簿や教務手帳があることを担当者に事前に確認している。

(2) 教育現場において生徒の日々の生活をとらえて評価をした文書は公文書に値するものであり、文書管理規則にのっとり適切に管理されているはずである。本来、公文書であれば保存期間が定められており、その翌年度から保存期間が始まるので、その年度途中で文書が廃棄されることはあり得ない。指導要録を作成するための資料は、内容が生徒の個人情報に係るものであり、公文書として管理されていなければ、個人情報の流出につながる可能性も考えられる。

(3) 学校において、どのように文書を管理しているか、理由説明書から読み取れない。実施機関は、「書類の種類」、「簿冊の存在の有無」、「書類及び簿冊ごとの保存期間」、「個人情報の文書廃棄の例規」、「文書廃棄に当たっての事務手続き」及び「文書廃棄に当たっての起案者及び決裁者」について説明すべきである。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明などに役立たせるための原簿（平成１３年４月２７日付け文部科学省初等中等教育局長通知）となるもので、学籍の記録が２０年、指導の記録が５年保存となっており、開示している。しかし、児童が在籍する学級の担任等が指導要録を作成するために、一時的に記録するものとして補助簿や教務手帳等が考えられるが、年度末の指導要録作成後や児童の転出後には、個人情報保護のために処分すべきものであり、審査請求人の児童については、平成１７年１１月３０日に転出しており、当該行政情報は存在してない。

２　指導要録を作成するため、学級担任は一般的に備忘のためのメモとして、個人で工夫した補助簿や市販の教務手帳を使用しているが、あくまでも個人的に使用するもので、組織的に用いるものではない。従って、当該児童の指導要録を作成するための行政情報は存在しない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象情報について

(1) 指導要録について

審査請求人は、条例第１３条第１項の規定により、本件対象情報について開示請求を行ったところ、平成１８年８月２４日付けで本件対象個人情報のうち、「指導要録（学籍に関する記録及び指導に関する記録）」については開示する旨の決定を、「指導要録作成する為の資料（平成１４年度（１年生）～１７年度（４年生））」（以下「本件指導要録作成資料」という。）については開示しない旨の決定を受けた。

本開示請求は、条例第１２条第２項の規定により、審査請求人が親権を行使する父、つまり法定代理人として、その子に代わって、その子本人の自己に関する情報の開示請求を行ったものである。

開示決定を受けた指導要録は、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１２条の３第１項の規定により、校長が作成しなければならない「その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第３１条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）」であり、同施行規則第１５条第１項第４号の規定により、学校において備えなければならない表簿である。

その保存期間は、入学、卒業等の学籍に関する記録については２０年間、指導に関する記録については５年間とされている（同施行規則第１５条第２項）。

指導要録は、児童生徒のその後の指導に役立たせるという面では、日常の学習指導の評価活動に対して基盤となる考え方と方法を示すものとして、大きな役割を果たしているものである。

さいたま市教育委員会においては、平成１３年１０月１日付けさ教指１発第２６６２号さいたま市立各小学校長あて教育長通知「小学校児童指導要録について」により、小学校指導要録並びに「記載する事項等」等を決定し、通知している。

同通知において示す小学校児童指導要録の様式によると、年度及び学年ごとに校長氏名印及び学級担任者氏名印の欄があり、同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合にはその都度後任者の氏名を併記し、その期間を記入することとなっている。

指導要録の作成については、学級担任者の明確な位置付けがなされており、また、その作成に当たっては今後の当該児童の教育資料となるものとして、恣意に陥ることなく、正確な事実・資料に基づき作成すべきことが

要求され、本人及び保護者からの批判にも耐えられる適正なものでなければならないものである。

(2) 本件指導要録作成資料について

前述のとおり、指導要録は当該児童の教育資料等となるものとして教育現場である学校においては重要な表簿であることから、その作成の任に当たる教師は、日常、補助簿や教務手帳（市販されている。）等を活用して、自らの創意と工夫により正確な事実・資料に基づき、これらを作成するよう努力していることが推認できる。本件小学校においても同様であると考えられる。

2　本件指導要録作成資料の性質について

自己に関する個人情報の開示請求は、条例第１２条第１項の規定により「実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報」について認められている。したがって、本件指導要録作成資料は、実施機関が保有する行政情報に当たるかどうかが問題であり、本件においても争点となっているので、以下この点について判断することとする。

条例第２条第５号において、行政情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものをいうと定めている。本件指導要録作成資料は、学級担任者がその職責を全うするため、専権的に作成し、又は取得したものと認められ、したがって、条例上の「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・」に当たるものと解される。

次に、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に当たるかどうかについては、実施機関（学校教育部指導１課所管）の説明によると、同学年の教師間で学年相互の調整のため補助簿や教務手帳等を活用することはあるが、実態としては学級担任者の責任において個人的に利用されているとのことである。本件小学校においても同様の実態にあるものと推認され、これと異なった具体的な事情を窺わせる情報は確認できない。

ところで、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」というためには、当該文書等が、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまることなく組織としての共用文書等の実質を備えた状態にあることが必要であり、当該実施機関において、業務上の必要から組織として利用され、保存されている状態になければならない。

本件指導要録作成資料は、学級担任者が職務遂行の必要から個人的に利用し、保管している状態にあったと推認できることから、いわゆる組織共用文書としての実質を備えた状態にあったとは認め難い。

更に、「当該実施機関が保有する」ものかどうかについては、学級担任者がその責任と権限において個人的に保管している状態にあり、これを他の者が自由に又は学校管理のもとに利用できる状態にないことが認められる。したがって、本件指導要録作成資料が学校という組織において保有している状態にあったとは認め難い。

ところで、さいたま市教育委員会における文書管理については、さいたま市教育委員会文書管理規則（平成１３年教育委員会規則第８号）第２条により、さいたま市の文書の管理の例によるものとされている。

また、さいたま市学校文書管理要綱（平成１４年４月１日施行）において、さいたま市立の小学校等における文書等（以下「学校文書」という。）の管理について、さいたま市文書管理規則（平成１３年規則第１４号）によりがたい事項を定め、学校文書について迅速な処理と適正な管理を行い、事務が能率的に運営できるよう努めなければならないとしている。ここでいう学校文書は、条例でいう行政情報に当たるものと解される。

更に、さいたま市立小・中学校管理規則（平成１３年教育委員会規則第１４号）第４８条において、前記学校教育法施行規則第１５条に規定する表簿のほか、備え付け、保存しなければならない表簿を明記しているところ、同条の表簿中に指導要録を作成するための補助簿や教務手帳等の資料は明記されていないことが認められる。

このことからしても、本件指導要録作成資料は、学校文書として取り扱われていないことが認められ、条例第１２条第１項の「当該実施機関が保有する行政情報」に当たらないと解されるのである。

以上のことから、本件指導要録作成資料は、自己に関する個人情報の開示請求の対象にならないものと判断するものである。

３　本件指導要録作成資料の存否について

実施機関は、本件指導要録作成資料について、年度末の指導要録作成後や児童の転出後においては個人情報保護のため処分すべきものであり、審査請求人の子については平成１７年１１月３０日に転出していることから、すでに処分されており、存在しないと主張している。

前記２において述べたとおり、本件指導要録作成資料は、条例上の自己に関する個人情報の開示請求の対象にならないと解されるところ、当該資料自体も平成１８年８月１０日の審査請求人による開示請求の時点ではすでに廃棄され、又は消去されていることが認められ、これを否定する根拠や具体的な事情は見当たらない。

条例第９条第１項第３号の規定によると、「保有する必要のなくなった個人情報（歴史的または文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、

確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。」と規定し、実施機関に対し、個人情報取扱事務の実施に当たって、必要な措置を講じ、その適正な維持管理に努めなければならないと定めている。

本件指導要録作成資料は、当該児童の指導要録作成後及び当該児童の転出後においては、当該学級担任者にとって、一般的に考えると、保有する必要のなくなった資料となることが認められ、当該資料が条例上の行政情報に当たらないとしても、個人情報保護のため速やかに廃棄し、又は消去されるべきものと解するのが相当である。

ここで「廃棄し、又は消去すること」とは、当該個人情報が記録された媒体の焼却、溶融、シュレッダーによる裁断、磁気テープ等の磁気的消去等、個人情報が漏えいし、又は盗用されることのない確実な方法により処理することをいい、本件指導要録作成資料についても、実施機関の説明のとおり、シュレッダーによる裁断等の方法により処分されているものと推認できる。

いうまでもなく、個人情報保護の問題は、行政機関の保有する個人情報に関するものだけではなく、私人の保有する個人情報に関しても重要な問題であり、私人間のその取扱いが重視されるところ、本件指導要録作成資料に係る学級担任者が個人情報保護の観点から処分したとする実施機関の主張は、是認できるし、これを採用することができる。

4　審査請求人の書類による説明請求について

審査請求人は、小学校における個人情報の管理が適正に行われているか疑問を感じ、更に実施機関が平成１８年１１月２７日付けで当審査会に提出した理由説明書の内容が非常に簡単であるとして、前記第２、１に記載のとおり、小学校における個人情報の保護に関し、書類による説明を求めている。

当審査会は、条例による開示請求に対する決定について、行政不服審査法による不服申立てがあった場合において、当該不服申立て係る処分庁又は審査庁の諮問に応じ、当該決定についてその違法又は不当を審査し、答申することを職責とする諮問機関であることから（条例第３０条第１項）、審査請求において上記書類による説明を求めることに対して審査する権限はない。

更に、条例による開示請求は、実施機関が現に保有する行政情報に記録された個人情報に対して認められているものであり、開示請求の時点で保有していない行政情報を開示請求に応ずるために新たに作成したり、現に保有している行政情報に手を加え、加工してこれに応ずることを認めているものではない（ただし、条例第１５条の規定により、個人情報の一部に

不開示情報が記録されている場合において、当該部分を区分して除き開示する場合を除く。以下同じ。)。条例上は、開示請求の時点で保有している行政情報に記録された個人情報をそのままの状態で開示すれば足り、当該個人情報について実施機関が説明をすることも義務付けられているわけではない。

これらの請求が部分的には本件処分に係る理由の説明としての請求と受け止められるとしても是認できないものであり、制度上は、情報の提供や苦情の申出若しくは新たな公開請求等の問題であると考えられ、不服申立てに対する措置とは別個の問題であると考える。

当審査会としては、小学校における教育が当該児童の長所を伸ばすとともに、短所や問題点をも指導し、改善して、当該児童の人格形成を目的とするものであるから、指導要録に関連して、日ごろから教育現場において保護者や児童に十分説明し、その信頼を確保することに努めることが望ましい。

因みに、平成１２年１２月の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」において、「なお、これからの評価においては、教員が評価の専門的力量を更に高め、根拠が明確で説明のできる評価をしていくことや、日ごろから、評価の内容について保護者や児童生徒に十分説明し、共通理解を図りながら指導に生かしていくことが一層大切であると考えられる。」と述べている(同答申第２章、７、(３))。

５　以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求は理由がないので、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年１０月３１日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　１１月２７日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　１２月２１日 | 審議 |
| ④ | 平成１９年　１月１８日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| ⑤ | 同　年　　３月２３日 | 異議申立人からの意見聴取及び審議 |
| ⑥ | 同　年　　４月１２日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑦ | 同　年　　５月２４日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第３９号
平成１９年7月２７日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年１２月２２日付けで貴職から受けた、市保健所保健総務課が収受した行政情報公開請求書及びその決定通知書の起案書ただし、次の受付番号のもの南１６－１（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの行政情報公開請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成１８年１２月２２日付けで受けた、浦和西部開発事務所が収受した①行政情報公開通知書又は行政情報任意的公開申出書、②その決定通知書又は回答書の起案書ただし、次の受付番号のもの南１５－１・南１５－２・南１６－２の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年１０月２７日付け保保所保第２８８５号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。また、文書管理の適正化をはかることを求めている。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

⑴　文書管理は情報公開制度の根幹であり、条例第３条第２項で、実施機関は行政情報を適正に管理する義務を負っている。さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号。以下「文書管理規則」という。）の制定にあたっては、上位法である情報公開条例及び個人情報保護条例の理念や規定を十分に踏まえる必要があり、その内容が情報公開条例を形骸化するものであってはならない。

⑵　文書管理規則第３５条第５項により、文書主管課長が全庁共通ファイル基準表を定めることになっている。全庁共通ファイル基準表は、全庁共通ファイル基準表と各課共通ファイル基準例により構成されており、各課共通ファイル基準例では、本件対象行政情報に係る個別フォルダー「情報公開請求・決定」の保存期間は３年と定められている。従って本件対象行政情報の保存期間は１年ではなく、３年であるはずであり、その存否については厳しく検証されなければならない。

⑶　本件処分は、文書が不存在であることの理由の提示が十分でなく、非公開の理由提示義務懈怠の瑕疵ある手続きである。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　文書管理規則第３６条第４項では、文書の保存期間は、個別フォルダーを単位として、課長が定めるものとしている。本件対象行政情報については、各課共通ファイル基準例で例示されている個別フォルダー「情報公開請求・決定」を作成せずに、課長の判断により、情報公開制度と関連することから全庁共通ファイル基準表の個別フォルダー「個人情報外部提供報告書」において保存されていたものである。当該個別フォルダーの保存期間は１年以内とされており、本件対象行政情報については廃棄済みであった。なお、平成１８年度ファイル基準表においては「情報公開請求・決定」の個別フォルダーを作成し、適正な管理を図ることとした。

２　条例第１２条で理由付記について定められているが、保存期間経過による廃棄のため、本件対象行政情報が不存在であることを明記していることから、公開請求者が非公開の理由を十分認識できるものである。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報である文書を平成１６年度ファイル基準表の、全庁共通の情報公開・個人情報保護「個人情報外部提供報告書」の

個別フォルダー内に保存していたところ、当該フォルダーの保存期間が１年であるので、保存期間経過後の平成１８年４月１日に廃棄されているため、本件対象行政情報は不存在である旨述べており、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存在しない。よって、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

２　理由不備の瑕疵の主張について

異議申立人は、本件には非公開決定通知の理由が不備である旨主張する。

保存期間を１年と明示したうえで、廃棄したとの理由が明示されており、不備はないと認められる。

３　本件対象行政情報の保存期間について

異議申立人の主張の意図するところは、本件対象行政情報の保存期間は各課共通ファイル基準例にあるとおり「３年」であるから、保存期間１年としたのは問題で、文書管理は厳に適正になされなければならないという点にあると解される。

そこで、本件対象行政情報である文書の保存期間について検討する。

本件対象行政情報である文書は、市保健所保健総務課が収受した行政情報公開請求書及びその決定通知書の起案書（ただし、南１６－１という受付番号のもの）ということであり、当審査会は、文書管理規則第３６条別表第４種（１）に定める「申請、報告、届出等に関する文書」に該当し、保存期間は３年と解するべきものと考える。

したがって、実施機関が全庁共通ファイル基準表の「個人情報外部提供報告書」のフォルダー内で保存していたことは、フォルダーの設定が情報公開請求という条例上の権利に基づく請求を意識させる設定となっておらず遺憾であるが、さらに保存期間を１年としたのは、文書管理規則第３６条に違反するもので誠に遺憾というほかない。実施機関においても、その点、改めたとのことであり、今後は、誤りがないよう厳に注意されたい。

各課共通ファイル基準例は、全庁共通ファイル基準表が文書管理規則第３５条によって作成され、各課の課長がこれに拘束されるのとは異なり、各課でファイリング責任者が課長の命を受けファイル基準表を作成する（文書管理規則第３２条第３項）際のモデルとなる例を示したもので、文書管理規則上には根拠がなく、それ自体として拘束力を有するものではない。この点、異議申立人が全庁共通ファイル基準表と各課共通ファイル基準例を一体として文書管理規則第３５条第５項に定める「全庁共通ファイル基準表」としての拘束力を有すると主張する点は採用できない。

しかし、ファイリング責任者が各課長の命を受けファイル基準表を作成するに当たっては、ファイル基準例を十分検討し、ファイル基準例と異な

る扱いをする場合にはそれが適正か否かについては十分慎重に検討されるべきである。本件では、ファイル基準例にしたがっていれば、文書管理規則とも合致して、保存期間を３年と定めることになり、本件公開請求にも応えられたのであるから、誠に遺憾というほかない。

４　異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、文書管理の適正化をはかることを求めているが、行政不服審査法上の異議申立ては、具体的な権利救済を求めるものであるから（行政不服審査法第１条)、文書管理の適正化を図ることは請求の趣旨としては失当であると考える。

ただ、異議申立人の意図の中には、当審査会に実施機関に対し勧告的意見をするように求めるところにあるようにも考えられるので、その点について付言する。

文書の管理が情報公開と密接に関連し、適切な文書の管理なくして条例の目的（条例第１条）を全うすることはできないから、個別の事案の審査の過程で、実施機関の非公開決定等の前提となっている事情の中で、文書管理が適正になされていないことが認められ、さいたま市情報公開条例の目的に照らして看過出来ないときには、当審査会は文書管理について勧告的な意見を述べることも可能と考えられる。そして、それをどのような形式で述べるかは、当審査会の裁量的判断に委ねられていると解される。本件において、実施機関の文書の保存には問題があったと考えられるということは前記のとおりで、実施機関も保存の形式を改めたというのであるから、さらに勧告的意見と表示して意見を述べるまでもないと考える。

## 第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年１２月２２日 | 諮問の受理 |
| ② | 平成１９年　１月３０日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　　２月１５日 | 審議 |
| ④ | 同　年　　５月２４日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　６月２１日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第４０号
平成１９年7月２７日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１８年１２月２２日付けで貴職から受けた、浦和西部開発事務所が収受した①行政情報公開通知書又は行政情報任意的公開申出書、②その決定通知書又は回答書の起案書ただし、次の受付番号のもの南１５－１・南１５－２・南１６－２（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの行政情報公開請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成１８年１２月２２日付けで受けた、市保健所保健総務課が収受した行政情報公開請求書及びその決定通知書の起案書ただし、次の受付番号のもの南１６－１の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年１０月３１日付け都都整浦西第３９５号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。また、文書管理の適正化をはかることを求めている。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

⑴　文書管理は情報公開制度の根幹であり、条例第３条第２項で、実施機

関は行政情報を適正に管理する義務を負っている。さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号。以下「文書管理規則」という。）の制定にあたっては、上位法である情報公開条例及び個人情報保護条例の理念や規定を十分に踏まえる必要があり、その内容が情報公開条例を形骸化するものであってはならない。

⑵　文書管理規則第３５条第５項により、文書主管課長が全庁共通ファイル基準表を定めることになっている。全庁共通ファイル基準表は、全庁共通ファイル基準表と各課共通ファイル基準例により構成されており、各課共通ファイル基準例では、本件対象行政情報に係る個別フォルダー「情報公開請求・決定」の保存期間は３年と定められている。従って本件対象行政情報の保存期間は１年ではなく、３年であるはずであり、その存否については厳しく検証されなければならない。

⑶　本件処分は、文書が不存在であることの理由の提示が十分でなく、非公開の理由提示義務懈怠の瑕疵ある手続きである。

⑷　本件対象行政情報は、文書管理規則に反して保存期間を１年と定めて廃棄されており、手続的瑕疵がある。本件対象行政情報の一部は、写しとして市政情報課が保有しているので、それを正式に入手することによって、同瑕疵について部分的に治癒することが可能なはずである。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　文書管理規則第３６条第４項では、文書の保存期間は、個別フォルダーを単位として、課長が定めるものとしている。本件対象行政情報は、１年以内保存と定めた個別フォルダー「情報公開」において保管していたもので、保存期間を経過して既に廃棄済みである。各課共通ファイル基準例においては、個別フォルダー「情報公開請求・決定」は３年保存とされているが、各課共通ファイル基準例は、全庁共通ファイル基準表にあたらないと解釈している。

２　本件処分においては、公開しない理由を、文書の保存期間１年を経過し存在する文書はないとしており、公開請求者が廃棄済みであることを明確に認識し得る程度に記載してあるため、理由付記義務懈怠の瑕疵はない。

３　異議申立人は、本件対象行政情報の一部を市政情報課で保有していることから、その写しを入手することで手続き的瑕疵を治癒できるとしているが、行政情報公開請求書の記載からは、浦和西部開発事務所で収受した原本を求めているものとしか解釈することができない。原本には、浦和西部

開発事務所の収受印が押印されているが、市政情報課で保管しているものについては押印されていないため、厳密に言うと同一のものではない。また起案書については、浦和西部開発事務所で保存し廃棄したものしかない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報である文書をいずれも保存期間を１年と定めた「情報公開」フォルダーに保管していたところ、南１５－１・南１５－２については保存期間が満了した後の平成１７年４月１日、南１６－２については保存期間が満了した後の平成１８年４月１日にいずれも廃棄されているため、本件対象行政情報は不存在である旨述べており、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存在しない。よって、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

２　理由不備の瑕疵の主張について

異議申立人は、本件には非公開決定通知の理由が不備である旨主張する。

保存期間を１年と明示したうえで、廃棄したとの理由が明示されており、不備はないと認められる。

３　本件対象行政情報の保存期間について

異議申立人の主張の意図するところは、本件対象行政情報の保存期間は各課共通ファイル基準例にあるとおり「３年」であるから、保存期間１年としたのは問題で、文書管理は厳に適正になされなければならないという点にあると解される。

そこで、本件対象行政情報である文書の保存期間について検討する。

本件対象行政情報である文書は、浦和西部開発事務所が収受した①行政情報公開通知書又は行政情報任意的公開申出書、②その決定通知書又は回答書の起案書（ただし、受付番号が南１５－１・南１５－２・南１６－２のもの）ということであり、当審査会は、それらの文書は文書管理規則第３６条別表第４種（１）に定める「申請、報告、届出等に関する文書」に該当し、保存期間は３年と解するべきものと考える。

したがって、実施機関が本件対象行政情報である文書をいずれも保存期間を１年と定めた「情報公開」フォルダーに保存していたことは、フォルダーの設定が情報公開請求という条例上の権利に基づく請求を意識させる設定となっておらず遺憾であるが、さらに保存期間を１年としたのは、文書管理規則第３６条に違反するもので誠に遺憾というほかない。実施機関においても、その点、改めたとのことであり、今後は、誤りがないよう厳に注意されたい。

各課共通ファイル基準例は、全庁共通ファイル基準表が文書管理規則第３５条によって作成され、各課の課長がこれに拘束されるのとは異なり、各課でファイリング責任者が課長の命を受けファイル基準表を作成する（文書管理規則第３２条第３項）際のモデルとなる例を示したもので、文書管理規則上には根拠がなく、それ自体として拘束力を有するものではない。この点、異議申立人が全庁共通ファイル基準表と各課共通ファイル基準例を一体として文書管理規則第３５条第５項に定める「全庁共通ファイル基準表」としての拘束力を有すると主張する点は採用できない。

しかし、ファイリング責任者が各課長の命を受けファイル基準表を作成するに当たっては、ファイル基準例を十分検討し、ファイル基準例と異なる扱いをする場合にはそれが適正か否かについては十分慎重に検討されるべきである。本件では、ファイル基準例にしたがっていれば、文書管理規則とも合致して、保存期間を３年と定めることになり、本件公開請求にも応えられたのであるから、誠に遺憾というほかない。

４　異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、文書管理の適正化をはかることを求めているが、行政不服審査法上の異議申立ては、具体的な権利救済を求めるものであるから（行政不服審査法第１条）、文書管理の適正化を図ることは請求の趣旨としては失当であると考える。

ただ、異議申立人の意図の中には、当審査会に実施機関に対し勧告的意見をするように求めるところにあるようにも考えられるので、その点について付言する。

文書の管理が情報公開と密接に関連し、適切な文書の管理なくして条例の目的（条例第１条）を全うすることはできないから、個別の事案の審査の過程で、実施機関の非公開決定等の前提となっている事情の中で、文書管理が適正になされていないことが認められ、さいたま市情報公開条例の目的に照らして看過出来ないときには、当審査会は文書管理について勧告的な意見を述べることも可能と考えられる。そして、それをどのような形式で述べるかは、当審査会の裁量的判断に委ねられていると解される。本件において、実施機関の文書の保存には問題があったと考えられるということは前記のとおりで、実施機関も保存の形式を改めたというのであるから、さらに勧告的意見と表示して意見を述べるまでもないと考える。

５　異議申立ての理由(４)について

異議申立人は、本件対象行政情報は、文書管理規則に反して保存期間を１年と定めて廃棄されており、手続的瑕疵があると主張するが、本件対象行政情報が文書管理規則に反して保存期間１年と定められて廃棄されたことは、本件処分そのものの手続的瑕疵とは解されない。

また、異議申立人は、本件対象行政情報の一部は、写しとして市政情報課が保有しているので、それを正式に入手することによって、同瑕疵について部分的に治癒することが可能なはずであると主張するが、本件対象行政情報の一部を写しとして市政情報課が保有しているからといって、その写しを取得して、公開することまで、本件公開請求の内容になっていないのは明らかである。また、条例上の情報公開請求権は存在する行政情報の公開請求であって、情報を入手して、公開することまで求めるものではない（条例第７条）。なお、所管の課長が文書管理規則に定める保存期間の誤解により、廃棄してしまった文書を写しなどを入手して可能な限り復元に努めるということは、情報公開請求とは別の問題である。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１８年１２月２２日 | 諮問の受理 |
| ② | 平成１９年　１月１８日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　　２月１５日 | 審議 |
| ④ | 同　年　　５月２４日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　６月２１日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第４１号
平成１９年 8月 1日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年１月４日付けで貴職から受けた、市行政手続条例で設定が義務付けられている①申請に対する処分に係る「審査基準」②同「標準処理期間」③不利益処分に係る「処分基準」を定めたときの起案書　障害福祉課保有分（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報のうち、「市行政手続条例で設定が義務付けられている①申請に対する処分に係る「審査基準」　障害福祉課保有分」を公開することとしてなした一部公開決定は、公開請求に係る行政情報に当たらない情報を公開することとしたものと認められ、失当であり取り消されるべきであるところ、これに代わるべき公開請求に係る行政情報そのものが存在しないことから、結果として容認される。

また、本件対象行政情報のうち、「②同「標準処理期間」③不利益処分に係る「処分基準」を定めたときの起案書　障害福祉課保有分」については、いずれも不存在と認められる。

よって、本件処分は、妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年８月２１日付け保福障福第２３７５号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、

以下のとおりである。

⑴　理由付記義務懈怠の瑕疵がある。

⑵　行政情報の特定を誤っている。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　本件対象行政情報のうち、「審査基準」については、さいたま市行政手続条例（平成１３年さいたま市条例第２２号。以下「手続条例」という。）第５条において、「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとする」とされており、これに該当するものを定めたときの起案書としては、「さいたま市療育手帳制度要綱の制定について」及び「さいたま市療育手帳制度事務取扱要領の制定について」しか存在しない。

また、「標準処理期間」については同条例第６条で、また、「処分基準」については同条例第１２条で、定めるように努めなければならないとされているが、障害福祉課保有分として作成したものはない。

２　非公開とした理由については、行政情報一部公開決定通知書で、「標準処理期間」及び「処分基準」を定めたときの起案書について「定めていないため文書不存在」としており、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得る程度に記載をしていることから、理由付記義務懈怠の瑕疵があるという異議申立人の主張は妥当ではない。また、公開することと決定した行政情報以外に障害福祉課で作成し、保有している行政情報は存在しないから、行政情報の特定を誤っているという主張も妥当でない。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象行政情報について

⑴　手続条例に規定する審査基準について

異議申立人の公開請求に係る行政情報の第１は、手続条例第５条に規定する審査基準であり、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準」として、行政庁がこれを定めるものとしている（同条第１項）。

これは、行政庁がこの基準を当該許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとして定め（同条第２項）、かつ、これを公にすることによって（同条第３項）行政庁による条例等の解釈、適用に際しての裁量権行使をより公正なものとし、行政の執行過程の透明性の向上を図ろうとす

るものである。

条例等に基づく申請人の行政手続面で受けるべき権利利益の保護を図る趣旨である。

⑵　手続条例に規定する標準処理期間について

異議申立人の公開請求に係る行政情報の第２は、手続条例第６条に規定する標準処理期間であり、「申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」として、行政庁がこれを定めるよう努めるとともに、これを定めたときは公にしておかなければならないとしている。

⑶　手続条例に規定する処分基準について

異議申立人の公開請求に係る行政情報の第３は、手続条例第１２条に規定する処分基準であり、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準」として、行政庁にこれを定め、公にしておくよう努めなければならないとしている（同条第１項）。

これは、行政庁に対し、処分基準を定め、公表する努力義務を課すことにより、行政の透明性を確保し、不利益処分に係る相手方の利益を保護し、争訟の提起を容易にしようとする趣旨である。基本的には、前記⑴の審査基準の規定と同様の趣旨である。

２　本件対象行政情報の不存在について

⑴　障害福祉課の所掌事務と手続条例上の申請について

実施機関（担当課障害福祉課）から提出された平成１９年１月２５日付け理由説明書及び口頭意見陳述における説明によると本件公開請求に係る行政情報としては、公開することと決定した「さいたま市療育手帳制度要綱の制定について」及び「さいたま市療育手帳制度事務取扱要領の制定について」以外には該当するものがなく、従って、本件公開請求に係るそれ以外の行政情報は不存在であると述べている。

本件対象行政情報は、手続条例第２条第４項に規定する申請に係るものであることは明白である。この申請は、同条第１項に規定する条例等に基づき申請人が行政庁の許認可等を求める行為である。当該条例等には法律や要綱は含まれず、同条同項に規定する条例、規則等に限られる。従って、法律や要綱に基づく申請に係るものは、本件対象行政情報から除かれるものと解される。

ところで、障害福祉課の所掌事務は、さいたま市事務分掌規則（平成１５年さいたま市規則第８６号）によれば、「障害者計画に関すること。」ほか１５事務を所掌している。

これらの所掌事務に照らし、手続条例に規定する申請に係る事務に該当すると思われるものは、次の６事務である。

ア　さいたま市心身障害者福祉手当支給条例（平成１３年さいたま市条例第１６７号）に基づく申請

イ　さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（平成１４年さいたま市条例第９５号）に基づく申請

ウ　さいたま市難病患者見舞金支給条例（平成１３年さいたま市条例第１６９号）に基づく申請

エ　さいたま市難病患者手術見舞金支給条例（平成１３年さいたま市条例第１７０号）に基づく申請

オ　さいたま市訪問入浴サービス手数料条例（平成１３年さいたま市条例第１７２号）に基づく申請（この条例は、平成１９年４月１日廃止）

カ　さいたま市ホームヘルプサービス手数料条例（平成１５年さいたま市条例第２６号）に基づく申請

これら条例に基づく申請に係る手続条例上の審査基準、標準処理期間及び処分基準については、実施機関では定めていないから不存在であると述べていることは前述のとおりである。実施機関において定めていないことに対する当否については、その裁量権行使に深く関わることであり、当審査会の権限外のことでもあるから言及しない。

ただし、実施機関において定めていないので不存在であるとの点については、これを否定する根拠となる具体的事情を確認することができないことから、実施機関の主張に不自然な点はなく、これを認めるほかはない。また、異議申立人は、本件処分に係る理由付記について、理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張しているが、本件一部公開決定通知書には異議申立人がその処分理由を明確に認識できる程度に記載されていると認められることから、これを採用することはできない。

⑵　本件処分のうち、公開決定をした部分の違法性について

本件処分のうち、公開決定をした部分の本件対象行政情報は、さいたま市の定めた要綱に基づく申請に係る行政情報である。前述のとおり、異議申立人の公開請求に係る行政情報の第１は、手続条例第５条に規定する審査基準であり、さいたま市の定めた要綱に基づく申請に係る行政情報はもともと公開請求をしていない行政情報である。つまり、本件処分のうち、公開決定をした部分は、公開請求をしていない行政情報である。従って、本件処分のうち、公開決定をした部分は、公開請求をしていない行政情報について公開決定をしたことになり、条例第７条の規定

に違反し、取消しを免れない。

しかしながら、本件一部公開決定処分を取消し、手続きのやり直しを求める答申を行っても、本件対象行政情報自体が不存在なのであるから、実施機関はそれを理由として公開しない旨の決定をすることが十分予測されるところである。当審査会としては、行政手続の効率性等を考慮し、本件一部公開決定を結果において容認し、維持されるものと判断するものである。

3　公開請求に係る行政情報の特定について

⑴　条例第６条第１項第２号の規定について

公開請求の方法を定める条例第６条第１項第２号の規定によれば、公開請求書に「行政情報の名称その他公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」を記載して実施機関に対し提出しなければならないとしている。条例における行政情報の特定は、公開請求の適法要件であるから、公開請求書への上記事項の記載を公開請求の形式的要件とし、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、実施機関は相当の期間を定めてその補正を求めることとなる。

行政情報の特定は、本来、公開請求に係る本質的な内容をなすものであるから、公開請求者自身が行うことを規定したものである。

公開請求の際に、公開請求に係る行政情報の特定を求める趣旨は、公開請求の対象となる行政情報がいかなるものかを明らかにすることが実施機関において、非公開事由の有無を判断し、公開の範囲等を決定するための不可欠の前提となるためである。そうすると、公開請求に係る行政情報が他の行政情報と識別可能な程度に明らかにされていることが必要であり、そのような状態で公開請求があれば、当該公開請求に係る行政情報をすべて識別した上、それらについて公開、非公開を判断することができるから、これらの公開請求については、行政情報の特定がなされていると解すべきである（同旨平成１５年１０月３１日東京地方裁判所判決、平成１４年（行ウ）第４２２号事件）。

⑵　本件対象行政情報の特定について

本件対象行政情報の特定については、当該公開請求書に記載されている行政情報が他の行政情報と識別可能な程度に記載されていることから、本件公開請求は適法要件を満たし、本件対象行政情報の特定は適法に行われたというべきである。

ところで、異議申立人は、異議申立ての理由として行政情報の特定を誤っていると述べている。その意味は必ずしも明確ではないが、以上述べた行政情報の特定の論旨からすれば、これを是認し、採用することは

できない。

⑶　行政情報の特定に係る窓口業務について

公開請求に係る行政情報の特定は、公開請求の本質的な内容をなすものであり、公開請求の適法要件であることは前述のとおりである。

一般に、公開請求者にとって、実施機関がどのような行政情報を保有し、自らが欲する行政情報が存在するのかどうかなど十分知りえないことが考えられることから、制度上は、実施機関に対し行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供することを義務付け（条例第２２条）、また、公開請求書に形式上の不備が認められ、相当の期間を定めてその補正を求める場合に当該補正の参考となる情報を提供するよう努力義務を課している（条例第６条第２項）。

それでも、現実には、行政情報の特定が不十分なため、公開請求者の求める行政情報と異なった行政情報を公開したり、求める行政情報が他に存在するはずであるとの理由で追加の公開決定を求める不服申立てをする例が生じている。

行政情報の特定は、実施機関と公開請求者が互いに協力し合って適正、迅速に行われることが重要である。特定に係る業務が不十分なままにその後の事務が進行すると問題が生じ、紛争の原因ともなり兼ねないので、実施機関の窓口業務の円滑、適正化と検索体制の一層の充実を望むものである。

４　以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに対し、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　１月　４日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　１月２５日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　　２月１５日 | 審議 |
| ④ | 同　年　　６月２１日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　７月１２日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苫　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第４２号
平成１９年8月３１日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年１月４日付けで貴職から受けた、身体障害者援護措置決定通知書の様式について①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む）②何のためにどのように利用されているのか、その手続きの詳細が分かるもの（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

さいたま市長（以下「実施機関」という。）が、本件対象行政情報を、①「障害福祉システム開発全システム」、②「支援課事務マニュアル」と特定し、②につき公開したものの、①については、廃棄（平成１４年４月１日）済みのため不存在を理由に公開しなかった本件処分は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年８月１５日付け保福障福第２３２７号により、実施機関が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

⑴　理由付記義務懈怠の瑕疵がある。

⑵　行政情報の特定を誤っている。

## 第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書、口頭意見陳述及び補充説明書において、次のように説明している。

1　本件対象行政情報のうち「①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む）」については、障害福祉システムを構築し身体障害者援護措置決定通知書をシステム帳票として導入したことから、平成１０年度個別フォルダー「障害福祉システム開発全システム」を特定し、「②何のためにどのように利用されているのか、その手続の詳細が分かるもの」については、当該決定通知書が補装具に係る事務手続上どのように交付されるかを事務フロー等でまとめている「支援課事務マニュアル」を特定した。「障害福祉システム開発全システム」については保存期間が３年であり、平成１４年４月１日に廃棄したことから、「支援課事務マニュアル」のみ公開して、行政情報一部公開決定とした。

2　行政情報一部公開決定通知書では、「公開しない部分」として特定した行政情報「障害福祉システム開発全システム」は、平成１４年４月１日付けで保存期間満了により廃棄しているとして、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得る程度に記載していることから、理由付記義務懈怠の瑕疵があるという異議申立人の主張は妥当ではない。

3　「①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む）」については、身体障害者援護措置決定通知書が障害福祉システムから出力される帳票であり、システム導入時の行政情報の中に各種福祉サービスに係るシステム開発の行政情報は個別に存在していたが、補装具の交付に係る当該帳票に限定した行政情報は存在しないことから、システム開発の全般的な行政情報を有している個別フォルダー「障害福祉システム開発全システム」に含まれていると判断される。また「②何のためにどのように利用されているのか、その手続の詳細が分かるもの」については、障害福祉サービスを担当している区役所支援課の職員が利用し、障害者が補装具の申請を行ってから福祉事務所が決定し補装具が交付されるまでを事務フロー及び帳票サンプルを用いてまとめている「支援課事務マニュアル」を特定したことから、行政情報の特定を誤っているという異議申立人の主張は妥当ではない。

## 第４　審査会の判断の理由

1　理由付記義務懈怠の瑕疵の主張について

実施機関は異議申立人に対して、平成１８年８月１５日付け行政情報一部公開決定通知書において、上記特定に係る「障害福祉システム開発全システム」につき、「保存期間満了により廃棄（平成１４年４月１日廃棄）済

みのため不存在」と記載していて公開できない理由を具体的、明確に表示しているのであるから、理由付記義務懈怠の瑕疵があるとの異議申立人の主張は認められない。

2　本件対象行政情報の特定について

本件につき異議申立人が実施機関に公開を求めた情報は、行政情報公開請求書に別紙として添付した「身体障害者援護措置決定通知書」の様式について、①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む。）、②何のためにどのように利用されているのか、その手続きの詳細が分かるもの、というものであり、それに対して実施機関は、①については「障害福祉システム開発全システム」を特定し（保存期間満了により平成１４年４月１日廃棄済みを理由に非公開）、②については「支援課事務マニュアル」を特定した（閲覧提供済）。

このように異議申立人が公開を求めた行政情報は、①に関しては、異議申立人自らが本件行政情報公開を請求するにあたって実施機関に提出した請求書に別紙として添付した「身体障害者援護措置決定通知書」（以下「本件通知書」という。）に係るものであるところ、実施機関の説明によれば、本件通知書は、障害福祉システムから出力した帳票であるが、この帳票の作成、導入に関するものとしては「障害福祉システム開発全システム」以外には存在しない、というのであり、また、②に関しては、実施機関が特定した「支援課事務マニュアル」以外には存在しない、というのであって、この説明を退け他に情報が存在することを疑うべき特段の事情も見い出し得ないのであるから、実施機関において異議申立人が公開を求めた行政情報につき、その特定を誤っているとは認め難い。

なお、行政情報の公開の請求をしようとする者は、実施機関に対し、行政情報の名称その他公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならない、とされ（条例第６条第１項第２号）、他方、実施機関においては、市民は行政情報がどのような形で存在しているか知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが考えられることから、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に求める行政情報を探すことができるよう行政情報の検索に必要な資料（原則として、さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号）に定めるファイル基準表）を作成し閲覧に供することが要請され（条例第２２条）、また、提出された公開請求書に行政情報の特定等につき不備があると認める場合には、相当期間を定めて補正を求め、また、補正に必要な参考となるべき情報を提供すべき努力義務が定められている（条例第６条第２項）ところであるから、かかる諸規定に則り、的確な活用、実施を図られえる

よう一般論ながら付言する。

3　以上の次第であり、既に公開している行政情報以外に本件対象行政情報は存在しておらず、本件異議申立てには理由がないから、当審査会は、前記第１の結論のとおり、答申する。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　１月　４日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　１月２５日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　　２月１５日 | 審議 |
| ④ | 同　年　　６月２１日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　７月　６日 | 実施機関から補充説明書を受理 |
| ⑥ | 同　年　　７月１２日 | 審議 |
| ⑦ | 同　年　　８月　９日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第４３号
平成１９年8月３１日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年1月９日付けで貴職から受けた、「２００４年8月５日付け保保所環収１４１１３号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年１２月１５日付け保保所環第１００１５号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。また、本件情報のコピーを入手し公開することを求めている。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び補充理由書によると、おおむね以下のとおりである。

⑴　理由付記義務懈怠の瑕疵がある。

⑵　廃棄に瑕疵があれば、治癒するための措置が講じられるべきである。

⑶　本件対象行政情報は、１年で廃棄されるべきものではないので、その真否及び当否は厳しく検証されなければいけない。

⑷　本件対象行政情報は、平成１６年度中のものは、①行政情報公開請求書、②行政情報一部公開決定通知書の起案書、③異議申立書、④審査会への諮問の起案書、⑤審査会への理由説明書の起案書、⑥審査会での口

頭意見陳述の起案書、⑦審査会の答申書、平成１７年度中のものは、⑧異議申立ての決定等の起案書、⑨当初請求に対する再決定の起案書、⑩市政情報課へ送付する不服申立処理票等により構成されている。このうち、⑧異議申立ての決定等の起案書、⑨当初請求に対する再決定の起案書、及び⑩市政情報課へ送付する不服申立処理票は、仮に保存期間が１年であっても現在保存されていなければいけない。

⑸　本件対象行政情報は、各課共通ファイル基準例で保存期間は３年と定められ、同基準例は、さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号。以下「文書管理規則」という。）で定める全庁共通ファイル基準表を構成するものと言えるので、環境衛生課長が本件対象行政情報の保存期間を１年と定めたことは、文書管理規則に違反するものであり、裁量権の逸脱又は濫用の違法がある。

⑹　文書管理規則第３６条別表では、行政不服審査に関する文書は第２種文書で１０年保存する文書とされている。

⑺　本件情報を違法・不当に廃棄したことは、刑法２５８条の公用文書毀棄罪、地方公務員法第３３条の信用失墜行為にあたる。

⑻　本件請求は必ずしも原本（起案書）を対象とするものではなく、コピーを含むと理解されうるものである。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　本件処分の理由については、行政情報非公開決定通知書で、１年の保存期間を満了し廃棄したため不存在と明記していることから、理由付記義務懈怠の瑕疵はない。

２　各課共通ファイル基準例では、本件対象行政情報に係る個別フォルダーの保存期間を３年としているが、各課共通ファイル基準例は文書管理規則に基づくものではなく、文書整理を円滑に行うための参考例として作成されたものである。文書管理規則第３６条第４項では、文書の保存期間は個別フォルダーを単位として課長が定めるものとしており、環境衛生課長が、これと異なる保存期間を定めたとしても、直ちに、同規則には違反しない。

３　異議申立書で、平成１７年度に取得又は作成したものとして、⑧異議申立ての決定等の起案書、⑨当初請求に対する再決定の起案書及び⑩市政情報課へ送付する不服申立処理票があるとされているが、これらについては、平成１６年度に取得又は作成した文書と一連のものであるため、平成１６年度文書として取り扱い、１年保存で廃棄したため不存在である。

４　異議申立人は、本件請求はコピーを含むと理解されうるものであると主張しているが、本件対象行政情報に該当し得るものは、環境衛生課で保存し廃棄した原本のみである。

第４　審査会の判断の理由

１　本件対象行政情報の不存在について

実施機関の理由説明書及び口頭意見陳述における説明によると、本件対象行政情報について、以下の事情が認められる。

実施機関の担当課である保健所環境衛生課では、本件対象行政情報に係る文書を、平成１６年度ファイル基準表の「個人情報外部提供報告書」の個別フォルダー内に保存していたが、当該フォルダー内の文書の保存期間は１年であったので、平成１８年４月１日、これを廃棄した。なお、本件対象行政情報のうち「異議申立ての決定等の起案書」「当初請求に対する再決定の起案書」「市政情報課へ送付する不服申立処理票」は個別の文書としては平成１７年度に取得又は作成していたが、平成１６年度に取得又は作成した文書と一連の案件に係る文書として、平成１６年度の文書とともに廃棄した。

以上からは、本件対象行政情報の保存期間を１年と定めたことの当否はともかくとして、実施機関において、保存期間を満了したとの認識のもとに本件対象行政情報を廃棄したこと自体は事実と考えられ、他に本件対象行政情報の存在をうかがわせるような具体的な事情はない。したがって、本件対象行政情報は存在しないと認めるほかはない。

なお、異議申立人は、本件処分に理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張する。しかし、実施機関は「１年間の保存期間を満了し、平成１８年４月１日に廃棄した」と不存在の理由を具体的に述べているから、理由付記義務懈怠にはあたらない。

２　本件対象行政情報の保存期間について

本件異議申立ての実質的な争点は、本件対象行政情報の保存期間を何年と考えるべきか、ということである。

異議申立人は、実施機関が本件対象行政情報の保存期間を１年と定めたことは文書管理規則に違反するものであると主張する。

その理由として、第１に、この「１年」という定めは、各課共通ファイル基準例の「３年」とする定めに反しており、かつ、各課共通ファイル基準例は、文書管理規則で定める全庁共通ファイル基準表の一部を構成するものといえるから、各課共通ファイル基準例と異なる保存期間の定めをすることは、全庁共通ファイル基準表、ひいてはその根拠となっている文書

管理規則に違反することになる、という点を挙げる。

しかし、各課共通ファイル基準例は、各課でファイリング責任者が課長の命を受けファイル基準表を作成する際のモデルとなる例を示したもので、文書管理規則上には根拠がなく、それ自体として拘束力を有するものではない（なお、平成１９年度から「各課共通ファイル基準例」は廃止されている）。各課共通ファイル基準例が全庁共通ファイル基準表の一部を構成するという異議申立人の主張を採用することはできない。

第２の理由として、異議申立人は、本件対象行政情報は、文書管理規則第３６条別表第２種⑶に定める「行政不服審査に関する文書」として１０年保存すべきであるから、これを「１年」で廃棄したのは文書管理規則に違反する、と主張する。

本件対象行政情報は、過去の特定の行政情報一部公開決定について行政不服審査法の規定により不服申立てのあった一件記録であり（条例第１９条）、単なる行政情報公開請求書とは異なり、まさに「行政不服審査」に関する文書である。当審査会も、本件対象行政情報は文書管理規則第３６条別表第２種⑶に定める「行政不服審査に関する文書」に該当し、保存期間は１０年と解するものである。したがって、実施機関が文書管理規則に違反して、１０年保存すべき文書をわずか１年で廃棄してしまったのは誠に遺憾というほかはない。

しかし、実施機関においても、本件情報公開請求及び異議申立ての一連の経緯に鑑み、平成１９年度ファイル基準表では「情報公開請求・決定」、「情報公開等の不服申立て」の個別フォルダーを、それぞれ「環境衛生課」及び「食品」「環境」「薬事」「市場」の係毎に作成し、「情報公開請求・決定」については３年、「情報公開等の不服申立て」については１０年とする各保存期間を設定したとのことである。情報公開制度が推進され、市政に対する市民の理解と信頼を深めるためには、その前提として、文書が適正に管理されていることが必要不可欠である。今後は、誤りがないよう文書の適正な管理を徹底されたい。

３　なお、異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、本件対象行政情報のコピーを入手し公開することを求めている。しかし、本件情報公開請求は、実施機関の担当課を保健所環境衛生課と特定してなされており、本件対象行政情報とは同課に保存されている原本を意味しているとしか解されないうえ、そもそも条例上の情報公開請求権は存在する行政情報の公開を請求する権利であって、コピーを入手して公開することまで請求権の内容とするものではない（条例第７条）。したがって、この異議申立ての趣旨は、申立て自体失当といわざるを得ない。

４　以上の次第であり、本件対象行政情報は存在しておらず、これを公開することはできないから、当審査会は、前記第１の結論のとおり、答申する。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　１月　９日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　３月１９日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　　３月２３日 | 審議 |
| ④ | 同　年　　７月１２日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　８月　９日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第４４号
平成１９年8月３１日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年3月１２日付けで貴職から受けた、「２００４年８月５日付け保保所環収１４１１３号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録が「廃棄」されたとされる事実を立証することができるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

さいたま市長（以下「実施機関」という。）がなした本件処分は、公開された平成１６年度ファイル基準表（窓口閲覧用）２頁が本件対象行政情報として当を得たものとはいい難いものの、他に廃棄を証する行政情報は存在しないことから、結果として妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１９年1月２６日付け保保所環第１１１９２号により、実施機関が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

⑴　本件請求に対して公開された行政情報は、環境衛生課の平成１６年度ファイル基準表（窓口閲覧用）２頁であったが、廃棄年月日欄に何の記載もなく、また「２００４年８月５日付け保保所環収１４１１３号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」に対応する個別フォルダーがどれか客観的に明らかではないことから、当該行政情報は、

真正の本件対象行政情報であるとは言えない。

第３　実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　「２００４年８月５日付け保保所環収１４１１３号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」は、平成１６年度個別フォルダー「個人情報外部提供報告書」の中に保存されており、保存期間が１年であったことから、平成１８年４月１日付けで廃棄したものである。そのため、本件対象行政情報として、当該個別フォルダーについて記載されている、環境衛生課の平成１６年度ファイル基準表２頁を特定した。同頁には、当該個別フォルダーの保存期間が１年であることが明記されていることから、既に廃棄されていることが明らかである。

２　異議申立人は、廃棄年月日が空欄であること、また「２００４年８月５日付け保保所環収１４１１３号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」に対応するものがどの個別フォルダーに含まれていたか客観的に明らかではないことから、公開された行政情報が真正の本件対象行政情報とは言えないと主張している。しかし、廃棄年月日は空欄であるが、当該個別フォルダーの保存期間については１年と記載されているため、保存期間を満了し廃棄されていることは明らかである。また、どの個別フォルダーに含まれていたか客観的に明らかではないとされているが、当該個別フォルダー以外に適切な保存先となる個別フォルダーを作っていないことから、当時、最も適切であると判断された個別フォルダー「個人情報外部提供報告書」に収納していたものである。

第４　審査会の判断の理由

１　審査会としては、本件対象情報としては公開した平成１６年度ファイル基準表（窓口閲覧用）の個別フォルダー「個人情報外部提供報告書」に収納していたが、保存期間１年の満了により廃棄しており、他に廃棄を証する資料は存在しない、という実施機関の主張を退け、他に廃棄を立証する資料の存在を認め得ない。従って、現状においてその公開ができないことは止むをえないとしても、平成１６年度ファイル基準表（窓口閲覧用）２頁の記載は、当該個別フォルダーの内容物につき具体的に特定できるよう表示されておらず、保存の期間も１年と記載しただけで実際に廃棄された年月日の記載もない。

もともとかかるファイル基準表（窓口閲覧用）は、市民が求める情報が

どのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことを慮って、情報の公開を請求をしようとする者が容易かつ的確に求める行政情報を探すことができるよう、さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号。以下「文書管理規則」という。）に則り作成し、備付けすべきであるから、かかる目的に徴しても、本件に関する個別フォルダーの整理、記載は当を得たものとはいい難い。

しかも、文書管理規則第３６条によると、異議申立人がいう「行政情報の一部公開決定についての不服申立て一件記録」の中には、文書管理規則別表第２種⑶所定の１０年保存する「行政不服審査に関する文書」に相当するものもあるはずであって、それらを峻別して、所定のとおり、個別フォルダーを単位として所管課長が定めるべきであるのに、その峻別をしないまま、全体を「保存期間を１年と定め、廃棄処分した。」というのも、誠に不適切との謗りは免れないと言わざるを得ない。

実施機関におかれては、行政文書の適正な管理は、情報公開制度の基礎となることに鑑み、以上指摘した点を含め、行政文書の整理、保管につき、可及的速やかに適正、妥当な改善措置を講じて、文書管理に万全を期されたく要望する次第である。

２　以上の次第であり、既に公開している行政情報以外に本件対象行政情報は存在しておらず、本件異議申立てには理由がないから、当審査会は、前記第１の結論のとおり、答申する。

## 第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　３月１２日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　４月１２日 | 審議 |
| ③ | 同　年　　５月３０日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ④ | 同　年　　７月１２日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　８月　９日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苫　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第 ４５ 号
平成１９年１０月１９日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年２月２３日付けで貴職から受けた、「本庁の『課長』が前任者から引き受けた事務引継事項の詳細が分かるもの（２００６年度人事異動に係るもの。「事務引継書」を除く）」（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１８年１１月１３日付け市秘第６４３号他２１件により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

### ２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

⑴　条例が保障する市民の公文書への公開請求権を十分に尊重するという観点から、本件各処分を取り消し、再決定にあたっては、実施機関は条例第６条第２項前段の規定により、異議申立人に対し、行政情報を特定するために必要な事項につき補正を求めるべきである。また、その際には補正参考情報を工夫して作成し異議申立人へ提供するよう最大限に努力するべきである。

⑵　本庁課長事務引継書については公開請求をして閲覧済みであるが、懸

案・引継事項欄の多くに、特記事項なしとあり、また記載があっても事項名のみが多く、引継時点での事務事業の現状や課題・懸案を知ることができない。そのため、市における事務事業の現状又は懸案事項について知りたいという経緯で本件公開請求を行ったものである。

⑶　本件処分には、理由提示義務懈怠の瑕疵があるが、これは処分の理由提示が不充分で、違法とまではいえないが不当であり、その不当の程度が本件処分の取り消し事由になり得る場合を含めるものである。実施機関の決定通知書には、作成していないとしか記述されていないが、この程度の記述では客観性や明確性の観点から充分に説明された記述とは言えない。また、文書特定義務懈怠の瑕疵があるが、これは、正当に特定されるべき公文書の特定を回避し、主観的・恣意的判断のもと、特定されるべき公文書を明示しないで不適切に特定した場合を含めるものである。各行政情報非公開決定通知書の様式中の「実施機関が特定した行政情報の名称」の欄には、いずれも何の記載もない。また、補正参考情報提供義務懈怠の瑕疵があるが、これは、補正依頼義務懈怠の瑕疵を含んでいる。

⑷　異議申立人は課長事務引継書を閲覧した上で、さらに新たな情報を求めて本件公開請求をしているという経緯があるので、念のため、各課長はその内容と趣旨を異議申立人に確認すべきだった。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね次のように説明している。

１　異議申立人が提出した行政情報公開請求書では、「本庁の『課長』が前任者から引き受けた事務引継事項の詳細が分かるもの（２００６年度人事異動に係るもの。「事務引継書」を除く）」としており、当時の事務引継の内容について記録された文書で事務引継書以外のものが本件対象行政情報として特定されるが、当該行政情報は作成していない。

２　さいたま市職員服務規程（平成１３年さいたま市訓令第６号。以下「服務規程」という。）第１２条においては、「課長以上の職にある者は、退職、休職、転任等があった場合は、事務引継書を作成し、後任者（後任者のいないときは所属長の指定する職員）に関係書類とともに引き継がなければならない。」とあり、課長以上の職にある者については、事務引継書により事務引継を行っており、その内容について記録された文書については、事務引継書以外には存在しない。

３　理由付記義務懈怠の瑕疵があるとの主張については、不存在の理由を取

得及び作成していないためと具体的に示しているため、公開請求者が非公開の理由を明確に認識し得るものである。また、文書特定義務懈怠の瑕疵があるとの主張については、異議申立人が提出した行政情報公開請求書の記載では、事務引継書以外で当時の事務引継の内容について記録された文書が対象となる行政情報として疑義なく特定され、他の行政情報を特定し得ない。補正参考情報提供義務懈怠の瑕疵があるとの主張については、同行政情報公開請求書には、形式的な不備は認められず、補正を求める必要は認められない。

第４　審査会の判断の理由

１　文書特定義務懈怠の瑕疵について

異議申立人の情報公開請求書には、「事務引継書」を除く「事務引継事項の詳細が分かるもの」と記載されている。本件において、まず事務引継書が公開され、引き続いて、その内容では詳細が分からないとして情報公開請求がなされているところ、そのような経緯に照らすと、「事務引継事項の詳細が分かるもの」とは、各課の課長が前任者から引き継いだ事項の詳細が総覧的に分かる書面をいうと解するのが相当である。

異議申立人は、「事務引継事項の詳細が分かるもの」の公開請求は、実施機関に引き継いだ事項ごとに詳細が分かる文書を特定して公開することまで求めているというような意見を述べるが、たとえば、何らかの問題について詳細が分かるものというのとは異なり、事務引継がその課の職掌事務全般に及ぶことから、「事務引継事項の詳細が分かるもの」という公開請求で、引継事項ごとにその詳細が分かる書面を特定して公開すべきであるとまでいうことはできないのであって、上記のとおりに特定するのが相当である。このように解しても、異議申立人は、公開された事務引継書あるいはそこに引用されているファイル基準表から、自己の目的、関心などに合わせて、実施機関と相談して、文書を特定し、公開請求することによって、自己の目的、関心のある情報に到達することが可能であるから、不当とはいえないと考える。

２　補正参考情報提供の懈怠について

文書の特定について上記のとおりであるから、公開請求の対象となっている文書の特定に欠くところはなく、実施機関に補正参考情報提供に欠けるところがあったということもできない。

３　本件対象行政情報の不存在及び理由提示義務懈怠の瑕疵について

実施機関は、本件対象行政情報は作成しておらず不存在である旨説明しているところ、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存

在しない。よって、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

不存在の理由についても、作成していないからと説明しているから、理由提示義務懈怠があるとは認められない。

4　補足意見

事務引継書に、各課の課長が前任者から引き継いだ事項をある程度詳細に総覧的に記載してあれば、市民は事務引継書をみれば、各課が重点を置いて取り組んでいる課題や懸案事項を知ることができ、情報公開制度の趣旨にも合致しよう。各課におかれては、事務引継書が引継事項の内容を明確にし、ひいては情報公開制度のもとで市民に各課の活動を知らせる機能を有することを理解し、この機能にも配慮した事務引継書の作成に努めてもらいたいと考える。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　２月２３日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　３月２３日 | 審議 |
| ③ | 同　年　　３月３０日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ④ | 同　年　　８月　９日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　　９月２０日 | 異議申立人からの意見聴取及び審議 |
| ⑥ | 同　年　１０月１１日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第 ４６ 号
平成１９年１０月１９日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年３月７日付けで貴職から受けた、①市情報公開・個人情報保護審査会から収受した答申書（さ情審査答申第９号・２００３年（平成１５年）５月１３日収受第１７号）②同答申に係る決定書原本③同決定書の謄本送付に係る起案書（市広発第２１号・２００３年（平成１５年）５月１６日）（以下「本件対象行政情報１」という。）の非公開決定（以下「本件処分１」という。）及び①市情報公開・個人情報保護審査会から収受した答申書（さ情審査答申第８号・２００３年（平成１５年）５月１３日）②同答申に係る異議申立決定書原本③同決定書の謄本送付に係る起案書（市広発第２０号・２００３年（平成１５年）５月１６日）（以下「本件対象行政情報２」という。）の一部公開決定（以下「本件処分２」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報１は、不存在と認められる。よって、不存在を理由に公開しないとしてなした本件処分１は、妥当である。

また、本件対象行政情報２のうち、①市情報公開・個人情報保護審査会から収受した答申書（さ情審査答申第８号・２００３年（平成１５年）５月１３日収受第１６号）につき、公開することとし、②同答申に係る異議申立決定書原本及び③同決定書の謄本送付に係る起案書（市広発第２０号・２００３年（平成１５年）５月１６日）については、いずれも不存在を理由に公開しないとしてなした本件処分２は、妥当である。

## 第２　異議申立人の主張の要旨

### １　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１９年１月２４日付け市広第９７０号及

び平成１９年２月１６日付け市広第１０６０号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分１及び本件処分２について取り消しを求めるというものである。

また、本件各情報が廃棄された経緯と原因を明らかにすること、全庁の文書等が違法不当に廃棄されていないか実態を調査すること、全庁の文書等を適正に管理するよう全職員に周知徹底すること、本件各情報に相当する個別情報につき、異議申立人及び市政情報課から入手可能な部分については、その写しを入手することに努め、それを原本に相当するものとして適切に保存すること、行政不服審査に関する文書を全庁共通ファイル基準表における保存期間を１０年と明確化すること、行政不服審査法に関する事務のうち裁決・決定についての決裁区分を市長とするよう明確に内部規定を定めること、及びこれらの意思決定について専決ではなく市長自身の決裁により行うことを求めている。

２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、異議申立趣旨の変更（追加）申立書、「本件各処分」及び「本件各情報」についての説明書、異議申立にかかる補充理由書並びに「意見の趣旨」等説明書（追加）によると、以下のとおりである。

⑴　不服申立てに対する決定の決裁者がバラバラであり、決裁関係規程には、行政不服審査に関する事項が明文で規定されていない。本件異議申立てについては、市長が決裁し、市長はその権限と責任において、本件趣旨のうち予備的主張に対しても、実態把握をして、適切な措置を講じるよう努めるべきであり、総務部長に文書管理の徹底を指示すべきである。

⑵　行政情報公開請求権は、主権者である市民が行政庁に対して行使できる基本的に重要な権利であり、その基本権が何らかの理由により侵害され実現されなくなった場合、その救済制度が十分に整備されていなければならない。不存在は非常に多義的な拒否概念といえるので、包括的に救済の対象とされることにより権利実現の道が広く開かれる。

⑶　不存在の現状を是正し、文書管理を含めた行政手続のより一層の適正化を求めようとする場合でも、現行の条例の遅れた水準では、非公開決定処分の取消しを申立てる形式をとらなくては、救済のレールにのることができない。そのため、不存在が多分本当だろうと考えていても「存在するはずだ」という主張を展開することになる。第三者的機関が念のためにその真否を検証すること自体は不可欠なものと言える。本件各情報は異議申立ての関係文書として重要度の高いものであり、すでに廃棄

されてしまったとは信じられないので、その真否を十分に検証すべきである。また、不存在の真否とは別に、その当否についても争える道が開かれていることが当然に望ましい。

⑷　本件各情報は行政不服審査法に基づく争訟文書として一般的に重要といえるものであり、安易に１年保存文書として廃棄されるような性質のものではない。廃棄の事実を客観的に立証し得るものの提示もないので、同情報が不存在であることの真否については十分に検証されなければならない。また、一部公開で特定された「答申書」（第８号）は原本が特定されなければならず、本件対象行政情報の特定が明らかに誤っている。

⑸　各課共通ファイル基準例は、その内容及び形態から考えて、全庁共通ファイル基準表の一部を構成するものと位置づけられ、両者は一体的なものとみなせる。本件各情報の保存期間を１年と定めたことが広報課長の権限事項内のことであっても、その決定は裁量権の逸脱・濫用にあたり、違法・不当である。さいたま市文書管理規則（平成１３年さいたま市規則第１４号。以下「文書管理規則」という。）第３６条第３項別表においては、「行政不服審査に関する文書」は、第２種文書（１０年保存する文書）として掲げられている。この１０年は最低基準であり、場合によっては第１種文書（３０年保存する文書）となる。したがって、広報課長が当該文書の保存期間を、市長が定めた基準から著しく短縮したことは、不適切というより裁量権の濫用であり、明白な違法行為といえる。

また、総務課長が各課共通ファイル基準例において個別フォルダー「情報公開等の不服申立て」の保存期間を３年と設定したこと自体、文書管理規則別表の基準に照らすと違法となる。各課共通ファイル基準例は全庁共通ファイル基準例に含まれないとすると、全庁共通ファイル基準表において定めるべき必要な事項を定めていないことになり、職務怠慢となり責任が問われる。今回の廃棄行為は、刑法第２５８条公用文書毀棄罪を構成するものであり、地方公務員法上では信用失墜行為にあたり懲戒事由となり、市民の知る権利を違法に侵害し国家賠償法による慰謝料請求の対象ともなりえるものだと考える。

⑹　本件処分においては、理由提示が不十分であり、不当であるから、これを取り消して改めて十分な理由提示を求めることは、意義が認められるはずである。

⑺　本件各処分の先行行為である各情報の保存期間の設定について、文書管理規則違反の事実があったのであるから、後行行為としての本件処分も、違法とまでいえなくとも不当であるというべきである。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　本件対象行政情報１は、１年保存と定めた「異議申立書」フォルダーにおいて保管しており、平成１７年４月１日付けで廃棄済みとなっていたため、本件処分１については非公開決定としたものである。

２　本件対象行政情報２は、１年保存と定めた「異議申立書」フォルダーにおいて保管し平成１７年４月１日付けで廃棄済みであり、②同答申書に係る異議申立決定書原本及び③同決定書の謄本送付に係る起案書（市広発第２０号・平成１５年５月１６日）については不存在のため非公開とした。しかし、本件公開請求の受付の際に異議申立人から、前に平成１８年９月１日付けで異議申立てをした時に提出した資料があり、その当時とは事情が違うという発言があったことから、本件対象行政情報２のうち、①市情報公開・個人情報審査会から収受した答申書（さ情審査答申第８号・平成１５年５月１３日）については、平成１８年９月１日付けの異議申立書の添付資料に含まれていた答申書の写しを特定し得ると判断して一部公開決定とした。

第４　審査会の判断の理由

１　本件処分１について

実施機関（担当課市長公室広報課）は、本件対象行政情報１について、平成１９年１月２４日付け市広第９７０号決定通知書により、当該行政情報が存在しないことを理由に公開しないこととした。

実施機関の説明によると、本件対象行政情報１は、平成１５年に取得・作成されたもので、１年保存と定めた平成１５年度「異議申立書」フォルダーにおいて保管していたところ、平成１７年４月１日に廃棄したとのことである。

文書の管理について基本的な事項を定めた文書管理規則によれば、行政不服審査に関する文書は、第２種（１０年保存する文書）とされているところ（同規則第３６条第３項別表）、実施機関においては、本件対象行政情報１を第５種（１年以内の期間保存する文書）と定めて個別フォルダーにおいて保管し、保存期間満了に伴いこれを廃棄したことが認められる。

文書の管理が適正に行われることは、情報公開制度の基本をなすものと考えられるところ、実施機関において、文書管理規則の適用を誤るこのような措置が行われたことは、誠に遺憾なことであり、このことについては、既に、当審査会が別件諮問事案に係る答申書において指摘したところであ

る（平成１９年７月２７日付けさ情審査答申第３９号、平成１９年７月２７日付けさ情審査答申第４０号、平成１９年８月３１日付けさ情審査答申第４３号、平成１９年８月３１日付けさ情審査答申第４４号）。

ところで、文書の適正な管理が行われなかったこととは別に、本件対象行政情報１が異議申立人による公開請求の時点で既に廃棄され、存在していないことについては、他に当該情報の存在を窺わせる具体的情報もなく、実施機関において保存期間満了との認識のもとにこれを廃棄したという事実を覆すに足る情報を確認できないことから、本件対象行政情報１は、存在しないと認めるほかはない。

２　本件処分２について

実施機関は、本件対象行政情報２のうち、②同答申に係る異議申立決定書原本及び③同決定書の謄本送付に係る起案書（市広発第２０号・２００３年（平成１５年）５月１６日）について、平成１９年２月１６日付け市広第１０６０号決定通知書により、当該行政情報が存在しないことを理由に公開しないこととした。このことについての当否等については、前記１本件処分１について述べたところと全く同一である。

次に、本件対象行政情報２のうち、①市情報公開・個人情報保護審査会から収受した答申書（さ情審査答申第８号・２００３年（平成１５年）５月１３日収受第１６号）については、上記決定通知書により、公開することとした。

異議申立人は、２００７年３月２９日付け処分庁さいたま市長あて「説明書」及び「異議申立てにかかる補充理由書」において、本件対象行政情報２のうち①の行政情報の公開決定についても異議を申立て、当該決定処分の取消しを求めている。

以下、この点について、判断する。

異議申立人の申立て理由を要約すると、同人が公開請求をした行政情報は、上記「答申書」の原本であり、実施機関が公開決定をした行政情報は、その写しであるから、これは条例の適用を誤った決定であるというものである。

ところで、公開請求書に単に「答申書」と記載されている場合は、その原本を指すものと解するのが相当である。

異議申立人は、本件対象行政情報１及び２において、原本や謄本と明示しているものと明示していないものとがあり、本件「答申書」はそのような明示はない。実施機関の説明によると、原本や謄本という限定ないし明示もなく、公開請求時に窓口で「答申書」の写しの存在を指摘された経緯もあって、これを公開請求に係る行政情報と特定して公開することとした

ということである。

制度の運用に当たっては、公開請求に係る行政情報の特定について不明ないし疑義があるときは、窓口においてこれら疑義を質し、又は補正を求めることが一般的であり、また、そのような措置をとることが望ましい。

さて、「答申書」の写しを公開することとした決定が条例の適用を誤っているかどうかについては、公開請求人が特に明示して請求している場合など原本でなければならない特段の事情がない限り、一概に条例の適用を誤っていると判断するのは早計である。情報公開制度においては、情報公開請求権を市民に保障することにより、条例第１条に規定する目的を達成しようとするものであり、条例上の行政情報に当たる情報を公開するものである限り、原本であれ、その写しであれ、同質、同価値であって、市民の情報公開請求権の保障に何ら欠けることはないと解するのが相当である。

本件公開請求についていえば、「答申書」の原本でなければならない特段の事情も認められず、「答申書」の写しを公開することによって公開請求の目的を達成できるものと考えられることから、本件処分２が妥当でないと判断することはできないのである。

ただし、公開請求に係る行政情報につき、原本が不存在の場合において、当該実施機関が他からその原本の写しを入手、取得して、当該公開請求に対処することまでも制度上要求されるものではない。本件の場合、実施機関において原本を保有せず、たまたま組織共用文書として保有していたその写しを異議申立人の指摘により公開した経緯がある場合の対処であることに留意する必要がある。

次に、本件においては、理由提示が不十分であるとの異議申立人の主張については、実施機関が非公開と決定された各対象行政情報が存在していないことを具体的に説明していることから、これを採用することはできない。

また、文書管理規則に違反した本件文書の廃棄は、本件各処分の先行行為であり、違法な行為であるからその後行行為に当たる本件各処分もまた違法とまではいえなくとも不当であるとの異議申立人の主張については、次のとおり、判断する。

先行行為（これは本件の場合事実行為である。）の違法等の瑕疵が後行行為に承継されるのは、不可分に相連続する２以上の行政行為が結合してひとつの法律効果の発生を目指している場合に認められるところ、本件文書の廃棄と本件各処分とは、直接の関連がなく、結合してひとつの法律効果の発生を目指しているものでもない。

文書の廃棄は、さいたま市の文書の適正な管理を確保し、文書事務の効

率化と最適化を図る目的（文書管理規則第１条）で制定された文書管理規則に基づいて行われた措置であり、前述のとおり、さいたま市の情報公開制度と極めて密接な関連を有するとしても、本件処分１及び２の妥当性の判断に直接関わりをもつものでなく、制度上は別個のものである。本件処分１及び２については、妥当であり、維持されるものと判断することから、異議申立人の主張は採用できないのである。

３　異議申立人のその他の主張、要求について

異議申立人は、前記異議申立ての趣旨の記載のとおり、実施機関に対し、具体的な行為を要求している。これらは、当審査会の権限外であり、本件処分１及び２と直接関係がないので言及しない。

なお、実施機関が平成１８年度から行政不服審査に関する文書については、個別フォルダーにおいて、第２種（１０年保存する文書）として保管することに改めたとのことであるので、付言しておく。

４　結語

以上の次第であるから、本件異議申立てに理由はなく、当審査会は、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　３月　７日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　３月３０日 | 異議申立趣旨の変更（追加）申立書等の提出 |
| ③ | 同　年　　３月３０日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ④ | 同　年　　４月１２日 | 審議 |
| ⑤ | 同　年　　９月２０日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑥ | 同　年　１０月１１日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 委　　員 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第４７号
平成１９年１１月３０日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年6月１４日付けで貴職から受けた、「水道事業管理者事務引継書のうち次の記載部分　地方自治法施行令第１２３条に定められている処分未了・未着手・将来企画事項についての処理手順・方法・意見」（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

## 第２　審査請求人の主張の要旨

### １　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下「条例」という。）第６条第１項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成１９年1月３０日付け水業水第１６２３号により、さいたま市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

### ２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

⑴　本件対象行政情報は、地方公営企業法第７条の２第１１項により準用される地方自治法第１５９条に基づき地方自治法施行令第１２３条（現行、同第１２４条）に定められている法定記載義務事項なので、通常、存在しないとは考えられない。よって厳しく存否の真否及び当否は検証されなければならない。

⑵　主位的に、本件処分は違法である、予備的に、本件処分はたとえ外形的に妥当であったとしても実質的には不当であるとの確認的な結論を求

める。制裁的に、事務引継手続において地方自治法施行令第１２３条（現行、同第１２４条）に違反する事実があったことを速やかに公表するべきであるとの意見、並びに、提言的に、法令違反の再発防止策として、新たに「水道事業管理者事務引継書調製要領」（仮称）を制定するべきであるとの意見を求める。

⑶　本件処分においては理由提示が不充分であり、本件処分の取消し理由とならないほど軽微であるとは必ずしも言えない程度に不当であり、たとえ本件処分そのものが結果として形式的に妥当であっても、本件処分を取り消して改めて充分に説明的な理由提示をもとめることは、情報公開制度の適正な運用をはかるうえで意義が認められる。よって本件処分は取り消されるべきである。

⑷　本件処分の先行行為である前任者による「水道事業管理者事務引継書」の作成においては、地方自治法施行令第１２３条（現行、同第１２４条）に規定した義務を懈怠した事実は客観的に明白であり、現任者はその瑕疵を故意又は過失により看過している。したがって、両者による同事務引継手続きには違法の瑕疵があり、その後行行為としての本件処分は、たとえ外形的に妥当として認めざるをえなくとも、実質的に不当である。その旨を答申書の結論主文で宣言しなければ、市は無法地帯、情報犯罪地帯になり、幹部職員は無罪放免となりかねない。

⑸　地方自治法施行令第１２３条（現行、同第１２４条）違反は、市特別職全員の事務引継に共通する特徴的問題点であると思われる。したがって水道事業管理者のみに対して法令順守の意見をすれば足りるものではない。また二重帳簿の疑いがあり、事務引継自体が現実的に行われていなかった可能性もある。

第３　実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね次のように説明している。

１　地方公営企業法第７条の２の規定により、地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する地方自治法の規定が水道事業管理者に準用されており、その内容を定める地方自治法施行令では、事務の引継ぎの場合においては、「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。」と規定されている。平成１８年１２月６日付けで審査請求人からの行政情報公開請求を受けて公開した「水道事業管理者事務引継書（平成１７年４月）」には、「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項」の記載は

あるが、「その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見」については、記載がないことから、本件対象行政情報が存在しないことは明らかである。

2　「水道事業管理者事務引継書（平成１７年４月）」には記載されていないが、平成１７年４月６日から８日まで実施した管理者レクチャーにより当該事項については説明をしており、その際の資料である「懸案事項の現状、課題及びその対応」（平成１９年１月５日付け水業水第１４９５号で公開）がこれを補うものと考える。

第４　審査会の判断の理由

1　審査請求人は、本件の行政情報公開請求書において、公開請求に係る行政情報を「水道事業管理者事務引継書」のうちの「地方自治法施行令第１２３条に定められている処分未了・未着手・将来企画事項についての処理手順・方法・意見」の記載部分、と特定して、本件対象行政情報を事務引継書に記載されたものに限定している。

2　実施機関の理由説明書及び口頭意見陳述における説明によると、本件行政情報公開請求に至るまでには、以下の経緯があった。

⑴　平成１８年１２月６日付けで、審査請求人は、「現在の水道事業管理者浅子進が引き受けた事務引継書（引継メモを含む）」の行政情報公開請求をし、実施機関は、平成１８年１２月２２日に「水道事業管理者事務引継書（平成１７年４月）」及び「水道事業事務引継書（平成１７年４月）」の公開を実施した。

⑵　平成１８年１２月２２日付けで、審査請求人は、「現在の水道事業管理者が引き受けた事務引継事項の詳細が分かるもの（事務引継書を除く）」の行政情報公開請求をし、実施機関は、平成１９年１月１６日に、平成１７年４月に行なった水道事業管理者の管理者レクチャーに用いた資料の別紙「懸案事項の現状、課題及びその対応」の公開を実施した。

3　当審査会においても、順次、上記２⑴・⑵の手続きで公開された行政情報を審査したが、審査請求人が特定する「水道事業管理者事務引継書」には、「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項」の記載はあるが、「その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見」の記載はない。また、本件対象行政情報の存在をうかがわせる具体的な事情もない。審査請求人は、本件対象行政情報は法定記載義務事項なので通常存在しないとは考えられない、というが、事実問題としては、本件対象行政情報は存在しないというほかはない。本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

4　地方公営企業法第７条の２は、地方公営企業の管理者について地方自治

法第１５９条の地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定を準用しており、事務引継ぎについて地方自治法施行令第１２４条は「…事務の引継ぎの場合においては、前任の…長は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。」と規定する（平成１８年政令第３６１号により第１２３条を繰り下げ）。しかし、これらの書類等については、必ずしも特に事務引継書として調製する必要はないものと考えられ、かかる意味では上記２⑵の手続で審査請求人に公開された「懸案事項の現状、課題及びその対応」は、事務引継書に記載された「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項」の各項目について、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載した、事務引継ぎに関する行政情報であると言い得る。

しかし、事務引継書自体に、引継事項や法定記載事項をある程度詳細に総覧的に記載してあれば、市民は、事務引継書を見るだけで、各課が重点を置いて取り組んでいる課題や懸案事項、その処理方法等を知ることができ、より情報公開制度の趣旨に合致するといえよう。事務引継書の作成について、今後、さらに検討がなされ、改良がなされることを期待する。

５　結語

以上の次第であり、本件審査請求には理由がないから、当審査会は、前記第１の結論のとおり、答申する。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　６月１４日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　７月１０日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　　９月２０日 | 審議 |
| ④ | 同　年　１０月１１日 | 審査請求人からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同　年　１０月１１日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑥ | 同　年　１１月１５日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士<br>平成１９年１０月２１日退任 |
| 委　　員 | 伊　藤　一　枝 | 弁護士<br>平成１９年１０月２２日就任 |
| 委　　員 | 岡　本　弘　哉 | 弁護士<br>平成１９年１０月２２日就任 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 会長職務代理者 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士<br>平成１９年１０月２１日退任 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審査答申第４８号
平成２０年3月１３日

さいたま市長　相　川　宗　一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　小　池　保　夫

# 答　申　書

平成１９年7月１８日付けで貴職から受けた、２００５年2月春日部保健所の精神保健での相談内容と相談員の氏名の一部開示決定のうち、相談員の氏名を開示しないとした部分（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第１　審査会の結論

さいたま市長が、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第１８条第１項の規定により、個人情報の一部を開示することとした決定のうち、本件処分に係る部分は、失当であり取り消されるべきである。

## 第２　異議申立てに至る経緯

１　異議申立人は、平成１７年２月２８日同人の父母と共に埼玉県埼葛南福祉保健総合センター・埼玉県春日部保健所に来所し、医療機関における診療等について、同所の仲介指導を受けた。

２　平成１７年４月１日に旧岩槻市がさいたま市と合併したことにより、管轄区域の変更が生じ、埼玉県春日部保健所における旧岩槻市に係る所掌事務がさいたま市に承継され、所掌事務に係る書類等もさいたま市に引き継がれた。

３　異議申立人は、平成１９年３月６日付けで条例第１３条第１項の規定に基づき、さいたま市長（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求を行った。

４　実施機関（担当精神保健課）は、本件開示請求に係る個人情報を前記１の埼玉県春日部保健所における精神保健相談記録（以下「本件対象個人情報」という。）と特定した。

５　実施機関は、平成１９年３月８日付けで第三者機関として前記１のセン

ター所長に対し、本件開示請求に係る個人情報の開示、不開示についての意見を求め、同年同月１３日付けで同センター所長からそれに対する意見書が提出された。

６　実施機関は、本件開示請求に係る決定等の期間延長を行った後、平成１９年3月２９日付けで本件開示請求に対する一部開示決定を行った。

７　異議申立人は、平成１９年5月２７日付けで本件処分に対し、異議申立てを行った。

第３　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例第１３条第１項の規定に基づき異議申立人が行った本件対象個人情報に対する開示請求につき、平成１９年3月２９日付け保保所精第１６２８号により、実施機関が行った本件処分を取り消し、相談員氏名の開示を求めるというものである。

２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、以下のとおりである。

埼玉県春日部保健所において、相談員が、相談中に問題発言を行い、それに対して、謝罪を求めて慰謝料請求をするため開示請求をした。相談の際には、初めに相談員が自己紹介するため、名前を伏せる必要がなく、個人のプライバシーには差し支えがない。相談を受けた県の保健所に、さいたま市に相談内容はあるので、そちらで名前を確認してから来て欲しいと言われたにもかかわらず、開示に反対するのは対応が矛盾している。また、理由説明書に認識の相違から当該職員に慰謝料請求を行おうとしておりとあるが、軽い形で謝罪した結果なので、認識の相違というのは違うのではないか。

第４　実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

１　本件対象個人情報は、埼玉県春日部保健所で作成した、異議申立人に係る精神保健相談記録票であり、管轄区域の変更によりさいたま市が承継したものである。本件異議申立てでは、個人情報一部開示決定処分のうち、条例第１４条第２号（第三者情報）アに該当するものとして不開示とした相談員氏名の開示を求めている。

２　相談員は県職員であり、また、相談者が初対面の時には自己紹介をもっ

て臨んでいることから、一般的に相談者は相談員の氏名を知り得る。しかし、さいたま市情報公開条例（平成１３年さいたま市条例第１７号。以下、「公開条例」という。）第７条第２号（個人に関する情報）ただし書ウでは、当該個人が公務員で職務に係る情報であっても、氏名については当該個人の権利利益を害するおそれがある場合には非公開情報に当たるとされている。また、異議申立人は、この精神保健相談の対応に関して、認識の相違などから、当該職員に不信感を募らせ慰謝料の請求を行なおうとしており、開示することにより当該職員のプライバシーや私生活等に影響を及ぼし権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第１４条第２号(第三者情報)アに該当すると認められる。

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、異議申立人が平成１７年２月２８日に埼玉県春日部保健所を訪れ、同所の相談指導を受けた際の記録である。

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」（平成１２年３月３１日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長名各都道府県知事・各指定都市市長あて通知）によれば、「相談指導、訪問指導、社会復帰指導その他のケース対応に当たっては、対象者ごとに、相談指導等の記録を整理保管し、継続的な相談指導等のために活用する。」（同要領第一部第３、９、（１））とされ、本件対象個人情報もこれに基づいて作成され、保管されているものと考えられる。

したがって、本件対象個人情報は、埼玉県春日部保健所における当該職員の職務の遂行に係る情報であるといえるのである。

２　個人情報開示請求制度の仕組みについて

条例第１２条第１項は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報の開示の請求」をすることができると規定し、自己に関する個人情報の開示を請求する権利を認めている。情報の主体者である個人が自己に関する個人情報の内容や流れを確認することができるようにし、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上での重要な制度として法的に保障している。

実施機関は、条例第１４条各号に限定列挙されている不開示情報が、当該開示請求に係る情報に記録されている場合を除き、当該開示請求に対し、開示する義務を負う。

条例に規定する不開示情報は、不開示により保護しようとしている情報

の類型ごとに、開示することによる支障の有無等を規律するという方式を採っている。不開示により保護される利益を類型化して規律する方式を採っていることから、開示請求に係る情報が複数の不開示情報に当たる場合も考えられる。したがって、個人情報の開示請求に対し、ある個人情報を開示する場合は、条例第１４条各号列記の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

実施機関による、これら開示、不開示の判断は、個別の事案に応じた慎重で、客観性に富む適正なものでなければならない。恣意的なものであってはならないのである。

3　条例第１４条第２号アの規定について

前記不開示情報の一つとして、条例第１４条第２号アの規定で、開示請求があった個人情報に記録されている開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）の「正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。第三者とは、開示請求者以外の個人及び事業者をいい、「正当な権利利益」とは、第三者の生命、身体、財産等法的保護に値する権利利益一切を指す。

また、「害するおそれがある」とは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性があることである。第三者が個人であるときは、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれがあるかどうかが判断されなければならない。

そのためには、公開条例第７条第２号ただし書ア、イ及びウのそれぞれの規定に該当するかどうかを判断し、これらのいずれかの規定に該当する場合は、第三者の正当な権利利益を害するおそれがないものとして、つまり、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものとして、当該開示請求に応じ、開示することとなるのである。

また、上記ただし書のいずれの規定にも該当せず不開示と判断されたものについては、更に、条例第２２条の規定による第三者の意見、それぞれの関係、環境、時点等を総合的に考慮し、最終的に当該第三者の正当な権利利益を害するおそれの有無を判断することとなる。これは、公開条例第７条第２号の規定により不開示と判断された場合においても、条例第１４条第２号アの規定の適用に当たって、本人の個人情報を不開示とする法益や基準と本人以外の第三者の個人情報を不開示とする法益や基準との相違から、開示すべきこととなる場合があるからである。

4　公開条例第７条第２号ただし書の該当性について

⑴　公開条例第７条において、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合を除き、その行政情報を公開しなければならないとし、行政情報の原則公開を規定す

るとともに、例外的に同条各号列記の非公開情報を限定列挙している。そして同条第２号において、個人に関する情報を非公開情報の一つとして規定している。そして更に、同条同号ただし書において、個人に関する情報を公開すべき場合を規定し、行政情報の原則公開にたち戻ることとしている。このただし書の規定は、行政情報の原則公開の例外規定を排除する規定となることから、公開請求に係る個人に関する情報が同条同号ただし書ア、イ及びウのいずれかに該当するときは、当該個人に関する情報を公開しなければならないのである。条例第１４条において規定する個人情報の開示義務を排除する同条各号列記の場合は、そのいずれの規定にも該当しないと判断されない限り、実施機関に開示義務が生ずる（いずれか一つに該当すれば不開示となる。）のと異なることに留意しなければならない。

⑵　ところで、前述のとおり、条例第１４条第２号アの規定に該当するかどうかの判断等に当たっては、公開条例第７条第２号ただし書ア、イ及びウのそれぞれの規定に該当するかどうかを判断し、これらのいずれかの規定に該当する場合は、第三者の正当な権利利益を害するおそれがないものとして当該開示請求に応じ、開示することとなる。

同ただし書ウは後段で「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」と規定している。

ここで、「公にする」とは、公開請求者以外の者にも、求めに応じて公開するということである。また、本件対象個人情報が、当該公務員の職務遂行に係る情報であることは、前述のとおりである。問題となるのは、「当該公務員の個人の権利利益を害するおそれ」があるかどうかである。

本市の制度では、職員の職務遂行に関する情報の中に、当該職員の役職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分が記録されている場合には、市の諸活動を市民に対して説明をする責務を全うするという視点に立って、当該情報を公開することとしている。

しかしながら、一方において、職員の職務遂行に係る情報は、当該職員の個人の活動に関する情報でもあることから、それを公にすることにより当該職員の私生活に影響を及ぼす可能性も考えられる。そこで、公にすることにより当該職員の「個人の権利利益を害するおそれ」がある場合は、当該公開請求に係る個人に関する情報を非公開とするという規定を設けている。

⑶　本件処分については、第三者つまり平成１７年２月２８日に埼玉県春

日部保健所において、異議申立人に対し相談指導を行った同所の担当職員（以下「当該職員」という。）の氏名を開示することが、同人の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかが争点となっているから、先ず、この点について判断する。

実施機関は、前記第２、５で述べたとおりセンター所長の意見を聴き、その上で、異議申立人が精神保健相談の対応に関して、認識の相違等から、当該職員に対して不信感を募らせ慰謝料の請求をしようとしており、開示することにより当該職員のプライバシーや私生活等に影響を及ぼし、権利利益を害するおそれがあると主張する。一方、異議申立人は、相談時には始めに相談員の名前が紹介されるため、氏名を伏せる必要がなく個人のプライバシーには差し支えがないと主張する。

第三者たる個人の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかの解釈、判断については、前記３のとおりである。本件については、当該職員の氏名を開示することにより、当該職員の職務遂行上又は私生活上何らかの影響をもたらすことは推測できる。しかしながら、そのことが当該職員の正当な権利利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

当該職員に対する慰謝料請求の点も、当該職員の職務遂行に関し、仮に、慰謝料請求に相応する行為があったとしても、当該職員が私人としての立場でこれらの請求に応じなければならないと解することは困難である。

当審査会は、現時点において総合的に考慮したところ、当該職員の氏名を開示することにより、当該職員の正当な権利利益（個人の権利利益）を害するおそれがあると客観的に確認することができない。

以上のことから、本件処分は、公開条例第７条第２号ただし書ウの「公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められる」との規定に抵触し、したがって、条例第１４条第２号アに規定する不開示情報としての第三者情報に該当せず、更に同条同号ア以外の各号に規定する不開示情報にも該当しないと解されることから、失当であるというべきである。

なお、異議申立人は、当該職員の本件相談時における対応について問題視し、これを非難する意見等を述べているが、その当否については、当審査会の権限外の事項であり、言及しないし、また、本件処分の妥当性の判断とは、直接関係がないものと解する。

⑷　本件処分については、更に、公開条例第７条第２号アに規定する「慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性が問題となると考えられるので、以下、このことについても述べること

とする。

ここで「慣行により」とは、事実上の慣習によりという意味で、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではないと解されている。社会通念上慣行といえるものであればよい。したがって、本人がたまたま知ることができた場合であっても、それが個別的なものである限り「慣行により」とはいえないのである。

「公にされている」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれていることをいう。

埼玉県職員の職及び氏名については、例年「埼玉県職員録」として編集刊行され、関係部署に配布されるほか、庁内県政情報センター等において一般に頒布されている。また、県立図書館等においても、過去の職員録とともに保管され、一般の閲覧に供されている。

当該職員の職及び氏名についても、現在、異議申立人はもとより、誰でも知ろうと欲するならば知り得る状態に置かれている。

したがって、当該職員の氏名については、慣行により公にされている情報に当たると解するのが相当である。

以上のことから、本件処分は、公開条例第７条第２号ただし書アの規定にも抵触し、したがって、条例第１４条第２号アに規定する不開示情報としての第三者情報に当たらないから、失当というべきである。

５　以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに対し、前記第１の結論のとおり答申するものである。

第６　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 平成１９年　７月１８日 | 諮問の受理 |
| ② | 同　年　　８月　９日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同　年　　９月２０日 | 審議 |
| ④ | 同　年　１０月１６日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| ⑤ | 同　年　１２月２０日 | 異議申立人からの意見聴取及び審議 |
| ⑥ | 平成２０年　１月１７日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑦ | 同　年　　２月２１日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 荒　木　直　人 | 弁護士<br>平成１９年１０月２１日退任 |
| 委　　員 | 伊　藤　一　枝 | 弁護士<br>平成１９年１０月２２日就任 |
| 委　　員 | 岡　本　弘　哉 | 弁護士<br>平成１９年１０月２２日就任 |
| 会　　長 | 小　池　保　夫 | 大学教授 |
| 会長職務代理者 | 小　室　　大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦　田　文　一 | 弁護士<br>平成１９年１０月２１日退任 |
| 委　　員 | 満　木　祐　子 | 弁護士 |

（五十音順）

さ情審議収第１号
平成１９年7月２３日

さいたま市長　相川　宗一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　馬　橋　　隆　紀

外部提供に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成１９年５月８日付けで、さいたま市個人情報保護条例第７条第第３項ただし書の規定に基づき意見を求められた、埼玉県後期高齢者医療広域連合への別紙内容の個人情報の提供に係る本人通知の省略については、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第２条第１項第２号の規定に基づきその理由等を審議した結果、特に必要がないと認められるので、適当であると考えます。

別紙

## 住民基本台帳情報内容（市→広域連合）

| No. | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 氏名（カナ） | 氏名（カナ）を全角文字で設定する。 |
| 2 | 通称名（カナ） | 空白を設定する。 |
| 3 | 氏名（漢字） | 氏名（漢字）を全角文字で設定する。 |
| 4 | 通称名（漢字） | 空白を設定する。 |
| 5 | 現住所 | 現住所の住所（漢字）を設定する。 |

## 所得・課税情報内容（市→広域連合）

| No. | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 個人区分コード | １：住基、２：外国人、３：住登外<br>資格業務と同一のコード |
| 2 | 個人番号 | 個人を特定する番号を左詰<br>資格業務と同一のコード |
| 3 | 相当年度 | 収録対象となる所得情報の年度<br>（例　収録する所得情報が2006年1月から12月の所得情報である場合は、「2007」を設定） |
| 4 | 異動区分コード | 異動区分コードを設定する<br>１：新規、２：変更、３：取消 |
| 5 | 更正年月日 | 賦課更正日を西暦８桁 |
| 6 | 更正事由コード | 市区町村民税更正事由コード<br>１：決定、２：更正、３：取消、４：減免、０：その他 |
| 7 | 課税非課税区分コード | 市区町村民税<br>１：非課税、２：課税、０：不明 |
| 8 | 未申告区分 | ０：申告有、１：未申告 |
| 9 | 経過措置フラグ | 老年者非課税の経過措置対象者の判断<br>１：非該当、２：該当 |
| 10 | 旧ただし書所得優先フラグ | １：項１４の所得情報を採用<br>２：項１８－５９の各所得額から算出した値を採用 |
| 11 | 減額対象所得優先フラグ | １：項１５の所得情報を採用<br>２：項１８－５９の各所得額から算出した値を採用 |
| 12 | 低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ | １：項１６の所得情報を採用<br>２：項１８－５９の各所得額から算出した値を採用 |
| 13 | 一部負担割合判定所得優先フラグ | １：項１７の所得情報を採用<br>２：項１８－５９の各所得額から算出した値を採用 |
| 14 | 旧ただし書所得 | 所得割算出に使用する額 |
| 15 | 減額対象所得 | 減額判定に使用する額 |
| 16 | 低Ⅰ低Ⅱ判定所得 | 低Ⅰ低Ⅱ判定に使用する額 |
| 17 | 一部負担割合判定所得 | 一部負担割合判定に使用する額 |
| 18 | 市区町村民税課税所得（地方税法上の各種控除後の所得） | |
| 19 | 営業所得額 | |
| 20 | 農業所得額 | 肉用牛の売却による所得を含む |
| 21 | 不動産所得額 | |
| 22 | 利子所得額 | マイナス不可 |
| 23 | 配当所得額 | 市配当控除が1.6%の配当所得、マイナス不可 |
| 24 | 配当証券投資所得額 | 市配当控除が0.8%の配当所得、マイナス不可 |
| 25 | 外貨建配当所得額 | 市配当控除が0.4%の配当所得、マイナス不可 |
| 26 | 配当（控除無）所得額 | 市配当控除が0%の配当所得、マイナス不可 |

## 所得・課税情報内容（市→広域連合）

| No. | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 27 | 給与所得額 | マイナス不可 |
| 28 | その他雑所得額 | |
| 29 | 雑所得合計額 | |
| 30 | 総合短期譲渡所得額 | |
| 31 | 総合長期譲渡所得額 | 特別控除後１／２前の金額 |
| 32 | 一時所得額 | 特別控除後１／２前の金額、マイナス不可 |
| 33 | 総合譲渡一時所得額 | |
| 34 | 給与収入額 | マイナス不可 |
| 35 | 給与専従者収入額 | 給与収入額の内数、マイナス不可 |
| 36 | 専従者給与（控除）額 | マイナス不可 |
| 37 | 公的年金収入額 | マイナス不可 |
| 38 | 分離短期譲渡一般所得額 | 特別控除前の金額 |
| 39 | 分離短期譲渡軽減所得額 | 特別控除前の金額 |
| 40 | 分離長期譲渡一般所得額 | 特別控除前の金額 |
| 41 | 分離長期譲渡特定所得額 | 特別控除前の金額 |
| 42 | 分離長期譲渡軽課所得額 | 特別控除前の金額 |
| 43 | 山林所得額 | 特別控除前の金額 |
| 44 | 先物取引所得額 | |
| 45 | 未公開株式譲渡所得額 | |
| 46 | 上場株式譲渡所得額 | |
| 47 | 分離短期一般特別控除額 | マイナス不可 |
| 48 | 分離短期軽減特別控除額 | マイナス不可 |
| 49 | 分離長期一般特別控除額 | マイナス不可 |
| 50 | 分離長期特定特別控除額 | マイナス不可 |
| 51 | 分離長期軽課特別控除額 | マイナス不可 |
| 52 | 繰越純損失額 | マイナス不可 |
| 53 | 繰越雑損失額 | マイナス不可 |
| 54 | 繰越株式損失額 | マイナス不可 |
| 55 | 繰越先物損失額 | マイナス不可 |
| 56 | 繰越居住用損失額 | マイナス不可 |
| 57 | 居住用損失額 | 現年分の長期譲渡所得の内、総合分と損益通算可能な金額、マイナス不可 |
| 58 | 条約適用利子等所得額 | マイナス不可 |
| 59 | 条約適用配当等所得額 | マイナス不可 |

さ情審議収第５号
平成１９年９月２６日

さいたま市長　相川　宗一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　馬　橋　　隆　紀

外部提供に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成１９年６月２８日付けで、さいたま市個人情報保護条例第７条第第３項ただし書の規定に基づき意見を求められた、埼玉県後期高齢者医療広域連合への別紙内容の個人情報の提供に係る本人通知の省略については、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第２条第１項第２号の規定に基づきその理由等を審議した結果、特に必要がないと認められるので、適当であると考えます。

様式第８号（第６－３－(2)関係）

# 個人情報の目的外利用等に関する意見照会書

１９年　６月２８日

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長　　馬　橋　　隆　紀　　様

さいたま市長　相　川　宗　一

目的外利用
次のとおり個人情報の　　に係る本人通知を省略したいので、さいたま市
外部提供
個人情報保護条例第７条第３項ただし書の規定により意見を求めます。

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | 後期高齢者医療制度 |
| 事務の概要 | 高齢期における保健の向上や福祉の増進を図るため、独立した医療保険制度を確立し、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収及び医療給付を行い、適切な医療を確保するもの。 |
| 担当課又は外部提供先 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合 |
| 対象者の範囲 | ６５歳以上の者とその同一世帯の者 |
| 目的外利用等を行う理由 | 平成１８年６月に「健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、現在の「老人保健制度」が平成２０年４月以降「後期高齢者医療制度」へ移行することに伴い、運営主体が市町村から「埼玉県後期高齢者医療広域連合」となる。各市町村はこの広域連合に対し「住民基本台帳情報」及び「外国人登録情報」を提供する必要が生じたため。 |
| 本人通知を省略する理由 | 対象者が２６万人程度と考えられ、多大であるため。 |
| 利用課又は担当課 | 市民局　市民部　市民総務課<br>保健福祉局　福祉部　年金医療課 |
| 備考 | 「住民基本台帳情報」のうち、前回審議会において承認されていない各項目と、新たに「外国人登録情報」の提供が必要になりましたので、意見照会します。 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会 収受 19.6.
第 5

さ情審議収第６号
平成１９年９月２６日

さいたま市長　相川　宗一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　馬　橋　　隆　紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

平成１９年７月６日付けで、さいたま市個人情報保護条例第８条第２号の規定に基づき意見を求められた、別紙内容の手続に関する埼玉県市町村電子申請共同システムとの電子計算機の結合については、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第２条第１項第２号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

様式第１１号（第７－２－(1)関係）

# 電子計算機結合に関する意見照会書

平成１９年７月５日

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長　馬橋　隆紀　様

さいたま市長　相川　宗一

個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、次のとおり市以外の者と通信回線により電子計算機の結合を行いたいので、さいたま市個人情報保護条例第８条第２号の規定により意見を求めます。

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | 埼玉県市町村電子申請共同システム |
| 事務の概要 | 市民や企業と書面にてやり取りしていた申請・届出を電子データで処理し、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じ３６５日２４時間いつでも申請・届出をすることができるようにする。 |
| 個人情報の内容 | 別紙電子申請共同システム取扱手続一覧参照 |
| 結合先 | 埼玉県市町村電子申請共同運営協議会インターネットデータセンター |
| 対象者の範囲 | 別紙電子申請共同システム取扱手続一覧参照 |
| 電子計算機の結合を行う理由 | 市民側の申請・届出及び職員側の受付・審査等の業務が全てインターネットを通じて協議会内にある電子申請共同システムサーバにアクセスし行うため。 |
| 個人情報の保護措置 | ネットワーク対策：申請等の情報を送受信する際には、SSL等を利用し通信経路の暗号化をする。<br>システム対策：ファイアウォール、ウィルスチェック、サーバ等への監査機能等を設け、不正アクセス、データ改ざん・漏洩防止をする。<br>サーバ室対策：出入口への施錠機能及び監視設備を設置する。 |
| 担当課 | 別紙電子申請共同システム取扱手続一覧参照 |
| 備考 | 平成18年11月22日に審議しました20手続に新たに13の手続を追加するものです。なお、システムの内容について変更はありません。 |

さいたま市　収受　19.7.-6　さいたま市情報公開・個人情報保護審議会　第６号

■埼玉県市町村電子申請共同システム取扱手続一覧(H19導入)

| No. | 様式名 | 手続所管・取り扱い課所 | | 電子署名の有無 | 個人情報の内容 | 対象者の範囲 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 部局 | 主管課 | | | |
| 1 | 情報公開請求書 | 総務局総務部 | 市政情報課 | × | 申請者住所・氏名・フリガナ・電話番号・法人等の連絡先・Eメールアドレス<br>請求者の事業所等の名称・所在地、請求者の勤務先の名称・所在地 | 請求者 |
| 2 | 任意的情報公開請求書 | | | × | 申請者住所・氏名・フリガナ・電話番号・法人等の連絡先・Eメールアドレス | |
| 3 | 個人情報開示請求書 | | | ○ | 申請者住所・氏名・フリガナ・電話番号・Eメールアドレス、本人氏名・フリガナ・住所・電話番号、代理人と本人の関係、本人生年月日 | |
| 4 | 個人情報訂正等請求書 | | | ○ | 申請者住所・氏名・フリガナ・電話番号・Eメールアドレス、本人氏名・フリガナ・住所・電話番号、代理人と本人の関係、本人生年月日 | |
| 5 | 水道中止開始届 | 水道局業務部 | 営業管理課 | × | 水道使用者氏名・フリガナ・水栓番号・水道使用所在地・電話番号、納付書等送付先住所・氏名・電話番号、申込者氏名・連絡先電話番号・Eメールアドレス・使用者との関係 | 申請者 |
| 6 | 水道料金納付書等の送付先変更 | | | × | 水道使用者氏名・フリガナ・水栓番号・水道使用所在地・電話番号、納付書等送付先住所・氏名・電話番号、申込者氏名・連絡先電話番号・Eメールアドレス・使用者との関係 | |
| 7 | 国民健康保険税申告書 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | ○ | 世帯主及び世帯員現住所・1月1日住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・職業・続柄・収入の有無給与・営業、農業、不動産、譲渡、公的年金及び雑所得の収入金額・必要経費・所得金額・年金の種類、給与支払者の所在地・名称、世帯主Eメールアドレス | 国民健康保険税申告者 |
| 8 | 児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付額改定認定請求書(増額) | 保健福祉局こども未来部 | 子育て支援課 | ○ | 受給者住所・氏名・フリガナ・電話番号・Eメールアドレス・生年月日、増額の原因となる児童の氏名・続柄・生年月日・同居別居の別・住所・監護の有無・生計関係、増額した理由、事由の発生した年月日 | 児童手当受給者 |
| 9 | 児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付額改定届(減額) | | | ○ | 受給者住所・氏名・フリガナ・電話番号・Eメールアドレス・生年月日、減額の原因となる児童の氏名・続柄・生年月日・同居別居の別・住所・監護の有無・生計関係、減額した理由、事由の発生した年月日 | |
| 10 | 国民健康保険葬祭費支給申請 | 保健福祉局福祉部 | 国民健康保険課 | ○ | 申請者住所・フリガナ・氏名・電話番号・Eメールアドレス、被保険者証記号番号、世帯主住所・フリガナ・氏名、死亡者フリガナ・氏名・生年月日・世帯主との続柄・死亡年月日・国保加入日、葬祭執行年月日、死亡場所、死亡の原因支給申請金額、葬祭執行者住所・フリガナ・氏名・死亡者との続柄・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人・フリガナ・郵便局通帳記号番号 | 国民健康保険被保険者 |
| 11 | 国民健康保険出産育児一時金支給申請 | | | ○ | 申請者住所・フリガナ・氏名・電話番号・Eメールアドレス、被保険者証記号番号、世帯主住所・フリガナ・氏名、出産者フリガナ・氏名・生年月日・世帯主との続柄・母の国保加入日、出産前6ヶ月の保険の状況、出産年月日、分娩の種類、出生児フリガナ・氏名・性別、支払申請金額、金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人・フリガナ・郵便局通帳記号番号 | |
| 12 | 国民健康保険被保険者証再交付申請 | | | ○ | 世帯主住所・氏名・フリガナ・電話番号・Eメールアドレス、届出人住所・氏名・フリガナ・電話番号・Eメールアドレス、被保険者証記号番号、被保険者氏名・フリガナ・性別・生年月日、再交付申請の理由 | |
| 13 | 募集・申込 | | 各課 | × | 申請者住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・Eメールアドレス、送付先住所・氏名・フリガナ・電話番号・Eメールアドレス、扶養者住所・氏名・フリガナ・生年月日・年齢、会社名、学校名 | 申請者 |

さ情審議収第１３号
平成２０年１月７日

さいたま市長　相川　宗一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　馬　橋　　隆　紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

平成１９年９月１２日付けで、さいたま市個人情報保護条例第８条第２号の規定に基づき意見を求められた、別紙内容の事業におけるシルバーバンク登録者との電子計算機の結合については、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第２条第１項第２号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

様式第１１号（第７－２－(1)関係）

# 電子計算機結合に関する意見照会書

平成１９年　９月１２日

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長　　馬橋　隆紀　様

さいたま市長　相川　宗一

個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、次のとおり市以外の者と通信回線により電子計算機の結合を行いたいので、さいたま市個人情報保護条例第８条第２号の規定により意見を求めます。

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | さいたま市シルバーバンク事業 |
| 事務の概要 | 地域活動等活動を行いたい高齢者及び人材を求める地域活動団体、NPO等を登録しそれぞれをコーディネートするとともに、セミナーや活動情報等の情報発信を行う。 |
| 個人情報の内容 | 住所、氏名、生年月日、職歴、地域活動履歴等 |
| 結合先 | インターネットを通じて、シルバーバンクに登録することを希望する個人。 |
| 対象者の範囲 | シルバーバンクに登録することを希望する個人。 |
| 電子計算機の結合を行う理由 | 市役所外部のインターネットデータセンターに構築する、シルバーバンクの情報を、登録者による個人情報の自己管理を可能とするため、インターネットに接続する。 |
| 個人情報の保護措置 | 個人情報を取り扱う場合は、SSL(Secure Socket Layer)等を使用して通信を暗号化するとともに、ID及びパスワード使用により情報の保護措置を図る。 |
| 担当課 | 福祉部　高齢福祉課 |
| 備考 | |

さいたま市　収受　印
19.9.12
さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
第13号

さ情審議収第２５号
平成２０年5月１４日

さいたま市長　相川　宗一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　馬　橋　　隆　紀

個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成２０年３月１０日付けで、さいたま市個人情報保護条例第７条第３項ただし書きの規定により意見を求められた、児童手当支給事務に係る別紙内容の個人情報の目的外利用を行った旨の本人通知の省略につきましては、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第２条第１項第２号の規定に基づき、本審議会は、その理由等を審議した結果、通知を行うことは必要がないと考えます。

なお、次の意見を申し添えます。

（意見）

本件個人情報の目的外利用については、本人への通知を省略する代わりに、広報等により周知することが望ましい。

様式第８号（第６－３－(2)関係）

# 個人情報の目的外利用等に関する意見照会書

平成20年3月10日

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長　馬橋　隆紀　様

さいたま市長　相川　宗一

次のとおり個人情報の（目的外利用／外部提供）に係る本人通知を省略したいので、さいたま市個人情報保護条例第７条第３項ただし書の規定により意見を求めます。

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | 児童手当支給事務 |
| 事務の概要 | 家庭における生活の安定、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、小学校終了前の児童を養育している者に手当（第1子・第2子5,000円、第3子以降10,000円、但し3歳未満の第1子・第2子は10,000円）を支給する。 |
| 担当課又は外部提供先 | 子育て支援課 |
| 対象者の範囲 | ハローエンゼル訪問事業の対象者 |
| 目的外利用等を行う理由 | ハローエンゼル訪問事業は、産後の母子の心と体の健やかな成長を支援するため、産婦・新生児訪問指導と併せ、4か月児までの乳児を持つ家庭を全戸訪問する事業である。<br>対象家庭をすべて訪問するため、対象家庭との連絡調整に、子育て支援事業のひとつである児童手当支給事業の個人情報（電話番号）を個人情報保護条例第7条第1項第5号の規定により目的外利用するものである。 |
| 本人通知を省略する理由 | ハローエンゼル訪問事業の年間訪問件数は、7,500件を想定しており、件数が多いため、本人通知数を省略するものである。 |
| 利用課又は担当課 | 子育て企画課（平成19年度）<br>子育て支援課（平成20年度以降） |
| 備考 | |

さいたま市収受印 20.3.10 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会 第25号

さ情審議収第２６号
平成２０年5月１４日

さいたま市長　相川　宗一　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　馬　橋　　隆　紀

個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成２０年３月１０日付けで、さいたま市個人情報保護条例第７条第３項ただし書きの規定により意見を求められた、乳幼児医療費支給事務（子育て支援医療費助成事務）に係る別紙内容の個人情報の目的外利用を行った旨の本人通知の省略につきましては、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第２条第１項第２号の規定に基づき、本審議会は、その理由等を審議した結果、通知を行うことは必要がないと考えます。

なお、次の意見を申し添えます。

（意見）

本件個人情報の目的外利用については、本人への通知を省略する代わりに、広報等により周知することが望ましい。

様式第８号（第６－３－(2)関係）

# 個人情報の目的外利用等に関する意見照会書

平成20年3月10日

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長　　馬橋　隆紀　　様

さいたま市長　相川　宗一

目的外利用

次のとおり個人情報の　　に係る本人通知を省略したいので、さいたま市
外部提供

個人情報保護条例第７条第３項ただし書の規定により意見を求めます。

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | 乳幼児医療費支給事務<br>(平成20年度より子育て支援医療費助成事務) |
| 事務の概要 | 乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児に対する医療費の一部を支給する。<br>なお、平成20年度から、所得制限を撤廃し、対象者を中学生までに拡大した子育て支援医療費助成事業を実施する。 |
| 担当課又は外部提供先 | 年金医療課 |
| 対象者の範囲 | ハローエンゼル訪問事業の対象者 |
| 目的外利用等を行う理由 | ハローエンゼル訪問事業は、産後の母子の心と体の健やかな成長を支援するため、産婦・新生児訪問指導と併せ、4か月児までの乳児を持つ家庭を全戸訪問する事業である。<br>対象家庭をすべて訪問するため、対象家庭との連絡調整に、乳幼児医療費支給事業の個人情報（電話番号）を個人情報保護条例第7条第1項第5号の規定により目的外利用するものである。 |
| 本人通知を省略する理由 | ハローエンゼル訪問事業の年間訪問件数は、7,500件を想定しており、件数が多いため、本人通知数を省略するものである。 |
| 利用課又は担当課 | 子育て企画課（平成19年度）<br>子育て支援課（平成20年度以降） |
| 備考 | |

さいたま市
収受
20.3.10
さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
第26号

情報公開・個人情報保護制度運用状況　平成１９年度版

**発行年月**　　**平成２１年１月**
**編　　集**　　**さいたま市総務局総務部市政情報課**

**〒330-9588**
**埼玉県さいたま市浦和区常盤６－４－４**
**電　話**　　**048－829－1118**
**ＦＡＸ**　　**048－829－1983**